

BULLETIN OF GUNMA
ARCHAEOLOGICAL RESEARCH
FOUNDATION

2019.3

37

GUNMA ARCHAEOLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

CONTENTS

TANIFUJI Yasuhiko	1
Atypical Earthenware of the Early Jomon Period in Gunma Prefecture	
ISHIMORI Akira	21
Jadeite Bead Surface Collection at Shimoimai Site, Isesaki City — The Availability as a Stone Whistle—	
OOKI Shinichirou	33
Late Yayoi Period's Sites in the Agatsuma River Basin of Gunma Prefecture	
TOMOHIRO Tetsuya	53
There Were No Settlers in Gunma. — From a Perspective of Human Mobility and Interaction —	
TAKASHIMA Hideyuki	71
Historical Significance of Ancient Inscribed Spindle Whorls Unearthed in the Tohoku and Kyushu Regions	
IIMORI Yasuhiro	91
The Siege of Matsuida Castle in Kōzuke Province and Its Peripheral Encampment in the 18th year of Tenshō (A.D. 1590)	
OONISHI Masahiro	101
Basic Investigation of Ceramic Reeling Pans Produced in Shinshu Province — Focusing on the Marusen-gumi and Hayashi-kogyo Companies —	
SEKI Kuniichi	121
X-ray CT Analysis of Artifacts Unearthed at Kanai Higashiura Site —An Attempt to Know and Visualize the Shape of Traces of Low-Density Organic Matter Including Strings Accompanying Unearthed Ironware —	

研究紀要 37

研究紀要 37

目次

谷藤保彦	1
群馬県内における縄文時代前期の異型式土器	
石守 晃	21
伊勢崎市下今井遺跡表採の硬玉製大珠 —石笛使用の可能性を有する製品—	
大木紳一郎	33
群馬県北部吾妻川流域の後期弥生遺跡について	
友廣哲也	53
やっぱり群馬に入植民はいなかった —交流と人の移動の観点から—	
高島英之	71
東北及び九州出土古代刻書紡輪の歴史的意義について	
飯森康広	91
天正18年の上野国松井田城攻めと周辺陣場	
大西雅広	101
信州産陶器製繰糸鍋の基礎的検討 —丸千組と林工業を中心に—	
関 邦一	121
金井東裏遺跡出土遺物の X線 CT画像解析 —出土鉄製品に伴う紐等低密度の有機物痕跡の形状把握と 可視化への試み—	

2019

公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

研究紀要 37

2019

公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

群馬県内における縄文時代前期の異型式土器

谷 藤 保 彦

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. はじめに | 4. 前期後葉の異型式土器 |
| 2. 前期初頭から前葉の異型式土器 | 5. 異型式土器の様相 |
| 3. 前期中葉の異型式土器 | 6. おわりに |

— 要 旨 —

群馬県内出土の縄文土器については、南関東を中心とした土器型式・編年が用いられることが常であったが、昭和50年代後半以降に急増した資料には、いわゆる関東編年にそぐわない土器の存在が明らかとなった。特に、前期中葉期に有尾式土器が黒浜式土器と共に多く出土することは、それまで全く知られていないことであった。その後、長年にわたって開催されてきた縄文セミナーを通じて、群馬県内を含めた土器型式細分・編年、地域間の交差する広域編年は、今日的に明らかとなってきた。

本稿では、前期における広域土器編年および型式間交渉を明らかにするべく、群馬県内から出土する異型式土器・変容した土器の抽出と共伴関係の事例を確認し、各時期での様相を明らかとすることができた。その結果、これまで知られていなかった遠隔地との関係、今後に注意を要する土器についても指摘することができた。大きく第一点として、前期初頭期において花積下層Ⅰ式と塚田式土器が共にあり、極楽寺式酷似土器や石製品の石材から北陸との関係も興味深い。また、花積下層Ⅲ式と木島Ⅷ式土器からは、東海から静岡県にかけた地域との関係、さらに木島式から変容したと考えられる薄手縄文施文の土器等が今後の問題を残している。第二点として、前葉期においても神ノ木式土器はもとより、布目式土器、中越Ⅲ式土器、清水之上Ⅱ式土器、そして大湊式土器等が散見でき、今後注目すべき土器である。第三点として、中葉期では植房式土器や大木2 a 式土器もさることながら、上ノ房式土器、朝日C式に見られる器形の土器、北白川下層式土器、そして釈迦堂Z3式土器等にも注意を要する。第四点としては、後葉期における周辺諸型式土器との比較検討もさることながら、蛭ヶ森式土器からの系統を示唆される横位擦痕の土器が、少量ずつながらも県内に広く分布していることに注目する必要がある。

キーワード

対象時代 縄文時代
対象地域 群馬県
研究対象 前期の異型式土器

1. はじめに

群馬県内の縄文土器研究は、縄文セミナーがその一翼を担ってきた。ここでは、群馬県を中心とした周辺地域の土器の実態を明らかにすると共に、各地域での時間的位置付け(新土器型式の設定も含む)、地域間の広域交差土器編年の確認、さらに各土器型式における型式間交渉、といった視点を基に回を重ね、多くの研究者による発表・討議が毎回行われてきた。前期の土器に関しては、「第1回縄文セミナー 縄文前期の諸問題」(1987)、「第7回縄文セミナー 早期末・前期初頭の諸様相」(1994)、「第10回縄文セミナー 前期中葉の諸様相」(1997)、「第12回縄文セミナー 前期後半の再検討」(1999)、「第19回縄文セミナー 前期前葉の再検討」(2006)、「第23回縄文セミナー 縄文前期浅鉢土器の諸様相」(2010)、「第24回縄文セミナー 縄文前期土器研究の現状と課題」(2011)、「第29回縄文セミナー 縄文前期後半の型式間交渉の諸問題」(2016)、「第30回縄文セミナー 縄文前期中葉の型式間交渉の諸問題」(2017)と、計9回もの回を経ている。しかし、これで全てが討議し尽くされたわけではなく、新資料からの再検討等、検討する内容はまだ多く残されているのが実情である。

群馬県内出土の縄文土器については、南関東を中心とした土器編年の型式が用いられることが常であったが、昭和50年代後半以降に急増した調査資料には、いわゆる関東編年にそぐわない土器の存在が明らかとなった状況がある。こと前期では、三原田遺跡での花積下層Ⅰ式に塚田式土器が、花積下層Ⅲ式に木島Ⅶ式土器、関山Ⅱ式に神ノ木式土器、黒浜式に有尾式土器・大木2式土器・植房式土器、諸磯b式に浮島式土器・大木4式・北白川下層Ⅱ式土器、諸磯c式に興津式土器がそれぞれ伴出することが知られることとなった。中でも、花積下層Ⅰ式期に塚田式土器が群馬県北西部にまで大きく分布域をもつこと、同様に分布域を広くもつ有尾式土器が知られ、群馬県内の土器様相が南関東や東関東とは異なることも明らかとなっている。近年では、少量ではあるが布目式土器や中越式土器、釈迦堂Z3式土器等といった群馬県外に主体をおく土器も確認されている。さらには、他地域の土器文様の変容した土器の存在も明らかとなっており、そうした土器の抽出には苦慮することが多い。また、各回の縄文セミナーにおいても取り上げて討論されてきた事項でもある。

本稿は、こうした他地域の土器型式が介在する状況を再度明らかとし、県内の前期土器群を扱う上で注意を要する土器であることを指摘しておきたい。取りも直さず、縄文社会を考える上で、各地域および地域間を含めた広域な時間軸の確認は基より、分布、変容のあり方々々から、地域間における土器の交渉の姿を導き出す基礎的な作業の一環と捉えている。

2. 前期初頭から前葉の異型式土器

群馬県内の前期については、前期初頭を扱った第7回縄文セミナー「早期末・前期初頭の諸様相」(1994)において花積下層Ⅰ式をⅠ～Ⅲ式の3細分が示され、編年上では花積下層Ⅰ式に塚田式、下吉井式、木島Ⅲ式が、花積下層Ⅲ式中道式、中越Ⅰ式、木島Ⅶ・Ⅷ式がそれぞれ併行関係にあるとされた。この併行関係については、その後も各地の遺跡で確認されている。続く前期前葉を扱った第19回縄文セミナー「前期前葉の再検討」(2006)では、二ツ木式に中越Ⅱ式、布目式、木島Ⅹ式が、関山Ⅰ式に中越Ⅲ式、新谷段階の土器群、関山Ⅱ式に神ノ木式、中越Ⅳ式、清水之上Ⅱ式等々の各型式が併行関係にあるとされ、さらに関山Ⅱ式新段階(井沼段階)には有尾式の最古段階が併行するとの見解も示されてきた。

では、群馬県内の遺跡から出土する土器はどうであろうか。次に、既存の花積下層Ⅰ～Ⅲ式、二ツ木式、関山Ⅰ・Ⅱ式の各土器型式に、遺構内で共伴する異型式土器を抽出してみたい。

〈前期初頭期〉

県内における前期初頭期の調査事例(特に花積下層Ⅰ式期)は急増し、前橋市今井見切塚遺跡や同市萱野Ⅱ遺跡、長野原町林中原Ⅰ遺跡、最近では長野原町上原Ⅰ遺跡で花積下層Ⅰ式期の住居が14軒も検出される等、概期資料の増加が著しい。

以下、異型式土器を出土させた各遺跡の事例を確認する。

長野原町坪井遺跡(第1図1～12)

SI 12(住居)から花積下層Ⅰ式土器と共に1の塚田式土器1点が出土し、SK18(土坑)では8の極楽寺式に酷似する土器が花積下層Ⅰ式土器と共伴している。また、SK35(土坑)では、12の花積下層Ⅰ式土器と11の塚田式土器が共伴している。8は口縁下に撚糸圧痕による横位ハ字状の短沈線状文様が数段施されており、所謂極楽寺式土器の文様に酷似する土器である。この出土事例をもって、花積下層Ⅰ式に塚田式、さらに極楽寺式が併行関係にあることを、筆者は以前にも指摘している(谷藤2001、2006)。

長野原町上原Ⅰ遺跡(第1図13～32)

花積下層Ⅰ式期の住居14軒からなる集落で、花積下層Ⅰ式土器と塚田式土器が住居から数多く出土している。群馬県埋文事業団調査では、81区1号住居で13の花積下層Ⅰ式土器と14の塚田式土器が共伴し、同様に81区2号住居でも塚田式土器が共伴している。遺構外からも、15～19の塚田式土器出土が出土している。また、町教育委員会調査では、SI19(住居)で花積下層Ⅰ式土器と21の塚田式土器、同様にSI22(住居)で24、

SI23(住居)で29、SI25(住居)で25・26、さらに遺構外遺物に31・32といった塚田式土器が出土している。これらの内、26や31は波頂下の垂下隆帯と口縁下を巡る隆帯とでT字状隆帯を構成させる塚田式の特徴と、口縁部文様に撚糸側面圧痕を多用する花積下層Ⅰ式の施文文様を併せもつ土器であり、局地的に変容した状況が窺える。SI25の25・26も同様であろう。

長野原町林中原Ⅰ遺跡(第2図33・34)

52区1号住居では、花積下層Ⅰ式土器と34の塚田式土器が共存している。

長野原町三平Ⅱ遺跡(第2図35)

遺構外出土であるが、35の塚田式土器が1点出土している。

長野原町居家以岩陰遺跡(第2図36・37)

岩陰の前庭部緩斜面からは、36・37の塚田式土器が出土している。

安中市新堀東源ヶ原遺跡(第2図38～45)

75号住居からは、38～41・43の塚田式土器が出土している。

安中市横川大林遺跡(第2図46～52)

遺構外出土であるが、46～50の塚田式土器が出土している。

渋川市三原田城遺跡(第2図53～76)

2～4・6・10号住居で、花積下層Ⅲ式土器と共に木島Ⅷ式土器が出土している。136号土坑からも木島式土器が出土している。また、4号住居の58・59および9号住居の67～69は無繊維の薄手土器で、口縁下の段部に摘まみ状の刺突列をもつ土器であり、木島式の特徴(摘まみ状の刺突列)を併せもち、施文される縄文が非結束羽状であることから布目式土器とも異なる。なお、遺構外出土の中に、先の土器と同様な口縁下に摘まみ状の刺突列をもつ土器があり、胎土に繊維を若干含み、器厚もやや厚い。

列記した遺跡以外にも、塚田式土器や中道式土器を出土させている遺跡として、長野原町横壁中村遺跡、孀恋村今井立石遺跡等々がある。

〈前期前葉期〉

前期前葉期の調査事例も増加し、二ツ木式期では渋川市上白井西伊熊遺跡や同市中郷遺跡、前橋市上泉新田塚遺跡、関山式期においても渋川市金井東裏遺跡や安中市三本木遺跡等々、多くの遺跡で住居が検出され、資料は増加の一途をたどっている。

以下、異型式土器を出土させた各遺跡の事例を確認する。

長野原町上原Ⅰ遺跡(第3図77・78)

遺構外出土であるが、77・78の布目式土器が出土し

ている。波状口縁の口唇部に爪形刺突をもち、口縁部帯が肥厚ぎみとなり、頸部が段状に屈曲する屈曲部に爪形刺突が巡り、原体幅の短い状文が施される土器である。同時期の土器には、遺構外から二ツ木式土器がある。

長野原町居家以岩陰遺跡(第3図79～81)

岩陰の前庭部緩斜面からは、原体幅の狭い結束羽状縄文を施した79・80の布目式土器、束の縄文を施した81の神ノ木式土器が出土している。

長野原町楡木Ⅱ遺跡(第3図83～87)

2号住居からは、83の布目式土器が出土している。また、遺構外出土には、84の布目式土器、85の木島式かと思われる土器、86・87の表裏面に指頭圧痕を残す木島ⅨないしⅩ式土器がある。

長野原町三平Ⅱ遺跡(第3図82)

遺構外出土であるが、82の口縁部に刺突列を数段巡らせ、胴部にループ縄文を施す土器は、新潟県の大湊式土器に近似する土器文様である。

渋川市見立峯遺跡(第3図88)

J11号住居から88の1点が出土しているものの、共存土器はない。88は布目式土器に後続する新谷段階の土器であり、同遺跡での他の住居出土土器(二ツ木式)よりもやや新しい時期のものとなる。

渋川市勝保沢中ノ山遺跡(第3図89)

遺構外出土であるが、89は口縁下にずらせ手法による縦位櫛歯状刺突を施文する土器で、その施文特徴から神ノ木式土器である。

渋川市西ノ平遺跡(第3図90～93)

J1号住居では、関山Ⅱ式土器と93の清水之上Ⅱ式土器が伴出している。この93については、草山式土器との見解もある(増子2017)。

渋川市下箱田向山遺跡(第3図94～99)

5・8号住居では、関山Ⅱ式土器と共に96・97・99の束の縄文を施した神ノ木式土器が出土している。

安中市野村遺跡(第4図100～115)

J35号住居の100・103～105、J45号住居の106、J47号住居の109は、関山Ⅱ式土器と共存する神ノ木式土器である。J50号住居の113は清水之上Ⅱ式土器で、関山Ⅱ式土器と共存している。また、遺構外出土には、114・115の神ノ木式土器がある。

安中市人見大谷津遺跡(第4・5図116～129)

2号住居の118～121、7号住居の124・125、8号住居の128・129は神ノ木式土器であり、胎土に繊維の有無はあるが、いずれの住居においても関山Ⅱ式土器と共存している。

安中市三本木遺跡(第5図130～146)

J9号住居では、関山Ⅰ式土器に132の波頂下に垂下隆帯をもつ無文薄手の中越式土器が共存している。

J 15号住居でも関山Ⅰ式土器に134の裏面指頭圧痕の中越式土器が、J 18号住居においても関山Ⅰ式土器に135の尖底となる裏面指頭圧痕の中越式土器が共伴している。また、J 23号住居では、140・141の薄手で口縁部に爪形刺突をもつ清水之上Ⅱ式土器が出土している。さらにJ 43号住居では、関山Ⅱ式土器と145の神ノ木式土器、146の清水之上Ⅱ式土器が伴出している。

列記した遺跡以外にも、神ノ木土器を出土させている遺跡として、下仁田町吉崎遺跡、安中市中原遺跡、同市清水Ⅰ遺跡等々がある。

3. 前期中葉の異型式土器

第1回縄文セミナー「縄文前期の諸問題」(1987)、埼玉考古学会シンポジウム「黒浜、有尾、そして大木」(1990)、第10回縄文セミナー「前期中葉の諸様相」(1997)を含め、この時期の土器論については実に多くの論考がある。その中には、概期土器群の細分論だけではなく、土器の名称等の問題、広域な土器編年の確立について、各研究者の立場で説かれてきた。さらに、近年に至っては、富山県小竹貝塚出土土器によって北陸での概期土器群の様相が明らかとなり、第30回縄文セミナー「縄文前期中葉の型式間交渉の諸問題」(2017)が開催されるなど、新たな展開を迎えている。

いずれにせよ、概期の群馬県内の状況は、黒浜式土器と有尾式土器との共存は疑うべくもなく、数多くの遺跡で確認され、周知のこととなっている。そこで、ここでは有尾式を除く他型式土器を対象とした。

以下、異型式土器を出土させた各遺跡の事例を確認する。

みなかみ町善上遺跡(第6図147・148)

JP34から、黒浜式新段階と思われる土器と148の寸詰まりな縄文施文の土器が出土している。

昭和村糸井宮前遺跡(第6図149～158)

116号住居では、有尾式新段階の土器と153の小波状が連続しながら口縁部文様に波状コンパス文を施す大木2 a式に類似するような土器、151の網目状燃糸文を施す型式不明な土器、152の胴部最大径の位置が底部となる朝日C式にも見られる器形に近似する土器が出土している。143号住居では、黒浜式土器と有尾式土器、157の網目状燃糸文を施す土器、158の無繊維で無文の土器が共伴している。

昭和村中棚遺跡(第6図159～163)

NJ12号住居では、有尾式中・新段階の土器と160の緩い波状沈線(条線状)を全面に施す植房式類似土器、162の5単位波状口縁を呈する大木式土器の口縁形態

に近似する土器が共伴している。遺構外出土ではあるが、163は6単位波状口縁を呈し、緩い波状コンパスモンや網目状燃糸文を施す土器で、大木2 a式土器である。

みどり市瀬戸ヶ原遺跡(第7図164～169)

J 1号住居では、黒浜式中段階の土器と166～169(同一個体)の大木2 a式土器が共伴している。

前橋市横沢向田遺跡(第7図170～175)

J 3号住居からは多くの有尾式新段階の土器と黒浜式中段階の土器が出土する中、175のやや異質な土器が出土している。この175の特徴は、胎土に繊維を含まず雲母を混入し、表面の口縁以下には縄文を浅く(軽く)施文し、裏面には指頭圧痕が明瞭に残る。この特徴が一致する土器型式として釈迦堂Z3式が挙げられ、同型式土器が埼玉県での出土も知られていることから、175は釈迦堂Z3式とすることができよう。

安中市行田大道北遺跡(第7図176～183)

46号住居では、黒浜式中段階の土器と178の大木2 a式に特徴的な網目状燃糸文を施す土器が出土している。81号住居では、黒浜式新段階の土器と182の横位沈線間に刺突を施す土器が出土している。この182は、富山県小竹貝塚や新潟県津南町周辺にも見られる刺突施文に酷似する土器である。また、395号土坑からは、183の大型爪形刺突を密接させて施文した北白川下層Ⅱ a式土器も出土している。

安中市行沢梅木平遺跡(第7図184・185)

398号土坑からは、184・185の胴部最大径の位置が底部となる小型土器が出土している。

富岡市大牛下原遺跡(第7図186～194)

108号土坑からは、黒浜式新段階の土器と189～194が共伴している。この189～194も無繊維の胎土に雲母を混入し、裏面に指頭圧痕が明瞭に残る釈迦堂Z3式土器である。他の遺構においても、裏面に指頭圧痕が残る土器を散見できる。

列記した遺跡以外にも、高崎市神保植松遺跡から遺構外出土であるが上ノ房式土器が出土している。

4. 前期後葉の異型式土器

前期後葉期の群馬県内には、浮島式土器や興津式土器、大木式土器、北白川下層式土器が出土することは、以前より知られていたことである。また、前橋市上大屋遺跡やみなかみ町小仁田遺跡等から出土した北白川下層Ⅱ式の土器文様の特徴を持つ土器をもって、「上大屋類型」とする土器群の指摘もなされている(鈴木1996)。そうした中、第12回縄文セミナー「前期後半の再検討」(1999)、さらに第29回縄文セミナー「縄文前期後半の型式間交渉

の諸問題」(2016)と、資料の増加に伴う新たな視点での論議が交わされてきた。

近年の状況では、先に知られていた諸型式土器以外の異型式土器の出土も知られるようになってきた。刈羽式土器に特徴な格子目文が施され土器、蜷ヶ森式土器に系統を引くと考えられる幅広の口縁部文様帯に横位擦痕や横位沈線を施文した土器が散見される。

以下、異型式土器を出土させた各遺跡の事例を確認する。

伊勢崎市大上遺跡(第8図195～199)

Ⅲ区6号住居およびⅣ区3号住居で、諸磯c式古段階の土器と196・199の浮島式ないし興津式土器、197の大木式の影響と思われる鋸歯状貼付文がつく土器が共存している。

みどり市清水山遺跡(第8図201・202)

2区3号住居では、諸磯b式古段階に202の上大屋類型の土器が共存している。

前橋市上泉唐ノ堀遺跡(第8図203～209)

10号住居では諸磯b式中2段階の土器と205・206、57号土坑でも207の全面に横位擦痕を施した土器が出土している。

前橋市上泉新田塚遺跡(第9図210・211)

685号土坑から、諸磯b式中2段階の土器と211の浮島Ⅱ式土器が出土している。

前橋市上大屋遺跡(第9図212～222)

7号住居の220は諸磯b式古段階の土器と共存し、遺構外出土の222と共に「原浮線文土器」(鈴木1991)として上大屋類型(鈴木1996)と称された土器である。2号住居の214および3号住居の217は諸磯c式古段階の土器と共存する興津式土器で、217の口唇部には大木5式の影響と思われる鋸歯状の貼付隆帯をもつ。他に、遺構外から221の刈羽式土器が出土している。

前橋市江木下大日遺跡(第9図223～228)

58号住居では諸磯b式中1段階に226の刈羽式土器、227・228の上大屋類型が共存している。

前橋市芳賀東部団地遺跡(第10図229・230)

J5号住居では、229の浮島Ⅱ式土器と230の大木式と考えられる土器が出土している。

前橋市愛宕山遺跡(第10図231～246)

3号住居では諸磯a式新段階や諸磯b式古段階の土器に233の刈羽式土器、67土坑で諸磯b式古段階に243の刈羽式土器、4号住居で諸磯b式中1段階に236の刈羽式土器と238～240の上大屋類型的な土器が共存している。また、29号土坑での242は上大屋類型とされる土器であり、99号土坑の246は北白川下層Ⅱ式類似土器である。

前橋市広面遺跡(第10・11図247～252)

J5号住居248やJ6号住居250の横位擦痕を施した土器は諸磯c式古段階に、J7号住居では252の興津式土器が共存している。

昭和村糸井宮前遺跡(第11図253～257)

80号住居は諸磯b式新段階の土器を主体とする中、254の胴部文様を区画する横位爪形刺突はロッキングによる施文であり、浮島式に特徴的な貝殻腹縁のロッキング施文を取り込んだ折衷土器である(谷藤・関根1985・1986)。107号住居は諸磯c式古段階の土器と257の興津式土器が共存する例であるが、257は櫛歯状工具で施文されており、福島県会津地方に見られる施文文様である。

みなかみ町三峰神社裏遺跡(第11図258～260)

J4号住居では、諸磯c式古段階の土器と258の興津式土器、260の大木式の影響と思われる鋸歯状貼付文がつく土器が共存している。

みなかみ町小仁田遺跡(第11図261・262)

1号住居では、諸磯b式中段階に262の上大屋類型の土器が共存している。

渋川市中畦遺跡

図示していないが、2号住居では諸磯b式中2段階に口縁部文様が横位沈線となる土器が出土している。

渋川市白井十二遺跡(第11図263～267)

5号住居からは266の縄文施文後に横位擦痕を施した土器で、265の横位擦痕を施した土器と共に諸磯b式新段階の土器と共存している。また、3号住居の263・264は諸磯b式新段階終末から諸磯c式古段階の土器と共存している。

渋川市八崎日影山遺跡(第11図268・269)

2区10号住居では、黒浜式新段階から諸磯b式中1段階の土器が混在している中に、268・269の北白川下層Ⅱ式土器が出土している。

高崎市神保植松遺跡(第12図270～279)

26号住居では、諸磯c式古段階の土器に272の胴部下層に横位擦痕を施した土器が共存し、蜷ヶ森式土器からの系統を引く土器として最初に注目された。また、遺構外であるが、279の大木式に系統を引くような鋸歯状の浮線文様をもつ土器、浮島式土器、刈羽式土器、273～278の北白川下層Ⅱ式土器が出土している。

安中市中野谷松原遺跡(第12図280～291)

J111号住居では、291の北白川下層Ⅱ式に類似する上大屋類型の土器が諸磯b式中1段階の土器と共存している。J78号住居286および80号住居287の浮島Ⅱ式土器と諸磯b式中1段階の土器が共存し、J56号住居では282の幅広口縁部文様帯に横位沈線を施文した土器が諸磯b式中2段階の土器と共存している。他に、J34号住居からは280の上大屋類型の土器、J64・81号住居からは283・284の北白川下層Ⅱb式土器、遺構

外から刈羽式土器が出土している。

安中市人見大谷津遺跡

図示していないが、11号土坑では諸磯c式古段階の土器と大木式の鋸歯状貼付文がつく土器が共伴している。

安中市行沢梅木平遺跡(第12図292・293)

83号住居の293は北白川下層Ⅱ式から変容した中部高地の「糠塚類型？」(鈴木1996)的な土器で、諸磯b式中1段階の土器と共伴している。

富岡市鞆戸原Ⅰ遺跡(第12図294・295)

11号住居の295は北白川下層Ⅱb式土器であり、諸磯b式古段階の土器と共伴している。

富岡市上丹生屋敷山遺跡

図示していないが、192号住居では諸磯b式古段階に刈羽式土器が共伴している。同様に、諸磯b式中1段階に伴う例としては、142号住居と294号住居がある。諸磯b式中2段階に伴う例としては、158号住居と415号住居がある。また、115号住居からは、横位擦痕を施した土器が諸磯b式新段階と共伴している。

下仁田町米山遺跡

図示していないが、25号土坑では口縁部に鋸歯状の浮線文様を2段巡らせる大木5式類似土器、横位擦痕を施した土器、諸磯c式古段階の土器が出土している。

列記した遺跡以外にも、伊勢崎市今井見切塚遺跡からは第8図200の格子目文が施された刈羽式土器が知られ、刈羽式土器は他にも多くの遺跡から出土している。また、蜷ヶ森式土器に系統を引くと考えられる横位擦痕を施した土器は、少量ながらも県内全域に確認できる土器である。浮島式土器や興津式土器においても同様で、渋川市勝保沢中ノ山遺跡、高崎市黒熊遺跡、同市山名柳沢遺跡等、県内各地の遺跡で出土している。

5. 異型式土器の様相

これまで、群馬県内での前期の異型式土器を出土させている遺跡例を紹介してきたが、その様相についていくつか指摘しておきたい。

前期初頭期～前葉

花積下層Ⅰ式土器と塚田式土器との共伴事例は多くあるが、上信国境に近い地域に顕著であり、赤城山南麓以東では皆無に近い。特に、長野原地域では、両者の区別をつけ難い土器も存在する。また、坪井遺跡での極楽寺式に酷似する土器の出土は、両型式の併行関係の確認だけではなく、北関東における北陸域の土器の存在、さらにはその中間域での存在が推測できることとなる。余談ではあるが、この坪井遺跡からは葉鱗石製とされる石製

品(「瓊状頸飾り」谷藤2001)が出土しており、この石材が赤茶褐色(黄土色)：所謂カーキ色をしており、富山県極楽寺遺跡や新潟県寺地遺跡から出土している石製耳飾り等の石材に酷似している。一方、花積下層Ⅲ式土器と木島Ⅷ式土器が共伴すると共に、木島式の特徴を併せもつ非結束羽状縄文の土器は、北陸地域にも散見できる土器であり、布目式土器の成立に大きく関与する可能性を指摘できよう。

続く二ツ木式期になると、住居形態においてもそれまでと大きく変化を成し、定型化した長方形状や「コの字形石敷炉」をもつのが特徴(谷藤他2014)となる。特に群馬県内では顕著であり、関山Ⅱ式の時期まで「コの字形石敷炉」の炉形態は継続する。二ツ木式と併行関係にある中越Ⅱ式は、長野県長和町明神原遺跡ⅡSB14号住居で両型式土器が確認されていることから、群馬県内での出土の可能性はある。同時期に併行する木島式土器についても、僅かではあるが楡木Ⅱ遺跡で確認できる。さらに、布目式土器に関してであるが、富山県上久津呂中屋遺跡でも多量に出土するなど、その分布は広がりを見せている中、近年では新潟県でも信濃川上流域の遺跡からも出土している。長野県の北信域に接する長野原町地内の遺跡で確認できた布目式土器も、そうした一端の事例と思われる。現在、整理作業が進められている東吾妻町四戸遺跡でも、布目式を思われる底部を欠いたほぼ完形品が出土している。

関山式期になると、安中市三本木遺跡で関山Ⅰ式土器と波頂下に垂下隆帯をもつ無文の中越式や縄文を施した中越式土器が共伴している。同様な事例は、長野県真田町四日市遺跡17号住居にも見ることはでき、縄文を施した中越式土器の存在は知られていた(渋谷2005)。やはり、関山Ⅰ式の長野県東信地域への浸透と、その逆の東信側からの流入の様がみてとれる。その様子は次の関山Ⅱ式の段階になるといっそう強まり、関山Ⅱ式期の神ノ木式土器の出土事例は数を増し、赤城山西南麓にまで見ることができ。併せて、清水之上Ⅱ式土器の出土も明らかとなっている。また、僅かではあるが、新潟県の大湊式土器に近似する土器の出土も確認される。

前期中葉

関山Ⅱ式期の神ノ木式の広がり、後続する前期中葉期の前半には有尾式土器として黒浜式土器と共に県内全体に出土する。もちろん、有尾式土器は広域な広がりをもつ土器である。しかし、群馬県内での傾向は、県南東となる平野部においては黒浜式土器の比率が高いように思われ、有尾式の新しい段階になるとよりその傾向は強くなる。また、有尾式土器では口縁部文様は無文地に描かれるのが特徴であるが、縄文地に菱状や鋸歯状等の口縁部文様を描く土器が多くみられ、一つの変容のあり方

を物語っている。

この前期中葉期にあつては、有尾式中・新段階および黒浜式中段階に大木2 a 式土器が伴う事例を東北・東部に確認でき、東関東の植房式に類似土器も出土している。また、胴部最大径の位置が底部となる、根小屋式の器形にも通じ朝日C式にも見られる器形の土器が出土している。他に、僅かではあるが、静岡から神奈川県に主体をおく上ノ房式土器の出土が県西部に確認されている。そして、黒浜式新段階になると、北陸の朝日C式的な刺突施文に酷似する土器、密接した大型爪形刺突の北白川下層Ⅱ a 式土器等を僅かにみることができ、さらに釈迦堂Z3式土器の存在も知られるようになってきた。特に、釈迦堂Z3式の抽出には、注意が必要であろう。

前期後葉

新潟県から長野県にかけて主体となる刈羽式土器は、その特徴の一つでもある格子目文が施される土器が諸磯b式古段階から諸磯b式中1・2段階に伴い、県内随所から出土している。むしろ、諸磯式に取り込んだ土器文様の感さえる。

北白川下層式に絡む土器の出土は、その変容した土器をも含め、かなり色濃い状況と言える。特に、上大屋類型の土器は、諸磯b式古段階から諸磯b式中1段階にその大半が伴い、県内各所に散見できる。

以前より出土の知られてきた浮島式土器は、諸磯b式中1・2段階に浮島Ⅱ式土器が伴う事例が多い。また、諸磯b式新段階に、諸磯式の文様構成をそのままにロッキングによる横位爪形刺突を施文するといった、部分的な変容を描出した土器が一部でみることができ、後出の興津式土器に至っては、そのほとんどが諸磯c式古段階に伴い出土している。また、特筆できる事例に糸井宮前遺跡がある。興津式の中でも、福島県会津地域に見られる櫛歯状工具で施文される変容した興津式土器が糸井宮前遺跡に出土しており、諸磯c式古段階の時期に会津地域と片品川流域との直結したルートの存在があったことを意味している。

一方、大木式土器であるが、大木式の影響と思われる鋸歯状貼付文をもつ土器が、諸磯c式古段階にボタン状貼付文と共に施文され、普遍的に出土している。

さらに、北陸を主体とする蛭ヶ森式土器からの系統を示唆される横位擦痕の土器は、諸磯b式中2段階から諸磯c式古段階（多くは諸磯b式新段階から諸磯c式古段階）に伴い、各遺跡での出土量は少ないが県内全域から出土しており、今後も注意の必要な状況にある。

6. おわりに

群馬県内における縄文時代前期の土器型式細分・編年、

地域間の交差する広域編年は、数回に渡る縄文セミナーを通じて今日的に明らかとなってきた。周辺地域での新土器型式の設定もさることながら、地域間の土器の比較・検討は、新たな視点を生み出すのに足るものであった。そして、関東の編年枠で語られてきた群馬県出土の土器群であったが、その実態は南関東や東関東ともやや異なる状況にあり、北関東ならではの土器変遷、変容した土器、異型式土器との伴出関係が鮮明となってきた経緯がある。

前期初頭期において花積下層Ⅰ式と塚田式土器が共にあり、北陸との関係が極楽寺式酷似土器や石製品の石材から興味深い。花積下層Ⅲ式と木島Ⅷ式土器からは、東海から静岡県にかけての地域との関係、さらに木島式から変容したと考えられる薄手縄文施文の土器等、今後の問題を残している。前期後葉期においても、今のところ確認されていない中越Ⅱ式土器や、近年散見する布目式土器、さらには中越Ⅲ式土器や清水之上Ⅱ式土器、そして大湊式土器等、注目すべき土器である。中葉期では、上ノ房式土器、朝日C式に見られる器形の土器、北白川下層式土器、そして釈迦堂Z3式土器の抽出が問題視される。後葉期では、周辺諸型式土器との比較検討もさることながら、蛭ヶ森式土器からの系統を示唆される横位擦痕の土器に注目する必要がある。

以上、本稿では群馬県内から出土する前期の異型式土器の抽出と共伴関係を確認しつつ、各時期の様相について触れてきた。その結果、各時期を通じて遠方を含めた諸異型式土器が僅かながらにでも確認することができた点からも、今後も異型式土器の抽出は必要不可欠なことは明らかで、さらなる抽出に期待したい。

本稿は、平成30年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究指定研究「群馬県内における縄文時代前期の異型式土器の実態研究」の成果の一部である。

主要引用文献

- 網谷克彦 1979「北白川下層式土器」『縄文文化の研究3』雄山閣 pp.191～210
- 渋谷賢太郎 2005「中越式土器への新視点」『歴史智の構想—哲学者鯨岡勝成先生追悼論文集—』鯨岡勝成先生追悼論文集刊行会 pp.13～24
- 渋谷昌彦 2012「中越式土器から見た土器型式間の交渉」『縄文時代23』縄文時代文化研究会 pp.51～67
- 鈴木敏昭 1991「土器群の変容—例えば、諸磯b式浮線文土器の場合—」『埼玉考古学論集』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 pp.305～340
- 鈴木徳雄 1996「諸磯b式の変化と型式間交渉」『縄文時代7』縄文時代文化研究会 pp.1～32
- 関根慎二 1995「諸磯c式土器以前」『群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要12』群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.1～28
- 関根慎二 2017「諸磯式後半期にみられる微隆起線施文土器」『二十一世紀考古学の現在』六一書房 pp.389～398
- 谷藤保彦・関根慎二 1985「群馬県における浮島式・興津式土器の研究(前)」『群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要2』群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.19～40

谷藤保彦・関根慎二 1986「群馬県における浮島式・興津式土器の研究(後)」『群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要3』群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.39~56

谷藤保彦 1999「花積下層Ⅰ式土器とその周辺」『縄文土器論文集—縄文セミナー十周年記念論文集—』縄文セミナーの会 pp.79~105

谷藤保彦 2001「「環状頸飾り」について—中国新石器時代の視点から—」『縄文時代12』縄文時代文化研究会 pp.161~172

谷藤保彦 2004「群馬県出土の神ノ木式土器」『群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要22』群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.95~107

谷藤保彦 2006「周辺地域における塚田式土器」『長野県考古学会誌118—樋口昇一氏追悼号—』長野県考古学会 pp.41~61

谷藤保彦・高橋清文・伊藤順一 2014「縄文時代前期前葉の「コ」の字形石敷炉」『群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要32』群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.33~52

増子康真 2017「草山式土器と上の坊式土器」『二十一世紀考古学の現在』六一書房 pp.365-375

松浦史浩 1990「浮島式土器の施文手法について」『東京大学文学部考古学研究室紀要13』東京大学文学部考古学研究室 pp.33~77

松田光太郎 1995「浮島式土器の研究」『古代探叢Ⅳ』早稲田大学出版部 pp.71~96

百瀬新治 1988「長野県内の諸磯b式土器」『長野県埋蔵文化財センター紀要2』長野県埋蔵文化財センター pp.62~75

森嶋 稔・鳥羽政之・鈴木徳雄・谷藤保彦・関根慎二・児玉卓文 1987『第1回縄文セミナー 縄文前期の諸問題』群馬考古学研究所

澁谷昌彦・相原淳一・谷藤保彦・金子直行・下平博之・費田 明・小熊博史・山本正敏・佐藤典邦 1994『第7回縄文セミナー 早期末・前期初頭の諸様相』(資料集・記録集)縄文セミナーの会

下平博之・費田 明・寺崎裕助・芳賀英一・植村泰徳・本田秀生・谷藤保彦・小杉 康 1997『第10回縄文セミナー 前期中葉の諸様相』(資料集・記録集)縄文セミナーの会

関根慎二・中野 純・細田 勝・山本正敏・金井正三・網谷克彦・小杉 康・今福利恵・松田光太郎 1999『第12回縄文セミナー 前期後半の再検討』(資料集・記録集)縄文セミナーの会

黒坂慎二・谷藤保彦・細田 勝・堀江 格・費田 明・澁谷昌彦 2006『第19回縄文セミナー 前期前葉の再検討』(資料集・記録集)縄文セミナーの会

谷藤保彦・関根慎二・松田光太郎・寺崎裕助・費田 明・稲畑航平 2010『第23回縄文セミナー 縄文前期浅鉢土器の諸様相』縄文セミナーの会

関根慎二・寺崎裕助・細田 勝・町田賢一・谷藤保彦・早坂広人・費田 明・澁谷昌彦 2011『第24回縄文セミナー 縄文前期土器研究の現状と課題』縄文セミナーの会

早坂広人・関根慎二・高橋清文・藤森英二・大石崇史・町田賢一・寺崎裕助 2016『第29回縄文セミナー 縄文前期後半の型式間交渉の諸問題』縄文セミナーの会

高橋清文・伊藤順一・綿田弘実・早坂広人・町田賢一・寺崎裕助・細田勝 2017『第30回縄文セミナー 縄文前期中葉の型式間交渉の諸問題』縄文セミナーの会

図出典文献

第1図1~12:『坪井遺跡Ⅱ』2000 長野原町教育委員会
第1図13~19、第3図77・78:『上原Ⅰ遺跡・上原Ⅲ遺跡・林宮原遺跡』2015 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第1図20~32:『林地区遺跡群』2015 長野原町教育委員会

第2図33・34:『長野原城跡・林中原Ⅰ遺跡』2014 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第2図35、第3図82:『三平Ⅰ・Ⅱ遺跡』2007 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第2図36・37、第3図79~81:『居家以岩陰遺跡』2017 國學院大學

第2図38~45:『新堀東源ヶ原遺跡』1997 松井田町遺跡調査会

第2図46~52:『横川大林遺跡・横川萩の反遺跡・原遺跡・西野牧小山平遺跡』1997 松井田町遺跡調査会

第2図53~76:『三原田城遺跡 八崎遺跡・八崎塚 上青梨子古墳』1987 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第3図83~87:『榎木Ⅱ遺跡(2)』2009 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第3図88:『見立峯遺跡Ⅱ・滝沢日向堀遺跡』2003 赤城村教育委員会

第3図89:『勝保沢中ノ山遺跡Ⅰ』1988 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第3図90~93:『西ノ平遺跡』『北橋村村内遺跡Ⅵ』1998 北橋村教育委員会

第3図94~99:『下箱田向山遺跡』1990 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第4図100~115:『東上秋間遺跡群発掘調査報告書』2003 安中市教育委員会

第4・5図116~129:『人見大谷津遺跡』2002 松井田町教育委員会

第5図130~146:『落合Ⅱ遺跡2・平塚遺跡2・三本木Ⅱ遺跡2・三本木Ⅲ遺跡2』2016 安中市教育委員会

第6図147・148:『善上遺跡』1986 月夜野町教育委員会

第6図149~158、第11図253~257:『糸井宮前遺跡Ⅱ』1986 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第6図159~163:『中棚遺跡』1985 昭和村教育委員会

第7図164~169:『瀬戸ヶ原遺跡(C区)』1994 大間々町教育委員会

第7図170~175:『横沢向田遺跡・堀越丁二本松遺跡・横沢向山遺跡・茂木二本松遺跡』1998 大胡町教育委員会

第7図176~183:『八城二本杉東遺跡・行田大道北遺跡』1997 松井田町遺跡調査会

第7図184・185、第12図292・293:『行田梅木平遺跡』1997 松井田町遺跡調査会

第7図186~194:『上北山遺跡・大牛下原遺跡』2017 富岡市教育委員会

第8図195~199:『大上遺跡Ⅱ』2008 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第8図200:『今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡』2005 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第8図201・202:『清水山遺跡』1985 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第8図203~209:『上泉唐ノ堀遺跡』2010 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第9図210・211:『上泉唐ノ堀遺跡 上泉新田塚遺跡群』2011 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第9図212~222:『上大屋・樋越地区遺跡群』1986 大胡町教育委員会

第9図223~228:『江木下大日遺跡』2006 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第10図229・230:『芳賀東部団地遺跡Ⅲ』1990 前橋市教育委員会

第10図231~246:『愛宕山遺跡 初室古墳 愛宕遺跡 日向遺跡』1994 富士見村教育委員会

第10・11図247~252:『広面遺跡』1994 富士見村教育委員会

第11図258~260:『三峰神社裏遺跡 大友館址遺跡』1986 月夜野町教育委員会

第11図261・262:『北貝戸遺跡 川上遺跡 小仁田遺跡』1985 水上町遺跡調査会

第11図263~267:『白井十二遺跡』2008 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第11図268・269:『八崎日景山遺跡・分郷八崎上浅ヶ原遺跡』2015 渋川市教育委員会

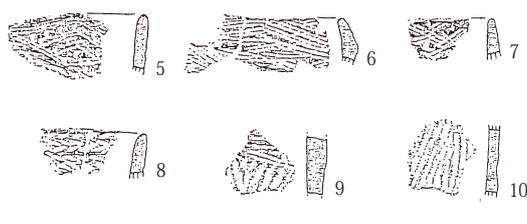
第12図270~279:『神保植松遺跡』1997 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

第12図280~291:『中野谷松原遺跡』1998 安中市教育委員会

第12図294・295:『鞆戸原Ⅰ・Ⅱ 西原遺跡』1992 富岡市教育委員会

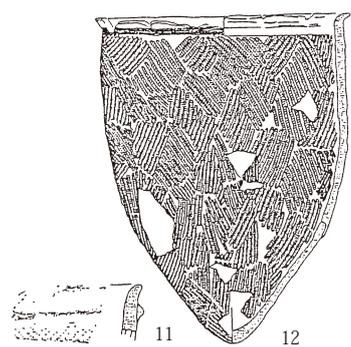


SI 12(住居)

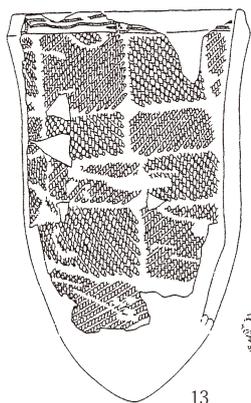


SK18(土坑)

長野原町坪井遺跡

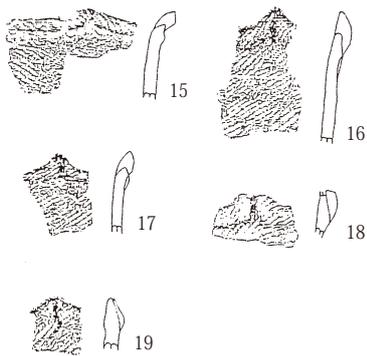


SK35(土坑)

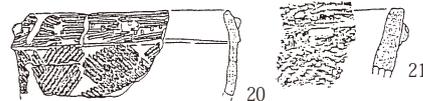


81区1号住居

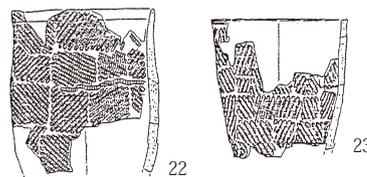
長野原町上原 I 遺跡(群埋文調査)



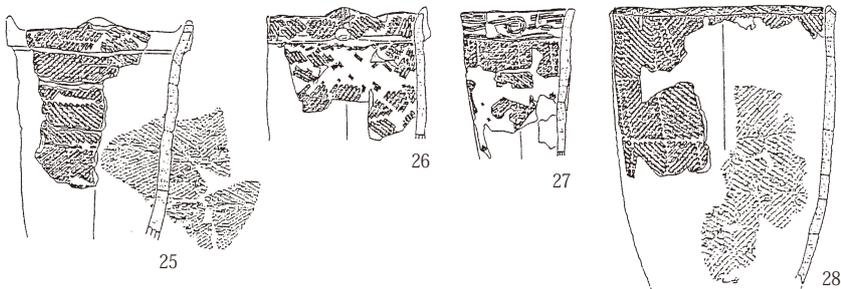
遺構外



SI 19(住居)



SI 22(住居)

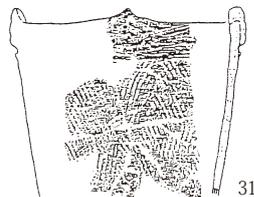


SI 25(住居)



SI 23(住居)

長野原町上原 I 遺跡(町教委調査)

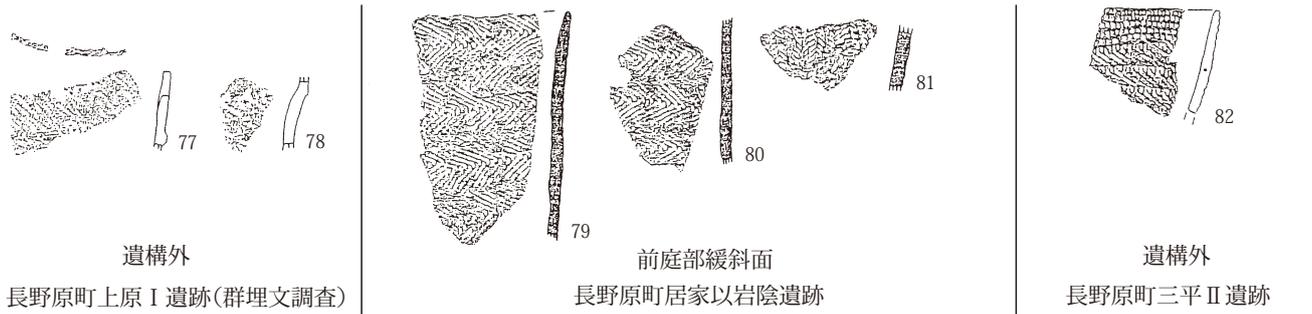


遺構外

第1図 前期初頭期の異型式土器(1)



第2図 前期初頭期の異型式土器(2)



遺構外

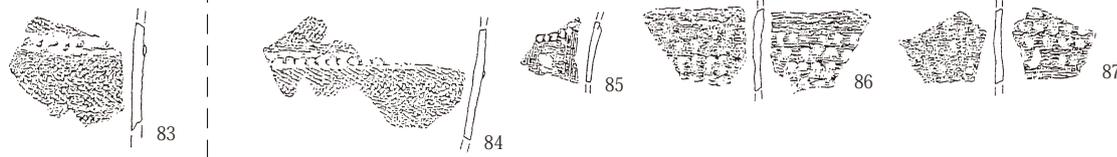
長野原町上原 I 遺跡(群埋文調査)

前庭部緩斜面

長野原町居家以岩陰遺跡

遺構外

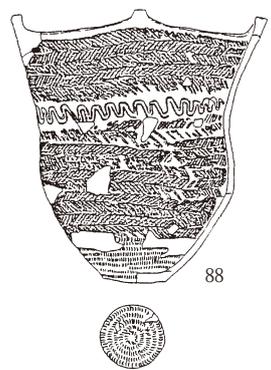
長野原町三平 II 遺跡



2号住居

遺構外

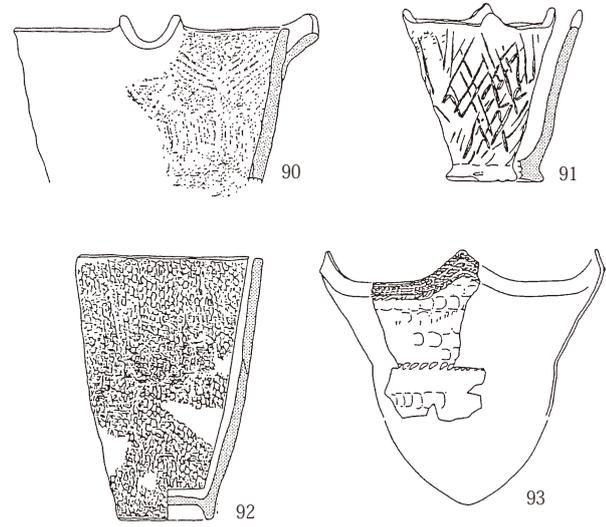
長野原町楡木 II 遺跡



88

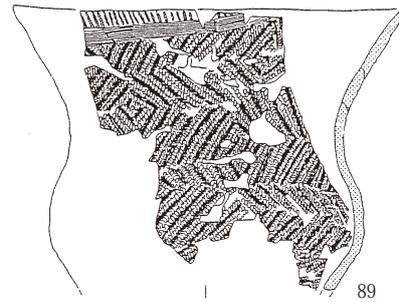
J 11号住居

渋川市見立峯遺跡



J 1号住居

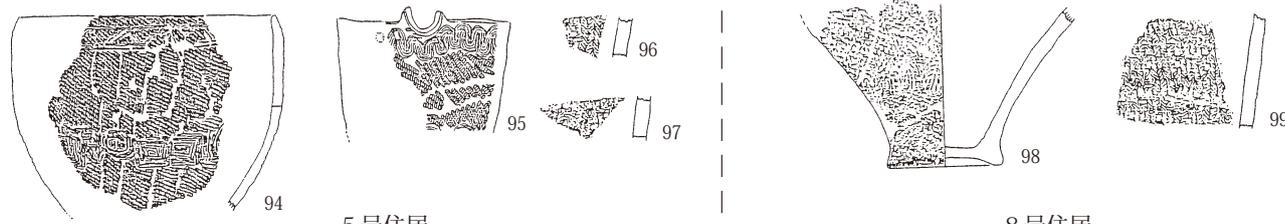
渋川市西ノ平遺跡



89

遺構外

渋川市勝保沢中ノ山遺跡

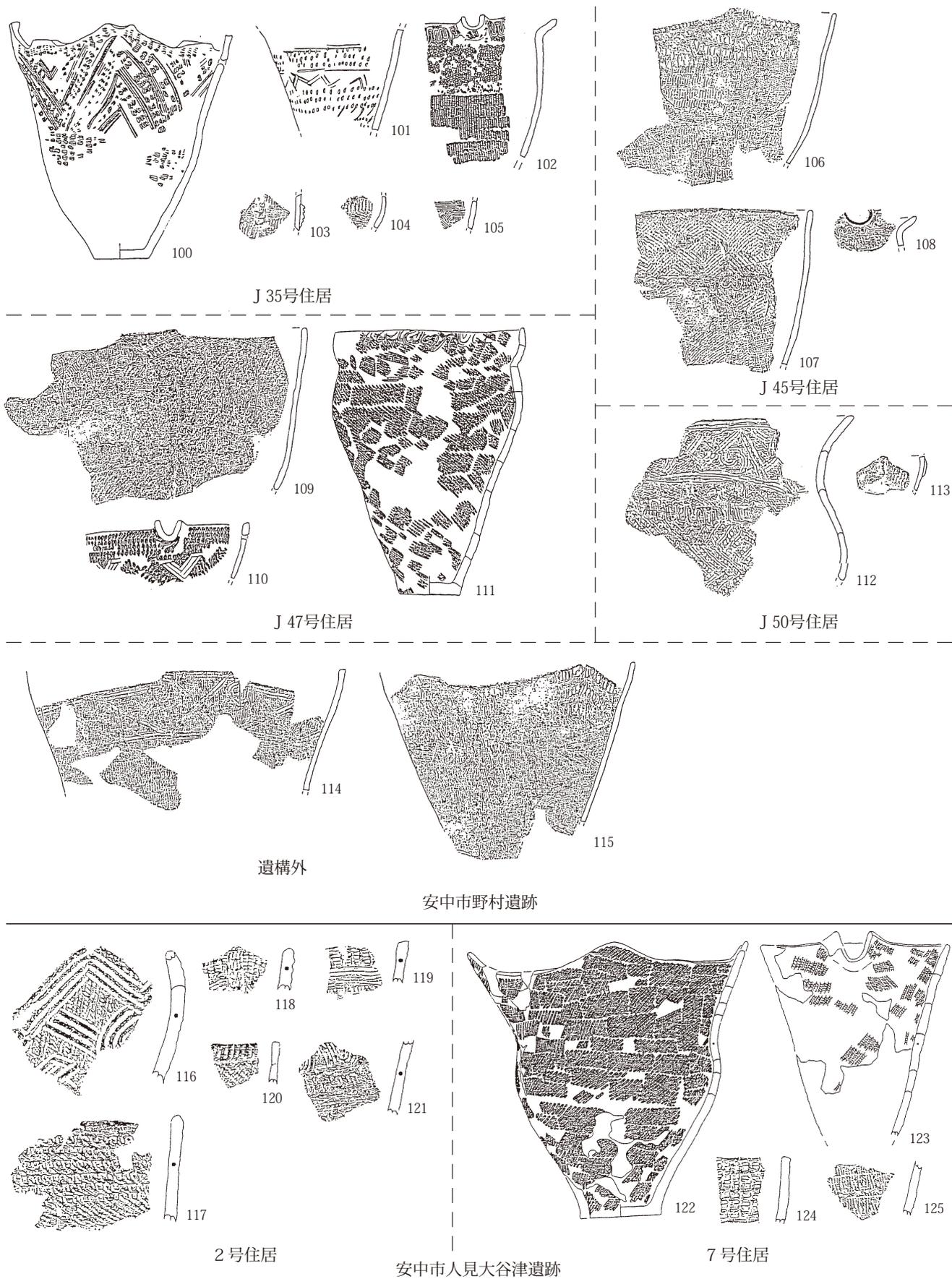


5号住居

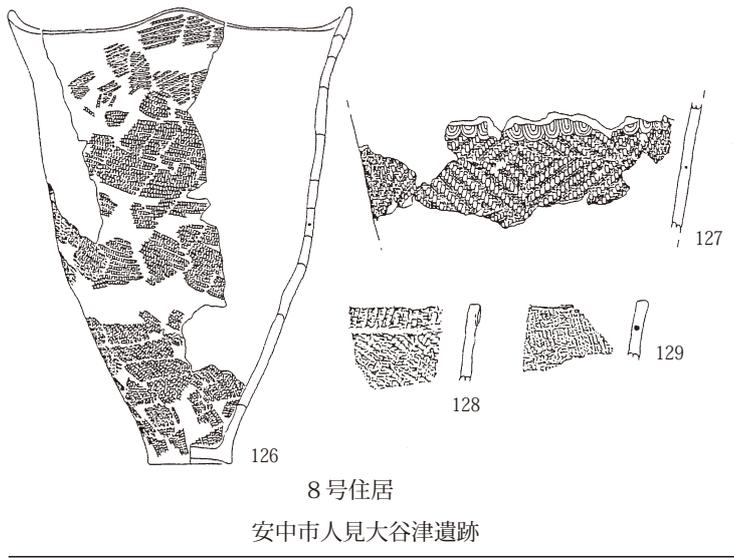
渋川市下箱田向山遺跡

8号住居

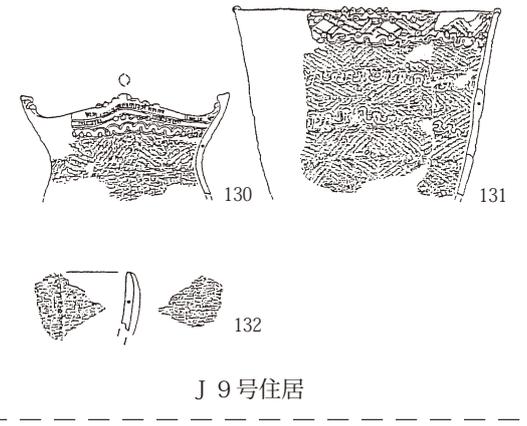
第3図 前期前葉期の異型式土器(1)



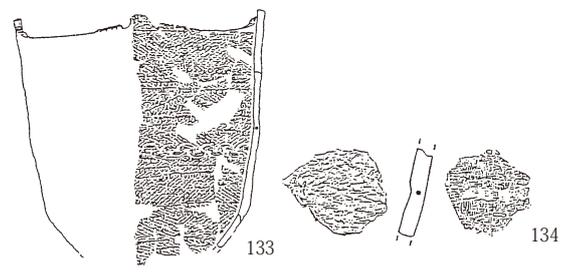
第4図 前期前葉期の異型式土器(2)



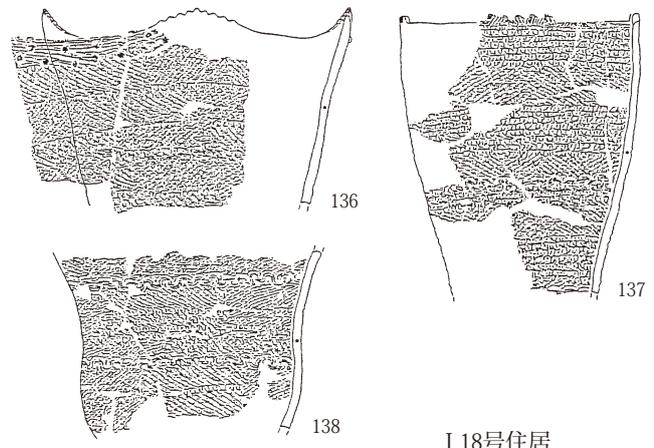
8号住居
安中市人見大谷津遺跡



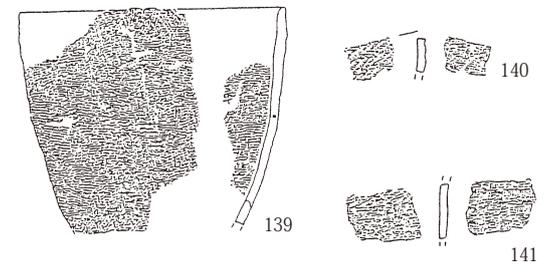
J 9号住居



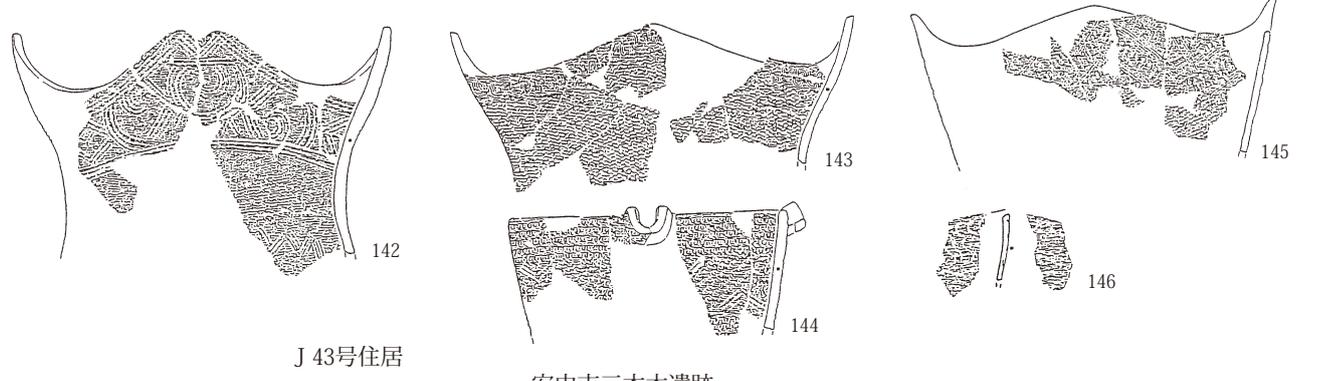
J 15号住居



J 18号住居



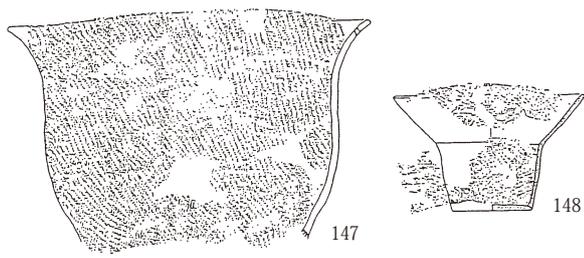
J 23号住居



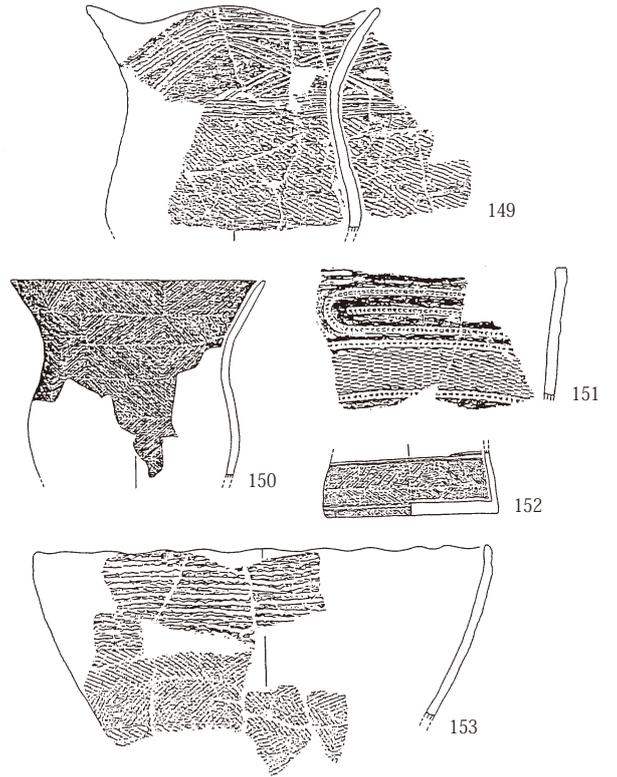
J 43号住居

安中市三本木遺跡

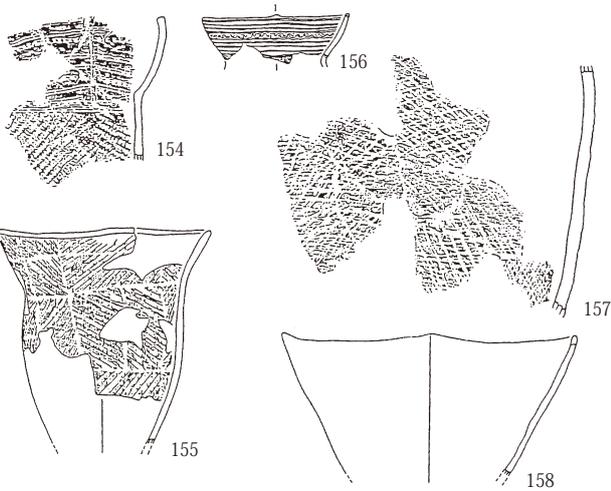
第5図 前期前葉期の異型式土器(3)



JP34号住居
みなかみ町善上遺跡

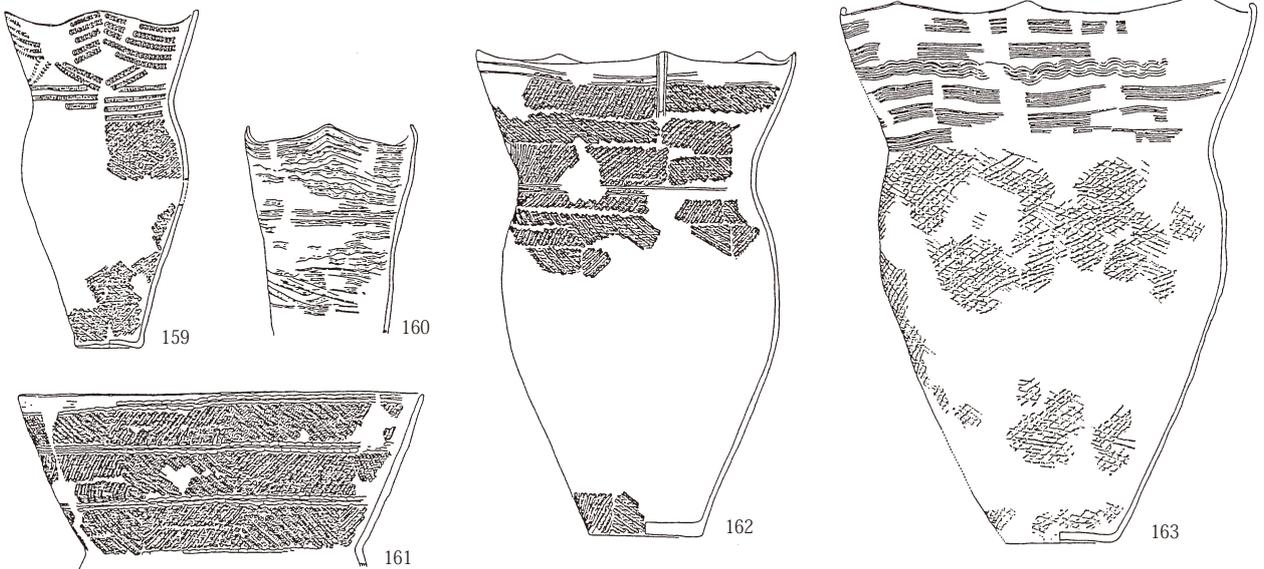


116号住居



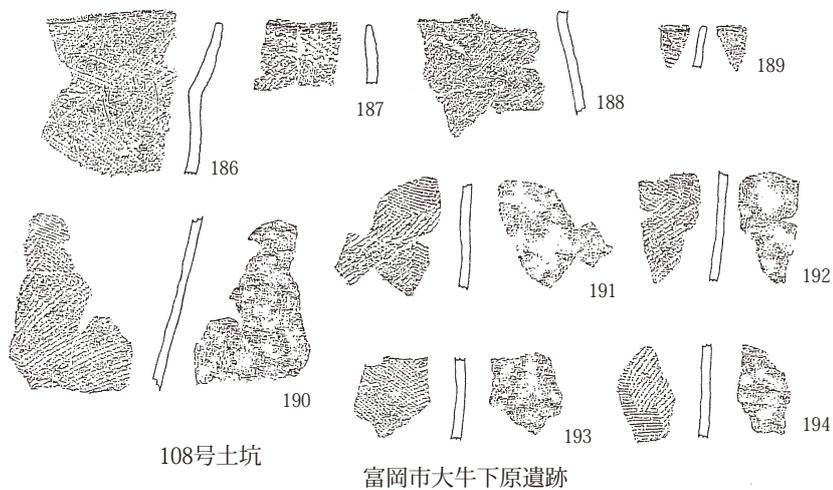
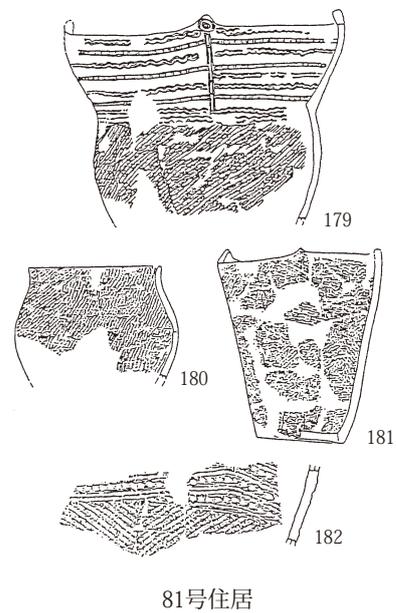
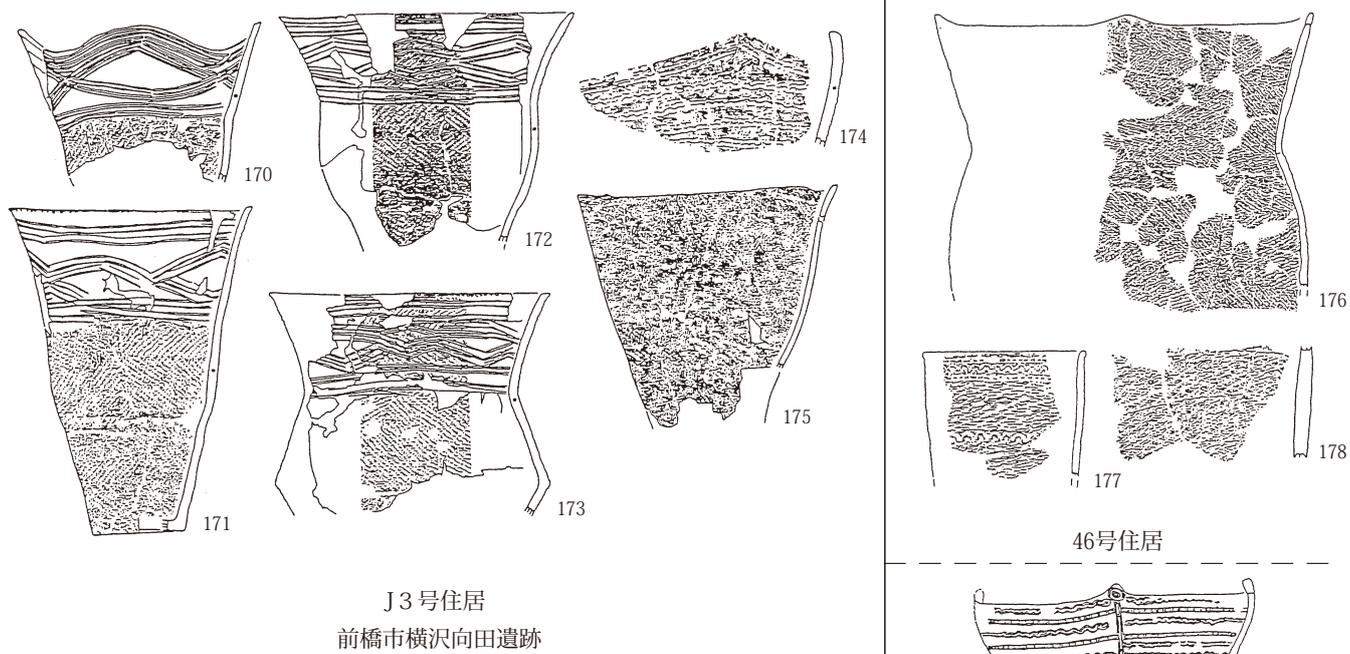
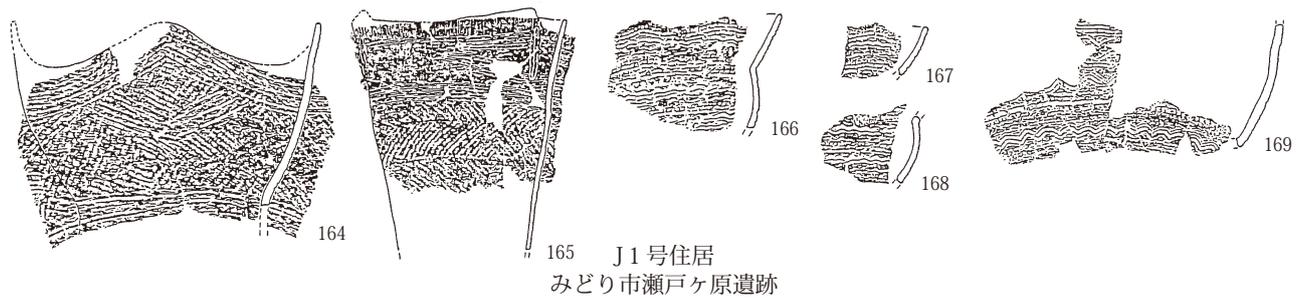
143号住居

昭和村糸井宮前遺跡

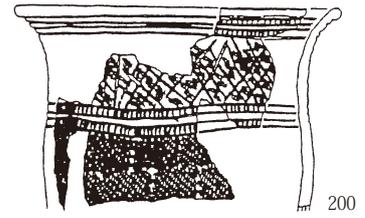
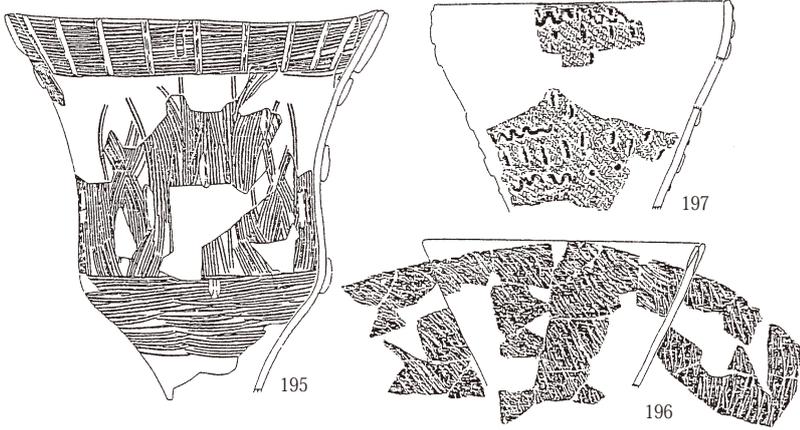


NJ12号住居
昭和村中棚遺跡

第6図 前期中葉期の異型式土器(1)

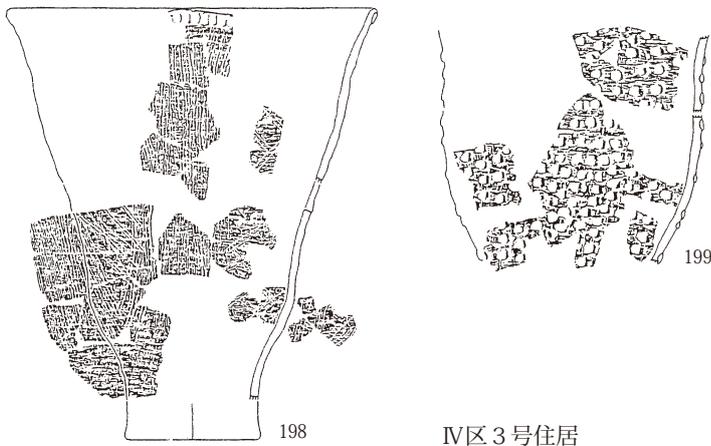


第7図 前期中葉期の異型式土器(2)



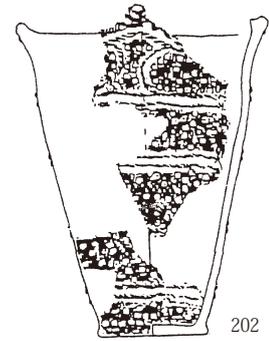
伊勢崎市今井見切塚遺跡

Ⅲ区6号住居

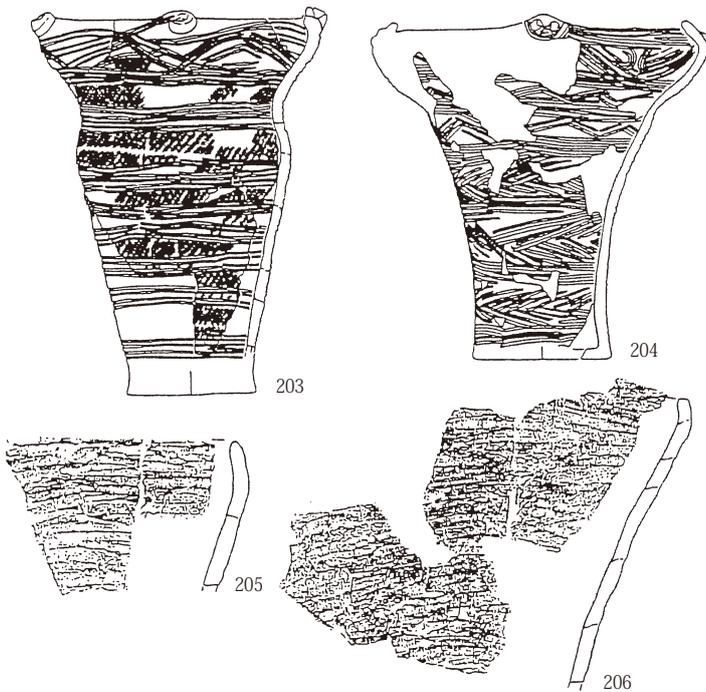


Ⅳ区3号住居

伊勢崎市大上遺跡



2区3号住居
みどり市清水山遺跡



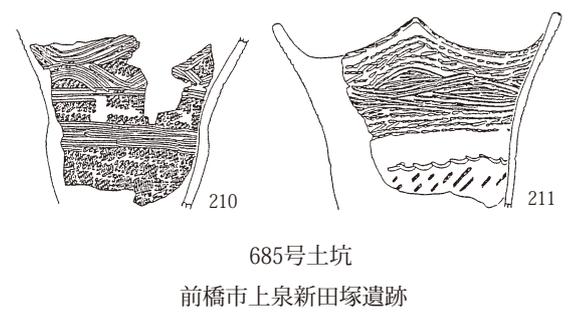
10号住居



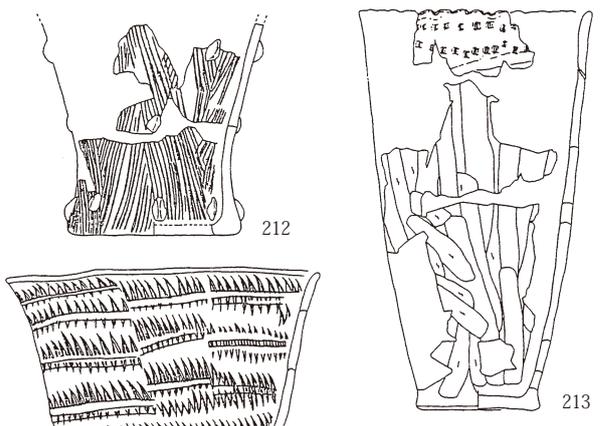
57号土坑

前橋市上泉唐ノ堀遺跡

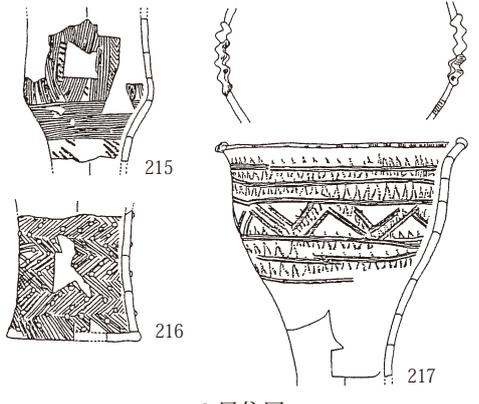
第8図 前期後葉期の異型式土器(1)



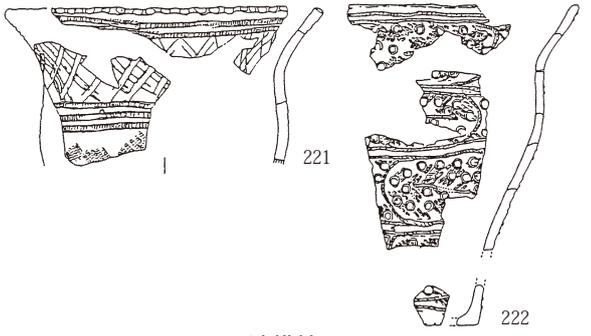
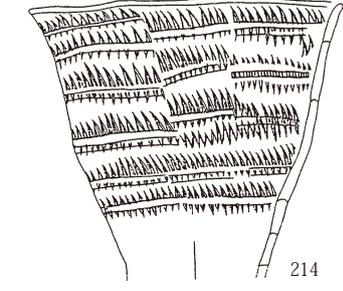
685号土坑
前橋市上泉新田塚遺跡



2号住居

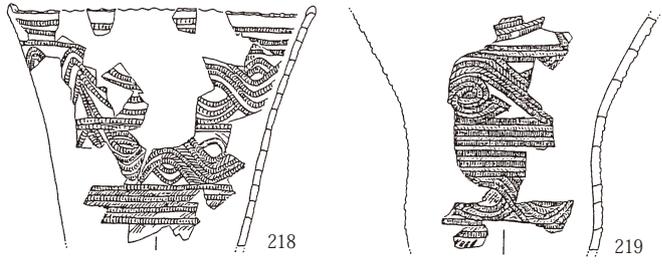


3号住居

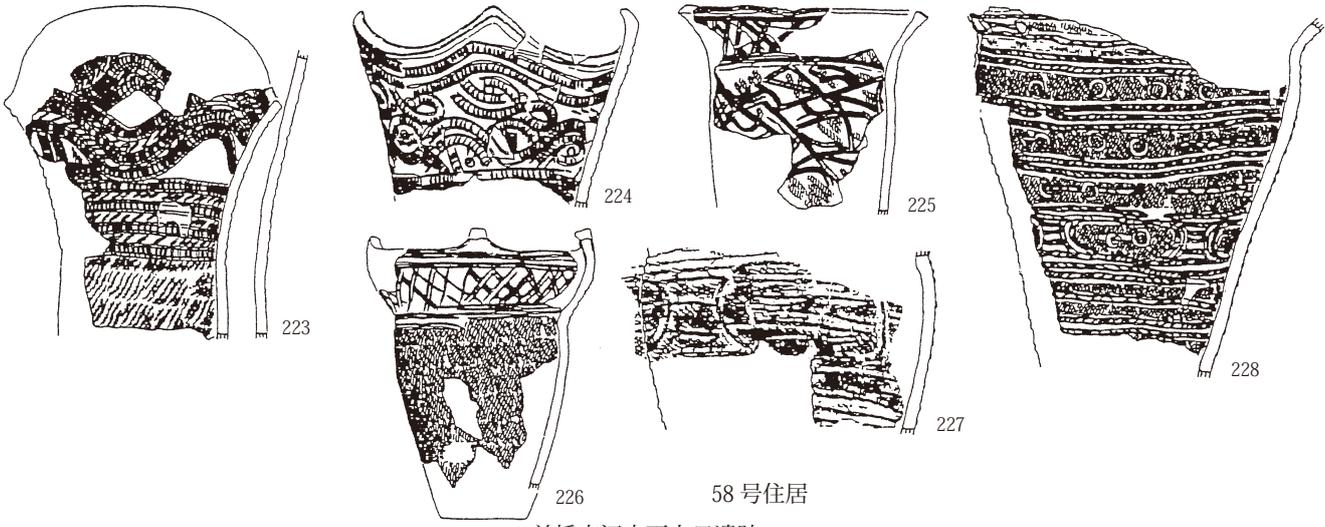
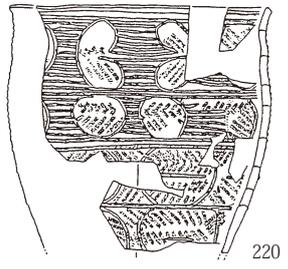


遺構外

前橋市上大屋遺跡



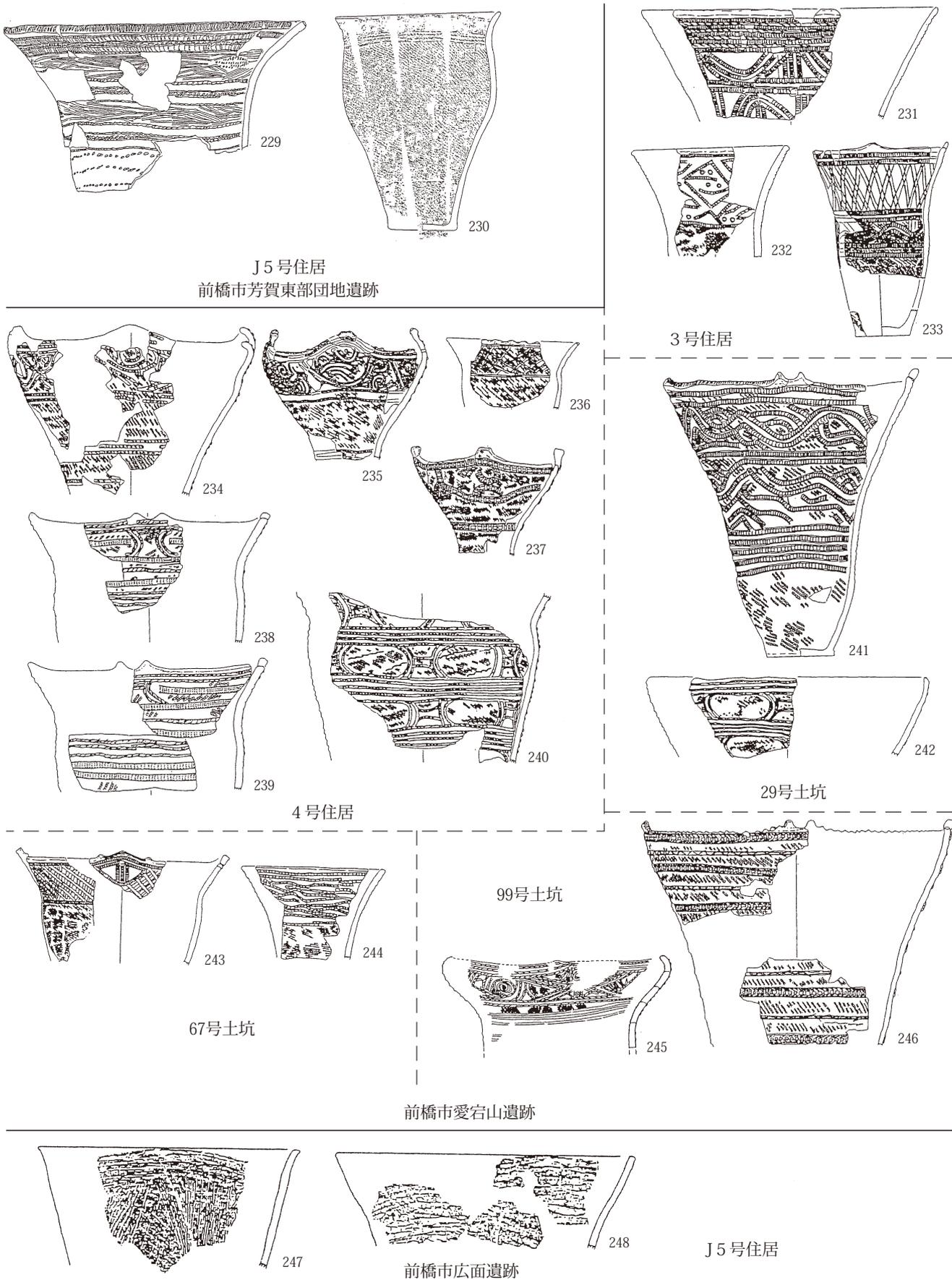
7号住居



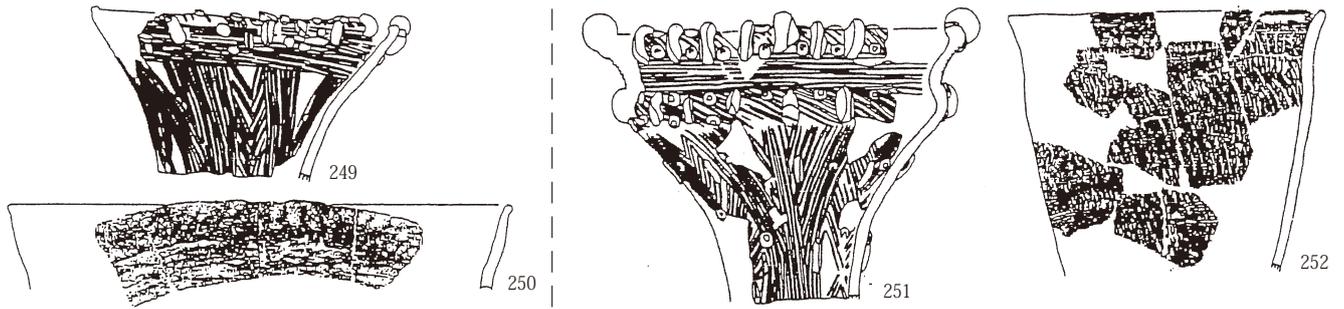
58号住居

前橋市江木下大日遺跡

第9図 前期後葉期の異型式土器(2)



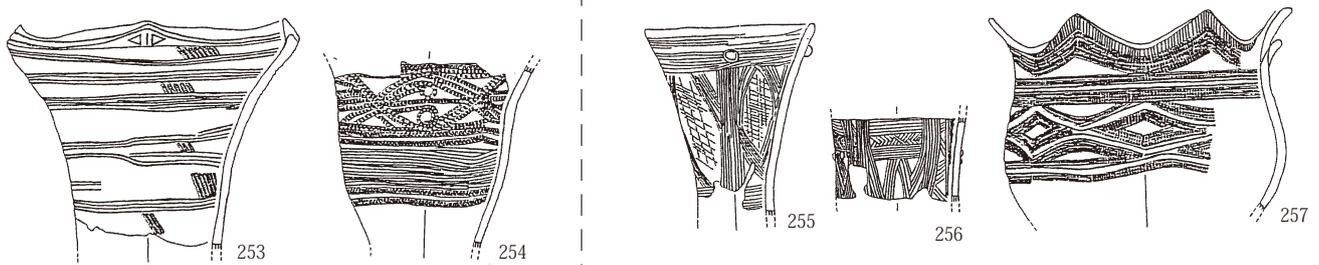
第10図 前期後葉期の異型式土器(3)



J6号住居

前橋市広面遺跡

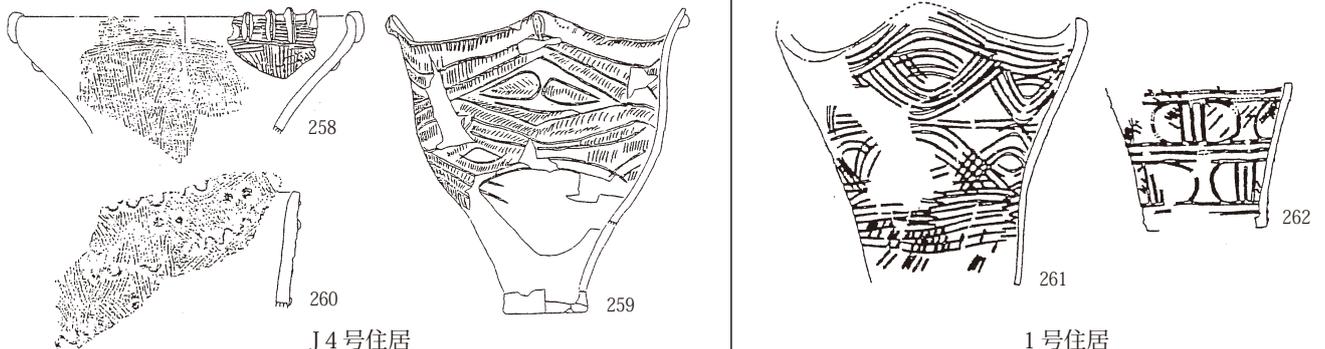
J7号住居



80号住居

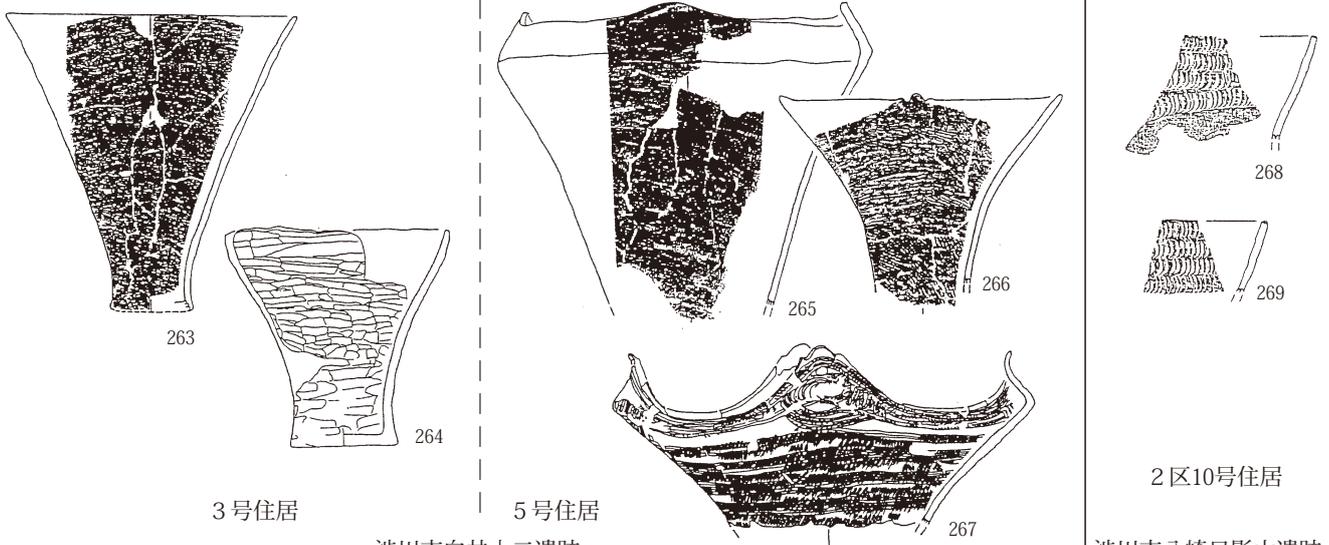
昭和村糸井宮前遺跡

107号住居



J4号住居
みなかみ町三峯神社裏遺跡

1号住居
みなかみ町小仁田遺跡



3号住居

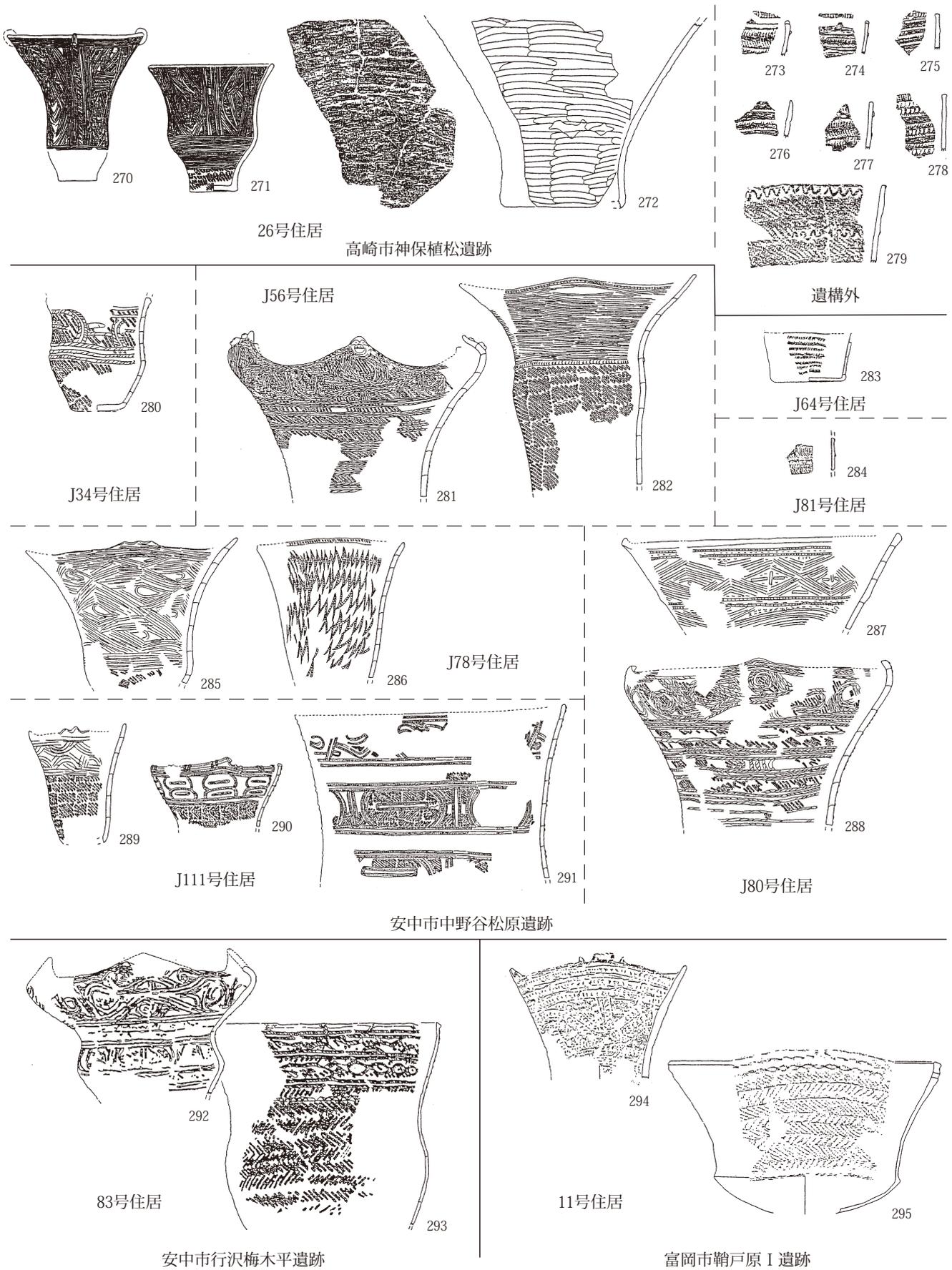
5号住居

渋川市白井十二遺跡

2区10号住居

渋川市八崎日影山遺跡

第11図 前期後葉期の異型式土器(4)



第12図 前期後葉期の異型式土器(5)

伊勢崎市下今井遺跡表採の硬玉製大珠

— 石笛使用の可能性を有する製品 —

石 守 晃

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|------------------|------------|
| 1. はじめに | 5. 音に関する検討 |
| 2. 下今井遺跡表採の硬玉製大珠 | 6. 石笛とその検討 |
| 3. 硬玉製大珠としての形態分類 | 7. おわりに |
| 4. 類品の検討 | |

— 要 旨 —

平成27(2015)年、筆者の元にヒスイ製の多孔形硬玉製大珠1点が“石笛”として持ち込まれた。これは戦後、伊勢崎市赤堀今井町の下今井遺跡地内で採集者吉田益造氏が耕作中に表採されたもので、同氏が一端を咥えて息を吹き込んだところ音が出たため、所蔵する吉田家では石笛として伝えられてきたものである。

この下今井遺跡出土大珠(「下今井1」と仮称する)と同様に、表裏方向と縦位方向に穿孔を有する多孔形大珠の類例は、筆者の浅い知識の上では、群馬県及び関東地方にはなく、僅かに青森県六ヶ所村の上尾駁(2)遺跡の2例を確認したに過ぎない。このうち1例は縦位孔の穿孔方向が、少なくとも当初穿孔段階では上下で若干のズレがあり、表裏孔も径の異なる工具で穿孔されるなど下今井遺跡出土資料との共通点が見られた。尚、形態や穿孔方法の近似から、下今井1は上尾駁(2)遺跡出土資料と同時期の縄文時代後期の所産と捉えることができよう。

さて石笛としてみた場合、下今井1は端部孔をエッジとして使用した通常の奏法では、G#6-2c~A#7+49cの音域を奏でることができ、一端を咥えて吹き込む吉田家に伝わる奏法では、音量は小さいもののA#7+14cの音程を測定することができた。一方、下今井1と上尾駁(2)遺跡の2例の孔の観察から、これらの大珠は垂飾としての使用の可能性は低いものと判断されたため、垂飾以外の用途の一つとして石笛使用の可能性は低いものではないように思料された。

自然礫ではない、石笛と評価される石製品は、共に孔端部をエッジとして用いる通常奏法による吹奏が可能である。一方、下今井1は一端を咥えた吉田家奏法も可能であり、石笛の可能性のある石製品のうち上部が開口するJ状の穿孔を成すものも、作製した模型から吉田家奏法での吹奏の可能性が考慮される。

恐らくは青森の北下半島で誕生した多孔形硬玉製大珠が、遠く離れた北関東の群馬県までどのように伝えられたかを現時点で確認することはできない。しかし、下今井1が石笛としての機能を有し、特に一端を咥えて演奏するという吉田家奏法による吹奏を行えたということは石笛研究の新たな視点であり、今後の出土楽器研究に資するところになるものと思われる。

キーワード

対象時代 縄文時代

対象地域 日本

研究対象 硬玉製大珠 石笛

1. はじめに

群馬県渋川市北橋町に在る群馬県埋蔵文化財調査センターの発掘情報館の2階に展示室がある。この展示室は土器や埴輪の指定文化財や特別展用の展示ケース、或いは古墳のミニチュア模型が設置されている他に、職員の研究成果を展示するというコンセプトのもと当初9箇所程設定された小コーナーが設けられていることに特徴がある。この小コーナーの一つに、発掘情報館が開館した平成6(1994)年7月から平成24年(2012)8月の展示替でなくなるまでの間、出土楽器のコーナーがあった^{註1}。筆者の研究対象の一つに出土楽器があり、発掘情報館オープン時の展示計画に参画する機会が与えられたのである。

尤もその頃、筆者は出土楽器研究を怠っていた時期ではあったが、上記小コーナー開設以来、時折出土楽器に関する問い合わせがあり、展示が終了した後も事業団のホームページに該当する記事が残されているためか、今日でも(稀にはあるが)問い合わせがある。

そうした中、平成27(2015)年の夏に、群馬県在住の吉田秀樹氏から“石笛(いわぶえ/いしぶえ)”に関する情報提供を戴いた。頂戴した書簡によれば、その“石笛”は氏の御祖父様が耕作中に採集されたものであり、吹くと音が出るという。そこに添えられた写真を拝見すると、翡翠の大珠と見受けられたが、その後連絡を取り、ようやく同年の秋11月に至り、件の“石笛”を実見する機会が与えられたのである。その後、暫くの間の借用をご快諾賜り、“石笛”の記録化や展示室での特別展^{註2}への展示が叶えられたのである。更には平成29年12月には土笛奏者の柴田 毅氏による試奏も実現することができた。

本稿はこの“石笛”(硬玉製大珠)の資料紹介であり、若干の考察を試みるものである。しかし乍ら筆者は、縄文時代研究は門外漢であり、玉類の研究は全くの素人であるため、誤った視点や判断をする可能性のあることを予めお断りしておきたい。

2. 下今井遺跡表採の硬玉製大珠

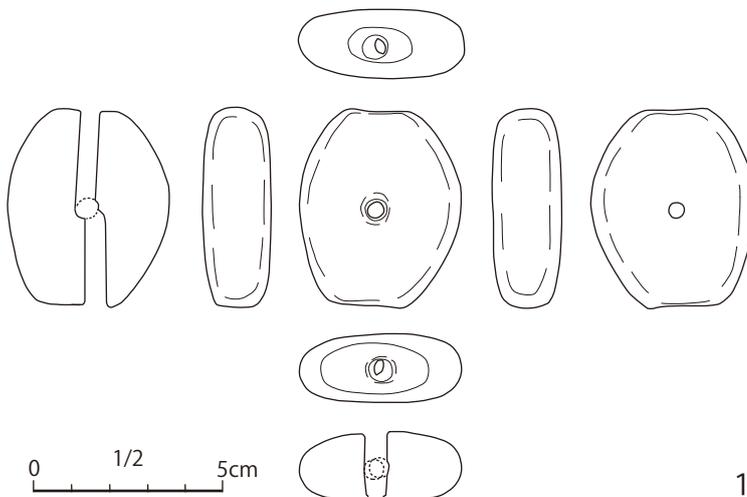
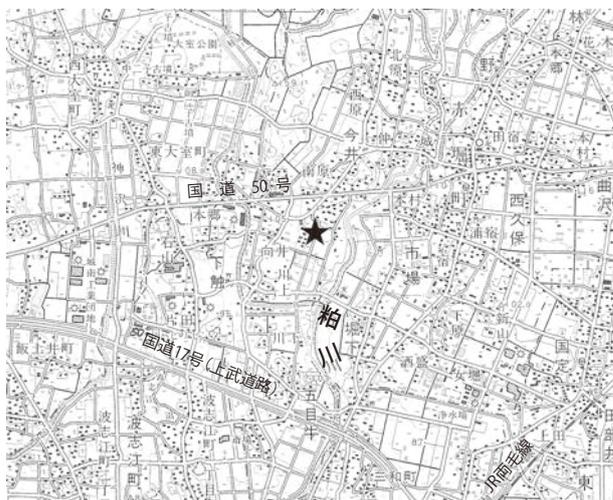
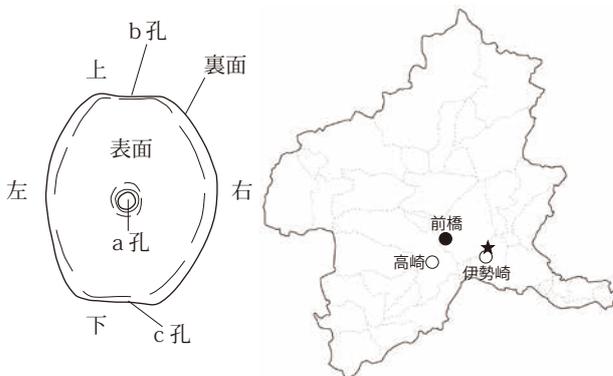
(1) 資料の部位名称(仮称)

下に本資料の概要を記すが、便宜上、資料の部位名称を下のように設定する(第1図左上参照)。また、本稿に於いて提示する石製品は、遺跡名或いは出土地点と本稿での掲番号を併せて表記するか、番号のみを記すこととする。従って、本製品は「下今井1」、或いは「1」と記載する。

さて、下今井1の表裏方向に穿孔された孔の径は、表裏面でその径に大小があり、径の大きい側を「表面」とし、対する面を「裏面」とする。

また、本製品の表裏方向の穿孔位置は製品の中程にあり、上位方向に偏るとされる一般的な大珠(鯉節形大珠)の穿孔位置と異なるため、その上下を断ずることは難しい。このため、表裏面を縦方向に二分して面積が視覚的に広い側を「上(側)」、狭い側を「下(側)」とした。

また左右は表面を手前に向け、前述の基準により上下



第1図 下今井遺跡出土硬玉製大珠と出土地点 (上:S=1/50000 中:S=1/75000(国土地理院「前橋」使用) 下:S=1/2)

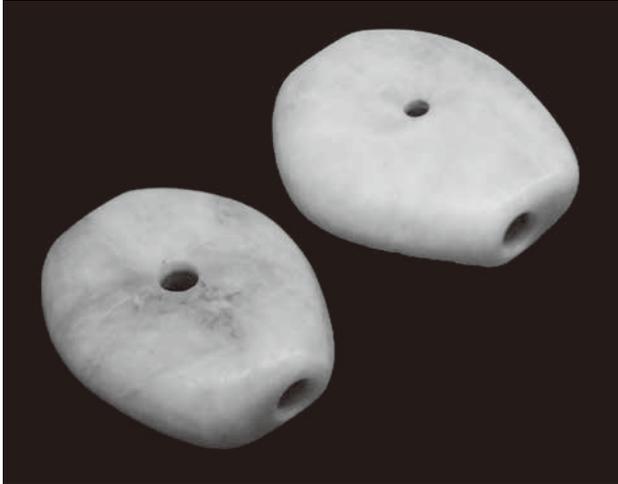


写真 下今井遺跡出土硬石製大珠（左：表 右：裏）

を据えた左側を「左側(縁)」、右側を「右側(縁)」と呼ぶこととする。

(2) 資料の概要

① 出土地点 下今井1は伊勢崎市赤堀今井町一丁目地内から出土した。当地は群馬県中部に所在する赤城山の南麓に当たり、伊勢崎市北西部に位置し、北側の国道50号と南側の国道17号(上武道路)に挟まれた区域で、出土地点は赤城山を源流とする粕川の左岸に在る。

出土地点は下今井遺跡(伊勢崎市遺跡番号AK100)の範囲に含まれる。尚、同遺跡は縄文・古墳・奈良・平安時代の複合遺跡として周知されている。

② 出土経緯 戦後吉田秀樹氏の御祖父様である吉田益造氏が、畑地であった出土地点を耕作中、耕土中より下今井1を採集した。吉田益造氏はこれを持ち帰り、孔が穿たれていることから石笛と考え、一端(上端か)を咥えて吹奏したところ音が出たため、吉田家では石笛として伝えられることとなった。

③ 形態 本資料は、左右両側が膨らみを持ち、上下両端は直線的に断たれる隅丸長方形様の平面形を呈し、厚板状の石材を用いている。

表裏面の中央付近に表裏方向に貫通孔(「a孔」と仮称する)が穿たれ、上端よりa孔に至る貫通孔(「b孔」とする)、下端よりa孔に至る貫通孔(「c孔」とする)が穿たれる。尚、a孔は、裏面まで1.5mmの位置まで相対的に大きい径の先端が円錐台形の棒状工具で穿孔し、裏面寄り相対的に小さい径の棒状工具で穿孔して貫通させている。

尚、b・c孔の穿孔方向は、a孔の位置でb孔が左側、c孔が右側に寄って2mm程のズレが見られ、表裏方向にもb孔が表面側、c孔は裏面側に僅かに寄ることによる若干のズレが見られる。

④ 規格 長さ：5.24cm 幅：4.28cm

厚み：1.83cm

a孔径 表面：5.7mm 裏面：3.8mm

b孔径：6.13×6.12mm c孔径：6.14×5.80mm

⑤ 石材 ヒスイ^{註3}

⑥ 加工痕 b・c孔の穿孔面には細かい線条痕が確認され、大珠の表面は良く研磨されている。

⑦ 奏法等 吹奏については後述する。

3. 硬玉製大珠としての形態分類

本稿で紹介する下今井1は、石笛として持ち込まれた石製品であり、本稿では石笛としての検討も行うが、その本質において本製品は硬玉製大珠である。従って先づ大珠としての検討を行いたい。

硬玉製大珠の形態は古くから、「鯉節型」「緒締型」「石斧型」「不整形型」などに分類されている(樋口清之1939、八幡一郎1950、安藤文一1982)。その分類に照らせば、本資料の外形は縦長で左右方向の幅に対し表裏方向の厚みが明らかに薄いものが多い「鯉節型」に分類することができる。しかし鯉節型の大珠の貫通孔は上半部に穿たれ、その穿孔方向は表裏方向(前後方向)である。しかし下今井1は表裏方向のみならず、従位方向へも貫通孔が穿たれることから、単純に本資料を鯉節型に分類することは躊躇せざるを得ない。一方、従位方向の貫通孔が見られるのは「緒締型」の大珠であるが、緒締形は左右径と表裏径の比率がより均等に近い横断面形を呈するものであるため、その形態的特徴から、本資料を緒締形に分類することもまた躊躇されるのである。

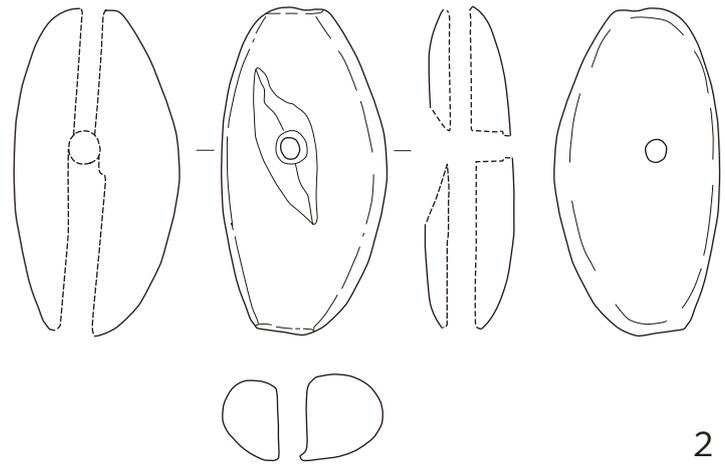
従って本資料は古くからの分類法の範疇から外れるため、鈴木克彦の分類(鈴木2004)を用いて分類することとした。鈴木分類(鈴木2004)に照らせば、本資料の外形形態は鯉節形の平板形に該当するが、穿孔の状態を勘案すれば「多孔形」に該当する。

4. 類品の検討

(1) 群馬県を含む関東地方

さて、本資料は上述のように群馬県伊勢崎市赤堀今井町の下今井遺跡で表採された硬玉製大珠であり、縦位方向と表裏方向の十字の方向に貫通孔が穿たれた資料である。群馬県の硬玉製品大珠を集成した宇賀神弘(宇賀神2006)や谷藤保彦(谷藤2012)の成果に照らせば、群馬県出土の大珠は鯉節形が殆どであり、多孔形のものはこれまでに確認されていないようである。

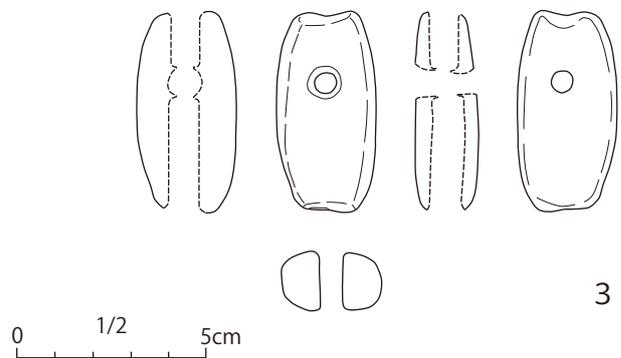
一方、関東地方に於いても、上野修一(栃木県)、瓦吹堅(茨城県)、森山 高(埼玉県)、山本孝司(東京都)、坪田弘子(神奈川県)、小林清隆(千葉県)らの集成成果に照らしても、多孔形のヒスイ製の硬玉製大珠は確認できていないようである^{註4}。しかし、関東地方における多孔形の大珠に、チャート製ではあるものの千葉県香取市(旧



2

小見川町^{しろいかわいし}白井通路貝塚の表採品である大珠形の石製品(第3図-5)がある。尤もこの製品は、下今井1のように縦位方向への貫通孔に加え表裏方向の貫通孔が加わる穿孔を行うもの(本稿では表面を手前に据えた状態から「縦十字穿孔」とする)とは異なり、縦位方向の貫通孔に加え左右方向への通孔が穿たれる(本稿では「横十字穿孔」とする)製品である。

東北地方に於いても同様の多孔形硬玉製大珠は後述する上尾駁(2)遺跡以外で確認することはできず、野村 隆(2005)の成果に照らしても、北海道でも類例は確認できないようである。



3

第2図 青森県上尾駁(2)遺跡出土の多孔形大珠

(2)青森県上尾駁(2)遺跡遺跡の類例

筆者の乏しい知見に於いて、本稿で報告している下今井1と同様の縦十字穿孔の多孔型大珠の類品は、青森県六ヶ所村^{かみおぶら}の上尾駁(2)遺跡出土の硬玉製大珠2点を確認するのみである。同遺跡は海跡湖沼の一つである尾駁沼北岸の段丘上に立地する、縄文時代早期から後期及び弥生時代と平安時代にかけての複合遺跡である。尚、上尾駁遺跡(2)遺跡の北西に近接して、北の老部川、南の二又川に挟まれた台地上に、後述する石製品の出土した富ノ沢(2)遺跡が在る。

さて上尾駁(2)遺跡出土の硬玉製大珠2点は、同遺跡のCV175グリッドに於いて一括して出土した6個のヒスイ製石製品に含まれていたものである。この多孔形のヒスイ製大珠は大小あるが、本稿では大きい方を「上尾駁2」、小さい方を「上尾駁3」と呼称する。尚、以下の部位呼称は上述の下今井1の部位呼称に準ずるが、上下は表裏方向の穿孔位置が一方に寄るため、穿孔の有る側を上とする。また孔の呼称も下今井1と同様、表裏方向の穿孔をa孔、従位方向の穿孔のうち上端からの孔をb孔、下端からの孔をc孔と呼称することとする。

a) 上尾駁2

上尾駁2は上下両端が下今井1同様、直線的に断たれており、両側が大きく膨らむ舟形の平面形態を呈する板状のヒスイを用いている。大凡、下今井1を上下に引き伸ばしたような形状を呈するが、その規模は長さ8.5cm、幅4.3cm、厚さ2.3cmを測る。

穿孔は従位と表裏方向に穿たれる縦十字穿孔であるが、表裏方向の穿孔はやや上寄りに穿たれ、表側の径は7.9×8.05mmを測り、裏側の径は5.4×5.7mmを測る。表側からは8mm弱の棒状工具で裏面側を1.5mm程残して穿孔されているが、裏面へは径0.5mm程の棒状工具を用いて穿孔して貫通させている。

縦位方向の穿孔は、b孔が上端からa孔まで穿たれるが、その径は5.8×5.9mm程を測る。また下端からc孔がa孔まで穿たれ、その径は8.2×8.8mmを測る。尚、c孔の穿孔方向はb孔とほぼ同様ではあるものの、穿孔方向が若干右側(a孔の位置で図上2mm程)に寄るため、a孔の位置に到達しないため、下端から4.1cm程の位置よりスライドさせるように穿孔し直してa孔へ到達させている。従ってc孔の右側壁はa孔の近くでクランク状を呈し、左側壁はやや蛇行する傾向がみられた。

a孔内部の測定が行えなかったため、断定はできない

が、a孔の過半（表面側）とc孔、a孔の裏面とb孔は同じ棒状工具を用いて穿孔したものと史料される。

b) 上尾駁3

上尾駁3は隅丸直方体様のヒスイを用いる。その規模は長さ5.3cm、幅2.7cm、厚さ1.7cmを測り、上部寄りでは厚さは1.4cmを測る。

穿孔は上尾駁2と同様従位方向と表裏方向に穿たれる縦十字穿孔であるが、表裏方向の穿孔は表面から裏面方向に上端より全長の1/3程の位置に穿たれている。その穿孔形態は円錐台形を呈し、表側の径10.8×8.1mmを測り、裏側の径は5.5×5.25mmを測る。

縦位方向の穿孔は、上端からb孔がa孔まで穿たれ、その径は7.5×7.1mmを測り、下端からはc孔がa孔まで穿たれ、その径は8.2×8.2mmを測る。しかしb・c孔は共にa孔に完全に達することはなく、a孔の側面に於いて、b孔は3.0mm、c孔は4.5mm程開口しているに過ぎず、b・c孔の接するa孔の側壁は薄板状で、光が透過する状態である。

尚、a・b・c孔は、同じ径の鉛筆形の棒状工具で穿孔されていることが推定される。

(3) 下今井遺跡・上尾駁(2)遺跡出土大珠の検討

上述のように下今井遺跡(下今井1)と上尾駁(2)遺跡出土大珠(上尾駁2、上尾駁3)は外形状の相違点はあるものの、穿孔方法は下記のような共通点があった。

即ち、表裏方向の穿孔(a孔)にあつては、表面側と裏面側に径の相違があり、特に下今井1と上尾駁遺跡1では明確な違いが確認された。また、裏面の孔口は明瞭な穿孔状態を示し、その孔縁部に紐ズレ等の摩耗の痕跡は見られなかった。

一方、縦位方向の穿孔はa孔を介して貫通しているが、上端部からの穿孔(b孔)と下端部からの穿孔(c孔)が直線的な連続性を有するものではなく、下今井1と上尾駁2はb・c孔で僅かではあるがズレが見られ、上尾駁3はb・c孔共にa孔まで完全に抜けていないという状態であった。

以上の穿孔状態から推して、下今井1と上尾駁2では表裏方向への紐通しは行われておらず、また従位方向への紐通しは上尾駁3では困難であり、下今井1と上尾駁2も不向きであると見ることができよう。従って下今井1、上尾駁遺跡2・3は共に垂飾として使用されたものではないと判断することができ、他の用途、例えば袋に入れて持ち運ぶ、石笛としての使用等の可能性の検討、或いは穿孔行為そのものを評価するといった、垂飾以外の用途の考慮を要するものと思われる。

尚、下今井1の時期は上尾駁2・3と同様の製品であるとするならば、縄文時代後期の所産と見做せよう。

表1 赤堀今井町出土大珠音程

奏法	音程		音階	周波数
	指孔			
Y奏法	全開		A#7+14c	3760.06 Hz
通常奏法 (柴田)	全開		A#7+49c	3625.33 Hz
	1閉		D7-40c	2295.69 Hz
	2閉		G#6-2c	1659.43 Hz

5. 音に関する検討

(1) 吉田家奏法

上述のように下今井1を所有者する吉田家では、採集者の吉田益造氏が吹奏したことにより、石笛として認識されてきた。そしてその吹奏方法は、リコーダー（縦笛）のように一方の端部(下端部)を啞えて息を吹き込む吹奏方法であるが、これは、この種の楽器としては特異な吹奏方法である。一般的な石笛の吹奏方法は孔端部をエッジ(Edge)として用い、(吹奏用の口の形である)アンブシュア(Embouchure)と唇の当て方を調整し、息の強さを加減して吹奏する方法を取るが、吉田家の吹奏方法はこれとは異なるものであった。両者の違いは、言うなればリコーダーと尺八の違いである。

平成27(2015)年11月10日、筆者は吉田家に伝わる奏法(以下「吉田家奏法」とする)による吹奏を聴くことができた。その吹奏は吉田氏により、群馬県埋蔵文化財調査センター調査研究館2階の整理室で行われ、その様子はデジタルカメラで撮影、録音した。吉田秀樹氏による演奏で奏された音は単音であり、音量も小さかったが、音として聴き取れるものであった。吉田氏によれば、氏の御祖父様はもっとはっきりとした音色を奏でていたということであった。尚、この方法でも吹奏できたのは、上記のb孔とc孔の穿孔ラインのズレにより生じたクランク部が、エッジと似たような効果をもたらしたことによるものと推定される。

さて、吉田秀樹氏の演奏の録音を、音程測定アプリケーション Sonic Visualiser^{註5}にかけて解析した結果、A#7+14c(3760.06Hz)の音程^{註6}であることを確認した。

(2) 一般的奏法

上述のように、吉田家の奏法による吹奏は極めて特異な演奏方法であるため、上述の一般的な石笛の奏法(以下「通常奏法」とする)でどのような音が出るのかを確認することとし、これを土笛のプロ奏者である柴田毅(ステージ名 縄文笛毅)氏に依頼した。柴田氏による吹奏は、平成29(2017)年12月17日、群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館研修室で実施した。

柴田氏に本製品を手渡したところ、b・c孔ではなく、迷うことなくa孔を選んで吹き口とし、b・c孔を指孔として吹奏した。a孔の裏面の孔口は開放されたままであった、尚、吹き口をa孔表とした選択については、氏の感覚的なものと思料されるが、これは後述の青森県富ノ沢遺跡例(富ノ沢7)や岩手県湯沢遺跡例(湯沢11・12)の穿孔形態と、想定される演奏方法(山田1998)^{註7}に通じるものである。

吹奏によって得られた音は、デジタルカメラで録画、録音しており、この録音の音源を上記の音程測定アプリケーション Sonic Visualiser にかけて解析した結果、下のような成績が得られた。

記録した音域は1オクターブ程の範囲にあり、且つピアノの中央のハ音(D、C4)^{註8}に対して、2～3オクターブ高い音域にあった。その時の音は、指孔b・c孔を共に閉じたときの音程はほぼG#6-2c(ソ#)であり、片方の指孔(b孔)を閉じたときの音程はD#-40c(レ+1/4)であり、指孔を全て解放したときの音はA#7+49c(ラ#+1/4)であった。b・c孔を閉鎖したとき、片側のみ閉鎖したときの音程差は4度に近いものであった。

尚、弘前大学教授(音楽学)の笹森建英先生によれば、測定は表裏、上下の4穴それぞれからの吹奏と、指孔の開閉を以て行うのが適正であるというご教示を賜った。本稿提出が間近に迫っていたため、本稿ではこのご教示を生かすことができなかったが、今後の作業としたい。

6. 石笛とその検討

(1) 石笛の研究小史

a) 近世・近代の小史

我が国で石笛が注目されたのは、江戸時代中期の国学の勃興からである。宮内嘉長と石上鑿通は、平田篤胤が上総の神社に納められた、海岸で採集した有孔礫中の磐笛入手の経緯を記したが(宮内・石上1867)、篤胤は“神の手になる”円錐台形の天磐笛と、有孔円礫の「海ぼら」とを明確に区別している(平田他1887)。

一方、我が国に於ける考古学的な石笛研究の嚆矢は柴田常恵による岐阜県高山市大字桐山の有孔石製品の資料紹介である(柴田1926)。この“石笛”は吊るすための上位の貫通孔と吹き口と想定される下端の内部が広がる未貫通孔が穿たれた河床礫であり、柴田は石笛の存在について「大方の注意を乞ふ」と注意喚起している。

b) 「上毛及上毛人」誌上での論争

その後、群馬県では昭和11(1936)年から12年にかけて、月刊誌「上毛及上毛人」誌上で「天の磐笛」に関するちょっとした論争が起こる。ことは館山甲午(前橋高等女学校音楽教諭)が豊國覺堂の元に石笛を持ち込んだことに始まる。

同誌第232号に豊國は、この石笛が黒光りするヒキ蛙様の形の粘板岩製で、長さ16.7cm、吹き口径2.2cm程を測り、吹き口と下部に指孔が付き、尺八の奏法ではカッコウ、法螺貝の奏法で山鳩の声の音がすると報告した。そして天の磐笛は自然の有孔礫に多少の加工を施したもので、現代でも作り得るものと評価した(豊國1936)。

翌月の233号で柴田常恵は、こうした石笛は「奇石の愛玩者」や「古器物の蒐集家には珍重され」るもので、実見したものは自然石であり、往時吹奏した可能性は否定しないが、遺跡からの出土例がないことから楽器ではないとし、「論外の事にて、大抵にアシラヒ置き候へば宜しき事と存じ候」と切り捨てている(柴田1936)。

同誌234号で篠崎四郎は、「天の磐笛」は有孔の自然石で、流水が砂礫を回転させる器械的浸食作用によるものと、植物の根に水酸化鉄が沈着して中空棒状の褐鉄鋼(高師小僧)が形成される化学的溶解作用のものがあると指摘した(篠崎1936)。

同誌236号に山崎義男は、こうした否定的見解に対して現渋川市北橘町箱田の木曾神社境内で採取した溶岩製で8×4×2.5cmと3×2.5×2cmで孔径8mmの貫通孔を有する石笛2点が、三角形の隆起部分に人為的加工も疑われる歌口を有する共通点があることから、自然のものとは考えられないとしている(山崎1936)。

翌年新春の同誌237号で館山甲午は、青森市の神社で神降しに磐笛を用いる事例を示し、それを関東から移住して形成された特殊な文化の名残と考察し、東京帝国大学人類学教室所蔵の天の磐笛吹奏の埴輪を紹介している(館山甲午1937)。但し筆者の見解ではこの埴輪は、茨城県不二内古墳出土の壺を捧げる女の埴輪(小林行雄1974)のことと思われる。

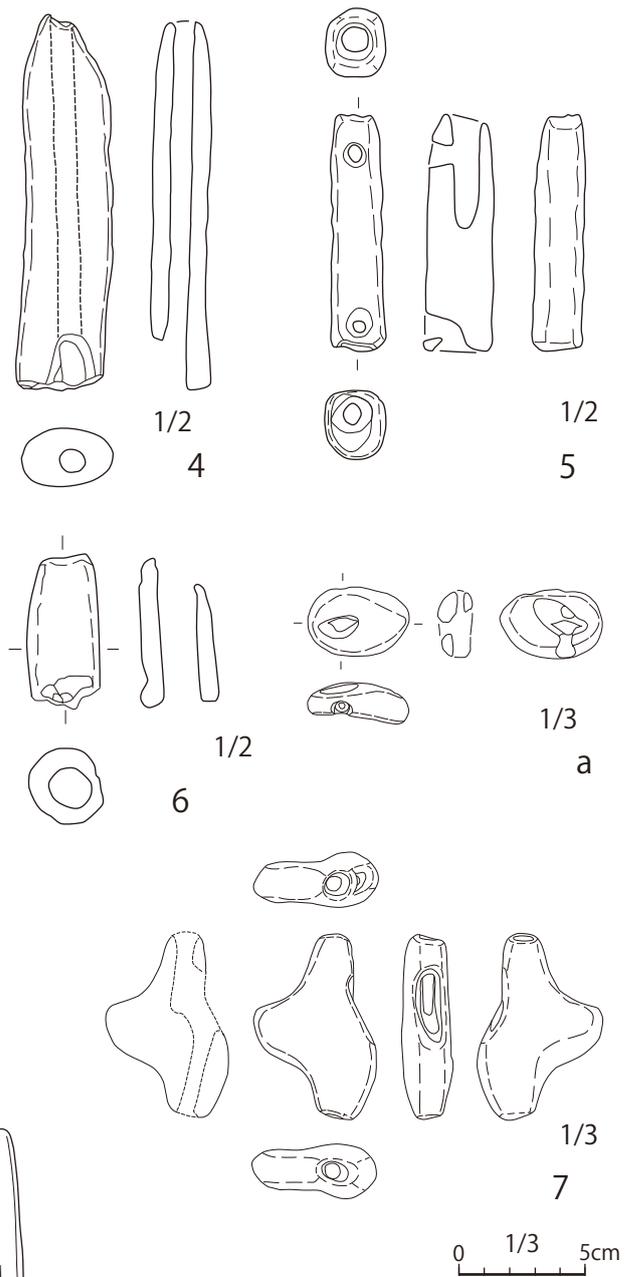
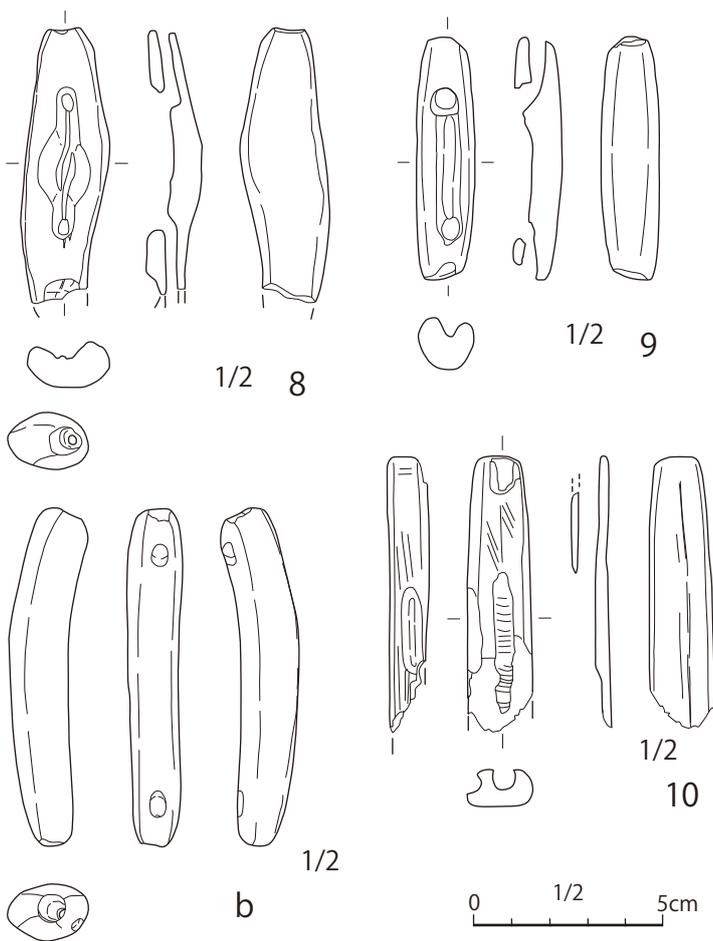
同年6月発行の242号で音楽学者の田邊尚雄は、石笛には中空球形と貫通孔を有する自然石の二種があり、前者は「純然たる人工的の楽器であり」、後者は古代人が吹奏できたならば加工や作製したことは当然であると述べている(田邊1937、皇國時報 第634号転載記事)。

そして7月の243号に、館山甲午が文献、県下神社資料、音楽、宗教、考古、埴輪土偶の調査を群馬縣史蹟名勝天然記念物調査會へ提起した「天の磐笛研究調査委員會設置に關する請願書」が転載され(1937豊國)、一連の論争は終わることとなった。

c) 戦後の研究

戦後、上山春平は後述の茨城県石塚貝塚と若海貝塚採集の有孔礫を縄文時代の石笛として紹介し(上山1975)、以後音楽界で石笛の存在が認識されるようになる。

広瀬量平は北海道日高地方採集のオットセイ形有孔礫の吹奏の音が能楽で用いられる能管のような鋭いと指摘し、神道の巫女の修業事例から招魂に用いられ、弥生時



第3図 石笛の可能性を有する石製品(1)

代以降の天の磐笛の祖型と想定した(広瀬1976)。

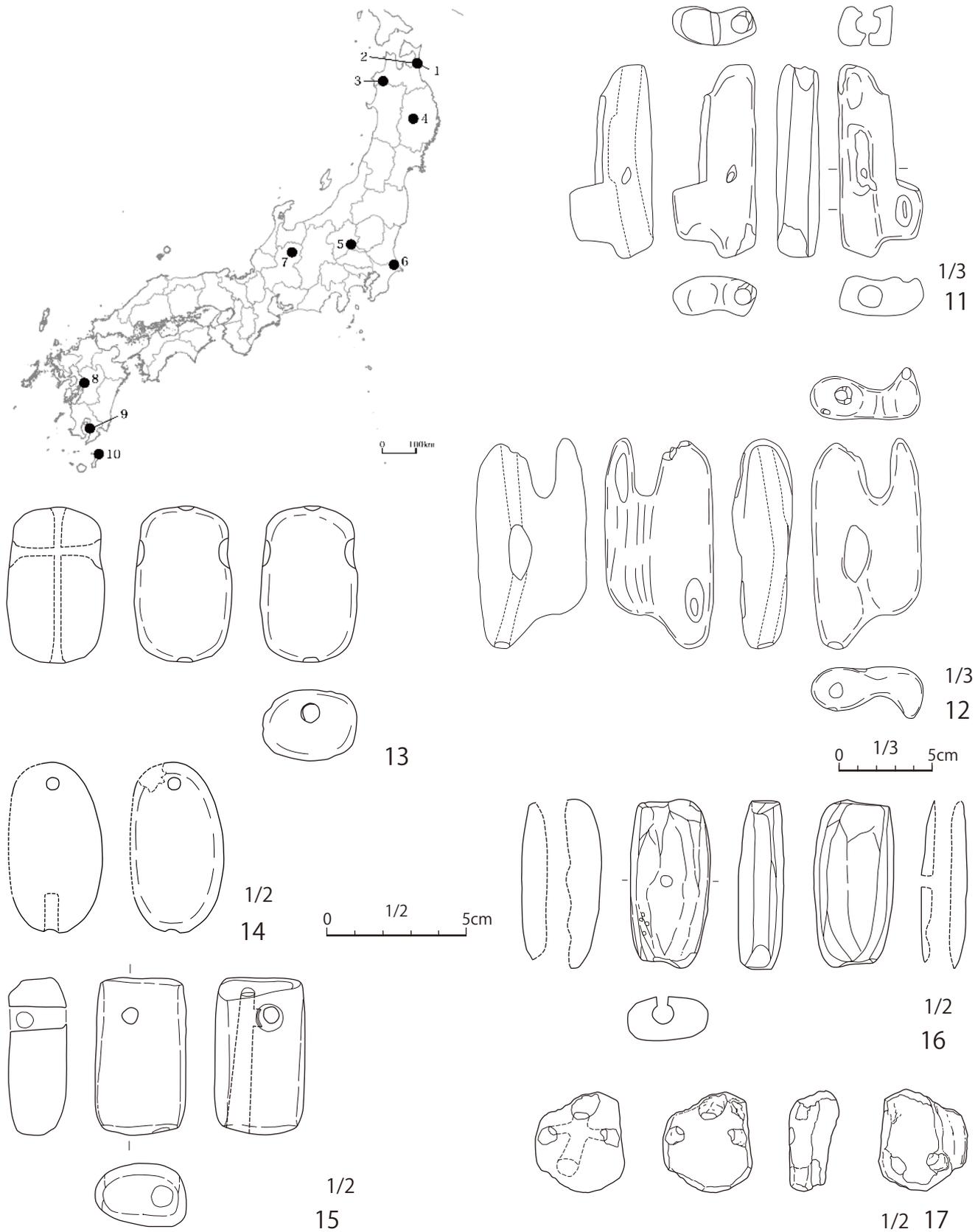
柴田南雄は、茨城県石塚遺跡と若海貝塚採集の有孔礫

の吹奏により、C4—D4—E4の「純音に近いサイン波に近い音」を出したと記録した(柴田1983)。

石守晃は、用途として狩猟用が多い可能性を示し、人工的なものは装飾品の可能性を指摘した(石守1980)。

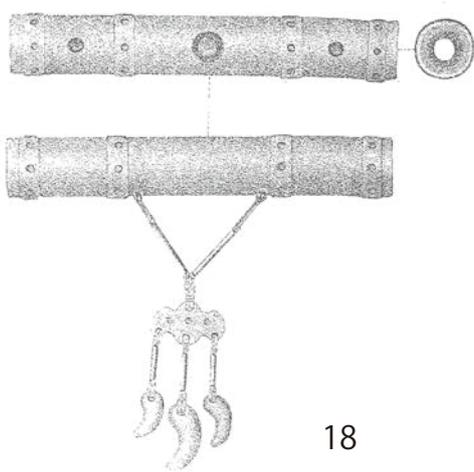
笹森建英は後述6に示す石笛4点の吹奏と採譜を行い、指孔の開閉でトレモロを奏でられることを指摘している(青森県文化財調査センター 1992)。

山田光洋は石笛認定の困難を述べ、出土地点が明らかで形態的に蓋然性が高い石笛として、前述の青森県上尾駁2・3、後述の青森県富ノ沢7、岩手県湯沢11・12を挙げ、後3者は側面の孔を歌口、両端の孔を指孔とし



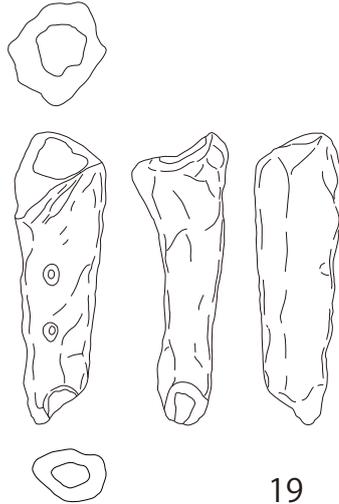
第4図 石笛の可能性を有する石製品(2)

- 1 青森県・上尾駁(2)遺跡 2 同・富ノ沢(2)遺跡 3 同・水上(2)遺跡 4 岩手県・湯沢遺跡 5 群馬県・下今井遺跡
6 千葉県・白井通路貝塚 7 岐阜県・大字桐山 8 熊本県・轟貝塚 9 鹿児島県・榎木原遺跡 10 同・現和果

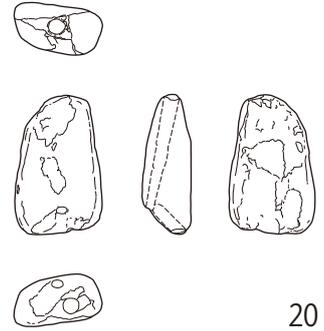


18

0 1/3 5cm



19



20

0 1/2 5cm

第5図 石笛の可能性を有する石製品(3)

て、指孔開閉により音を変化させると指摘した。(山田1996)。

笠原潔は測定により石笛が高周波を発生し、音域が上昇するに従い音圧が減少するものの、フルートと異なり、可聴域を超える20kHz2付近から40kHz付近に向かい再度上昇することを確認した。また有孔の自然歴や石製品が石笛か否かを疑う必要のあることを指摘し、石笛として

富ノ沢7、湯沢11・12を認定している(笠原2004)。

(2) 加工痕の有る“石笛”の分類

石笛或いは石笛の可能性があるとされる石製品は、現在のところ30数例ある。このうち人為的加工が見られるものは20余例あり、他は穿孔具による穿孔を伴う自然歴で土笛とされているものである。このうち人為的加工の

表2 加工痕跡のある石笛

No	所在地	遺跡名	遺構番号	時代	石材	形態		規格 (cm)	孔		石笛 分類
						平面形	断面形		穿孔形態	規格	
1	群馬県 伊勢崎市	下今井遺跡	表採	縄文時代か	ヒスイカ	隅丸長方形	隅丸長方形	5.2×4.3×1.8	縦十字	表径5.7mm、裏径3.8mm、上端径6.1×6.1mm、下端径:6.1×5.8mm	3 a類
2	青森県 六ヶ所村	上尾敷遺跡	CV175グリッド	縄文時代後期	ヒスイ	船形	隅丸長方形	8.5×4.3×2.3	縦十字	表径7.9×8.05mm、裏径5.4×5.7mm、上端径5.8×5.9mm、下端径8.2×8.8mm	3 a類
3	青森県 六ヶ所村	上尾敷遺跡	CV175グリッド	縄文時代後期	ヒスイ	隅丸長方形	隅丸長方形	5.3×2.7×1.4	縦十字	表径10.8×8.1mm、裏径5.5×5.25mm、上端径7.5×7.1mm、下端径8.2×8.2mm	3 a類
4	青森県 六ヶ所村	富ノ沢(2)遺跡	第100号住居跡	縄文時代中期後葉～末	頁岩	棒状	楕円形	9.7×2.4×1.6	縦位貫通	貫通孔径6×7mm	1 a類
5	青森県 六ヶ所村	富ノ沢(2)遺跡	第100号住居跡	縄文時代中期後葉～末	頁岩	棒状	隅丸方形	6.2×1.5×1.8	上位丁字、下位L字	上径縦位径8mm、深30mm、側面径4.5～6mm、下径6mm以上。	4類
6	青森県 六ヶ所村	富ノ沢(2)遺跡	CY-100 II層	縄文時代か	泥岩	棒状	円形	(4.1)×2.0×2.1	従位貫通	縦位径10.05×10.1mm	1 a類
7	青森県 六ヶ所村	富ノ沢(2)遺跡	725土壌	縄文時代中期後	細凝灰岩	火打金形	電球形	7.3×4.8×2.0	横丁字	貫通孔径10×6mm、側面径34×6mm	3 b類
8	青森県 西目屋村	水上(2)遺跡	VIII V-78グリッド1層	縄文時代	凝灰岩	棒状	円形	(7.3)×2.1×1.5	JL形	表面孔1.4×1.4×0.44cm、上端径3.6×3.3mm、下端径3.1×2.8mm	2類
9	青森県 西目屋村	水上(2)遺跡	VIII V-78グリッド1層	縄文時代	凝灰岩	棒状	円形	6.4×1.5×1.3	JL形	表面孔3.3×0.65×0.38cm、上端径6.2×5.6mm、下端径5.9×6.0mm	2類
10	青森県 西目屋村	水上(2)遺跡		縄文時代	凝灰岩	棒状	円形	7.3×1.7×1.1	幅広丁字	上端径6.1×6.0mm	(1 a類) (2類)
11	岩手県 盛岡市	湯沢遺跡	E111-2住居址	縄文時代後期	硬質泥岩	逆L形	<字形	10.4×4.4×2.0	縦十字	表面径2.8×0.7cm、上端径9.4×9.2mm、下端径(14.5)×9.5mm	3 b類
12	岩手県 盛岡市	湯沢遺跡	E111-67フラスコ形ピット	縄文時代後期	硬質凝灰質泥岩	逆h形	勾玉形	10.7×5.8×3.1	縦丁字	表面孔2.2×1.2×1.5cm、貫通孔7.8×7.2mm、上端径1.9×1.0mm、下端径7.5×6.7mm	3 b類
13	千葉県 香取市	白井通路貝塚	表採		チャート	隅丸長方形	隅丸方形	5.5×3.5×2.5	横十字	径2.5mm	3 a類
14	岐阜県 高山市	大字桐山	表採	縄文時代か	粘板岩	楕円形		6.2×3.5×0.9	未貫通	径5mm、深14mm、頭部に径4mm円孔	4類
15	熊本県 宇土市	轟貝塚	A～Dトレンチ基本層序1層	縄文時代		隅丸長方形	隅丸長方形	6.1×2.9×1.6	縦丁字穿孔	表面径4mm、縦位径0.7×0.8mm	3 a類
16	鹿児島県 鹿屋市	榎木原遺跡	D-4区-4層	古墳～平安時代	砂岩	隅丸三角形	長方形	3.6×3×1.4	横十字	径3～7mm	3 a類
17	鹿児島県 西之表市	現和巣	表採		ヒスイ	長方形	隅丸長方形	5.9×3.2×2.4	横丁字	径5～10mm	(3 a類)
18		出土地不明		古墳時代以降	蛇紋岩	棒状	円形	15.2×2.3×2.4	縦位貫通	貫通孔径8.5×8mm、側面孔(1)径5mm、側面孔(2)径7mm、側面孔(3)径4.5mm	1 a類
19		出土地不明	表採		砂管	長骨状	長方形・楕円形	11.8×4×1.9	縦位貫通	上端径20mm、下端径14mm、上位指穴径3mm、下位指孔径4mm	1 c類
20	東京都 国分寺市	恋ヶ窪遺跡	28号土壌	縄文時代中期	ヒスイ	略台形	台形	7.4×4.5×2.7	縦位貫通・斜孔	上端径8.1mm、下端径5.7mm、斜径5mm	1 b類
a	青森県 六ヶ所村	富ノ沢(2)遺跡	CS-119 II層	縄文時代か	頁岩	楕円形	蒲鉾形	2.8×4.1×1.4	縦十字	表裏径4.5mm、縦位径2.5mm	
b	青森県 西目屋村	水上(2)遺跡	VIII W-68グリッド2層	縄文時代か	凝灰岩	バナナ形	楕円形	9×1.5×1.9	両端L字	上端径6mm、上位側面径6×4mm、下位側面径7×4mm、下端径7mm	

※ 斜体表示計測値 1～3・8～12：石守計測 4～6・13～19・a・b：掲載実測図より測定

見られるもので、表2に示した規模等を特定できた17例を素材に、石笛としての下今井1の評価を試みたい。

人工物である石笛は、硬玉製大珠や石笛としての使用が考慮される用途不明の石製品があり、第3表に記したように、音程を測定し採譜されたものもある。これらの“石笛”は孔の状態から次の4種に分けたいと思う。

- 1類 従位に一つの貫通孔が穿たれるもの(4・6・(10))
- 2類 縦位に几状の穿孔を穿ちその頂部(側面中位)が開口するもの(8・9・(10))
- 3類 十字或いは丁字の貫通孔が穿たれるもの(1～3・7・11～13・15・16・(17))
- 4類 未貫通孔を穿つもの(5・14)

1類には棒状の石材の縦位中央に孔を穿ったもの(1a類)がある。出土地、時期は特定できていないが、明治年間に神田孝平(1884)が提示した管の面に孔が穿たれた石製品(神田18)^{註10}はこれに含まれる。また、東京都国分寺市恋ヶ窪遺跡出土大珠(20)や弘前大学の笹森建英先生が三内丸山遺跡出土大珠を試奏された事例がある^{註11}ように、緒締型の大珠「1b類」も石笛として含まれる可能性がある。しかし1b類は硬玉製大珠の1形態であるが、垂飾等、他の用途の使用が前提となる。一方、宮下健司(1977)が報告した指孔が穿たれた「生物巣穴の生痕化石である砂管(サンドパイプ)」のような自然物^{註12}を加工した転用品も含まれる(「1c類」)。さて、1類の石笛は一端を吹き口として用い、反対側の端部を指孔として用いることができる。また、指孔の開閉により最低一つの他の音階の吹奏が可能であり、アンブシュアを作り、唇の当て方や息の調整により多音階の吹奏も可能である。

2類は1b類の石笛の孔の中程を側縁方向に几状にクランクさせ、側面の一部を開口させたものである。これは、形態的に管状の石材の両端から側面に鉤形あるいは弧状に穿孔した青森県水上(2)遺跡出土石製品(第3図b)のような製品から派生したものである可能性が考えられる。2類の製品のモデルを作成して、吉田家奏法での吹奏を試みたところ、製品を持つ角度によってかすかに極小さな音を発することができた。クランク部分がエッジの効果を果すものと思われ、実物で確認したものではないが、吉田家奏法による石笛の可能性が考えられるものである。

3類は硬玉と、加工し易いものを含めた各種の石材で製作している。その穿孔は縦位方向と表裏方向に穿孔されるものと、縦位方向に加え左右方向(横方向)に穿孔が施されるものに分けられ、穿孔形態も十字と丁字の2種類に大分されるが、中には表裏孔と縦位孔を接続する構造の穿孔を有する現和巢17のような例もある。また、3

表3 石笛の音程測定一覧

No.	本稿掲載番号等	遺跡名	測定音階						
			全開	A♭6	一閉	D7	全開	B♭7	
1	下今井1	下今井遺跡	全開	A♭6	一閉	D7	全開	B♭7	
2	富ノ沢7	富ノ沢(2)遺跡		D♭4		F6			
3	(野家)	野家遺跡		(A4)		B♭4		D♭5	F6 A#6
4	上尾駁2	上尾駁(2)遺跡		D♭5		B♭6			
5	上尾駁3	上尾駁(2)遺跡		F4		E♭6		G♭6	
6	榎木原16	榎木原遺跡	全開	C7	一閉	F7			

類の石笛は大珠やタブレットなど比較的定型化された外形を有するもの「3a類」と、T字形やH字形のような不整形な外形を呈するもの「3b類、7・11・12」に大別される。3b類は一側縁・面に穿たれる孔径は大きなものが多く、その孔は未貫通孔であるか、貫通孔の場合は両側の孔径に違いが現れる。この3b類の貫通孔の径が両側で異なる状態は、3a類のうち下今井1と上尾駁2・3も側面の貫通孔でも見られるものであり、或いは下今井1と上尾駁遺跡2・3から3b類へその穿孔の傾向が受け継がれた可能性も考えられ、尚、詳細は現時点で確認できなかったが、富ノ沢7や湯沢11・12と同様の形態と推量されるものが秋田県羽後町大久保杉ノ沢遺跡から出土している。

3類の石笛の穿孔は、下今井1や上尾駁2のように縦位方向の穿孔に弱い食い違いが見られるもの、富ノ沢7のようにクランク状を呈するもの、湯沢11・12のようにく字状を呈するものなど多様である。使用石材の形態による規制もあろうが、北東北の製品にこうした傾向を見ることができる。これらは石笛であるとするならば、先述の孔端をエッジとして用いた吹奏方法を用いるとみられるが、下今井1は吉田家奏法による吹奏が可能である。また指孔として2～3か所が想定できることから、多様な音階での演奏が理論上可能である。

4類は現状で2例を提示する。一つは富ノ沢(2)遺跡出土の富ノ沢5で、その穿孔は水上(2)上遺跡出土の石製品(水上b)と同様であるが、上端から穿たれる孔が鉤形の孔を突き抜けて未貫通孔としたものであり、側面に現れた孔が指孔の機能を有する。今一つは薄い円礫を用いた岐阜県高山市桐山出土の桐山14であり、現在の所在は確認できないが、報告の記載に基づけば、長さ1.4cm程の短く内側が広がる未貫通孔が穿たれている。これらは、口径のやや狭いガラス瓶を吹く要領で吹いた可能性のある製品である。

(2) 下今井1の石笛としての評価

最初に本稿で資料紹介した下今井1が石笛であるか否かを考えたい。本製品は恐らくヒスイ製大珠である。従って一般的には先づ垂飾の可能性が考慮されるが、上述の

4項に記したように、本製品の表裏方向の孔の狭い方の側、つまり裏面の肉厚の薄い孔の口端には摩耗痕跡は認められず、また、縦位方向の穿孔も上下で若干のずれがあることから、円滑な紐通しは難しい。従って垂飾の可能性は小さいものと判断された。

それでは石笛としての使用の可能性はどうか。同製品の吹奏・試奏により、通常奏法、吉田家奏法の孰れでも吹奏が可能なが確認された。通常奏法ではG#6-2c~A#7+49cのほぼ1オクターブ程の音域を持ち特に吉田家奏法で音を出せることが本製品の大きな特徴である。こうした吹奏の成功により、石笛としての使用の可能性は否定されるものではないことは明らかだが、垂飾での使用の可能性が低いことと併せれば、その使用の可能性は否定し辛いもののように思われる。

表3は2~5を笹森建英(青森県埋蔵文化財調査センター1992)^{註13}、6を浜崎通が採譜した成果、1は筆者が示した音程を一覧にしたものである。全体にその音は高い傾向にあるが、製品の規模により、下今井1と榎木原16はピアノの中音より3オクターブほど、富ノ沢7と野家遺跡、上尾駮2・3は1~2オクターブ程高い音を出すことができた。特に下今井1と共に高音を記録した榎木原16を検討した浜崎通は、「この温質・音量ともに吹奏楽器のピッコロ(Piccolo)に似ている」(浜崎1987)と述べているが、下今井1も同様の音色を奏できてきている。

7. おわりに

以上のように、“石笛”として持ち込まれた下今井遺跡の硬玉製大珠(下今井1)について資料紹介を行い、若干の検討を行った。繰り返しになるが、本製品は多孔形の硬石製大珠であり、その穿孔の観察から孔に紐を通した垂飾としての使用の可能性は低いと判断した。また、石笛としては孔端をエッジとして利用する通常奏法に加え、特筆すべきは端部を啞えて息を吹き込む吉田家奏法での吹奏が可能であったことであり、石笛としての使用が確定できないものの、その可能性は低くはないものと思料される。

ところで我が国では、文武朝(A.D.683-707)に横笛に替えられるまで「天磐笛^{あめのいわぶえ}」という石笛が使われていたようである(『本朝事始^{ほんちょうことしはじめ}』、平安時代後期)。一方、下今井1の時期は類品から推して縄文時代後期の所産と考えられ、また本稿に示した石笛の多くは縄文時代の所産である。また、弥生時代所産の石笛は確認されていないが、『本朝事始』の記事によれば天磐笛は、八重事代主神^{やえのごとしらぬしのかみ}が作り皇美麻命^{すめのみこと}に奉ったもということであり、我が国の石笛は古墳時代以前に遡り、或いは飛鳥時代までその命脈を保っていた可能性がある。しかしその後石笛は、雅楽の導入と共に廃れていったものと推定される。

下って近世に於いても「天磐石」の記録があり、平田篤胤が譲り受けた「天磐笛」が、現在東京の平田神社に宝物として納められているが、その石笛は長さ50cm程と大きなもので、「自然物のままとは到底思えない」製品(柴田南雄1983)である。またこの石笛を篤胤は法螺貝のようなリップリード(lip reed)で奏しており、柴田南雄の採譜では音程も一般的な石笛より3オクターブ程低いものであった(柴田1983)。

このように近世の石笛はリップリードの楽器として認識されていたらしいのであるが、飛鳥時代の石笛は横笛に代替されたとすれば、エアリード(air reed)の楽器であったことが窺われ、その祖型を同じくエアリードである縄文時代の石笛に求めることができる可能性はある。しかし縄文時代の“楽器”は楽器か否かの判別が難しい。その検討に当たっては、吹奏できることが一つの判断基準にはなるが、本稿で行ったように穿孔の検討など、他の用途の検討が必要となることは言うまでもない。しかしながらその判定基準は定まっておらず、今後の研究課題でもあるのである。

最後になるが、本稿を執筆するに当たり、諸先生方或いは各機関より、数々のご教示、ご協力を賜った。その御名前を記して謝意を表したいと思う。

〔敬称略〕青森県立郷土館、青森県埋蔵文化財調査センター、(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、右代啓視、恵津森義行、岡本 洋、金子佐知子、喜納ゆかり、笹森建英、柴田 毅、秦光次郎、吉田秀樹

(本稿は、平成30年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動事業の助成を受けた成果の一部である。)

【註】

- 1 発掘情報館は、(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の事務局が入る群馬県埋蔵文化財調査センターに普及事業の拠点として建てられたもので、同館2階の展示室には職員の研究成果を展示する目的で7つの小コーナーが設けられていた(一部は現在でもその機能を残している)。出土楽器研究はその一つとして設置され、楽器の発達に関する図や、群馬県内出土の土笛、土鈴等の出土楽器や、復元した土笛の音を流す録音テープや、鳴らすことのできる陶鼓等を展示していた。
- 2 2016年最新情報展 第3期「ほら! 古代の音が聞こえる」展。平成28(2016)年1月17日(日)~5月15日(日)開催。
- 3 飯島静男氏(群馬県地質研究会会員)に鑑定戴いた。
- 4 明治大学日本先史文化研究所・日本玉文化研究会(2012)による。
- 5 使用したアプリケーションは、Chris Cannam と英国ロンドン大学 Queen Maryカレッジ作成の“Sonic Visualiser ver2.0”の著作権2006-である。
- 6 ピアノの中央ハ音(D)がC4であり、低音に向かい1オクターブづつ下がるとC3、C2と表記され、高音に向かい1オクターブづつ上がるとC5~C8と表記していく。1オクターブはC(D)から上位に、C#, D...A, A#と並び、B(シ)で1組となる。現在の調律はA4(ラ)が440hzに設定されることが多い。

また、音階の後ろのcはcentの略であり、半音の差は100cである。ある音(t)の範囲は-50c-t+50cの間ということになる。

- 7 湯沢11は摩耗痕が左右両側の上下端部寄りと表面の窪み部分、湯沢12でも右側縁の上下端部寄りに摩耗痕が見られることから、孰れも縦位貫通孔側を手前に表面開口部から吹き込んだものと思料される。
- 8 現在の調律はA4(ラ)が440hzに設定されることが多い。
- 9 平田篤胤は「海ぼら」は円礫で、葦の根に泥の付いた泥が石と化したと解釈しているが、現在では穿孔貝による穿孔を伴う自然礫と解釈されるものである。
- 10 この製品は第5図-1に示したように、金銀等を用いた装飾が施されるが、一部は新しいと評価されている。この製品は側面の3孔の径が小・大・小と配置されていることから、或いは中のものが吹き口の可能性がある。中央に吹き口があり両側が指孔とされるものには、奈良県皇塚古墳出土の、笛の可能性が唱えられる木製品がある。しかし類例がなく、東アジアで横笛が導入されるのは中国の中国南北朝時代以降であることと金属の装飾が施されることを勘案すれば古墳時代以降の製品化ということになる。現所在不明。
- 11 青森県三内丸山遺跡の製品(緒縮型大珠か)の中に、吹奏できるものがあり、弘前大学名誉教授の笹森建英先生が吹奏され、採音されているが、現在のところ筆者は個々の資料を特定できていない。
- 12 例えば植物や植物遺体の周りに酸化鉄が付着、凝集する、所謂「タカシ小僧」などが考えられる。
- 13 野家遺跡は青森県川内町(現つむ市)に所在し、ピッチ(天然アスファルト)付石鏃の論考等に記載がある(寺田1970、福田2000)が、遺跡名そのものが青森県遺跡地図に確認することができず、また資料の所在も、執筆段階では確認できていない。

【参考文献】

- 青森県教育委員会(1987)『上尾駁(2)遺跡Ⅱ』
 青森県教育委員会(1992)『富ノ沢(2)遺跡Ⅴ』
 青森県教育委員会(1993)『富ノ沢(2)遺跡Ⅵ』
 青森県教育委員会(2017)『水上(2)遺跡Ⅲ』
 青森県埋蔵文化財調査センター(1992)『青い森の縄文人とその社会 : 縄文時代中期・後期編』、pp118-119
 安藤文一「翡翠」(1982)『縄文時代の研究 第8巻 社会・文化』、pp180-192、雄山閣出版
 岩手県埋蔵文化財センター(1977)『都南村湯沢遺跡』
 岩手県埋蔵文化財センター(1988)『湯沢遺跡発掘調査報告書(遺物編)』
 宇賀神弘「群馬県出土の縄文時代ヒスイ製品修正」(2006)『玉文化』第3号、pp120-130、日本玉文化研究会
 宇土市教育委員会(2008)『轟貝塚—慶應義塾大学資料再整理報告—』
 沖田純一郎「種子島「現和集」で採集された翡翠大珠」(2008)『玉文化』第5号、pp89-91、日本玉文化研究会
 鹿児島県教育委員会(1987)『榎木原遺跡』
 笠原 潔(2004)『埋もれた楽器』、春秋社
 Takahira KANDA(1884) NOTES on ANCIENT STONE IMPLEMENTS, &c.. of JAPAN , 神田孝平(1887)『日本大古石器考』、叢各閣、齊藤忠監修(1983)『復刻日本考古学文献集成』第6回配本、第一書房
 国分寺市遺跡調査団(1988)『恋ヶ窪遺跡発掘調査報告Ⅳ』
 柴田常恵「飛騨桐山発見の一石器に就いて」(1926)『考古学雑誌』第16巻第5号、pp271-275
 柴田南雄『日本の音を聴く』(1983)、青土社
 下山信昭「軽石・石製品」(1992)『富ノ沢(2)遺跡Ⅵ』、pp1021-1023、青森県教育委員会
 鈴木克彦「硬玉研究序論」(2004)『玉文化』創刊号、pp1-38、日本玉文化研究会
 谷藤保彦「群馬県におけるヒスイ製大珠と垂飾り」(2012)『縄文時代のヒスイ大珠を巡る研究』、pp3-8、明治大学日本先史文化研究所・日本玉文化研究会

- 藤原通憲(平安時代後期)鎮西 選『本朝事始』、高知県立図書館所蔵、国文学研究資料館 H P : http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0099-000201&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOWEI=%E3%80%90%E6%9C%AC%E6%9C%9D%E4%BA%8B%E5%A7%8B%E3%80%91&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&ID=null&IMG_NO=9・N010
 寺田徳穂「ピッチ付石鏃について」(1970)『東奥文化』第41号、pp17-22
 西村正衛『石器時代における利根川下流域の研究—貝塚を中心として—』(1974)、早稲田大学出版部
 野村 崇「北海道出土のヒスイ製装飾品」(2005)『地域部と文化の考古学Ⅰ』、pp531-546、明治大学考古学研究室、六一書房
 浜崎 通「榎木原遺跡出土の石管状石器について」(1987)『榎木原遺跡』、pp231-232、鹿児島県教育委員会
 平田篤胤・平田鐵胤・平田延胤『古史傳』25之巻131段(1887)、上田萬年・山本信哉・平田盛胤 共編『平田篤胤全集』第3巻(1933)、pp257-261、内外書籍
 福田友之「本州北辺地域の先史アスファルト利用」(2000)『研究紀要』第5号、pp1-24、青森県埋蔵文化財調査センター
 宮内嘉長、石上鑿通(1817)『天石笛之記』
 宮下健司「一つの石笛をめぐって」(1977)『長野県考古学会誌』28、pp55-58、長野県考古学会
 明治大学日本先史文化研究所・日本玉文化研究会(2012)『縄文時代のヒスイ大珠を巡る研究』
 山田光洋(1998)『楽器の考古学』、同成社

【図版】

- 第1図 群馬県図は石守が作図した。
 地形図 国土地理院「前橋」1/50000に石守が加筆した。
 1 石守が作図した。
 第2図 青森県図 国土地理院白地図を使用
 2・3 青森県教育委員会(1987)、p635、第494図1・2に石守が加筆。
 第3図 青森県図 国土地理院白地図を使用。
 4・5 青森県教育委員会(1992)、p306、第264図-14・15に石守が加筆。
 6 青森県教育委員会(1993)(2)、p859、第719図-26に石守加筆。
 7 青森県教育委員会(1993)、p178、図164-105に石守が加筆。
 8・9 青森県教育委員会(2017)第3分冊、p369、図331-2・3に石守が加筆。
 10 青森県教育委員会(2017)第5分冊、p255、図219-9に石守が加筆。
 a 青森県教育委員会(1993)(2)、p858、第718図-17に石守加筆。
 b 青森県教育委員会(2017)第5分冊、p255、図219-10に石守が加筆。
 第4図 日本地図図 国土地理院白地図を使用。
 11 岩手県埋蔵文化財センター(1988)、p238、第128図1076に石守が加筆。
 12 岩手県埋蔵文化財センター(1988)、p335、第225図2436に石守が加筆。
 13 西村正衛(1974)、p293、第6図1に石守が加筆。
 14 柴田常恵(1926)掲載写真を石守がトレース、図化。
 15 宇土市教育委員会(2008)、p91、第67図471に石守が加筆。
 16 鹿児島県教育委員会(1987)『榎木原遺跡』、p231、第165図に石守が加筆。
 17 沖田純一郎(2008)、p90、第2図に石守が加筆。
 第5図
 18 T. KANDA(1884)、PLATE XXII-2 転載、1948年に著作権法第53条に規定する保護期間満了。
 19 宮下健司(1977)、p55、第1図に石守加筆。
 20 国分寺市遺跡調査団(1988)、p80、第40図18に石守加筆。

【使用アプリケーション】

Chris Cannam and Queen Mary, University of London(2006-2011)“Sonic Visualiser ver2.0”

群馬県北部吾妻川流域の後期弥生遺跡について

大木 紳一郎

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4. 吾妻川流域の後期弥生遺跡 |
| 2. 吾妻川流域の地形 | 5. 吾妻川流域の後期弥生土器 |
| 3. 吾妻川流域の弥生遺跡概観 | 6. まとめ |

— 要 旨 —

弥生時代における群馬県では、中期中葉～後半を大きな転換点として各地に弥生社会が成立し、後期からはまとまった集落遺跡群で構成される地域社会に発展していくと考えられている。このような弥生後期の地域社会は、その遺跡分布の様相から、群馬県内を流れる主要河川の流域を軸に形成されており、各々がネットワークで結び付きながらも分立していたと推測される。後期弥生社会が形成されたと考えられる河川流域のうち、群馬県北西部を流れる吾妻川沿岸地域は、その流路が長野県北～中部と直結するルートと推測されることから、千曲川流域に展開した弥生社会との密接なつながりが想定される場所である。このルートは、大陸系の大型蛤刃磨製石斧や鉄製品などの入手に欠かせない重要な位置づけが与えられていたと考えられ、群馬県の弥生人にとって吾妻川流域は、山間の奥地というよりむしろ先進地域と直結する玄関口との意味合いが強かったのではないだろうか。本稿では、このような意義付けを前提にしたうえで、吾妻川流域における後期弥生遺跡の実態を再検討することとし、ひいては地域弥生社会の成立・発展の様相を詳らかにしたいと考える。

キーワード

対象時代 弥生時代後期
対象地域 群馬県北部
研究対象 弥生社会の形成

1. はじめに

群馬県は北部と西部を県境に連なる山塊で遮られ、南東方向に向かって平野部が開けていく地形を呈している。北部と西部の山麓を流れる中小支流を集めたいくつかの主要河川は、侵食作用によって渓谷や河岸段丘を形成しながら、やがて利根川に合流し関東平野を貫流していく。主要河川のひとつである吾妻川は長野県との境界、吾妻郡嬭恋村にある鳥居峠付近を源流とし、周囲の支流を集めながら東方に流下する流路延長76.2kmの一級河川である。この吾妻川流域には弥生時代の遺跡が点々と分布することが以前より知られており、なかでも岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡(杉原1967)のように学史に名を刻む例もある。近年では八ッ場ダム建設に伴う一連の発掘調査によって、鷹の巣岩陰遺跡と同じ弥生時代中期初頭かその前後時期の遺跡が相次いで発見されている。一方、これに後続する中期後半～後期の遺跡については非常に稀薄な分布状態となっており、群馬県西部を流れるほぼ同一規模の碓氷川や鐺川に比べて、流域での弥生遺跡分布状況に大きな差がみられる。このことは、現代の開発量に比例した遺跡発掘数の違いが影響していると考えられるが、農耕社会が形成されつつあるこの時期において、流域での水田可耕地が狭小で限られているという地形環境も大きな要因として考えられるところである。

吾妻川流域は、その地理的位置から、中期後半以降に顕現化する長野県北～中部の栗林式土器文化圏との結びつきを支える主要ルートの一つであったと想定される。このことは、吾妻川流域が西日本弥生文化の先進的な文物や技術・情報を、群馬県域及び関東平野へと伝播・中継する重要な役割を担い、かつそのことで流通や情報ネットワークのイニシアチブを握り得る地域でもあった

ことを示していよう。関東北西部の弥生社会のなかで、吾妻川流域の意義を以上のように仮定したうえで、この流域に分布する弥生遺跡がどのような形成過程をたどり、地域社会を発展させていったのかを解明することは、一地域にとどまらず、群馬県全域や関東地方といったより広範な弥生社会の構造や相互の結びつきを検討していくうえで益するところが大きいと考えている。その手始めとして、本稿では吾妻川流域における後期弥生遺跡の分布や営まれた時期について再検討を行い、弥生社会形成の担い手となった集団を把握するために、後期弥生土器の地域色の把握を行うものである。後期に限定したのは、未だわずかな資料数に限られている中期後半に比べて、後期遺跡の発掘調査成果が近年になって公表され、詳細な検討が可能になってきたことがその理由である。

吾妻川流域の弥生遺跡が広く学界に紹介されるようになったのは昭和以降である。中谷治宇二郎が、中之条盆地を中心とした吾妻の先史遺跡を取り上げたのが、その嚆矢であろう(中谷1927)。そこでは中之条町永田原出土の条痕文系壺の年代的位置、段丘面と遺跡立地の関連性に言及している。昭和5年には、東京考古学会を立ち上げた森本六爾の呼びかけに応じ、在地の博物学者である岩沢正作によって、県内39か所の弥生時代関連遺跡が紹介された(岩沢1930)。この中には吾妻郡内の遺跡も含まれているが、岩沢が述懐しているように(岩沢1939)、石器や文様の豊富な縄文土器に比べて、簡素な文様しかない弥生土器に当時の好古家の関心は少なかったようだ。

昭和14年、当時新進気鋭の考古学者だった杉原荘介によって渋川市(旧勢多郡赤城村)樽遺跡の発掘調査が行われた。この報文で後期弥生土器型式としての「樽式」が提唱され、東日本弥生文化のなかに位置づけられることと

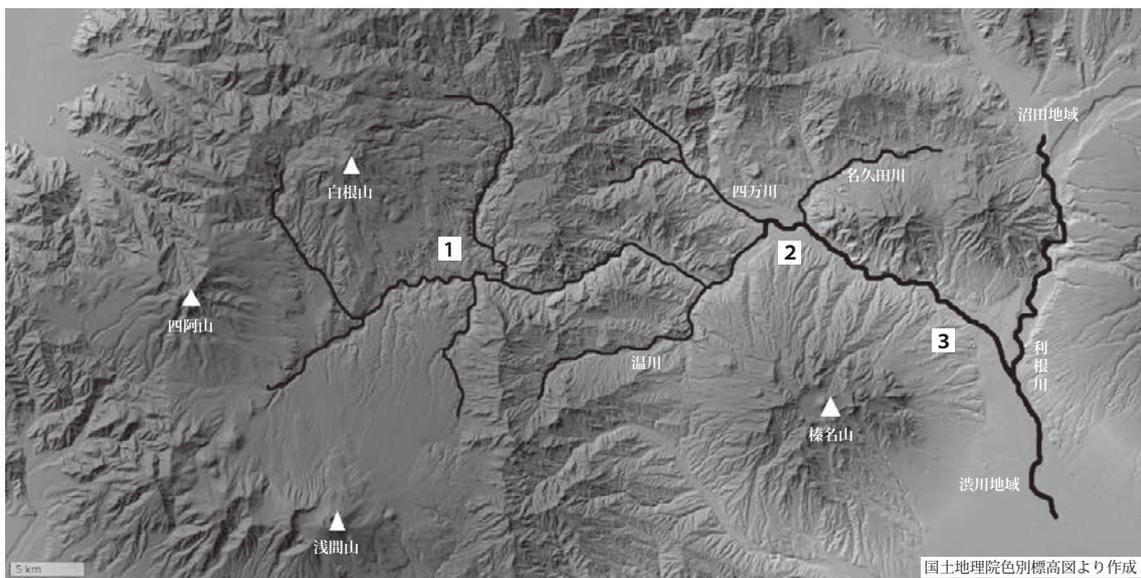


図1 吾妻川流域の地形環境 1 上流域 2 中流域 3 下流域

なった(杉原1939)。なお、このとき器形がわからず型式認定には不十分と考えられた樽遺跡出土土器を補完する意味で、在地好古家の金沢佐平が収集していた吾妻郡内の土器資料(東吾妻町原町駅前、同町昆布皆戸遺跡出土品)を合わせて紹介している。つまり、杉原による当初の樽式設定には、吾妻郡域の弥生土器の特徴が色濃く反映されていたことになる。

戦後の昭和23年に行われた高崎市(旧群馬郡倉渕村)にある水沼遺跡の発掘調査は、群馬県で初めての確実な弥生集落の発見となり、その後も県内各地で弥生集落遺跡の存在が明らかとなっていく。集落遺跡から得られた良好な出土一括資料は、弥生土器編年研究を飛躍的に進めることになった(山本・柿沼1975)。群馬大学で弥生文化研究を進めていた柿沼恵介は、笹遺跡・水沼遺跡・剣崎遺跡などの出土土器の検討から、現在広く支持されている樽式3時期区分の骨子となる新旧序列案を提示した(柿沼1970)。その後、樽式土器の編年研究が盛んに進められる一方で、後期遺跡の分布論的考察については、一部で河川流域ごとの分布傾向に言及するものもあったが(三宅・相京1982)、総じて低調であったといつてよい。これには、後期弥生遺跡の発掘調査が高崎市や前橋市を中心とした群馬県中～南部に偏っていて、地域別傾向を論じるには時期尚早であったことが大きい。

吾妻川流域では、1980年代頃まで発掘調査出土例が稀少であったことが影響してか、中期後半～後期弥生土器の編年研究においてすら次第に等閑視されるようになっていった。現時点において、良好な出土一括資料が必ずしも十分といえない状況に変わりはないが、他地域での後期土器資料の充実に伴って、吾妻川流域での地域色有無を検討するための比較作業が可能となってきた。また、その分布傾向についても、上流域のハッ場ダム建設地域や、中流域の中之条盆地での公共開発に伴う大掛かりな発掘調査が実施されたことによって、採集資料に多くを頼らざるをえなかった従来の認識を見直すだけの成果が得られてきている。

以上のような調査研究動向に鑑み、本稿では、現時点で得られる発掘調査資料をもとに、改めて吾妻川流域における後期弥生遺跡の実態把握と、今後への研究課題について再認識していくつもりである。

2. 吾妻川流域の地形

群馬県は関東平野の北西奥部にあたり、この関東平野の主幹河川である利根川は県北部の新潟県境を水源として南流し、県中央付近で南東に折れてそのまま関東平野の中央を潤していく。利根川に流れ込む群馬県での主要支川として、吾妻川・碓氷川・鎭川・烏川・渡良瀬川が知られている。このうち吾妻川は、「鶴舞う形の群馬県」(「上毛かるた」より)の尾羽の部分に当たる県北西部の

山間地を上流域とし、鋸歯状の小規模な屈曲や蛇行を繰り返しながら東流して、榛名山東麓の渋川市附近で利根川に合流する(図1)。

吾妻川周辺の地形は、上流域、中流域、下流域でそれぞれ特徴的な景観を呈する。まず上流域から見ることにする。

吾妻川の水源は長野県境の鳥居峠付近にあり、浅間山北麓に沿って北東方向に流下し、吾妻郡嬭恋村西窪で南流してきた万座川と合流する。この上流奥部は南北と西側を山麓で囲まれており、支流を含めて溪谷的景観を呈している。西方には湯ノ丸山(2101m)、四阿山(2354m)、御飯岳(2160m)と2000m級の山並みが南北方向に連なり、その稜線が現在の長野県との県境となっている。この山稜間にはいくつかの鞍部があって、角間峠、鳥居峠、毛無峠など長野県と結ぶ峠道が通る。北方から吾妻川に合流する万座川と白砂川は、北側に聳える白根山(2160m)麓を源とし、東西の山麓に挟まれて南流する中規模の河川である。白根山麓を源とする河川の多くは、源泉から湧出する強酸性の水が流れ込むために非常に酸度が高く、魚介類の棲息が難しい「死の川」であった。1957年に始まる酸性水の中和事業により、中和施設より下流ではようやく魚介類の棲息が可能な河川となった。この白根山も長野県北部との境界に位置しており、周囲の峰には万座峠や渋峠など、長野県上高井郡高山村や中野市に至る峠道が通る。

上流域での吾妻川の流路は、吾妻郡嬭恋村から長野原町の白砂川合流地点まで小規模な屈曲や蛇行を繰り返しながら北東方向に流下する(図1-1)。この流路は、かつて南流して千曲川にそそいでいた古吾妻川が、南側での火山活動により形成された浅間山に遮られて巨大な湖が出現し、さらにその湖の堆積が進むにつれ、行き場を失った水流が標高の低い東方へ向かうことになったと推測されている。浅間山(2568m)は、北側に群馬県吾妻郡



図2 吾妻川上流域(ハッ場ダム関連調査地)の景観(東方より)

嬭恋村、南側に長野県北佐久郡軽井沢町・御代田町と県境を南北に画す、現在も噴火活動が活発な成層火山である。浅間山の火山活動は約10万年前から始まり、約2.7万年前には山体のほぼ半分を失う大規模な崩壊があったとされる。この時に北麓を流下した堆積物は「応桑泥流」（あるいは「応桑岩屑なだれ」ともいう）と呼ばれ、吾妻川流域に大量の土砂を堆積させ、さらに利根川に合流して流れ込んだと考えられている（註1）。現在の前橋市街地ののる前橋台地は、基盤礫層のうえに10～15mの厚さでこの泥流堆積物（「前橋泥流」と呼ぶ）がみられる。浅間山はその後も度重なる火山活動によって、吾妻川流域の地形変遷に多大な影響を与え続けることになるが、このことについては後述する。浅間山北東麓を流下して吾妻川に合する支流が幾筋もあり、応桑泥流の流路に沿って流下する熊川は傾斜が急で、深く狭い溪谷のまま長野原町大津付近で吾妻川に合流する。このあたりから弥生遺跡の存在が明確になりはじめ、熊川左岸の台地上には弥生時代中期前半の外輪原Ⅰ遺跡が知られている（富田2000）。

長野原町大津付近からは、吾妻川両岸に4段の河岸段丘が形成されており、縄文時代を主とした遺跡が密集することが判っている。長野原町と東吾妻町との町境付近吾妻峡谷には、名勝「吾妻峡」として国指定された区間があり、深さ70m、最小川幅2～3mにもなる深淵な谷が形成されている。このあたりは、吾妻川と直交するように、標高1100～1700mの山並みが南北に連なっており、東西の地域を分ける分水嶺となっている。現在の群馬・長野県境となっている四阿山や湯ノ丸山・御飯岳など標高2000mを超す山並みより低いとはいえ、この南北の山並みは東西の地理的空間を屏風のように区切る景観的効果をもたらしている（図1中央）。この山並みの中央を横断して吾妻川は縫うように流下していく。この峡谷区間の両岸は、処々に小規模な段丘平坦面が形成されているが、流路に沿った交通路としては崖上の隘路しかない。近代的な道路が建設されるまでは、交通上の難所であった（図2）。そのため、近世までは草津温泉や信濃方面へ抜けるにあたって、吾妻川右岸山塊の南側に沿ったルートが主街道としてもっぱら用いられた。

吾妻川が急傾斜の山間地を抜ける吾妻郡東吾妻町郷原あたりまでは、連綿と狭い溪谷が続く上流的景観である。郷原付近で吾妻川は榛名山北西麓にぶつかって北東方向に流路を変える。この地点の北側には、弥生中期再葬墓関連の遺跡として著名な鷹の巣岩陰のある岩櫃山（795m）の岩壁が屹立し、遠方からでも視認できるランドマーク的存在となっている。南東側には第四紀の成層火山である榛名山の裾野が展開し、上流域に比べてかなり視界が開けてくる。このあたりから中流的景観となり、侵食崖の両岸には、狭い河岸段丘が続いて見られるよう



図3 吾妻川下流域の景観(西方より) 撮影：杉山秀宏

になってくる。このような中流的景観は、吾妻川流域のほぼ中央付近に位置する中之条盆地を中心として、榛名山北麓に沿ってみられる（図1-2）。東吾妻町郷原で吾妻川に合流する温川は、吾妻峡谷と直交する山並みの一峯である浅間隠山（1757m）の東麓から流下する中規模の河川である。温川は、榛名山北西麓と吾妻川南岸に連なる山麓の間を縫って、北東一東に流下する。この温川沿岸には広い場所で幅300m前後の段丘面が形成されていて、「平」「原」「田」の付く地名も残る。山麓斜面と深い侵食谷の卓越した周辺地形の中では、比較的開けた平坦地が展開している。温川右岸の霜田からは、遠賀川式系壺が採集されており（平野1990）、発掘調査では後期土器片が出土している（群埋文2006a）。この温川に沿った道が、江戸初期に整備された信州街道であり、街道沿いの須賀尾宿は信州街道と草津街道との分岐点でもあった。草津街道は、この温川右岸の東吾妻町大戸から榛名山西麓を抜けて烏川上流域に入り、そのまま流路に沿って高崎方面へと直結するルートであり、弥生時代においても榛名山に遮られた南北の地域を結ぶ交通路であったことが推測される。

中流域の中央付近に位置する現在の中之条町街区が拡がる場所は、その対岸の東吾妻町岩井・植栗の地と併せて「中之条盆地」と呼ばれる。更新世中ごろに存在したとされる古中之条湖の湖盆地形の最も低位の部分にあたり、この盆地底にむかって北西より四万川、北東より名久田川といった支流が流れ込む。この四万川と名久田川は、中之条北部や利根郡みなかみ町の山麓を侵食開析しながら、両岸に幅200～500mほどの平坦な段丘地形を作り出している。四万川の流路は北西に遡って草津方面、名久田川の流路は北東に遡ると沼田方面と結ぶルートとなる。

中之条盆地での吾妻川両岸には、4面に及ぶ河岸段丘

が形成されており、このうち下位の中之条面と伊勢町面が弥生遺跡との関係で注目される。中之条面は現河床からの比高が平均して約40mの緩斜面で、左岸側には流れ山の存在が目立つ。最下位にある伊勢町面はさらに3細分されており、現河床との比高は最高位で約30m、最も低い面では約10mを測る。この中之条盆地の下位段丘面と、四万川・名久田川流域の段丘平坦面が、後述するように吾妻川流域で最も弥生遺跡が密に分布する場所となる。

中之条盆地をでた吾妻川は、左岸の小野子山(1208m)と右岸の榛名山麓の間を南東流する。左岸には側刻された崖面が目立ち、右岸には小規模な段丘面が断続的にみられる。平坦地形は限られているが、点在する弥生遺跡の存在が知られており、弥生集落の選地対象となったことが判る。

榛名山北東麓と子持山(1296m)の南麓端に挟まれたあたりから、吾妻川は大きく南方へ向きを変え、やがて渋川市白井で南流してきた利根川と合流する。この付近は、川幅も広がり、周辺視界が大きく開けた下流域に当たる(図1-3)。利根川との合流点では、裾野を広げた子持山南麓と榛名山北東麓に比較的広い段丘面が形成されていて、吾妻川中流域にまで見られた溪谷的景観とは大きく異なる(図3)。右岸の榛名山裾と吾妻川との間には段丘面が形成されていて、上位面には山麓を流下する河川によって扇状地状の傾斜面が形成されている。古墳時代の小札甲を着装した人骨が発見された金井東裏遺跡は、この傾斜面末端に位置している。下位の段丘面は北西から南東に向け緩い傾斜面となっているが、吾妻川沿岸では最も広い平坦地形といえるだろう。ただしこの地域では、6世紀代に噴火した榛名山の降下火山灰や軽石の層が厚く覆っており、降下以前の微地形については、現景観から推し量ることが難しい。

吾妻川が合流してからの利根川は、西に榛名山、東に赤城山の間を約6km南流したのち、赤城山裾野にそって南東方に向きをかえて流下する。この間、現在の渋川市街がある右岸側には広い平坦地形が形成されており、山麓が迫る左岸とは対照的な地形景観となっている。ここでも、榛名山噴火による降下テフラや泥流などの火山堆積物が覆い、さらに天仁元(1108)年とされる浅間山の噴火による降下軽石(浅間Bテフラ)が10cmを超える厚さで堆積している。

以上みてきたように、吾妻川は浅間山、白根山、榛名山といった活発な火山活動を続ける火山群のなかを流下してきた河川であり、第四紀の完新世以後もこうした火山活動の大きな影響を被っている。浅間山は古墳時代初頭に当たる3世紀後半から4世紀初めの間に噴火したことが判明しており、このときの降下テフラ(浅間C軽石)は群馬県下のほぼ全域に広くみられる。さらに、天仁元

(1108)年の噴火は浅間山噴火史上最大規模といわれるもので、多量の軽石(浅間B軽石)の降下と、南北麓に大規模な火砕流が発生した。北麓を流下した火砕流によって嬬恋村大笹付近から溪谷は埋め尽くされたと考えられており、その一部は溶結凝灰岩となって吾妻川の侵食崖となっている。また、天明三(1783)年の噴火では、軽石の噴出降下とともに火砕流、しばらく後に大規模な土石流が発生して、北麓にあった鎌原村を飲み込んだ悲惨な歴史がよく知られている。このとき、吾妻川に流れこんだ土石流は長野原町の一部を壊滅させ、一時河道を閉塞したのち水分を含んだ泥流となって中流から下流へと押し寄せた。吾妻川の沿岸部ではこのときの厚い堆積物がみられ、八ッ場ダムの建設工事が進む長野原町の吾妻峡では、下位の段丘傾斜面や平坦面に立地した天明三年以前の遺跡が数mに及ぶ泥流層の下に埋没していた。この地域ではダム湖建設のためほぼ全面で悉皆的な調査が行われ、弥生時代遺跡の概要についても把握することが可能である。これについては次節で述べることにしたい。

3. 吾妻川流域の弥生遺跡概観

度々ふれるように、吾妻川流域は群馬県内でも遺跡の発掘調査例が少ない地域であるため、弥生遺跡の分布状況について総括的な傾向を述べるには時期尚早といえる。それでも、近年の八ッ場ダム建設関連事業やこれに直結する道路整備、街区開発などに伴う埋蔵文化財の発掘調査が進んだため、遺跡の具体的な内容がある程度まで把握でき、土器編年上の時間幅や時期ごとの分布傾向がおぼろげながら見えてきている。ここでは、近年の発掘調査例を含めて、吾妻川流域における弥生遺跡の様相を再確認しておくことにする。

弥生前期～中期前葉の弥生遺跡分布について、吾妻川流域は群馬県内においても比較的高い密度を示す。上流域から向原遺跡・外輪原Ⅰ遺跡(以上長野原町)、岩櫃山鷹の巣岩陰・霜田遺跡・平沢遺跡・堀の内遺跡・前畑遺跡(以上東吾妻町)、永田原遺跡・宿割遺跡・成田遺跡・有笠山Ⅱ遺跡(以上中之条町)、南大塚遺跡・押手遺跡(以上渋川市)などが既に知られており、現時点では極端な粗密は見られず、ほぼ満遍なく流域に分布していることが判る。近年では、吾妻川上流域の八ッ場ダム建設工事で、水没地区を含めた周辺整備に伴う発掘調査が行われた結果、弥生時代前期から中期前葉にかけての遺跡が多く発見されている。尾坂遺跡・川原湯勝沼遺跡・横壁中村遺跡・上原ⅠⅢⅣ遺跡・上郷西遺跡・林中原Ⅱ遺跡・東宮遺跡・下田遺跡などが列記され、土器片出土だけであれば今後さらに増加することが見込まれる。遺構としては、尾坂遺跡(群埋文2016a)や川原湯勝沼遺跡(群埋文2005a)で土器棺再葬墓が判明しており、横壁中村遺跡(群埋文2014)や林中原Ⅱ遺跡では住居跡の可能性のある

遺構も確認されている(註2)。弥生前期の指標ともいえる遠賀川式系壺については、発掘資料では下流域左岸に位置する渋川市(旧子持村)押手遺跡(子持村教育委員会1987)、採集資料としては東吾妻町霜田遺跡(平野1990)が知られている。立地傾向は、平坦地に限らず、傾斜面や台地上にも見られるのが特徴といえるが、遺跡の性格論を含めた論議が必要になるとと思われる。

この時期の弥生土器を概観すると、吾妻川流域では前期相当から中期前葉段階までのものが主体で、中期中葉の資料は少数でしかなく、岩陰墓と考えられる有笠山2遺跡の浅鉢(中之条町教育委員会1997)や、各遺跡の遺構外出土土器の小破片に散見される程度である。このことが中期中葉からの吾妻川流域での遺跡減少傾向を示すものか否かは、遺跡内での継続性や遺構の性格論などを含めた検討を要するが、ここでは単に遺物や遺跡の数量比較結果を示すに留める。

弥生中期後半は、群馬県の弥生時代における大きな転換期にあたる。長野県方面から流入する栗林式系土器(註3)の文化が県内各地に定着し、特に水田経営を目指したと思われる平野部への進出が著しいのが特徴である。吾妻川流域では、遺構を伴わず土器だけが出土した例を含めても、この時期における遺跡分布は極めて少ない。栗林式系土器文化の波及起点となる長野盆地から最も距離的に近く、幾筋かの峠道の存在も想定できるにもかかわらずである。検出された遺構も限られており、八ッ場ダム建設地域においては、立馬I遺跡で住居跡1棟と壺棺墓1基が検出されたのみ(群埋文2006b)である。遺構外出土土器の例は、石川原遺跡(長野原町)などで散見されるにすぎない。ただし、この八ッ場ダムの吾妻川峡谷部を過ぎて、中流域に向かう地点では若干様相が異なる。現在(2018年)発掘調査が進められている上信自動車道関連の遺跡で、中期後半に属する例が判明した。四戸遺

跡・新井遺跡(以上東吾妻町)がそれで、いずれも吾妻川右岸の狭小な段丘面に位置する。未報告のため詳細は今後の公表を待つが、数棟の住居からなる小規模集落と考えられる(群埋文2016b、2017b)。中之条盆地では、右岸の白山神社遺跡から栗林式系の甕が採集されている(向出2016)。一方、左岸では支流四万川上流域の山地にある中之条町有笠山洞窟遺跡(松島1986)や、北東に遡る支流である名久田川沿いの五十嵐遺跡(中之条町教育委員会1984)・市城塔本遺跡(郡埋文2015)などでわずかに土器片がみられるのみとなっている。この支流域でも、平坦面の少ない地形的制約から、おそらく小規模な集落が点在する状況と推測される。吾妻川上～中流域での段丘面における発掘調査が少数に限られている現状では、即断は出来ないものの、中期中葉から中期後半での遺跡減少傾向は、ある程度認められよう。

後期の遺跡については、それ以前と大きく分布傾向が変わる。上流域では、後期においても中期中葉以来の分布の稀薄な状態が続いており、嬬恋村の熊四郎洞窟・とっくり穴洞窟遺跡(山口1986)のような山地の洞窟遺跡のほかは、八ッ場ダム建設地域で土器片が出土した数遺跡が知られているに過ぎない。吾妻峡谷を過ぎて中流域に移行する地域では、兩岸の狭い段丘上に立地する四戸遺跡・唐堀B遺跡・前畑遺跡(吾妻町教育委員会1998)で集落遺跡の存在が判明した。この地域を西端として、吾妻川中流域の中核にあたる中之条盆地周辺は比較的高い密度で遺跡が分布する。そのなかでも、現在のJ R中之条駅南側の左岸段丘伊勢町面からは、伊勢町地区遺跡群の川端遺跡・天神遺跡(中之条町歴史民俗資料館1994)という大集落遺跡が発見されており、流域における弥生後期の拠点集落と目されている。正式報告未刊のため詳細は公表されていないが、住居数200棟以上を数え、鉄剣・銅釧・鉄斧・複数の人形土器など、同時期の平野部における拠



①尾坂遺跡 ②下原遺跡 国土地理院1:50000「草津」より作成

図4 吾妻川上流域(八ッ場ダム建設関連地域)の後期弥生遺跡分布

点的集落遺跡と同程度の豊富な出土品がみられる。川端遺跡・天神遺跡は吾妻川左岸の恵まれた平坦地に占地しており、また支流となる四万川と名久田川が合流する流域河川の結節点でもある。このことは弥生社会の拠点となりえる条件を備えていると予察することが可能であろう。沼田方面と結ぶ名久田川沿いには、この川端遺跡・天神遺跡から6 km程の距離間に五十嵐遺跡(中之条町教育委員会1984)・宿割遺跡・中沢遺跡・下尻高遺跡・菅田遺跡(中之条町教育委員会1988)が列をなして分布する。そして、この中之条盆地の下流側段丘面に位置する市城塔本遺跡の報告が近年刊行され、この地域における後期集落の一つの在り方を検討する貴重な資料を提供してくれた(群埋文2015)。これについては後述する。中之条盆地から下流にあたる、吾妻川が榛名山と小野子山に挟まれて東流する地域は、小規模な段丘が見られるとはいえ、発掘調査例が極めて少ないこともあって遺跡分布状況がよくわかっていない。利根川と合流する下流域附近で左岸段丘上に渋川市(旧子持村)の田尻遺跡(子持村教育委員会2005)・中郷恵久保遺跡(群埋文2006c)・中郷田尻遺跡(群埋文2007)が知られる程度であったが、吾妻川右岸の榛名山北東麓末端部に位置する金井東裏遺跡からは、中期中葉の墓域及び後期初頭を主体とする集落の存在が明らかとなった(群埋文2018)。金井東裏遺跡は、吾妻川流域というより利根川合流地点を中心とした榛名山東麓地域の遺跡群に包括されるとの見方も可能だが、ここでは上中流域との比較のため、吾妻川下流域の遺跡として取り上げる。

4. 吾妻川流域の後期弥生遺跡

上述したように、吾妻川流域の弥生遺跡分布は、前期～中期前葉、中期中葉～中期後半、後期の各時期ごとに特徴を見せている。群馬県の弥生遺跡が多く分布している県西半部～北部の主要河川流域と比べて、吾妻川流域の特徴として指摘できるのは、中期中葉～中期後半の遺跡数が極端に少ないことである。特に中期後半に関しては水田可耕地面積の少なさに起因するだろうと推測するが、これについては別途検討する予定である。ここで注目すべきなのは、後期に到って新たに遺跡分布が急激に増加傾向となり、伊勢町遺跡群川端・天神遺跡のような拠点集落遺跡といえる存在が出現してくる状況の変化である。

弥生時代中期末は、それまで存続してきた弥生集落が一旦終息を迎える時期であり、続く後期初頭は遺跡数そのものが減少し、後期中葉からは再び増加に転じる。このような傾向は汎日本的にみられる現象と言われ、総論的にみると群馬県においても同様の推移をたどるようである。吾妻川流域では、中期後半の遺跡が稀薄なため、後期への変化過程を追うことは難しいが、後期中葉から

の遺跡増加傾向については、群馬県内の他地域での傾向と共通するものであろう。このことについて、まず吾妻川流域の主要後期遺跡を取り上げ、その内容について再確認しておきたいと思う。

上流域の後期遺跡 弥生遺跡分布の概要で述べた通り、上流域での後期の遺跡分布は稀薄である。嬭恋村の北部山間地で標高1000mを超える場所に熊四郎洞窟遺跡・とっくり穴洞窟遺跡(山口1986)が発掘調査の行われた後期の遺跡として知られる程度であったが、吾妻川本流の沿岸地域については、八ッ場ダム建設に伴う発掘調査で数か所の後期遺跡が判明した。

尾坂遺跡はJ R 吾妻線の長野原草津口駅の南隣地、南方へ突出した左岸段丘面に立地する(図4①)。縄文中期後半の集落址のほか、弥生時代では再葬墓関連遺構に伴う前期～中期前葉の土器を主体として、後期土器が少量混在出土した(群埋文2016a)。残念ながら弥生後期の遺構は確認できていない。図8-1～4に掲げたように、櫛描文の壺と甕が見られ、その特徴から後期後半に位置づけられる。

下原遺跡(図4②)は、尾坂遺跡から東方の下流側約1.5kmくだった左岸の低位段丘面に立地し、やはり遺構は確認できなかったが後期櫛描文の壺と甕の破片(図8-5～13)が少量出土した(群埋文2003)。土器片の器形と文様から後期後半と考えてよい。

以上2遺跡のほかにも、長野原町居家以岩陰遺跡(國學院大學文学部2014)や、数か所の土器散布地が知られるが、ほぼ悉皆調査といってよい八ッ場ダム関連遺跡の調査結果(註4)からは、わずかな土器片しか見られないことから、極めて小規模な遺跡がまばらに点在していた状況と類推される。嬭恋村から長野原町の吾妻川流域では、天仁元(1108)年、天明三(1783)年の浅間山噴火に伴う泥流堆積物が低位段丘面を厚く覆っているため、その下位に未知の遺跡が隠れている可能性は否定できないが、ここでは八ッ場ダム建設に伴う遺跡発掘調査の結果をもって上流域の分布傾向としたい。

中流域の後期遺跡 後期の遺跡分布密度が最も高いのがこの地域である。地理的景観で述べたように、中之条盆地を中心として南北の支流河川が合流する地域であり、吾妻川流域の中では比較的広い平坦面に恵まれた地形で日照条件も良い。支流河川の合流地付近を含む吾妻川縁辺では、散布地も含めて20数か所の後期遺跡が分布している(図5)。このうち、近年報告がなされた唐堀B遺跡と市城塔本遺跡について取り上げてみたい。

唐堀B遺跡は、吾妻川と北流してきた支流の温川が合流する地点の西方約1.5kmにあり、右岸の低位段丘面に立地する(図5②)。弥生後期の竪穴住居5棟が検出された(群埋文2017a)。そのうち4棟は一般的な規模と形態の住居跡で、主軸をやや東に傾けた南北方向に揃えて並



- ①前畑遺跡 ②唐堀B遺跡 ③四戸遺跡 ④新井遺跡 ⑤諏訪前遺跡 ⑥伊勢町地区遺跡群 ⑦下尻高遺跡 ⑧五十嵐遺跡
 ⑨市城塔本遺跡 ⑩小泉宮戸遺跡

1 : 100000 (国土地理院1:50000「中之条」より作成)

図5 吾妻川中流域の後期弥生遺跡分布

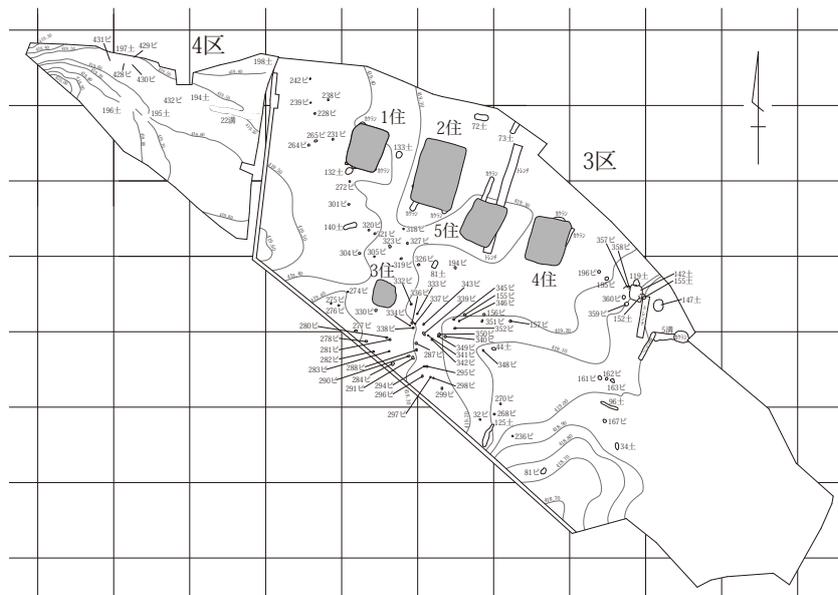


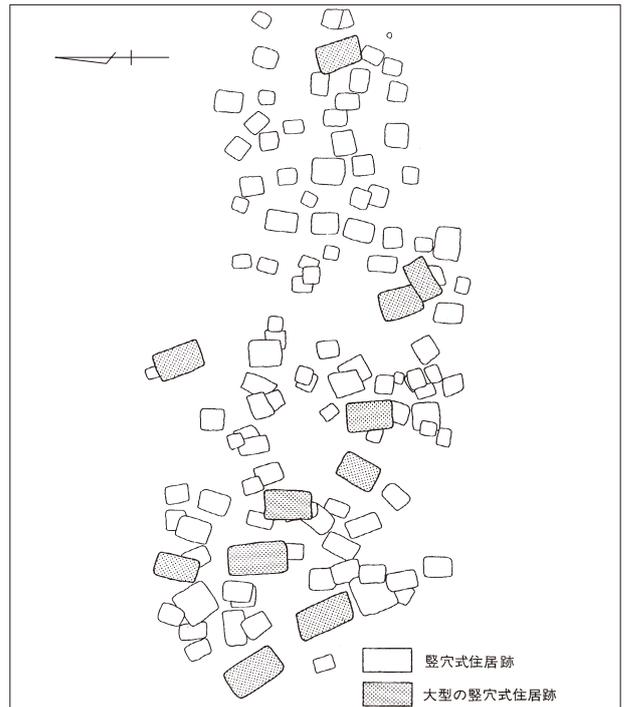
図6 唐堀B遺跡の後期弥生集落(1 : 1000) (報文より作成)

列する(図6)。1棟は一辺3m強の小規模竪穴で、他の4棟から南西に10mほど離れている。並列する4棟の竪穴住居は、相互に2~4mしか離れておらず、屋根の葺きおろし位置や周堤の想定から、4棟の同時存在は難しいと考える。おそらく2時期程度の変遷が推測され、そのいずれかに小規模な3号住が伴ったものであろう。集落としての広がり、北側を段丘崖に切られていることから南西方向に展開する可能性がある。ただし北西-南東方向の調査区のうち、住居群は中央区の約40mの範囲内に集中することから、これ以上の広がりを持たず、この地点に短期的に営まれた住居2~3棟からなる小規模集落であったことも十分考えられる。出土土器の詳細は後述するが、時期は樽式3期に限られる。さらに遺構外出土遺物に弥生土器がほとんど見られないことから、判明した以上の広がりを持つ集落の存在は考えにくいのではないだろうか。

なお、唐堀B遺跡の東方には、吾妻川右岸に沿った1.5kmほどの範囲に四戸遺跡(図5③)と新井遺跡(図5④)があり、中期後半から後期にかけての集落遺跡であることが判明している(群埋文2016b・2017b)。住居棟数や出土遺物量、および居住地となり得る平坦地形の狭小さから、やはり小規模な弥生集落であったと目される。ただし、新井遺跡では小振りな鉄剣1振が出土しており、その入手にあたって集落規模とは無関係であったことが知れる。吾妻川流域の地形で述べたように、この地点は温川が吾妻川に合流する場所で、比較的開けた農耕適地に恵まれていることや、榛名山西麓を抜けて高崎方面と結ぶルート上の結節点という交通要地でもある。このような地理上の好条件が、集落形成や鉄剣入手と結びつく可能性は高いと考えられる。

市城塔本遺跡は、吾妻川中流域の中之条盆地の南東端にあたる左岸段丘面に立地する(図5⑨)。北側には直近に山裾が迫り、南側を東流する吾妻川との間は幅100m弱の緩傾斜面となっている。古墳時代後期の竪穴住居が検出され、弥生時代では中期前葉、中期後半、後期の土器片が出土している(群埋文2015)。このうち後期土器は、図9-16~25に示したように、残存状態の良好な壺・甕がまとまって出土している。本来は集落で使用された廃棄品であったと考えたい。遺構は調査区隣接地点に存在するか、古墳時代以降の掘削等で滅失した可能性を考えておく。出土土器は後期樽式のなかでも2期に属し、唐堀B遺跡例よりも古い。想定される弥生集落について、平坦地の狭いことから報告者は「小規模集落」と推定している(群埋文2015 p25)。なお、少量ながら栗林式土器の破片も出土しており、すでに中期後半段階から継続あるいは断続的に集落が営まれた可能性を考えておきたい。

以上に掲げた2遺跡のほか、中之条盆地には後期拠点



(中之条町歴史民俗資料館1994より転載)

図7 伊勢町地区遺跡群(天神遺跡B区)の住居跡分布(1:2000)

集落と目される伊勢町地区遺跡群の川端遺跡・天神遺跡が知られている。正式報告書が未刊のため、詳細な考古学的検討は将来に託されるが、既公表の調査成果について簡単にまとめておく。伊勢町地区遺跡群は、吾妻川左岸の低位段丘にあたる伊勢町面に立地する(図5⑥)。J R 吾妻線と吾妻川に挟まれた南向き平坦面で、対する右岸にも南北幅約1kmの段丘平坦面が形成されているため、吾妻川流域のなかでは開放的な地形とってよく、南側の山地に日照を遮るような高い山並みが迫っていないことも好条件であろう。北西山地から流下する四方川・枯木沢・胡桃沢川が、遺跡の西側で吾妻川に合流しており、水利に関しても恵まれた場所に当たる。また北東に延びる名久田川流域は、沼田地域の弥生社会と密接な関係を結ぶ重要なルートと考えられる。川端・天神の両遺跡を合わせて、弥生時代後期から古代にかけて500棟近い竪穴住居が検出されているという。このうち弥生後期に属する住居数は200棟以上と推測されている(中之条町歴史民俗資料館1994)。公表された天神遺跡B区での住居群配置をみると、長辺10mを超える大型住居と複数の中~小形住居で構成される住居群単位が、複数群在しているようである(図7)。さらにその住居群単位は中央に空間を持つ円形配置で、これらはほぼ同標高の東西方向に並んでいるらしい。住居群は3~4棟が重複していることから、同時存在の住居群は4~5期に細分されること

になろう。他の遺構としては、環濠、土器棺墓が確認されているので、この調査範囲内に環濠集落と墓域が存在したと想定してよい。出土土器の詳細は公表されていないので、集落の存続期間や後期のどの段階にあたるか等は不明だが、住居建て替えの4～5世代にわたる継続期間があったことは想定可能である。出土遺物は多量の後期弥生土器のほか、鉄剣・銅釧・鉄斧・磨製石庖丁・人形土器など、日常生活具以外の威儀具・副葬品や祭祀との関わりが注意される稀少遺物がみられる。特に鉄剣については、入手のネットワークを通して前述の新井遺跡や、8本もの鉄剣が出土した渋川市有馬遺跡等と密接に結びついていた可能性を示すものではないだろうか。

下流域の後期遺跡 利根川と合流する近辺の下流域では、比較的広範な段丘平坦面が形成されており、背後には榛名山や子持山の裾野となる斜面地形が展開する。この地域にある後期遺跡として金井東裏遺跡を取り上げたい。

金井東裏遺跡(渋川市)は、吾妻川右岸にあたる榛名山北東麓裾部の段丘上面で、山麓を流下する登沢川の堆積作用と考えられる扇状地状の南東向き緩斜面に立地する。検出遺構は、後期の竪穴住居9棟のほか、土器埋設土坑(壺棺墓か?)を含む中期中葉の土坑群がある(群埋文2018)。後期集落の全容は不明だが、調査地が段丘崖附近であることから、集落主体はより西方の緩斜面に広がるとみられる。住居跡出土土器は後期初頭から後半までの樽式で、中期後半の栗林式系土器も混在することから、該期の遺構も存在することが予想される。このことから、中期後半～後期の長期にわたって継続した集落の可能性を考えたい。後期に属する出土遺物は土器のほか、調査区最北部で人形土器の頭部片が出土したことが注目される。金井東裏遺跡は、弥生後期の集落遺跡が比較的密に分布している榛名山東麓のなかで最も北に位置している。さらに北側は、吾妻川の対岸になる旧子持村域であり、そこから北方の利根川に沿った流域は、約11km先の沼田市域に入るまで河岸段丘崖の続く峡谷となる。いわば、金井東裏遺跡の立地する地理的位置は、吾妻川流域と利根川流域の結節点にあたり、渋川地域の後期弥生遺跡群の北側玄関口にあたりといえる。なお、対岸の子持山南麓端には、後期弥生集落として旧子持村域の中郷田尻遺跡・田尻遺跡・中郷恵久保遺跡があり、出土土器を見る限り後期前葉～後半と判断される。概ね金井東裏遺跡と併存していたと考えられ、吾妻川下流域の両岸に対置する遺跡間の関係性が注目されることである。

以上に述べてきた吾妻川流域の後期弥生遺跡について総括してみる。まず遺跡形成の時期に関して、上流域では中期中葉以来の稀薄状態が後期まで続くが、中流から下流域にかけては中期後半か後期中葉から集落形成が始

まっている。後期初頭については、中流域では明確でないので断続していた可能性がある。一方、下流域では中期後半から後期まで継続する様相が見られる。遺跡立地については、河岸段丘の平坦面に分布が偏っており、平坦地形の大小にあわせて遺跡規模も比例するらしい。そして、農耕集落の営みや河川流域を利用した地域間交流に好都合な地理的位置を占める中之条盆地では、後期を通して営続した可能性の高い拠点集落が成立したことが、吾妻川流域における弥生社会形成史の最も重要なポイントとして掲げておきたい。

5. 吾妻川流域の後期弥生土器

次に、吾妻川流域の土器について、型式理解と時期認定について検討してみたい。ここでは特に、吾妻川流域における後期土器地域色の有無に注目したい。

群馬県の主たる後期弥生土器は、中部高地型櫛描文土器の一派として成立した樽式土器(杉原1939)であり、長野県北～中部の千曲川流域に広く分布する箱清水式土器と親縁関係にあることはよく知られている。この地理的關係を反映して、樽式土器の遺跡は長野県と隣接する県北から県西半部に濃密な分布を示す。ただし、その分布は県北～西部を流下する主要河川流域に集中する傾向があり(三宅・相京1982)、そこに見られる樽式土器は、各流域と結びつく周辺地域の土器の影響を多分に受容していることが予想された。このことについては、外山和夫が早くから指摘しており(外山1978・1982)、また出土資料の豊富な榛名山東南麓の樽式土器をもとに、総括的な編年案をまとめた飯島・若狭論文でも、地域色の存在に言及している(飯島・若狭1988)。高崎市の新保遺跡出土資料を軸に樽式の地域色を扱った佐藤明人は、高崎・甘楽・渋川・沼田地域出土資料の比較を行って地域色の抽出に努めた(佐藤1988)。ただし、この時点では地域によって公表された資料数に大きな格差があったこと、地域差抽出のツールとして単位文様の相違に主眼が置かれたことから、地域ごとの文様傾向は捉えても小地域型式の認定までは至らなかった。

かつて筆者は、県南西部の鐮川上流域に分布する樽式土器について「富岡型」を設定し(大木1997)、さらに鐮川下流域では「吉井・甘楽型」ともよぶべき地域色のあることを指摘した(大木2007)。一方、県北の利根川上流域については、名称を提唱することはなかったが他地域と異なる地域色について指摘しておいた(大木2004)。このとき、吾妻川流域の後期弥生土器についても、長野県北部に最も近い地理的關係から、他の河川流域には見られない地域色の存在を想定していたが、分析に必要な土器資料の公表が極めて少なかったこともあって検討は未着手のままであった。本稿では、未だ十分とはいえないにしても型式比較検討となり得る資料が公表されたのを機

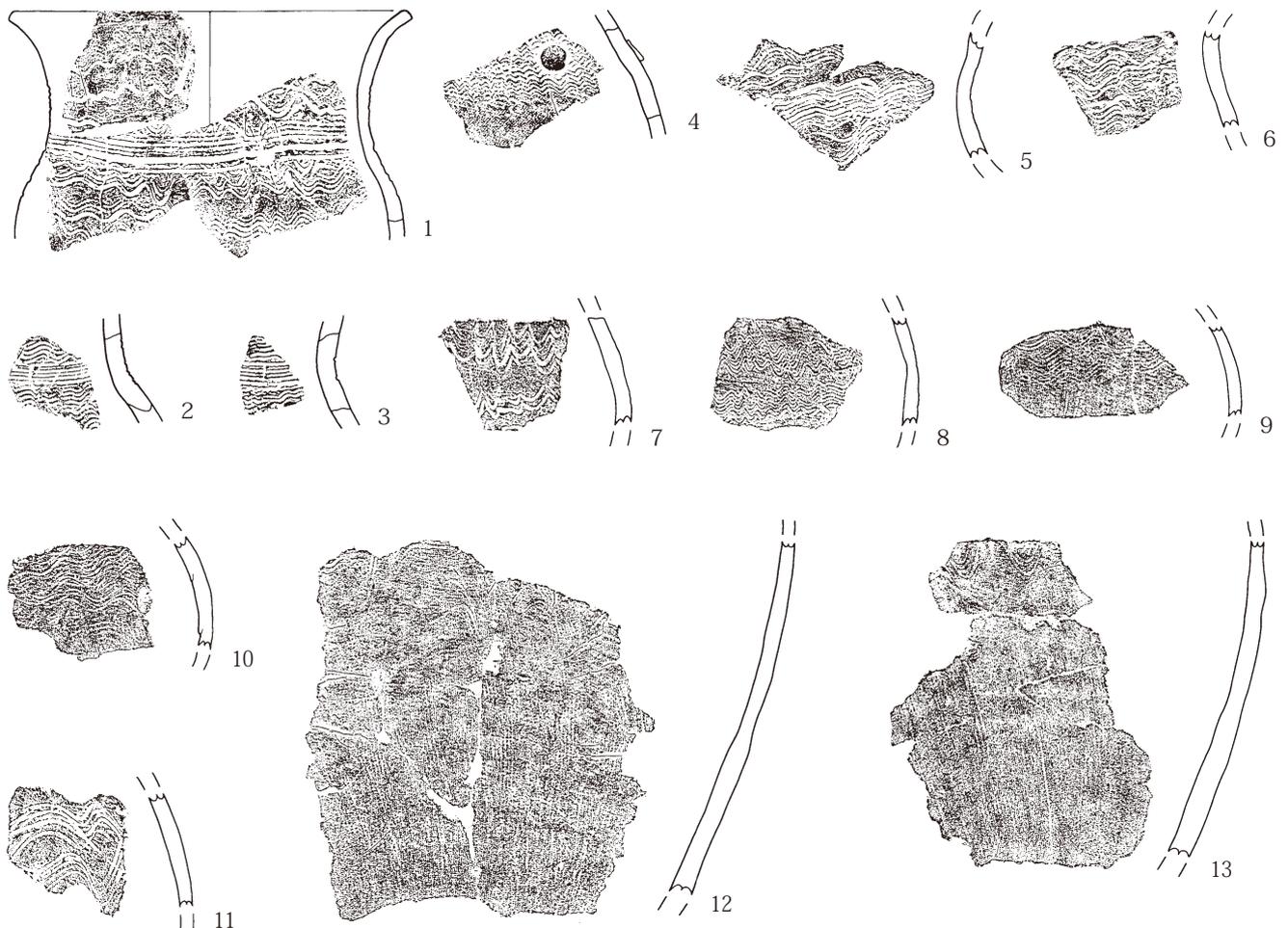
に、あらためて地域色の検討を行うこととした。

樽式土器の編年観については飯島・若狭が提示した樽式の3時期区分(飯島・若狭1988)を指標として論を進めるつもりである。これは、1980年代までに最も資料が充実していた榛名山南麓の出土土器資料を対象としており、後述する樽式の地域色の観点からみると、「高崎型」と呼ぶべきものが主体である。従って、この「高崎型」樽式土器の型式観で編成された土器編年に他地域の樽式土器を当てはめると、実態としてかなりの異相が見えてくる。筆者が鍋川上流域の樽式について、「富岡型」を提示し独自編年観を検討したのもこのような事情による。同様に、吾妻川流域における樽式の様相も、「高崎型」樽式土器の編年に対比させることで、その地域色が鮮明になると考えている。本稿の主旨ではないが、飯島・若狭編年の3時期区分の基本的考え方は、30年経た現在でも有効と考えられるものの、各地域での発掘資料が一定の充実を見せるようになった現状では、あらためて時空的な細分を目途とした編年観の見直しが可能である。また、

榛名山東南麓地域においても、新たな資料による従来編年の検証作業は必要だろう。汎列島規模の弥生社会の動態について、実年代を伴う細緻な編年観を軸に検討されるようになった現在では、群馬県全域を約300年間3時期区分の編年観のまま理解するのは、地域社会が形成される後期弥生社会の実態にそぐわないばかりか、近県域との対比によって弥生社会の実相を明らかにするといった検討(柿沼2015、小山2015)を進めるには十分と言えまい(註5)。

出土土器の検討に論を戻そう。図8～10に掲げたのが、近年の発掘調査で判明した後期土器資料になる。破片まで含めてすべてを掲げることはできないので、ここでは上中下流域に分けて代表的なものを取り扱うこととした。

図8は、上流域にあたる長野原町の尾坂遺跡と下原遺跡出土資料である。いずれも遺構は不明で土器片のみだが、甕(図8-1～3、5・6・12・13)と壺(図8-4)が見られ、集落生活具の廃棄品と考えられる。図8-1



1～4 尾坂遺跡 5～13 下原遺跡

図8 吾妻川上流域の後期弥生土器(1:3) 各報文より転載

の甕は、強く弓なりに外反する口頸部と球形化した胴部をもち、頸部に止めの不明瞭な櫛描横線文、口縁～頸部に4～5帯、胴上半部に3帯以上の櫛描波状文を重ねる。図8-2・3は1と別個体の同一破片と思われ、頸部にスパンの広い等間隔止め簾状文をめぐらし、口～頸部と肩部に櫛描波状文を重ねるようである。注目されるのは、図8-1の口唇部が横なでによって内傾する平坦面を作出していることである。下原遺跡出土の図8-5～11をみると、口頸部～胴上半部に櫛描波状文を重ねており、頸部のわかる5・6では簾状文や櫛描横線文が見られない。図8-12・13は甕胴下半部と思われるが、不鮮明ながら胴最大径の中位以下まで櫛描波状文を施すのが特徴である。これらは、器形と文様の特徴から、樽式3期に相当する時期が与えられる。さらに、球形化した胴部形状や櫛描波状文の乱れに着目すれば、3期でも新しい段階に匹敵すると考えられよう。形式的特徴である図8-1の甕口唇部形状は、「高崎型」樽式(以下「高崎型」と呼ぶ)の甕にはあまり見られない。また、図8-12・13のような胴下半部に達するまで櫛描波状文を施す施文手法は、群馬県内の樽式の中においても異質である。これらの特徴は、樽式というより北信地域の箱清水式に近いとの印象が強い。限られた小破片だけで判断する愚は承知しているが、一方で行政境界としての群馬県域から出土したとの理由のみで、型式検討なしに樽式として認定することは避けておきたい。現時点では、後期後半段階の中部櫛描文系土器として認定するにとどめるのが穏当だと思う。

中流域の後期土器については、唐堀B遺跡・諏訪前遺跡・下尻高遺跡・市城塔本遺跡出土例を図9に示した。なお、ここでは地域色抽出が可能な甕類を主として掲げ、壺は時期認定の参考として扱う。

唐堀B遺跡出土例(図9-1～10)は、いずれも竪穴住居出土品である。ここでの特徴は、強く弓なりに外反する口頸部と球形化した胴部の形状、そして櫛描施文部が口頸部にほぼ限られることである。図9-4だけが「く」の字状に屈曲する頸部形状を示すが、頸部簾状文の下位になる肩部文様帯には櫛描波状文を1帯のみめぐらす。文様組成でみれば、頸部に簾状文で区画することなく、波状文を重ねる点も特徴ではあるが、これは他地域の樽式にもまま見られる。図9-9・10は小型の台付甕で、体部施文域が狭い器形から、もともと櫛描文を多段にめぐらすことが少ない器種ではあるが、図9-10では、頸部簾状文の下位は全くの無文である。これも、口頸部に限定した施文構成のためと考えてよい。図9-11・13～15は中之条盆地西端に位置する諏訪前遺跡、図9-12は支流の名久田川下流域にある下尻高遺跡例である。器形の特徴は、いずれも頸部の屈曲が「く」の字状か弱い曲線で、諏訪前遺跡の甕3点(図9-11・13・14)は、口唇部

が内彎気味に尖るか小さく肥厚する。文様は図9-15を除いて、頸部の簾状文で区画した後、口～頸部を櫛描波状文帯で充填し、肩部には1～2帯の櫛描波状文をめぐらす構成である。図9-15は口縁から肩部まで櫛描波状文を重ねたものだが、肩部施文は上半域に限っている。下尻高遺跡の図9-12は、幅の狭い粘土帯を貼付した折返し口縁である。諏訪前遺跡例は樽2期の「高崎型」甕の器形と共通し、下尻高遺跡例は樽3期の「高崎型」甕のものである。異なるのは文様構成で、2期の「高崎型」甕は、頸部簾状文と口縁及び肩のみ櫛描波状文をめぐらし口縁下頸部までを無文とするのが一般的である。下尻高遺跡例にしても、3期の「高崎型」甕ならば、胴部上半に3帯以上の櫛描波状文を重ねることが多いのと比べれば、わずかに1帯のみと胴上半部施文域を重視していないことが明らかである。

図9-16～25は、中流域でも東方に位置する市城塔本遺跡出土例で、遺構に伴わないため一括性の保証はない。ただし、図9-16・17の壺、同図18～25の甕類は、いずれも器形の特徴や、スパンの短い2連止めか等間隔止め簾状文をめぐらすことから樽式2期に相当するとしてよい。図9-18は文様構成から「高崎型」甕そのものである。ところが、ここでも図9-19・21・24・25でみられるように、2期「高崎型」甕と同一器形ながら肩部文様を省略し、逆に口～頸部に櫛描波状文を充填する施文構成をもつ。このような口頸部施文域への文様充填は、櫛描波状文に限らず、図9-20では簾状文、図9-22・23では細沈線による斜格子文を施す。

ちなみに、唐堀B遺跡の東側の谷を隔てた段丘上に位置する四戸遺跡でも、住居跡出土の後期土器に同様の特徴のあることを確認している(註6)。

なお、地形環境で述べたように、温川右岸側には榛名山西麓に沿って高崎方面と直結するルートが想定され、そこには烏川に沿った比較的密な弥生遺跡分布が知られている。群馬県における弥生集落遺跡調査の嚆矢となった水沼遺跡は、その右岸段丘上に位置する。水沼遺跡出土の樽式土器は3期に位置づけられるもので、「高崎型」を主体にしつつ、口～頸部に充填施文するタイプが少数みられる(山本・柿沼1975)。これは水沼遺跡出土土器における客体的存在と考えてよいと思う。

続く吾妻川下流域の資料としては、金井東裏遺跡例(図10)と中郷田尻遺跡例(図11)を掲げた。両遺跡とも、河川沿岸を通じて利根川上流の沼田地域、吾妻川流域と結びつく地理的環境にあり、出土土器様相にも土器地域色の交錯状況が認められる。その理解を助けるため、金井東裏遺跡については甕以外の器種も参考例として図示した。

壺では、後期初頭の樽式1期(図10-1・2)、樽式2期の古段階(図10-5)と新段階(図10-6・7)、3期古

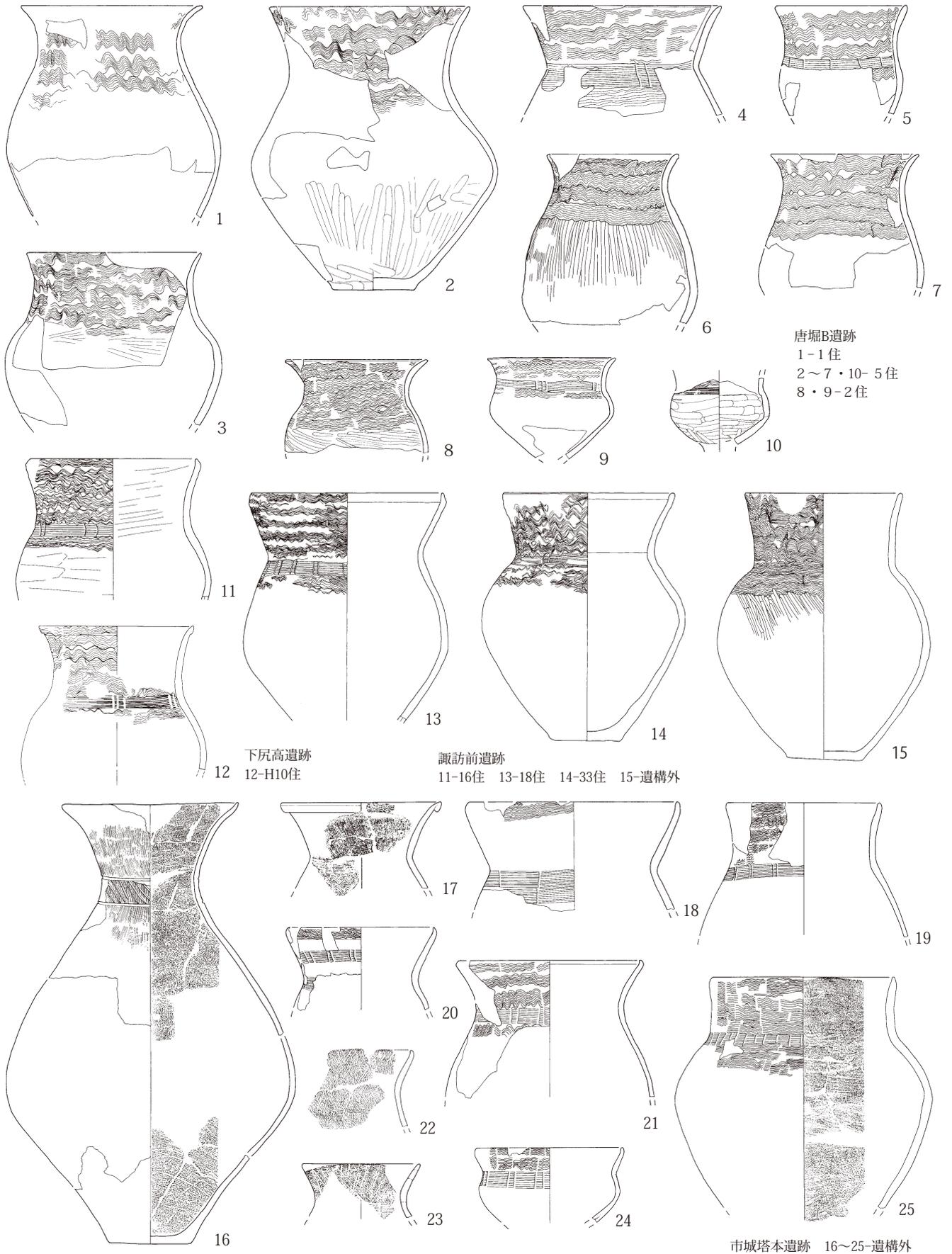


図9 吾妻川中流域の後期弥生土器(1:6) 各報文より転載

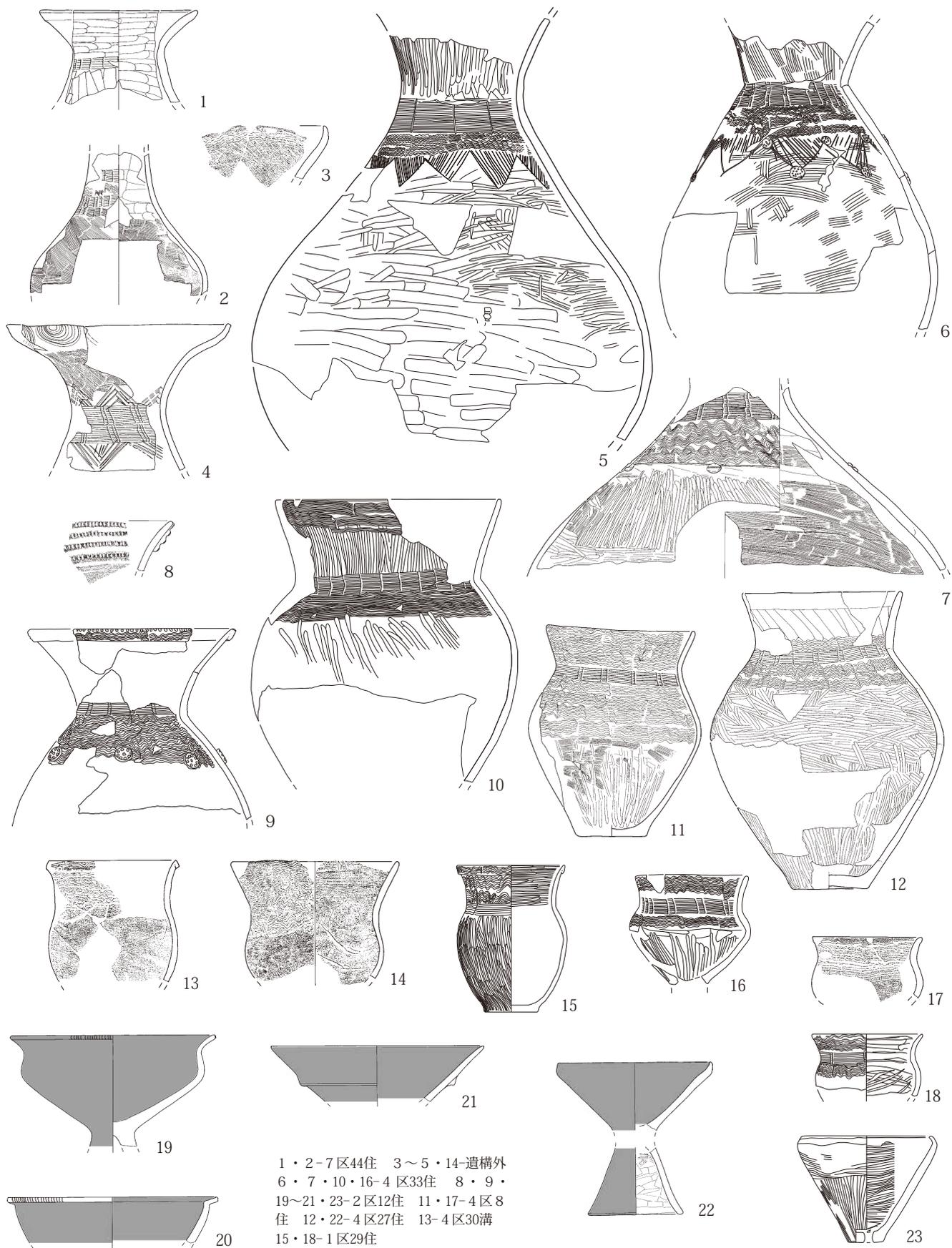


図10 吾妻川下流域(金井東裏遺跡)の後期弥生土器(1:6) 報文より転載

段階(図10-9)がそろそろ。口縁外面に粘土帯をめぐらせて折返し口縁とする手法は樽式2期から見られるが、図10-8は刻みを加えた薄い粘土帯を4段巡らせる多段口縁であることから、3期段階としてよい。壺の文様は、頸部簾状文と肩部の櫛描波状文の組合せで、胴部無文部との境に細沈線による鋸歯文をめぐらせるものもある(図10-5・6)。頸～肩部の文様としてよく見られるT字文は、ここでは未見である。

甕は、樽式2期の「高崎型」典型例(図10-10)と、2期相当ながら口～頸部に櫛描波状文を充填する図10-11、頸部簾状文の上位に櫛描波状文1帯をめぐらせた図10-12がある。図10-13～15は、樽式3期相当だが、口～頸部に櫛描波状文の充填、肩部以下を無文とした施文構成をみせる。小型台付甕では「高崎型」としてもよい図10-16・18のほか、体部を無文とする図10-17も見られる。高杯では樽式に広く共通するタイプ2種(図10-19・20)のほか、口縁のみ北陸北東部型式を模倣したと推測される2種(図10-21・22)がある。図10-21は、直線的に開く杯体部外面に稜線を模した1条の凸帯をめぐらせた形状が特徴で、福島県会津坂下町の杵ガ森古墳遺跡出土品との対比から、沼田地域や渋川地域にもみられると指摘されたもの(中村1995)と同類である。渋川市中村遺跡1号土坑ではやはり北陸系の有稜高杯が出土しているが、三角透し孔を穿った高い円錐脚を接合しているので、樽式手法によると考えられる(渋川市教育委員会1986)。また、図10-22の高杯は、口縁部を上方につまみ上げた形状で、新潟県域で古墳出現前の時期に見られるもの(滝

沢2006)と類似する。これについても、口縁以外の杯部形状は段をもたない樽式のそれであり、やはり一部形状の模倣か折衷と考えるべきだろう。図10-4の壺は、樽式1～2期古段階に多い器形で、口縁外面に沈線で同心半円文を並列させているのが特徴である。この文様自体は栗林式系や樽式の系統ではなく、新潟県佐渡の平田遺跡(新埋文2000)で判明したものと同類であろう(註7)。金井東裏遺跡に見られた北陸北東部～福島県中西部に関連性を持つと考えられる土器は、共伴資料から古墳時代初頭期に波及する北陸北東部系の「く」字屈曲口縁甕よりは古い段階のものと考えてよい。図10-4壺の位置づけが難しいが、中期末における利根郡川場村立岩遺跡出土の山草荷式あるいは川原町口式と思われる壺(外山ほか1978)を引き合いに出せば、すでに存在していたこの方面との交流が後期末まで連続と続いていたことの証と考えておきたい(註8)。

下流域におけるもう一つの中郷田尻遺跡例をみてみよう。図11-1は樽式2期の壺口縁で、頸部簾状文の上位に櫛描波状文を1帯、口縁に2～3帯の櫛描波状文をめぐらす。樽式の壺は、口縁外面を除いて以下頸部までを無文とするのが大多数で、1のような施文構成は珍しい。頸部簾状文の上に櫛描波状文をめぐらすのも、金井東裏遺跡図10-4例の頸部に上向きの鋸歯文を配する構成と軌を一にするものかもしれない。甕の図11-2～4は典型的な2期の「高崎型」甕である。図11-5～7も口唇部を上方につまみ上げる器形の特徴から2期の範疇と考えるが、5は櫛描波状文を欠き、6は口縁～頸部に櫛描波

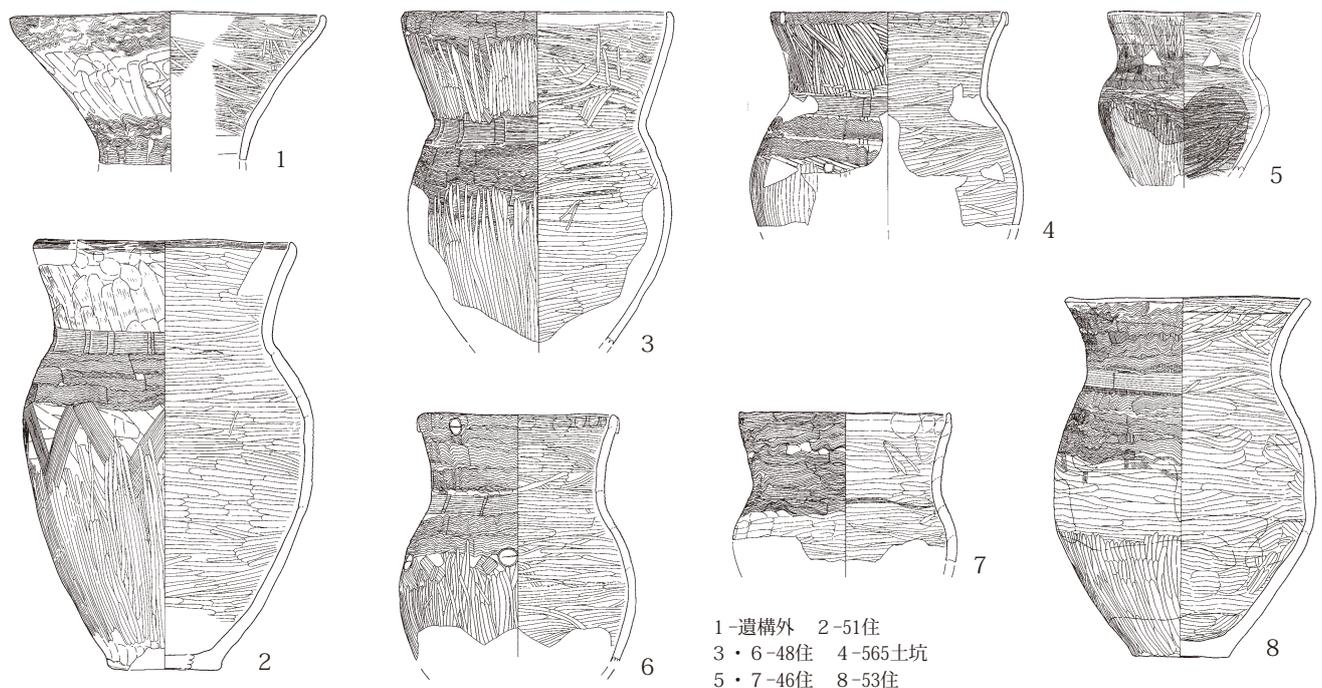
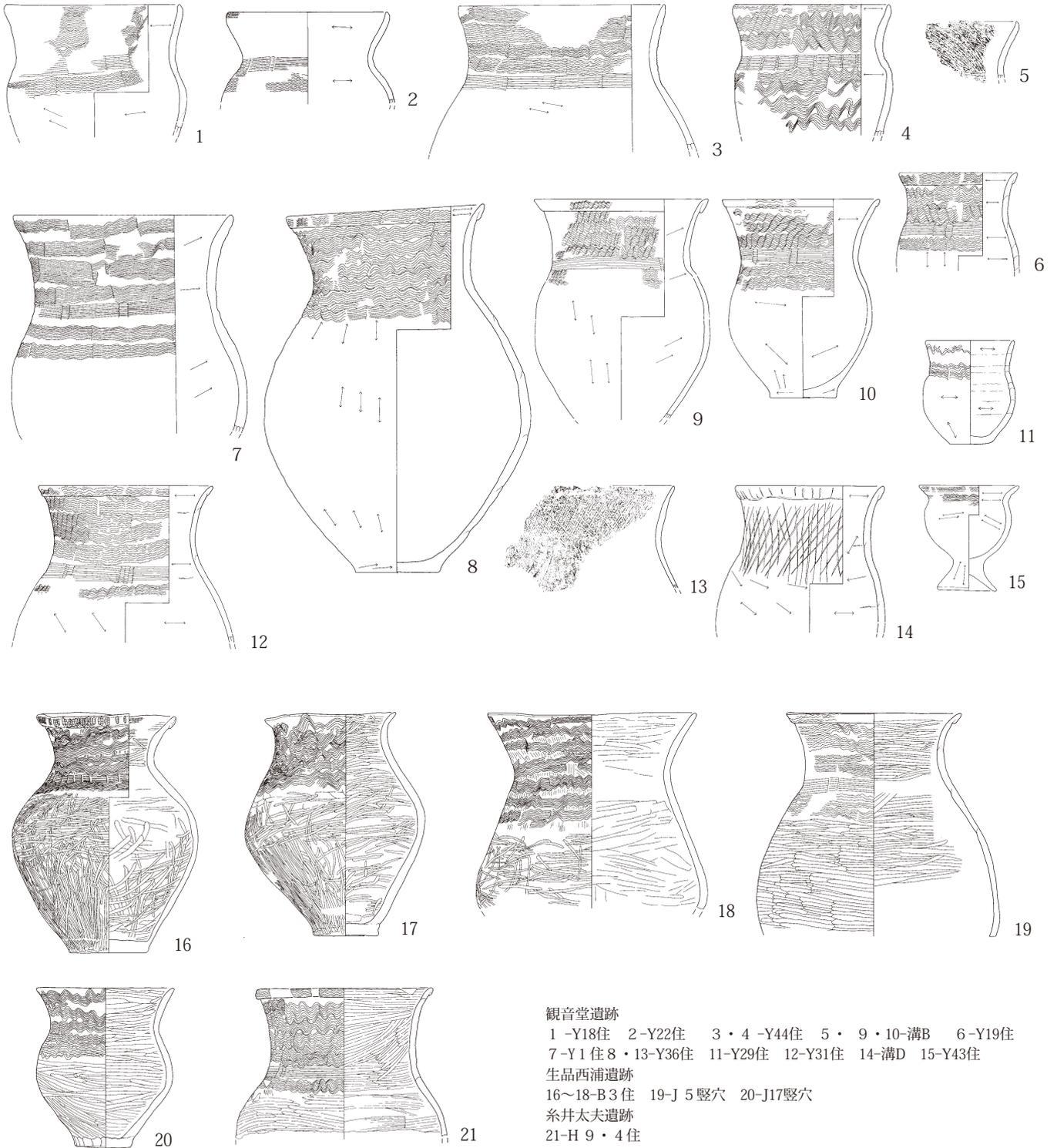


図11 吾妻川下流域(中郷田尻遺跡)の後期弥生土器(1：6) 報文より転載



観音堂遺跡
 1 -Y18住 2-Y22住 3・4 -Y44住 5・9・10-溝B 6-Y19住
 7-Y1住 8・13-Y36住 11-Y29住 12-Y31住 14-溝D 15-Y43住
 生品西浦遺跡
 16~18-B3住 19-J 5 竪穴 20-J17 竪穴
 糸井太夫遺跡
 21-H 9・4住

図12 沼田地域の後期弥生土器(1:6) 各報文より転載

状文を充填、7は口～頸部を櫛描波状文で充填する。なお、図11- 3・6は48号住居跡出土遺物として共伴しており、頸部の等間隔止め簾状文の手法からも同時存在として差し支えない。この場合、「高崎型」の3が「く」の字

状に屈曲する頸部形状なのに対して、6のそれは弓なり曲線状であることに注意しておく。図11- 8は、他図示例より新しい3期の「高崎型」甕である。

以上、上流から下流域にかけて、吾妻川流域における

後期弥生土器出土例について検討してきた結果をまとめると以下の如くなる。

- ① 甕の施文域が口～頸部に集中し、肩部以下は省略するか狭い施文帯に留まる。
- ② ①で見た特徴は樽式2期には確立し、3期まで継続する。
- ③ ①の特徴をもつ甕は吾妻川中流域から下流域に分布しており、中流域では主体的、下流域では「高崎型」と相半ばして共存する。

以上に掲げた特徴から、これを樽式甕における地域色(=型式差)として認めようと思う。①は「口頸部充填施文手法」と呼ぶべきもので、この手法に対応して頸部形状が「く」の字状屈曲ではなく、弓なり曲線の形状を選択していくことになると考えてよいだろう。②は、樽式1期においては口縁伸長の不十分な甕が主体となるため、口縁下から頸部への施文は意識されなかったと思われる。従って2期を代表する口縁伸長形態と同時に施文手法の違いも生まれたと考えておきたい。③は河川流域に集中する樽式土器分布域の地理的關係がそのまま反映したものであろう。なお、壺においても他地域との異相を見出すことは可能だが、現時点では資料数に限りがあるため、今後の調査報告資料が公開されるまで待ちたい。ところで、この吾妻川流域に特徴的な甕の地域色について、同じ様相を示すのが沼田地域の樽式甕である。このことについて筆者は、肩部に櫛描T字文を多用する壺と共に沼田地域の特色として指摘した経緯がある(大木2004)。壺の特徴については、地域的傾向としてすでに指摘されていたが(佐藤1988)、甕についても、あくまで広範な存在と認識していた「高崎型」をベースとした施文バラエティのなかの沼田地域特有の施文傾向と考えていた。そこでは、むしろ櫛描波状文のみの施文構成の多用が気になっていた。このことは、沼田地域においても、前記①に掲げた「口頸部充填施文手法」によって、頸部屈曲部で上下の施文域を区画する効果をもつ簾状文を省略する方向を生ぜしめ、結果として口縁～肩部に波状文帯を充填する施文構成が採用されることになったのではないだろうか。

以上に述べた地域色の認定から、あらためてこれを「沼田型」甕と称したい。吾妻川流域を包括した「北毛」という至便な地域名もあるのだが、「高崎型」や「富岡型」と対比する関係上「沼田」の名称を冠した次第である。前述したように、既に沼田台地に分布する樽式甕の特徴として指摘していた経緯もあり、またその成立を今後検討するにあたって、対象資料の豊富な沼田地域の土器群を主対象にせざるを得ないことが予想されるからでもある。

図12に近年公表された沼田台地での樽式甕資料を示

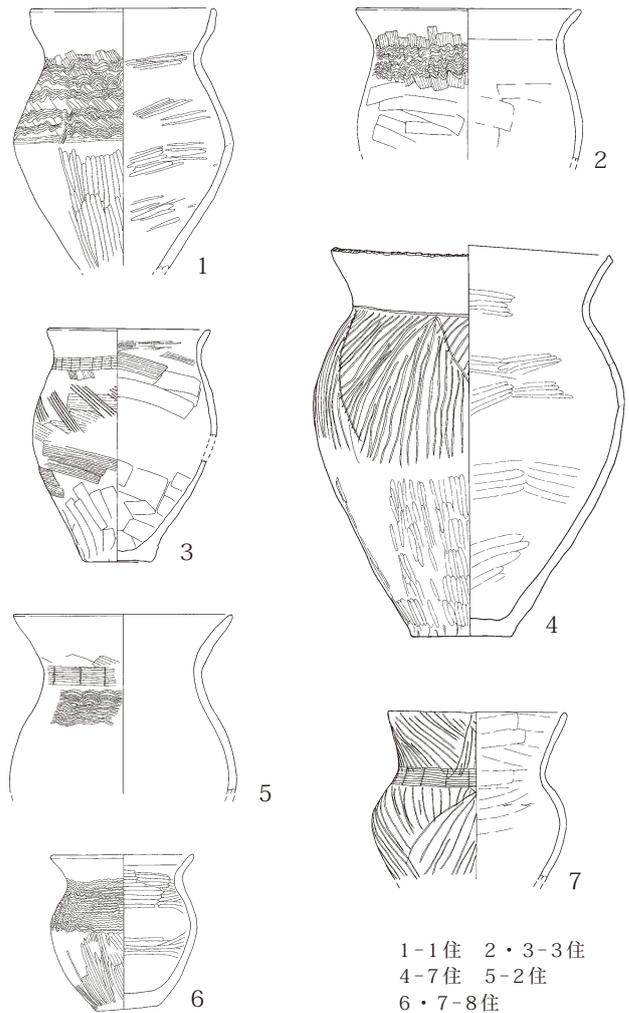


図13 渋川地域(有馬寺畑遺跡)の後期弥生土器(1 : 6)

報文より転載

す。ここで再度「沼田型」甕の存在を確認しておきたい。図12-1～15は、みなかみ町(旧月夜野町)観音堂遺跡、図12-16～20は沼田市生品西浦遺跡、図12-21は利根郡昭和村糸井太夫遺跡の例である。時期は樽式2期から3期に及ぶが、ここでも「沼田型」とした甕の存在が明瞭であろう。2期の「高崎型」甕である図12-2と比べて、同図の1や3のように2期段階ですでに「沼田型」が成立していることが分かる。3期に位置づけられる生品西浦遺跡例(図12-16・17)は、中流域で図示した唐堀B遺跡例(図9-1～3・6・7)と、器形・施文構成において共通する特徴をもっている。図12-19・21の肩部にまで櫛描波状文をめぐる例も、1～2帯と少ないことから「高崎型」の範疇には入れるべきではないだろう。図12-13・14の、「口頸部充填施文手法」で細沈線による格子目文を描いた例も、吾妻川中流域で見た図9-22・23と同型式甕といてよい。

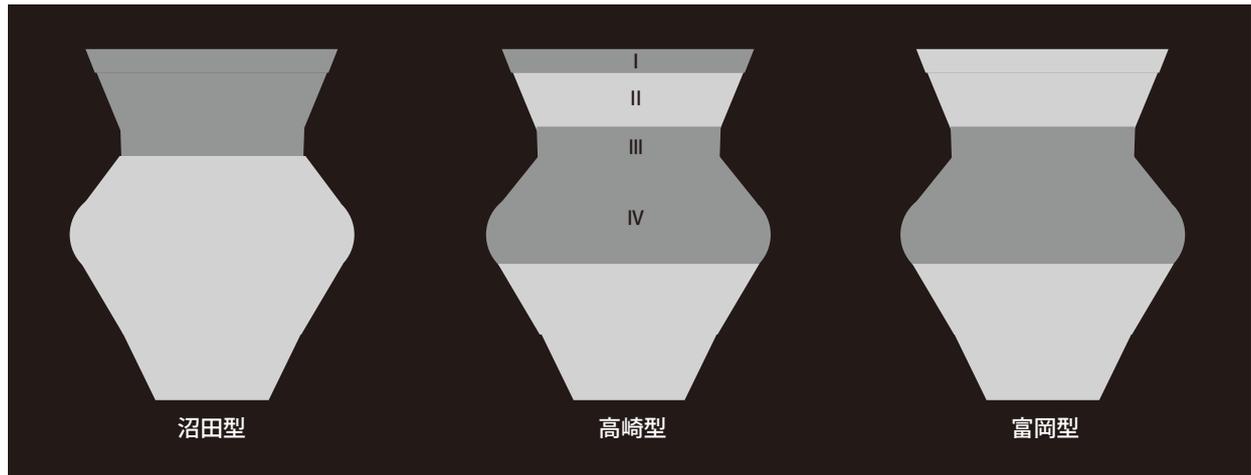


図14 樽式甕の地域色模式図

このように「沼田型」甕は、樽式2・3期にわたって沼田地域～吾妻川中・下流域に分布する樽式の中の一細分型式であることが明らかとなった。ところで、図12-4は樽式2期の甕と同じ器形を持ちながら、頸部に等間隔止め簾状文、口～頸部と胴中位以下まで楡描波状文を重ねる施文構成をもつ異例である。この型式を樽式で理解するのは難しく、むしろ北信地域の箱清水式に近いと考えている。

「沼田型」甕と対比する資料として、榛名山東麓の渋川地域に位置する有馬寺畑遺跡出土品(渋川市教育委員会2014)を図13に掲げた。図13-1～4は樽式1期に遡り、同図5～7は2期の例である。ここでは、1期から2期へと変わる中で、頸部以下の施文構成に重点を置いた施文手法が継続していることを確認できる。図13-7では口～頸部にも胴部と同じ三角構成斜線充填文を施すが、これは図10-4で見たような頸部簾状文を軸に上下対称となる施文構成の結果と考えられよう。

以上で検証してきた「沼田型」甕について、樽式2期の「高崎型」と「富岡型」に対比させた模式図を図14に掲げた。施文帯をⅠ口縁・Ⅱ口縁下～頸部上・Ⅲ頸部・Ⅳ肩～胴上半に4区分して表記すると、「沼田型」はⅠ+Ⅱ+Ⅲで一連の施文構成を採り、「高崎型」ではⅠ+Ⅲ+Ⅳ、「富岡型」ではⅢ+Ⅳとなる。樽式3期に至ると、「高崎型」ではⅡ施文帯への楡描波状文充填が始まるが、「沼田型」と「富岡型」では施文帯構成に大きな変化は見られない。なお、これらの地域小型式に甘楽・吉井地域の樽式甕も加える必要があるが、鍋川中流域での大規模弥生集落として注目されていた甘楽郡甘楽町白倉上野遺跡(下小塚V遺跡)の報告書が近年になって刊行されたので(甘楽町教育委員会2014)、その詳細な検討を経たうえで提示するつもりである。碓氷川流域については再確認の必要はあるものの、現時点では「高崎型」の分布圏として理解しておく。また、これらの小地域型式の成立経緯については、

前段階の樽1式からの型式変遷や、長野県・埼玉県北部といった隣接地域との関係性について検討を進める必要がある。本稿では主旨に沿って「沼田型」甕の提示に留めることとし、成立論については改めて論じるつもりである。

6. まとめ

吾妻川流域における弥生後期遺跡について、立地景観、遺跡内容、土器地域色の側面から論述してきた。論旨に掲げた当地域での後期弥生社会成立とその変遷過程の具体像に迫るには、正直なところ未公表の発掘資料に頼らざるを得ない部分が多い。今後の公表資料の内容如何では大幅な見直しの可能性もある。また一見過疎地に見えた地域でも、未知の遺跡が今後明らかになる可能性についても大きな期待を抱いている。本稿でのまとめとして、現在入手しうる限定された資料に基づいた予察ということでお許し願いたい。

文中で繰り返し述べたように、吾妻川流域は長野県北～中部地域と直結する主要ルートと想定され、弥生時代中～後期にあつては先進的弥生文化圏との物流や情報交換などをつかさどる大動脈のひとつであったと推察される。この地域に拠点的集落が形成されたならば、物流・情報の中継基地として、流域のみならず群馬県の弥生社会内における存在価値が非常に大きなものとなったであろうことは十分に予測できる。その意味で、詳細は未公表ながら中之条町伊勢町地区遺跡群の川端・天神遺跡はその筆頭に挙げ得るものであろう。そして、この両遺跡の存する中之条盆地での遺跡様相からは、既に中期後半において小規模な集落形成が始まり、後期初頭は不分明ながら樽式2期以降では集落遺跡数の増大傾向を読み取ることが可能である。

そして、吾妻川中流域に見る弥生土器の地域色が、「沼田型」甕に象徴される沼田地域のものと同一であったこ

とは、この地域の後期弥生社会が沼田地域との密接なつながりを維持し続けたことを示すとともに、その形成にあたって沼田地域の弥生社会が決定的な役割を担った可能性をも示唆する。あるいは逆の場合を想定する必要があるかもしれないが、この点について見通しを立てるには、両地域における中期後半～後期初頭の遺跡を対比検討する必要がある。ここでは「沼田型」甕の成立経緯と併せて、今後の検討課題として示すにとどめる。

吾妻川中流域と沼田地域を直結するルートとしては、中之条盆地に流入する支流の名久田川流域が有力な候補として挙げられる。名久田川に沿った段丘平坦面には後期遺跡が点々と分布することや、利根川流域に見られる沼田－渋川間の断崖が連続する峡谷に比べれば、はるかに往来が容易な地形だったと推測されることから、17km程隔たった両地域を一つに結びつける重要な役割を担った地帯であったと仮定することは許されよう。

このような中流域での後期弥生社会の様相に比べると、上流域での様相はほとんど分かっていないのが現状である。ただし、八ッ場ダム建設地域の調査成果が物語るように、極めて小規模ながら後期弥生人の生活痕跡が認められるのは確かだ。断片的な資料ではあるが、出土した土器は後期後半で、しかも型式の特徴は樽式よりむしろ箱清水式に近いとの可能性が指摘できる。このことについて、よりまとまった良好な資料によって検証する必要は無論であるが、遺跡分布の状況と照合するならば、吾妻峡谷附近の南北に連なる山稜を境にして、「沼田型」甕の分布する中流域、箱清水式の点在する上流域という図式的理解の可能性について検討を始める必要がある。

一方、利根川と合流する開けた景観の下流域では、金井東裏遺跡で見られるように、中期後半から後期末まで連綿と営続する集落が形成され、榛名山東麓に展開する広い平坦地形を生産基盤にした長期安定型の集落が集まる弥生社会が成立していたと考えられる。この中で北端に位置する金井東裏遺跡や吾妻川対岸にある中郷田尻遺跡では、樽式甕の「高崎型」と「沼田型」が相半ばする様相を示した(註9)。このことは、渋川地域の弥生社会が「沼田型」甕の地域と接触する玄関口のような役割を担っていたことを示すものだろう。

以上、推論の過ぎたまとめとなってしまうが、先に述べたように、これで結論とするものではない。土器の地域色については、甕以外の器種についても検討することで、小地域型式として確立する必要がある。さらに土器以外の要素についても地域性の有無を検討する余地はある。そして最終的な課題としては、「沼田型」の主分布域が示す沼田地域と吾妻川中流域のまとまりが、両者のどのような結びつきを反映したものを明らかにすることである。生産と消費が自己完結する弥生土器であればこそ、他との異質性を強調することで、「われわれの

土器」といったアイデンティティ表現ではなかったかとの憶測も生じる。ただし、このような弥生後期における小地域型式の分立現象は、地域社会の独立性や排他性が高まったためとは考えていない。むしろその逆で、人の移動を含めた地域社会相互の交流がより盛んになることで、地域集団内での伝統的要素をお互いに確認しあうとの意味合いが強かったのだらうと推測する。

吾妻川流域における後期弥生社会の様相を明らかにするとの本稿の目的にどこまで迫り得たかは、やや心もとない。ただ、これまであまり注目を浴びてこなかった感のある当地域の弥生遺跡について、微歩ながら地域論としての理解を深めることができたと考えている。理路未熟な点をご批判を仰ぐことをご容赦願いたい。本稿をまとめるにあたり、資料提供にご厚誼をもって協力いただいた谷藤保彦氏と石坂 茂氏、貴重な写真を提供していただいた杉山秀宏氏に感謝申し上げる次第である。

註

- 1 応桑泥流が利根川と合流して、前橋市街域に堆積したものは「前橋泥流」と呼ばれる。その堆積時期について、近年の年代測定によって約2.7万年前と従来より3000年ほど遡らせる必要が生じている(佐藤ほか2018)。
- 2 林中原Ⅱ遺跡では、中期前半の住居群が判明しており、2019年報告書刊行予定で、具体的内容が公表されることになっている(山口逸弘氏教示)。
- 3 群馬県の弥生中期後半に位置づけられる土器は「竜見町式」と呼ばれてきたが、栗林式土器の系統に連なるのは明らかである。今後この型式名を用いるには、群馬県での地域色の認定が必要と考える。現時点で、筆者は中期末段階で地域色の萌芽が現れ後期の樽式へと継承されていく、と予測している。このことが整理されるまでは、該期の土器群を「栗林式系」と呼ぶこととする。
- 4 八ッ場ダム建設関連埋蔵文化財調査は、平成6年度から25年間の長期にわたって実施され、調査遺跡数66か所、延べ面積は約100万㎡に達する。発掘調査は、ダム建設に関連する周辺インフラ整備に伴うものも含み、吾妻峡谷を中心とする沿岸部の悉皆調査となった。平成30年の時点で、最終盤の発掘調査と整理作業が進行中のため、成果の全てが明らかとなるのは数年後の見込みである。本論では、現時点で知り得る資料を対象としたが、弥生遺跡の概要理解に大きな変更を迫られることは無いと考える。
- 5 樽式土器編年観の1・2・3期区分は、あくまで土器型式上の序列区分であり、実時間幅を三等分して当てはめることはできない。特に樽式3期については、集落遺跡での竪穴重複実態から、建替え時期で数代の時間幅が見込まれる。後続する古墳時代初頭の「樽式系土器群」あるいは「樽式4期」土器群を3世紀中頃前後に位置づけても、樽式3期は100～150年の時間幅を持ちうると想定している。
- 6 四戸遺跡では後期の竪穴住居20棟が判明し、樽式2期から3期末までの時間幅を持つようである。甕は口頸部文様充填のタイプを主体としながら、「高崎型」や箱清水式類似品も客体的に伴う。四戸遺跡については、平成30年現在で整理中のため、出土資料は未公表であるが、整理担当者の谷藤保彦・石坂 茂両氏(群埋文)のご好意により観察させていただいた。
- 7 中村五郎氏は、平田遺跡出土の同文様を持つ壺を「平田2a式」とし、山草荷1式や川原町口式と並行するとして位置付けた(中村2016)。ただし、本稿で図示した金井東裏遺跡例は頸部の3連止め簾状文で明らかに後期初頭の樽式1期まで遡るものではない。古く見て2期古段階が妥当と考える。この時期のずれをどう理解するかが今後の問題となる。
- 8 群馬県内では、弥生時代中期後半以降に北陸～東北部系とされる壺・甕・高環・小型台付壺・器台などの類品が少数ながら見られる。これについては、県境の峠を越えた阿賀野川流域や信濃川右岸地域とのつながりが気にかかる。ただし、その関係性は歴史動向を反映して変動的であっ

たとえておくべきだろう。時代を通じてあまり変わらなかったのは、両地域を結ぶ地理上のルートだったと想定している。中村五郎が指摘するように(中村1995)、後期後半には高杯・小型台付き壺・器台(?)などの類品が沼田～渋川地域に分布するが、一時的存在のようである。一方、後期末～古墳初頭期に波及する「く」字屈曲口縁甕は、群馬県南部や南西部まで広範に分布が及び、他器種とセットで出土した例では、少規模な移住者の存在まで類推可能である。土器が出土することの背景をどう理解するかが課題となるべきであろう。

9 渋川地域における拠点集落及び墓域と目される有馬遺跡、有馬条里遺跡、中村遺跡でも、数量的提示はしないが「高崎型」と「沼田型」の混在がみられる。有馬遺跡では、2期で「高崎型」のみ、3期では櫛描波状文のみの「沼田型」が「高崎型」に匹敵する量を占めるのが特色である。現時点では「渋川型」と呼ぶべき地域色は把握できないが、「高崎型」と「沼田型」の中間の様相をもつ存在を想定しておくべきかもしれない。

参考文献

- 相京建史1985「中之条歴史民俗資料館展示の弥生式土器」『利根川』6 pp.18～20
 吾妻町教育委員会1998『前畑遺跡』
 吾妻町教育委員会2003a『諏訪前遺跡Ⅰ』
 吾妻町教育委員会2003b『町内遺跡Ⅰ・小泉宮戸遺跡』
 飯島克己・若狭 徹1988「樽式土器の再構成」『信濃』40-9 pp.28～51
 井上唯雄・柿沼恵介1977「入門講座 弥生土器 北関東3」『考古学ジャーナル』143 pp.20～25
 入澤雪絵・加部二生「群馬県地域における弥生時代後期の概要」『東日本弥生時代後期の土器編年』第9回東日本埋蔵文化財研究会 pp.369～375
 岩沢正作1930「群馬県下に於ける弥生式関係遺物」『考古学』1-5・6 pp.90～92(合冊pp.372～374)
 岩沢正作1939「群馬県発見弥生式土器の新型式名」『毛野』5-6 pp.1～4
 大木紳一郎1997「弥生時代の遺構と遺物」『南蛇井増光寺遺跡V』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.680～726
 大木紳一郎2004「群馬北辺の弥生社会」『研究紀要』22 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.149～183
 大木紳一郎2007「岩鼻式と樽式土器」『埼玉の弥生時代』埼玉弥生土器観会編 pp.291～308
 大塚昌彦1998「下沢渡金原遺跡出土の弥生小壺」『群馬考古学手帳』8 p.41
 柿沼恵介1970「群馬県に於ける弥生式文化の性格」『まえあし』5 pp.5～8
 柿沼恵介1986「成田遺跡」『群馬県史 資料編2』 pp.535～538
 柿沼幹夫2015「吉ヶ谷式・吉ヶ谷系土器の移動」『第23回特別展 ゆくものくるもの-北関東の後期弥生文化-』かみつけの里博物館 pp.30～38
 甘菜町教育委員会2014「白倉上野遺跡(小塚V遺跡)」
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2003『久々戸遺跡・中棚Ⅱ遺跡・下原遺跡・横壁中村遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2005a『川原湯勝沼遺跡(2)』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2005b『生品西浦遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2005c『立馬Ⅲ遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2006a『霜田遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2006b『立馬Ⅰ遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2006c『中郷恵久保遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2007『中郷田尻遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2008『上郷西遺跡』
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2009『生品西浦遺跡Ⅱ』
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2014『横壁中村遺跡(14)』
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2015『山城塔本遺跡』
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2016a『尾坂遺跡(2)』
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2016b『年報』35
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2017a『唐堀B遺跡』
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2017b『年報』36
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2017c『唐堀B遺跡』
 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2018『金井東裏遺跡<近世・弥生・縄文時代編>』
 國學院大學文学部2014『居家以岩陰遺跡』
 子持村教育委員会1987『押手遺跡発掘調査概報』
 子持村教育委員会2005『田尻遺跡-第11地点-』
 小山岳夫2015「長野県各地の後期弥生土器と隣接地域間交流」『第23回特別展 ゆくものくるもの-北関東の後期弥生文化-』かみつけの里博物館 pp.39～48
 佐藤明人1988「樽式土器の様式推移と地域色」『群馬の考古学』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.229～248
 佐藤明平・南 雅代・中村俊夫・柴田 賢・児嶋美穂・武者 巖2018「木片の¹⁴C年代測定による前橋泥流堆積時期の再検討(予察)」『群馬県立自然史博物館研究報告』22 pp.95～101
 山武考古学研究所1993「伊勢町地区遺跡群・川端遺跡」『山武考古学研究所年報』12 pp.37～43
 渋川市教育委員会1986『中村遺跡』
 渋川市教育委員会2014『有馬寺畑遺跡』
 渋川市教育委員会2016『白井掛岩遺跡』
 昭和村教育委員会2018『糸井太夫遺跡Ⅱ』
 杉原荘介・乙益重隆1939「高崎市附近の弥生式遺跡」『考古学』10-9 合冊pp.492～499
 杉原荘介1939「上野樽遺跡調査概報」『考古学』10-10 合冊pp.500～512
 杉原荘介1967「群馬県岩櫃山における弥生時代の墓址」『考古学集刊』3-4 pp.37～56
 滝沢規朗2006「研究ノート 口縁端部上端がつまみ上げられた有段高杯について」『新潟考古学談話会報』31 pp.37～40
 竹本弘幸・久保誠二「浅間火山、応桑岩屑なだれ堆積物のテフラ層序」『日本大学文学部自然科学研究所研究紀要』38 pp.55～64
 富田孝彦2000「外輪原Ⅰ遺跡の弥生中期土器」『群馬考古学手帳』10 pp.69～77
 外山和夫ほか1978『群馬県立博物館研究報告14 群馬県地域における弥生時代資料の集成Ⅰ』
 外山和夫1982「群馬県吉井町祝神の弥生土器」『信濃』34-4 pp.58～65
 外山和夫1996「樽式土器」『日本土器事典』 pp.531～532
 外山和夫2001「樽式設定土器の再紹介」『研究紀要』3 赤城村歴史資料館 pp.17～24
 長野県考古学会弥生部会編1999『長野県の弥生土器編年』
 中之条町1976『中之条町誌 1』
 中之条町教育委員会1984『大塚遺跡群 五十嵐遺跡』
 中之条町教育委員会1988『平遺跡群 下尻高遺跡・管田遺跡』
 中之条町教育委員会1995『横尾地区遺跡群Ⅱ』
 中之条町教育委員会1996『長岡Ⅰ遺跡』
 中之条町教育委員会1997『有笠山2号洞窟遺跡』
 中之条町歴史民俗資料館1994『特別展 出土品にみる古代の文化 伊勢町地区遺跡群埋蔵文化財展』
 長野原町誌編纂委員会1976『長野原町誌 上巻』
 長野原町教育委員会1990『長野原町の遺跡-町内遺跡詳細分布調査報告書』
 長野原町教育委員会2000『坪井遺跡Ⅱ』
 長野原町教育委員会2013『山岸Ⅱ遺跡』
 長野原町教育委員会2013『三平Ⅰ遺跡』
 長野原町教育委員会2015『林地区遺跡群』
 中村五郎1995「第4章第8節利根川上流地域での古墳時代移行期前後の土器編年をめぐって」『杵ヶ森古墳』会津坂下町教育委員会 pp.191～195
 中村五郎2016「図解 山草荷・平田・狐塚遺跡の土器と編年」『福島考古』57 pp.21～28
 中谷治宇二郎1927「上野國吾妻郡の先史考古学的考察」『人類学雑誌』42-10 合冊pp.388～399
 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団2000『平田遺跡』
 沼田市教育委員会2003『向田遺跡』
 沼田市教育委員会2016『向田遺跡2』
 平野進一1980「北関東西部における後期櫛描文について」第1回3県合同弥生土器シンポジウム群馬県資料 pp.1～9
 平野進一1990「収蔵資料紹介 吾妻郡吾妻町霜田遺跡出土の前期弥生土器」『博物館だより』38 群馬県立博物館 p.5
 松島栄治1986「有笠山遺跡」『群馬県史 資料編2』 pp.529～535
 みなかみ町教育委員会2009『観音堂遺跡』
 三宅敦気・相京建史1982「樽式土器の分類」『弥生終末期の土器』第3回3県シンポジウム群馬県資料 pp.9～11
 三宅敦気1988「樽式土器研究の現状と課題」『東国史論』3 pp.12～26
 向出博之2016「<資料紹介>群馬県東吾妻町白山神社遺跡出土の弥生土器について」『地域考古学』1 pp.95～98
 山口 仁1986「とっくり穴洞窟遺跡」『群馬県史 資料編2』 pp.551～553
 山本良知・柿沼恵介1975『水沼遺跡』倉瀬村誌別冊
 若狭 徹1996「編年 群馬県地域」『YAY!』弥生土器を語る会 pp.223～234

やっぱり群馬に入植民はいなかった

— 交流と人の移動の観点から —

友 廣 哲 也

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. はじめに | 6. 群馬の「市」の流通網 |
| 2. 群馬地域の弥生時代社会 | 7. 入植民はいなかった |
| 3. 鉄の移動 | 8. 入植とは |
| 4. 『魏志倭人伝』と弥生時代 | 9. 小結 |
| 5. 弥生時代の群馬地域 | 10. さいごに |

— 要 旨 —

群馬県の弥生時代から古墳時代の実相は、いまだに解明されていないと筆者は考えている。筆者は以前より、群馬県の古墳時代・文化は、群馬県以外に入植民が作ったものであるという定説に反対している。この問題に対して様々な角度から検討を続けてきた。筆者は以前より土器や遺物、「モノ」の移動から交流の事実が認められ、当時の県内外の集団との間に交易があったことを指摘した。また『後漢書東夷伝』、『魏志倭人伝』の記載から弥生時代の農耕社会が、いかに戦乱にあふれていた時代であったことを、西日本の遺跡を確認した。また倭国と同じト骨の風習が、高崎市内の遺跡で、行われていたことを指摘した。土器だけではなく、共通する多くの「モノ」と習慣が群馬にも存在していた。『魏志倭人伝』には倭国の中には国があり、「市」があると記載されている。それを管理・維持する人がいたと書かれている。筆者は当時の群馬地域に「市」があったことを証明した。「市」の経済社会、流通網から見ても、入植民が来て群馬地域に、古墳王国・社会を構築したという根拠は見当たらない。弥生時代後期、「市」に保管されている「モノ」の中に鉄剣、鹿角製の柄の存在も指摘した。様々な角度から検討して、群馬県に入植民は存在していない。例えば、東海系のみ土器構成を持った出土遺物を持つ竪穴建物は、ほとんど確認できない。事実はさまざまな地域の土器と、在地の土器が共伴出土する。入植民の入植地は、高崎市井野川流域とされている。周辺は弥生時代中期に水田耕作が始まり、以来古墳時代前期にかけて多くの遺跡が継続存在している。弥生時代から古墳時代前期は卑弥呼が死んだ頃にあたる。『魏志倭人伝』には卑弥呼の死後、倭国内は乱れ、「相誅殺」しあう戦乱の時代である。群馬地域では戦争・戦闘を示す受傷人骨の出土はない。入植民の故地は東海地方西部とされているが、井野川流域から直線距離で350~400kmある。入植説に立てば井野川流域に住んでいた群馬の人たちは、土地を守ることなく、今まで先祖代々何百年も丹精込め、水田とした土地を入植民にあげてしまったことになる。『魏志倭人伝』によれば倭国には「馬・牛・虎・豹・羊・鶴」がいないと記載されている。今群馬をはじめとし、国内の遺跡からは熊・鹿・猪・狼の骨が多数出土している。入植民は昼夜となく熊や狼に襲われる危険に身をさらし、命を懸けて歩いてこななければならない。群馬の「市」には鉄剣をはじめ弓、鏃などの武器も沢山保管されていた。入植民は何のために「相誅殺」の中を、他国を侵犯しながら、戦闘を繰り返し、命がけで井野川流域をめざしたのか。筆者は長年入植説を否定してきた。ここでも同じ立場から検証したい。

キーワード

対象時代 古墳時代初頭
対象地域 弥生時代の群馬地域
研究対象 入植民

1. はじめに

群馬県の研究者は現在の群馬県域の古墳時代、文化は外来の人が作り上げたものと考えている。つまり群馬の古墳王国を作ったのは群馬の人ではないとしている。こうした考えは、今では一般の県民の方々にも浸透している。いわゆる入植民説である。筆者は以前より入植民説には賛同できず、様々な形で検討を加えてきた(友廣2003・2015・2017等)。弥生時代の社会背景や、大勢の人が移動する行程や土器の制作、移動の形態、当時の社会構造を検討してきた。入植民説は群馬県内の土器構成が東海系の土器であることを根拠としている。しかし、現在では弥生時代から古墳時代前期にかけて、汎日本に他地域の土器が出土することは当たり前のこととして受け入れられている。群馬県内で石田川遺跡出土土器を、石田川式土器と命名する機運が高まっていた頃、大塚初重、小林三郎は太田市内の高林遺跡の調査を踏まえ、長野県や関東周辺にS字状口縁台付甕をはじめ、複数他地域の土器が出土することを指摘し、時期、形式認定にはまだ弥生土器と土師器が混じる類例を求めてからという慎重な態度を示していた(大塚・小林1967)。

近年では土器の移動について、多くの論考があり、ほとんどすべてが遠・近距離間の交流の存在を前提とした論考が多い。それらの内容は近隣社会同士のグループ間の交流・交易の存在の検証がテーマである。その中で土器の量比だけでなく、在地化する土器の存在も交流の存在と指摘する研究者が多い(中居和志2016)。筆者も他地域の土器が出土する理由は入植民がいたということではなく、他地域との交流があった証拠であると考えている。近隣同士の「市」を往来し、近距離間の交流が繰り返され、遠距離の土器や「モノ」が運ばれてくると考えている。群馬で東海地方の土器があることから東海地方からの入植とされ、すでに50年を超えている。50年以前にどのような過程を経て、入植民説が生まれたのかを簡単に示したい。

1952年、石田川遺跡が発見された。同年11月京都大学人文科学研究所の日本考古学協会、第10回総会研究発表会において、群馬大学尾崎喜佐雄により、概要が報告された。口頭による追加発表のため、要旨は残っていない。

1968年、石田川遺跡報告書中で松島榮治はS字状口縁台付甕について「広く類例を求めたが、わずか九州に少々類似したものがあると聞くのみであった。」とした。石田川遺跡出土土器は当初弥生土器とされ、群馬県の弥生時代後期、樽式土器と並行する弥生土器とされ、同時期に並行して、全く異なる弥生土器様式があるとされた。勿論文化も異なり、お互いが牽制しあう文化とし、異なった出自とした。このため松島は石田川式土器という弥生土器を持つ集団は、群馬のものではなく、朝鮮半島をも視野に入れた入植民とした。

その後、S字状口縁台付甕が伊勢湾沿岸に出自を持つ

土師器とわかり、石田川式土器は弥生土器ではなく古墳時代前期土師器と認定された。群馬の研究者は、樽式土器より新しい時期を当てた。

1971年、梅澤重昭は『土師式土器集成』で石田川式土器を土師器と認定し、入植説を提唱した。また東海の人々は東京湾を船で遡上したという説をだした。

1971年、尾崎喜佐雄は『前橋市史第1篇古代』で入植民の規模や構造に触れてこれを支持した。

1981年、田口一郎は『元島名将軍塚古墳』で、石田川式土器を土師器と認定し、入植民の故地は、東海西部安濃川周辺とした。入植後も母集団とは密接に行き来をしたとした。さらに入植は長時間をかけ、継続的に続き、その間母集団とは継続的に交流が続いたとした。

1990年、松島榮治・梅澤重昭・井上唯雄・松本浩一らは『群馬県史』で入植民の存在を認め、第4・5章を担当し、石田川式土器をもった人々が開拓集団として無住の曠野に広く入ってきたとした。

この後、県史をはじめ、市町村史にも同様な論考が増え、一般の県民にも広まっていくのである。

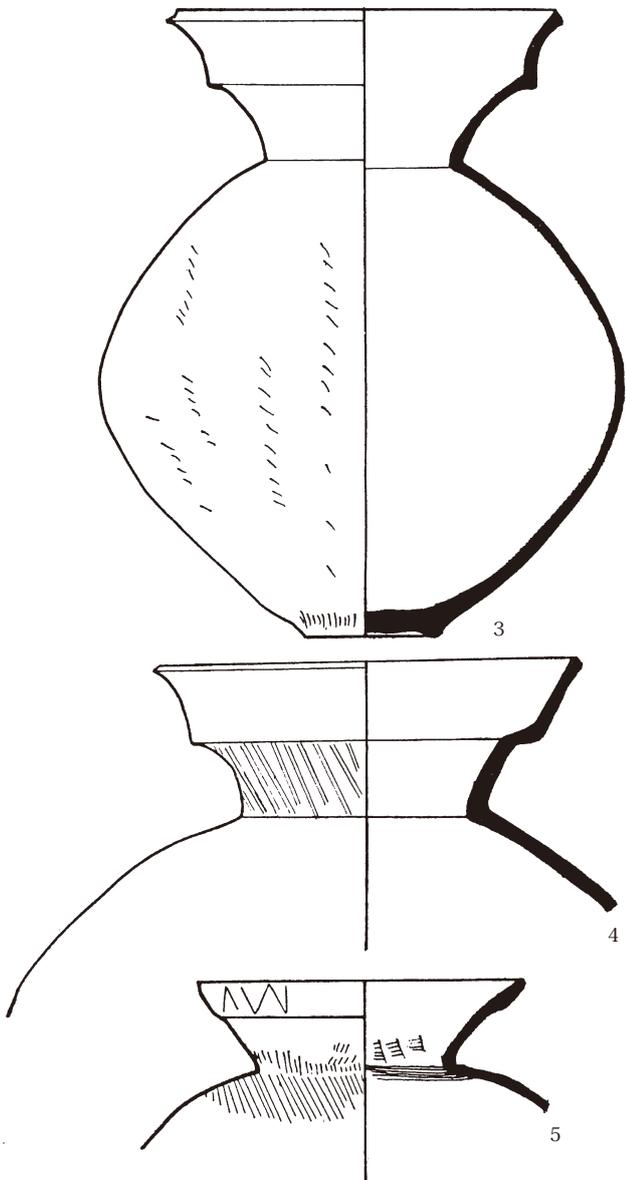
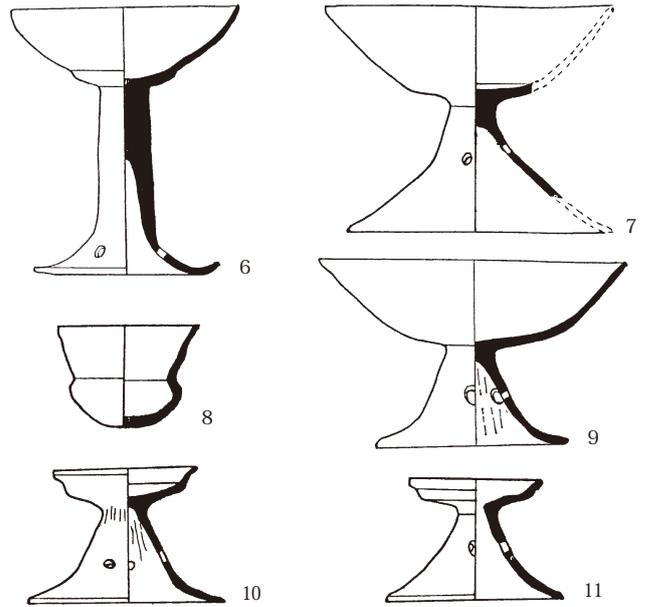
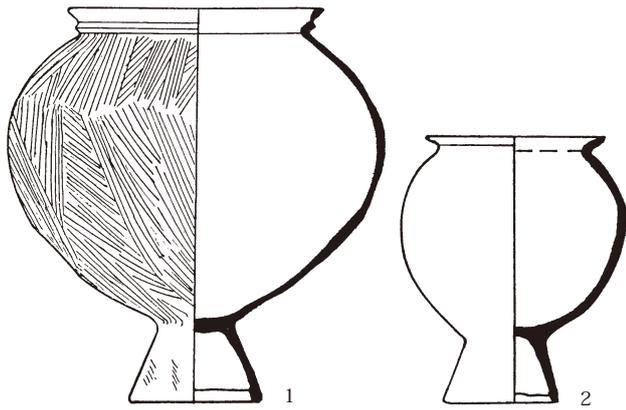
1999年、深澤敦仁は『群馬県遺跡大事典』で東海地方西部からという田口の入植説を支持した。

2007年、若狭 徹は「井野川流域に東海西部の手法を比較的よく守っている外来系土器が多いこと、外来の情報に直接的かつ継続的であることの現われである」として田口の入植説を支持し、入植地が井野川流域であるとした(若狭2007)。

これ以後、入植民の母集団は東海西部にあり、入植地は井野川流域という骨格が固まった。

五領遺跡の発見調査から土師器研究が進み、岩崎卓也、玉口時雄、櫻井清彦、小出義治、甘粕 健、久保哲三らは石田川式土器を土師器とし、五領遺跡の成果から弥生時代から古墳時代への土器変化の過程には弥生時代末期から古墳時代の間、弥生土器と土師器が混在する時期があることを指摘した。前述の大塚・小林の指摘も同じである(大塚・小林1967)。群馬県内研究者も土師器と認定した。しかし、群馬県の多くの研究者は樽式土器と石田川式土器の両文化は全く異なる出自集団であるとし、樽式土器と石田川式土器文化は全く関連がないという理由で、入植説が継承されていった。入植民の出自は東海西部で、入植地は井野川流域とされ、定説となって50数年が経過した。群馬県史では無住の曠野に石田川式土器をもった、外来の人々が開拓集団として、群馬に来たというものであったが、S字状口縁台付甕の出自が東海西部地域にあるということがわかると、東海西部から井野川流域に入植民が来たということになった。

ここで筆者は群馬県の入植民の問題を取り上げ、交流・交易の問題を合わせて検討したい。



第1図 石田川遺跡出土土器

2. 群馬地域の弥生時代社会

群馬地域を含めた関東地域は、どんな社会であったのかを考えてみたい。弥生時代の規定は水田耕作とされている。しかし、東日本では群馬地域を含め、水田耕作の開始は弥生時代中期後葉ということが近年の発掘調査で明らかになってきている。

群馬県では弥生時代前期から中期中葉は、山麓部に土坑等が確認されている。中期後葉になると集落は、水田耕作を開始するため平野部に展開していく。水田加耕地の確保と水利、さらには集団の力が必要になるからである。用排水路の整備や水田の耕作には、多くの人の力が必要となるからである。湿地帯の微高地には人が集まる集落が展開する。人が多くなれば共同作業が始まり、統率する人間が現れる。集団が複数化すれば集団間の軋轢が生まれ、一般的には余剰生産品をめぐる争いが生まれるとされる。

鳥取県青谷上寺地遺跡では、90体に及ぶ殺傷人骨等が確認され、佐賀県吉野ヶ里遺跡の甕棺墓に首のない遺体が埋葬されている。

高橋龍三郎は集団の連合・統合には戦争は不可欠であるとする（高橋 2001）。橋口達也は戦争の原因は水田耕作社会内の土地争い、水争いで発生するとしている（橋口 2007）。筆者も農耕社会の構造は、集団同士の軋轢のレベルの中で生まれてくるものであると考える。多くの余剰を求めれば、広い土地、多くの人、良品の工具等が必要となる。また交流、交易のシステム、ある程度の規則、約束事がないと余剰ではなく、過剰品になってしまうと考えるからである。それは各集団のリーダーの権限のレベルにも表れてくるだろう。農耕社会では、自分の集団

に不利益が生じれば、リーダーも安心してられない状況になることは明らかである。そのためにリーダーがいるからである。そのような社会を生きていくためには単に集団のリーダーだけの判断ではなく、構成員との意思の統一が必要である。筆者はさらに各集団のリーダーたちは周辺他集団のリーダーとも話し合いが行われたと考えている。それは関東地域全体の水田耕作が始まる時期が同じ弥生時代中期にあることから、リーダーたちは情報の交換、共有をしていたと考えている。それはとりもなおさず、交流、交易が存在していたことが前提にある。弥生時代の農耕社会構造は戦闘に負けると、農地を失い、土地を奪われる。その結果は、集団の統率者のみではなく、集団全体の命を危くする。したがって命を懸けた争いになることが理解できる。橋口は戦争が始まったのは北九州では弥生時代早期の終わりごろと指摘している(橋口2007)。

リーダーは余剰品を増やす努力と交易の利益を常に追求し、余剰の分配も構成員たちから直接追及されることとなる。そのような構造の中で、リーダーの動きは極めて厳しい要求と、その要求にこたえられない時には解任、時によれば命を奪われる局面に立たされることもある(高橋2001)。

さらに集団間では「モノ」の交易・交換も生まれる。鉄も重要な「モノ」である。鉄は農具・工具になり武器になる。

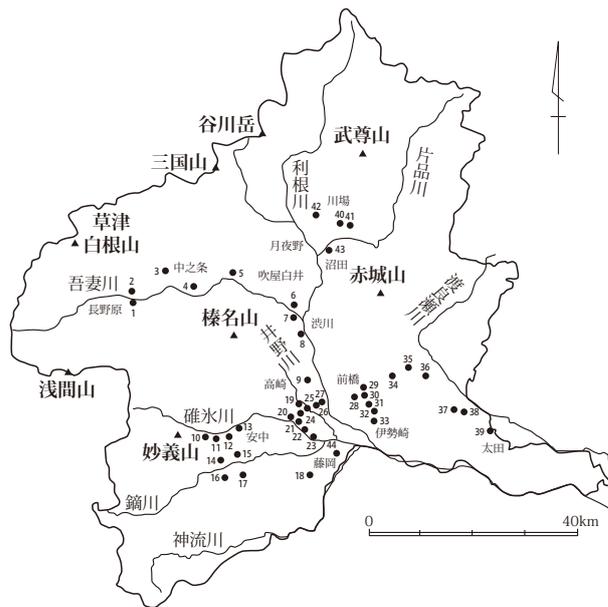
弥生時代の鉄は農具や日用品、木器加工にも使われ、多くの鉄を持てば生活の満足度が上がる。また武器として使えば集団がさらに大きくなることも可能である。そうなればリーダーの権限もさらに大きく強くなるわけである。

次節では交易の実態、交流の道、生活の背景等を考え、個々に検討を加え当時の社会を復元してみたい。

3. 鉄の移動

群馬地域の弥生時代中期以降の遺跡は、現在の高崎市や前橋市の平野部だけでなく渋川市、沼田市等の山麓部にも分布している。水田農耕は、平野部、山麓部で地形に沿った耕作をしたと考えられる。渋川市有馬遺跡は8振りの鉄剣が礫床墓から出土している。有馬遺跡の北側には有馬条里遺跡が隣接し、両遺跡は同じ集団と考えられ、弥生時代中期から古墳時代前期に継続していく。有馬条里遺跡は環濠の一部が確認され、さらに北にある中村遺跡でも環濠が確認されている。高崎市にある新保田中村前遺跡では鹿角製の鉄剣の柄が出土し、有馬遺跡鉄剣には柄の部分に鹿角が確認できる。また鹿角製の「はばき」が確認された。有馬遺跡礫床墓からは鉄剣のほか鉄製釧、青銅製釧、翡翠製勾玉、鉄石英製管玉、200点を超えるガラス製小玉が出土している。新保遺跡・新

保地域田中村前・日高遺跡地域は弥生時代中期から後期、古墳前期に継続する遺跡群である(註1)。新保地域では鹿角製の柄の未製品、鹿角そのものが多数出土し、さらに木器、板材や猪、鹿の肩甲骨、にほん狼の歯、骨族、石鏃等が確認され、弓と考えられるイヌガヤも多数出土している。木は板材に加工して備蓄しており、多くはクヌギ類であるが、樫も混じっている(註2)。下城 正は遺跡内の溝の中でクヌギ類の流木を確認し、ここで貯木し、板のような材を作っていたことを推測している(下城1997)。新保遺跡は新保田中村前遺跡と日高遺跡と隣接する、この地域も弥生時代中期から古墳時代前期まで継続する遺跡群である。新保遺跡では巴形銅器片も出土している。筆者は以前、新保地域の中の新保田中村前遺跡が「市」の機能を持ち、維持していたと指摘し、証明した(友廣2015)。新保田中村前遺跡では大量の猪、鹿の肩甲骨がまとまって出土し、中にはト骨をした痕跡が確認された灼骨も確認されている。高崎市内の入植地とされる井野川流域は弥生時代中期から古墳前期に至る遺跡が多数確認できる地域である(註3)。



第2図 群馬県内弥生時代前～中期の主な遺跡

表1 群馬県内弥生時代前～中期の主な遺跡(番号は第2図に対応)

1 川原湯沼遺跡	12 注連引原遺跡	23 城南小校庭遺跡	34 西迎遺跡
2 立馬遺跡	13 下原遺跡	24 大八木富士廻り遺跡	35 峰岸遺跡
3 有笠山遺跡	14 南蛇井増光寺遺跡	25 浜尻A遺跡	36 和田遺跡
4 鷹の巣岩陰遺跡	15 小塚遺跡	26 新保遺跡	37 元屋敷遺跡
5 五十嵐遺跡	16 神保富士塚遺跡	27 新保田中村前遺跡	38 西長岡東山古墳群
6 押手遺跡	17 神保植松塚遺跡	28 今井白山遺跡	39 磯之宮遺跡
7 南大塚遺跡	18 沖II遺跡	29 荒口前原遺跡	40 寺谷遺跡
8 有馬条里遺跡	19 熊野堂遺跡	30 荒砥三木堂遺跡	41 立岩遺跡
9 清里庚申塚遺跡	20 上並榎南遺跡	31 荒砥島原遺跡	42 八東懸洞窟遺跡
10 仲野谷・原遺跡	21 巾遺跡	32 荒砥前原遺跡	43 系井宮前遺跡
11 中原遺跡	22 高崎城遺跡	33 西太田遺跡	44 白石大御堂遺跡

ここまで鉄・樫・板材・鹿角・ト骨用の猪・鹿の肩甲骨など「市」の交易品や管理品を上げたが、もちろん土器が多数出土している。出土土器は長野県の栗林式土器、後期から古墳時代前期にかけては、北陸系土器、新潟系土器、畿内系土器、東海系土器、近江系受口状口縁土器も確認されている。

中居は近江系土器の分布を詳細に調査し、北陸、日本海側一帯に出土することを示し、受口状口縁を持つ土器が山城地域、伊勢地域、美濃地域などで出土し、各々の地で在地化していると指摘した。「受口状口縁土器は、古墳出現期にいち早く広域に拡散する土器であり、濃尾平野の八王子小宮式をはじめ各地の土器様相に大きな影響を与えた土器である。」とした(中居2016)。

弥生時代末から古墳時代前期は各地で土器が移動する時期であるが、各地に在地化するという事は近隣同士との交流の深さを示していることがわかる。近江の受口状口縁土器が在地化することは、筆者は周辺同士の交流、交易が密接になり、互に行き来をしたことを示していると考えている。新保地域から出土した多くの交易品とともに鉄器はあまり多くはないが、注目すべきは鹿角製の柄である。鹿角を削ったり、木器を作ったりするには鉄製の工具があったことが考えられる。また柄だけではなく中子の目釘穴を合わせるためには、剣自体が無いと製品にはできない。群馬県では弥生時代後期になると、新保地域からはなれた場所で鉄剣の出土が認められる。鉄剣は有馬遺跡礫床墓から、同渋川市内の樽舟遺跡で竪穴建物から出土している。北町遺跡では鉄製品が確認され、利根川を遡上した沼田市石墨遺跡周溝墓から鉄剣が出土している(水田・石北1985)。高崎市八幡遺跡の礫床墓から鉄剣が出土している(神戸聖語1989)。豊島直博の研究で、群馬県や東日本の出土鉄剣の多くは鹿角製の柄を装着している(豊島2005)。豊島は詳細に柄の制作方法から分類を行い時期と使用法を検証した(豊島2005・2010)。新保地域では、鉄剣に使用された柄は製品とともに未製品、未加工の鹿角本体も存在する。新保地域で柄を制作し、板材、木器等の制作に鉄器が使用されたことが想定され、新保地域には鉄製工具があったことが考えられる(註4)。

鉄が来たルートを筆者は北九州から山口県響灘沿岸の綾羅木郷遺跡を中心とした遺跡群、鳥取県青谷上寺地遺跡、妻木晩田遺跡、石川県八日市地方遺跡、新潟県上越市裏山遺跡等と考えている。各地域に大きな遺跡が分布している。この日本海ルート上に大きな集落が分布している。やがて上越市を南下し、長野、群馬と考えている。大まかなルートではあるが、筆者は九州と群馬県をつなぐ日本海ルート上には上記の遺跡群が存在し、交流を維持する拠点集落と考えている。今後、新たに拠点集落が発見される可能性は高いと言える。

このルートは半島を始発とし、北九州へと到着する。やがて東へ運ばれる。

滋賀県彦根市に2016年10月の新聞報道で鍛冶集落の稲部遺跡が確認され、隣接する守山市にある環濠集落下之郷遺跡、伊勢遺跡等と合わせ、下長遺跡では、舟を操る集団の存在が指摘されるなど大きな集団が想定される。日本海ルートと下之郷遺跡は、琵琶湖を舟で南下し、日本海ルートと、畿内をつなぐルートと指摘でき、今後が期待される。上越市の北、柏崎市西岩野遺跡では独立胸持柱を持つ建物が確認された。この遺跡も拠点となった遺跡の可能性が高い。

このようにみると日本海ルート上に、拠点となる遺跡群が確認できる。また琵琶湖唯一の湖から流れ出る瀬田川は南下し京都に入り、宇治川となる。やがて西流し大阪に入ると淀川になる。淀川はやがて大阪湾に注ぐ。大阪湾に入ると西に淡路島があり、鍛冶集落の五斗長垣内遺跡が存在する。

秋山浩三は近畿地域の「モノ」の移動、交流の実態を検討し、各地域の土器の交流を検証した。生駒山西麓産土器搬入をa～dの4類型に分類し、さらに時期の問題を検討した。その中でa類型は弥生前期から中期に移住に伴う土器の交流とした。貯蔵、供膳、煮沸甕の3形態のうち、煮沸形態が確認できることから人間の移動と評価し、移住を含むとした。人間の移住・移動の視点は弥生時代前期、新たな農耕可耕地の水田開発を指摘している。移住の範囲は南山城・北山城・南丹波・北丹波・丹後である。秋山は時代が下がると徐々に土器の内容物の交換、庄内式期には交易品と変化していくことを論証された(秋山2017)。

農耕社会が始まると、人は小家族、個々に生業を営むということが難しくなってきた。狩猟生活のように最低家族単位でも生きてはいけたが、農耕社会の開始期はまず複数の家族が集まり、やがて集団となっていく社会である。農耕社会の始まりは今までの社会から大きく様変わりした。大勢の人間が集団となり、協業が進み、用排水路の掘削や農作業の協力が不可欠である。さらに集団が大きくなればなるほど生産力が上がり、多くの農具を保有し、鉄器を持つことができるようになる。さらに集団が大きくなればなるほど多くの農地が必要となる。このため戦闘が始まったと考えられている。青谷上寺地遺跡の90体に及ぶ殺傷人骨はその戦いを物語っている。「100点を超える人骨は無秩序に出土し、亡くなってすぐ埋められたものではない」(井上貴央2009)(註5)。

戦闘は集団同士の戦いで、戦いを有利に進めるにはリーダーがいて全体を統括する必要がある。やがて勝ち抜いた集団の統率者は権力と余剰品を手に入れることになる。さらに余剰品を交換するための交渉も必要となる(高橋2001)。

秋山の土器の分析から、弥生時代の農耕社会の開始期にはのちの五畿のうち隣り合わせの国の中での移住・移動の可能性を指摘している。これは近隣周辺の普段の交流が密であったことに由来すると筆者は考える。この地域では以前より、交流・交易が近隣同士で頻繁に継続し、新たな地に移住したと考えることができる。農耕社会では戦闘で勝った集団は負けた集団を奴隷にするか、働かせ生産物を取り上げたと考えることができる、もちろん戦闘での死者もいた。橋口は戦争後の捕虜を奴隷とし、これを『魏志倭人伝』にある生口と指摘した(橋口2007)。また仁藤淳史も中国の用例を上げて示した(仁藤2016)。

筆者は秋山の指摘した山城から丹波・丹後にかけての移住を可能にしたのは、すでに安定した社会間での密接な交流があったと考えている。集団間の交流は大きく深くなり、リーダーは新たな農耕集団を取り入れ、移動を容認したと筆者は考えている。

一方鳥取県の青谷上寺地遺跡では殺傷人骨が出土し、渡来系弥生人の形質を持っていることが分かった(井上2009)。集団の民族的な詳細は井上が示し、殺傷人骨の出土は弥生時代に戦闘が確かにあったことを示している。

4. 『魏志倭人伝』と弥生時代

白石太一郎は邪馬台国を中心にする倭国は大和にあるとする。さらに『魏志倭人伝』で邪馬台国に従わない狗奴国は東海地方愛知県にあるとした(白石2018)。大和では殺傷人骨の出土は少なく、筆者は秋山が指摘したように東山城・丹波・丹後では新しい農地開拓にあたり、以前より交流がある集団と話し合い、一緒に社会をつくることが了解されていたと考えている。大和周辺地域はすでにまとまっていたのがわかる。その理由が殺傷人骨の少ないことであると考えられる。交流は密になり、住み分けとは違うものだったのではないか。集団同士がお互いを理解し、話し合い、集団として移住を受け入れたのだろう(秋山2017)。畿内の研究者は纏向遺跡を邪馬台国とする論者も多い。最近では下之郷遺跡を中心とする近江説も出てきている。数年前には静岡県の高尾山古墳が3世紀前半に比定され、邪馬台国論争も活発になっている。さらに倭国30国の範囲も議論が進んでいる。独立胸持柱も下之郷遺跡や伊勢遺跡、新潟県柏崎市西岩野遺跡にも確認され、話題として挙がるが、まだどこまでが倭国の範囲かはわかってはいない。

ここまで「モノ」の移動、交流・交易や移住の可能性を示したが、人の移動の形態が問題となる。『魏志倭人伝』に倭国の道の記載がある。朝鮮半島からの道のりである。「初めて一海を渡ること千里。対馬国(現長崎県対馬)に至るその大官を卑狗といい、副を卑奴母離という。居するところ絶島にして、方四百余里ばかり。土地

山険にして森林多く、道路は禽鹿の径の如し。千余戸あり。良田なく、海物を食して自活し船に乗って南北に市擢す。」

「初めて土地は(対馬国)山が険しく深い森林が多い。道は鳥や鹿の獣道のように細い。」ここでは国の大官と副官が存在している。

末盧国(現在佐賀県唐津市周辺)では「末盧国に至る。四千余戸がある。山海に濱いて居す。草木茂盛し、行くに前人をみず。」(草木が茂り、前を歩く人が見えないほどである。)(水野 祐1998・以下同じ)対馬は絶海の孤島と記され、平野が無いところである。「良い田はなく、海産物を食べて自活、船で各地に行き市擢をしている。」市擢とは米を交易して手に入れることである。このように当時は他の国との交流が確認される。「初めて土地は(対馬国)山が険しく深い森林が多い。道は鳥や鹿の獣道のように細い。」当時の倭国内の国同士の関係がわかる。また各々の国には大官と副官が存在している。

山城・丹波・丹波間も同じように交流をしていたことが理解できる。当時の社会背景は各国には大官の存在と副官等の上級階級の一団がいたことがわかる。『魏志倭人伝』に記載された卑弥呼の時代は、3世紀前半、弥生時代後期である。30国の倭国王が卑弥呼だった時代である。少し年をさかのぼってみると『後漢書東夷伝』には桓帝・靈帝の間に倭国が大いに乱れ、攻め合い倭国には王がいなかったことが記されている。桓帝と靈帝の間は146~189年のことを指し、日本では弥生時代中期後半にあたる。その大乱を収めるため、卑弥呼が倭国王として擁立されたわけである。卑弥呼が倭国王であった時代が弥生時代後期にあたり、『魏志倭人伝』に描かれているわけである。

その中では各国には王がいて、副官がいる。身分制社会が存在している。「下戸、大人と道路に相逢わば、逡巡して草に入る。辞を伝え、事を説くには、或は蹲り、或は跪き、両手を地に拠せて、之を恭敬とす。対応の声には「ああ」と曰う。おおむね然諾の如し。」集団の内部にも上下関係が確立していたことがわかる。「祖賦を収むるに邸閣あり。国々に市ありて、有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。女王国より以北は、特に一大卒を置きて、諸国を檢察せしむ。諸国之畏たんす。常に伊都国に治す。」邪馬台国の王であり、倭国王の卑弥呼のもとに統一されている。卑弥呼を中心にし、倭国内での制度と集団内の上下関係も決まっていた。「卑弥呼以て死す。(中略)更に男王を立つるも國中服せず、更に相誅殺す。時に当たりて千余人を殺す。」卑弥呼が亡くなったのは3世紀の中頃と考えられている。弥生時代末から古墳時代の始まる頃にあたる。卑弥呼が亡くなると国が乱れ、「相誅殺」が始まったと記載されている。今まで連合していた国同士が戦いを始めた時である。このような混乱の中、

群馬県の社会はどのようなものだったのだろう。「女王国の東、海を渡ること千余里。また国あるも、皆倭種なり。」

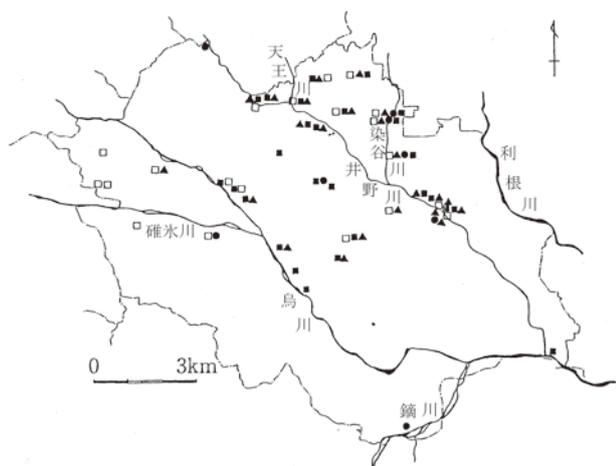
倭国以外にも倭種の国があるという記載があり、倭国以外にも同種の国があることを示している。

5. 弥生時代の群馬県域

弥生時代の群馬県域はどのような社会であったのだろうか。

群馬県域は関東平野の北西に位置し、水田耕作がおこなわれていた。県域内には弥生時代中期から広い範囲で農耕集落の遺跡が分布している。また高崎南部の井野川流域も弥生時代中期～古墳時代前期の遺跡が多数確認されている。現在に至るまで群馬の穀倉地帯である。新保地域は染谷川の傍にあり、やがて染谷川も井野川に流下する。新保地域も広義の井野川流域にあたる。

筆者は新保地域が「市」の機能を持っていたと判断した(友廣2015)。新保地域は弥生時代中期後葉から古墳時代前期へ継続する遺跡群である。筆者は新保地域で、遺跡の出土品から「市」としての機能を確認した(友廣2003a・2015)。略述すると、鉄剣の柄の製作所、多くの鹿角を備蓄していること。鹿角だけでなく板材の制作備蓄、木器の制作備蓄、猪と鹿の肋骨をまとめて備蓄している。鹿角は落角だけでなく生きていた鹿を、捕獲したものが混じっていることがわかっている(宮崎重雄1993・金子浩昌1994)。さらにニホンオオカミの歯などが出土している。また樗やクヌギ等、樹種による農具の選択使用、多くの土器の出土、弓材もイヌガヤが多量に出ていること、石鏃、骨鏃が出土している。このことから筆者は「市」と確認した(友廣2003・2015)。



- 高崎市周辺遺跡分布図
- (弥生前期末～中期中葉)
 - (弥生中期後半～中期末)
 - ▲ (弥生後期初頭～後期中葉)
 - (弥生後期後半～古墳初頭)

第3図 高崎市周辺弥生時代遺跡(高崎市史引用(一部改変))

さらに群馬県内では東海系土器のS字状口縁台付甕も出土している。藤根 久・今村美智子は県内出土のS字状口縁台付甕の胎土を分析し、出土品から胎土を調べ産地同定した。その中で藤根・今村はS字状口縁台付甕の胎土から県内複数ヶ所の土を確認した(藤根 久・今村美智子2001abc)。ここでは藤根・今村が分析した、元総社西川遺跡と波志江中宿遺跡のS字状口縁台付甕を比較したい。藤根・今村は元総社西川遺跡の竪穴建物群から出土するS字状口縁台付甕の胎土が、榛名山系の異なる場所の土であるとした。12号竪穴建物の中のS字状口縁台付甕は群馬県の弥生時代後期、樽式土器壺と共伴している。入植民存在の理由とされる東海系のS字状口縁台付甕を主体とする東海地方の土器構成ではない。しかし、土器を分析した大木紳一郎はS字状口縁台付甕が東海系の技術であるとして、入植民のムラの可能性を示唆している。伊勢崎の波志江中宿遺跡では粘土採掘坑の遺構が確認され、その坑の中からS字状口縁台付甕が出土した。周辺の遺跡から、この遺跡と同系統の土でできたと思われるS字状口縁台付甕が出土している。周辺遺跡からは東海から来た人たちの甕とされるS字状口縁台付甕が出土するが、同胎土の平底甕も出土している。齋藤利昭は前橋市にある『横手早稲田遺跡』のS字状口縁台付甕胎土に片岩が含まれることを上げ、片岩の産地が藤岡市周辺にあることを示した。つまりS字状口縁台付甕の胎土は複数個所の土が確認されているのである。これらがどう動いてきたかは、集団同士の交易が考えられるのである。これが意味するものは入植民が来た時に、交易ができる供給網が機能していたことを表している。在地の複数の土でできたS字状口縁台付甕が出土し、離れた場所で出土することは中居が指摘したように群馬で、すでに在地化していたことを示している。

ではこれらのS字状口縁台付甕は入植民が作ったのだろうか。入植民は群馬に来たと同時に瞬く間にどこにどんな土があるかを瞬時に発見し、そこへ赴き集落をつくり採掘坑を掘り、焼き上げ、それを供給網に乗せたのだろうか。もし入植民が来て井野川流域の集落へ入ってくれば戦闘となるだろう。そうならず「市」の供給網を使いS字状口縁台付甕を供給できるだろうか。榛名山系の複数の土で焼かれたS字状口縁台付甕は、元総社西川遺跡で樽式土器と共伴している。在地の土でできたS字状口縁台付甕が大量に流通することは、S字状口縁台付甕がすでに在地化していたことを示している。入植民がいたとすると、すぐ群馬県域をくまなく踏査したのだろうか。小人数で他国内を移動すれば、殺傷されるか弓矢を射かけられるだろう。農耕社会では常道である。見つければどうなるか分かっていたはずである。小人数では動けないだろう。彼らは常に大勢で動いたのだろうか。井野川流域ではなく、波志江地域に土を掘る採掘坑で操業

を始めたのだろうか。もちろん波志江地区も水田地域である。入植民は瞬間にすべてを奪ったのか。群馬中の在り地弥生人をあつという間に追い払ったのだろうか。しかし、新保地域の「市」はしっかり機能している(註6)。

前述のとおり、弥生時代中期に始まった水田耕作は、やがて弥生時代他集団との交流を深め、古墳時代に入ると様々な文化や「モノ」の交流が「市」を基軸として活発になった。「市」を基軸とした供給網は、在地化したS字状口縁台付甕を提供している。整理すると、入植があった時とは弥生時代の末から古墳時代初頭、卑弥呼が亡くなり、倭国は大いに乱れ、「相誅殺」をするとされる時期にあたる。県内の研究者らが呼ぶ入植民とは、東海西部地域から群馬へ来たとしている。そして彼ら入植民は現在の高崎市井野川流域に定着するというものである。根拠は東海地方で生まれたS字状口縁台付甕が増えたという点にある。

石田川遺跡報告書が刊行された後、S字状口縁台付甕が東海・伊勢湾沿岸地域の土器であることが分かった。以来東海から大勢の入植民が来たということになった。入植民の故郷は東海地方西部とされた。東海西部安濃川は、現在の三重県津市周辺である。井野川流域から直線距離で350kmから400kmある。『魏志倭人伝』には「倭国には牛・馬・虎・羊・鶡」はいないと記載されている。入植民たちはこの距離を歩くしかないのである。近年の発掘により、弥生時代の独立胸持柱を持つ掘立柱建物跡が滋賀、石川、新潟等に確認され、弥生時代の国を想起させている。邪馬台国畿内説では奈良県纏向遺跡が比定され、滋賀の下之郷遺跡なども国として注目を集めている。前述のように滋賀県では鍛冶炉を多数検出した稲部遺跡も確認されている。また白石が指摘するように愛知県が邪馬台国と対立していた狗奴国という説も以前より根強い。沼津の高尾山古墳が3世紀中ごろに比定され、卑弥呼に並行する時期とされ、沼津市に国を想定する意見もある。東海西部を旅立った入植民たちは東に向かい狗奴国、高尾山古墳周辺を中央突破し、神奈川県内には弥生時代中期から農耕集落の中里遺跡があり、横浜周辺にも多くの環濠集落が展開している(小倉淳一2017)。邪馬台国と対立し、従っていなかった狗奴国を撃破することは可能だろうか。

それぞれ各地に国の存在が想定される中350kmから400kmを徒歩で進むわけである。時期は卑弥呼が亡くなり、「相誅殺」の最中である。さらに国や集落を避ければ道はなく、道中には熊、猪、鹿、二ホン狼等昼夜を問わず待ち構えているのだ。入植民たちは道中、夜もゆっくり眠れない。また他国の領地を侵犯すれば殺されるか、奴隷にされる危険を冒して、何故、何を求めて井野川流域をめざすのか。400km近くを徒歩で進み、狗奴国をはじめとし、強大国と戦闘を行い、すべてに勝利しなければな

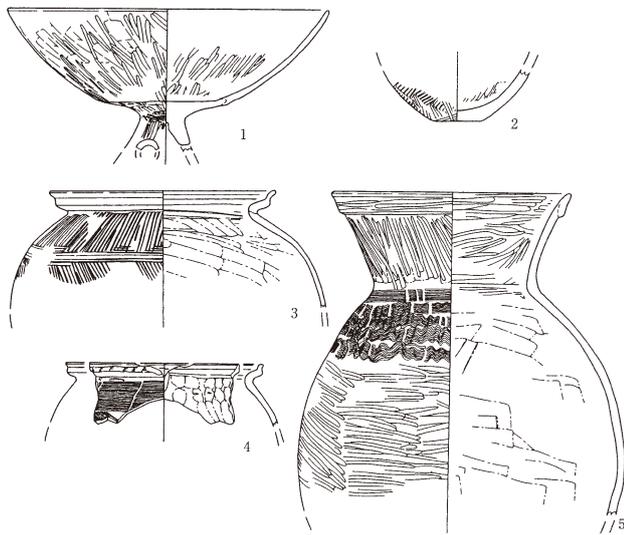
らない。常勝の結果、奪い取った国と土地を捨て、さらに井野川流域まで徒歩の旅を続けたのである。戦いといった国を統治しなかったのである。まっすぐ東に向かえば、狗奴国、高尾山古墳の静岡、神奈川の遺跡群、日本海ルートをとれば下之郷遺跡、石川に行けば八日市地方遺跡、新潟には裏山遺跡等々の国を侵犯していくのである。さらに長野に入れば、すぐに群馬に連絡が入るだろう。長野も黙って通すわけにいかないだろう。一つの国と対抗できる戦士の数、それに伴う武器、自然の猛獣たちからの防御、いったい何人の人が移動したのだろうか。さらに群馬の研究者は継続的な長期の交流があったとするが、継続的な交流とは何度も行き来したということだろうか。S字状口縁台付甕をもってきたと指摘もあり、膨大な人数が「相誅殺」を繰り返しながら当時の列島を徒歩で大移動したのである。土器を持ち、命のやり取りを繰り返した入植民たちの目的は何だったのだろうか。一方では、S字状口縁台付甕はすでに群馬で在地化している。そもそも井野川流域を知っている人がいたのだろうか。井野川流域にかれらを受け入れる知己を持っていたのだろうか。いずれにしても命を懸けた長旅を終えた彼らに、群馬の人たちは土地を与え、食料を与え、水を分け、彼らに頭を下げ、古墳文化と土器をいただいたのだろうか。入植説に立つとすれば、井野川流域の人たちは350kmから400kmを歩きとおし、連戦連勝の軍団を迎え入れ、古墳時代を創造してもらったのだろうか。この移動距離は生駒山系から密接な交流を結んでいた人たちが、山城に集落で移住した程度では測り知れない距離と規模である。『魏志倭人伝』には、道細く、獣道のような、道草木繁茂し、前を行く人が見えずとの記載がある。道を歩けば他国との衝突につながり、道以外を歩けば迷い、獣との命のやり取りが待っている。何を頼りに歩く方向を測ったのだろうか。入植民は何を望んで350kmから400kmを超える道を歩き、草木に覆われ前も見えない道を歩き、森や山を越えたのだろうか。何が彼らを井野川流域に向かわせたのだろうか。入植民は命がけの戦闘を何度も何度も繰り返し、すべての戦闘に勝利し、井野川流域に向かい歩いてきたのだろうか。

6. 群馬の「市」の流通網

さて上記のような社会情勢の中、全く土地勘のない井野川流域に大勢の入植民たちは定住したのだろうか。その前に、歩きとおせたのだろうか、或いは受け入れてもらえたのだろうか。新保地域をはじめ多くの集落の人々は農地を守り、「市」と供給網を守ろうとしなかったのだろうか。

入植民は瞬間に藤岡から伊勢崎、榛名山系を抑え、S字状口縁台付甕製造を始め、群馬の古墳文化を作り上げたのだろうか。入植説に立てば井野川流域の多くの集

落民を追い払い、農地を奪い、群馬県古墳王国の基礎を作り上げたのである。土器を持って、獣から身を守りながら、他国を横切り膨大な時間をかけて何人の人が井野川流域にたどりついたのだろうか。入植説に立てば入植民は到着したとたんに井野川流域に定着し、群馬の政治権力を奪ったということになる。

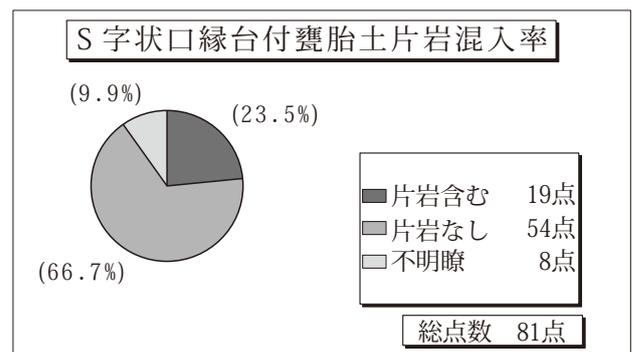


第4図 元総社西川遺跡12号住居跡出土遺物(1/6)

ここで「市」としての機能を再検討してみたい。前橋市元総社西川遺跡12号竪穴建物で樽式土器と2個体のS字状口縁台付甕が相伴して出土した。報告書中大木は遺跡の住人たちは入植民であると示唆している(大木2001)(註7)。筆者が指摘したいのは12号竪穴建物では、S字状口縁台付甕と樽式土器が相伴している。彼らは新しい土地に来て全く軋轢もなく群馬の地に同化したということなのだろうか。新しい土地に来て、その土地の樽式土器を「市」で入手し、使ったのだろうか。また当時の群馬の人たちは新来の彼らを受け入れ、同じ集落内に迎え入れ、新しい人たちを村の中に入れ、樽式土器を提供し、S字状口縁台付甕を与えたというのだろうか。藤根・今村はこの12号竪穴建物出土の2個体のS字状口縁台付甕の胎土を榛名山系の2か所の異なった粘土の使用を示した。つまり、元総社西川遺跡でつくられていないことを示唆している。もし粘土が異なった地の土であれば、彼ら入植民は榛名山系のどこに行けばS字状口縁台付甕と樽式土器をつくる粘土があるかをすでに承知していたことになる。そうでなければ彼らに在地の人が教えたことになる。波志江中宿遺跡の粘土採掘坑が検出され、採掘坑の中からS字状口縁台付甕が出土している。周辺からは土器を焼いた痕跡は確認されていないが、近隣の波志江一帯の遺跡から、中宿遺跡の同種の粘土を使用したS字状口縁台付甕や平底甕の出土が確認されている。

すでにS字状口縁台付甕は在地化しているわけである。これも入植民のしたことなのだろうか。齋藤は横手早稲田遺跡報告書で藤岡産の粘土には片岩が混じるということ指摘した。その片岩が混じる粘土のS字状口縁台付甕が確認されているとした。片岩が混じる粘土で作られた土器が伊勢崎市波志江中野面遺跡で確認されている(藤根・今村2001c)。つまり、藤岡産の粘土で作られた土器が伊勢崎まで運ばれている事実を示している。元総社西川遺跡のS字状口縁台付甕が榛名山系の粘土で作られた。波志江地区で出土したS字状口縁台付甕が藤岡産の粘土で作られた。このことが示すものは、すでに供給網があり、土器を作り運ぶという分業が確立していたということが理解できる。中宿の土で作られた土器と藤岡産の粘土で作られたS字状口縁台付甕は、群馬県域を移動し、榛名山系の別々の2か所の粘土で作られたS字状口縁台付甕が樽式土器と相伴する事実は、群馬県内での大きな需要と供給網が完備されていることがわかる。また産地の違う粘土で焼いたS字状口縁台付甕が、流通網に乗っていることが指摘できる。

横手早稲田遺跡のS字状口縁台付甕出土は、総点数81点この中の片岩が含まれるのは19点、全体の23.5%、片岩なし54点66.7%、不明瞭が8点9.9%である。S字状口縁台付甕の中で片岩が入るものは23.5%で、片岩を含まないものが最大数66.7%である。つまり片岩を含む藤岡産片岩を含む粘土以外で作られているS字状口縁台付甕が最大数なのである。これは藤岡産以外の粘土か、遺跡周辺の粘土であり、複数の粘土の土器が今の前橋市の遺跡で出土していることになる。



第5図 横手早稲田遺跡出土S字状口縁台付甕胎土

再度『魏志倭人伝』を引用するまでもなく、新保地域には弥生時代から古墳時代前期まで続いてきた「市」があり、元総社西川遺跡12号住居跡に住んでいた人たちが入植民だとすると「市」を管理する人は、古墳時代初頭期には入植民に入れ替わっていることになる。すでに管理者は入植民だったということになってしまう。遙か350kmから400kmを意図もなく歩いてきた人たちは何千・何万

人いたかは分からないが、瞬間に「市」の奪取と供給網を奪いとり、どこに行けばS字状口縁台付甕にあう粘土があるかを見つけ出し、「市」で在地の土器を入手した。そして井野川流域の在地の人々は土地を取られ、「市」の供給網、「市」の管理権を奪われ、黙って村に迎え入れたのであろうか。それが卑弥呼以て死す、倭国内が乱れ「相誅殺すること千余人」と記載された時である。入植民はあつという間に榛名山系、藤岡、伊勢崎までの土地とすべての粘土の産地を奪い取り、群馬の地に新しい国を建国し、群馬県に古墳時代を造り、古墳王国を創建し、土地、国を奪い取り新文化が作られたのだらうか。「市」の管理をしていた群馬の人は弥生時代からの社会構造の中の人間である。弥生時代にすでにあった社会は崩壊したのだらうか。井野川流域の人々は捕虜とされ、奴隷とされたのだらうか。新保地域では鹿角製の鉄剣の柄が多量に出土している。新保地域での鉄の出土はないが鉄製の剣は管理されていたらう。群馬県域には多くの鉄、鉄剣が出土している。有馬遺跡・北町遺跡、八幡遺跡、石墨遺跡等々鉄剣や鉄製品が出土している。そして柄には新保地域に出土する鹿角製柄が装着されている。群馬の人は武器を所有していたのである。また新保地域には灼骨が出土し、中国の亀甲と同様の生活風俗が定着していた。『魏志倭人伝』にも倭国の風俗として記載されている。井野川流域をかこむ周囲に多くの集落があり、鉄剣を持った多くの弥生人が群馬に多くの集落を営んでいた事実を示している。彼らの腰には鉄剣が下げられていた。新保地域は広義の井野川流域にあたり、「市」を運営し、弥生時代から古墳時代へと集落と「市」は継続していた。そこへ350kmから400km彼方から昼夜を問わず獣を警戒し、他国の領土を侵犯し続けて「相誅殺」を繰り返してきた他国の人たちに、何故、「市」の管理者は「市」を与え「市」の供給網を与えたのだらうか。管理者がいたということは、管理を任せた群馬のリーダーもいたはずだし、ト骨があつたということは、占いの祭りを管理遂行する人物もいたはずである。井野川流域の人々は350kmから400kmを超える道を徒歩で、歩ききった彼らにS字状口縁台付甕をつくるための粘土採掘の場所に案内し、藤岡にある複数の粘土の場所に案内し、波志江にある粘土採掘場を教えただらうか。井野川流域の人々は鉄剣も弓も使わず、すべてを与えた理由はなんであつたのか。鉄剣を持った人々はなぜか入植民を群馬県に受け入れ、すべてを与えてどこかに旅立っただらうか。「相誅殺」の中、他国に入れば殺されるか、奴隷にされる時代に、そのようなことが出来るだらうか。しかし、そのさなか、並行して群馬の古墳時代の「市」は井野川流域と藤岡地域、さらに離れた場所の土でできたS字状口縁台付甕の流通供給網も機能していたのである。中居が指摘したように、すでに古墳時代初頭にはS字状口縁台付甕が在地化していて、

在地の土で作られていたのである(中居2016)。新保地域には大量の弓も保管管理され、骨鏃・石鏃が多数出土している。井野川流域は弥生時代中期から、群馬の人々が開拓した農耕社会が成立していた。豊かな地域である新保地域に豊富な「モノ」が管理され、豊かな農耕集落として安泰である。そこへ東海の人が350kmから400kmを歩ききり、来てすべてを瞬時に奪ったというのか。在地の群馬の人たちはすべてを失ったということは、筆者には理解できない大問題である。東海の間人が大挙してやってきただけではなく、彼らが群馬の古墳文化を築いたということは侵略されたことを意味している。卑弥呼が亡くなったところ、そんなことが起きれば、世の中は「相誅殺」の最中で、戦争が起きることになる。入植民説の立場に立てば、そう解釈しなければならぬ。新保地域の集落は、井野川流域の多くの遺跡には、戦闘が起こったことを示す殺傷人骨の出土もなく、「モノ」は管理され、様々な木器や武器である弓矢、鉄剣が管理されていたのである。有馬遺跡礫床墓からは鉄剣、青銅製釧、鉄製の釧が出土している。装飾品もガラス小玉200点以上、糸魚川産の翡翠製勾玉、新潟佐渡産の鉄石英製管玉が確認されている。有馬遺跡をはじめ群馬県域には、鹿角製の柄を持つ鉄剣を腰に下げている人がいたのである。石墨遺跡周溝墓からも鉄剣が確認されている。つまり現在に近い群馬県域の多くの集落と新保地域の関係は「モノ」の供給先と考えられる。新保地域の「市」は武器である剣の柄を供給していた。伊勢崎地域では藤岡産胎土のS字状口縁台付甕や、元総社西川遺跡では榛名山系の胎土のS字状口縁台付甕も確認されている。現在の群馬県域を覆うほどの人たちがそれぞれの地で農耕集落を営み、お互いに交易をしていたことが理解できる。そんな中で、拠点的な「市」を持つ新保地域周辺に東海の人が来て集落を奪い、水田地を奪えば、橋口の指摘のように、戦争が起きなければならない緊張があつたはずである。入植民説に立てば、このように理解しなければならぬ。群馬県ではS字状口縁台付甕はすでに在地化し、それも伊勢崎の土や藤岡や片岩を持たない土、榛名山系の複数地域の土でできたS字状口縁台付甕が供給されているのである。この供給網が分断され、停止された痕跡もなく、藤岡と伊勢崎への供給網が維持されている。そんな中、おおぜいの人が細い道を歩いてくれば、井野川流域の人々は周りから囲んで、矢を放ち、鉄剣を持って戦い、当時は戦士と農民は自分たちの土地を守ることが当たり前の農耕社会であり、戦闘は当たり前のことである。『魏志倭人伝』には国をつなぐ道は草木が繁茂し、前を行く人が見えないとの記載がある。地の利を持っている群馬の人たちは橋口が示したように、細い道の両側から矢を射かければ自分たちの土地を守れたはずだ。また井野川流域、県内域では戦闘や戦争を想起させる受傷人骨は全く出土して

いない。

何故東海西部から多くの人が井野川流域にこなければならぬのか。しかも徒歩で350kmから400kmを歩きぬき、何の理由、目的で井野川流域をめざしたのか。当時の群馬県域にはすでに「市」があり、新潟産の翡翠、さらに半島からの鉄製品、青銅製品が豊富に保管管理されていたのである。何故東海西部の水の豊かな平野の中で集落を拡張しないで、命の危険を賭して戦乱状態の倭国の細い道を一列になって旅立ってきたのだろうか。一度奪った国を捨て歩いてきたのだろうか。彼ら入植民は、なぜ獣への恐怖、戦闘への死の恐怖と戦い、長い旅を始めたのか。入植説に立つならば、ここから始めなければ事実と証明できない。群馬には戦闘、戦争などを示す殺傷人骨は出土していない。戦争の証拠もないし、350kmから400kmを歩ききった証明と、どれほどの人間が移動したのかも示さなければならぬ。さらにどのルートを徒歩で歩ききったのか、大人だけなのか、家族で移動したのか。入植目的での旅立ちであれば自分の土地を捨て、家族とも会えなくなるという決断が必要となる。入植説を唱えるならば様々な問題をきちんと整理し、実証しなければならぬと筆者は考える。

7. 入植民はいなかった

ここまで、入植があったと言われる当時の社会情勢や、群馬県域内での供給網や、「モノ」の管理体制、交流の存在を考えてきた。入植民の存在がS字状口縁台付甕を主体とする、東海系土器という理由だけでは証明できない事も示した。S字状口縁台付甕自体も群馬の土で作られ、群馬県域内の供給網を使って運ばれている。すでにS字状口縁台付甕は在地化し、「市」を基軸とした需要と供給の社会が確立しているのである。つまり、S字状口縁台付甕は群馬の人々に人気のあった甕であることを示している。当時の群馬県の人々は自分たちでS字状口縁台付甕を作っていたことが証明されたのである。東海西部の土器があることを理由に、入植民の存在を証明することはできない。関東や長野県の遺跡では弥生時代から古墳時代にかけてS字状口縁台付甕が出土することは以前より指摘されていた(増井義巳1958・大塚初重・小林三郎1967)。さらに群馬県域では弥生時代は栗林式土器、古墳時代に入れば南関東系、畿内系、北陸系、新潟系、滋賀県の受口状口縁土器も確認されている。遠隔地、隣接地の「市」同士の交易も継続されているのである。確かにS字状口縁台付甕の人気の高かったが、筆者の集計では一番群馬で多く出土する甕は土師器平底甕である(友廣2015)。県内にはS字状口縁台付甕や外来系の土器を出土する遺跡がある。しかし、県内で東海系のみ土器セットを持つ遺構は数%も無いことは筆者が以前証明した(友廣2003・2015)。

群馬県の地は新保地域の鹿角製鉄剣の柄が有馬遺跡等で検出され、大きな範囲の中に「市」を確保していたのである。

八幡遺跡で礫床墓が1基確認され、鉄剣が出土し、有馬遺跡との関係が指摘できる。有馬遺跡では礫床墓群と壺棺墓や周溝墓も確認されている。筆者は群馬県域が広い範囲での交易圏でつながり、お互いの集団を認め合っていた。そうでなければ新保地域で制作した武器である鉄剣を交易しないと考える。筆者は同じ集落の墓域の中に異種の埋葬形態があることから通婚圏すら存在したと理解している。

特に入植民が来たと言われる井野川流域では弥生時代中期から古墳時代前期にかけ、新保地域では「市」の機能が十分に充実していたことが指摘できる。群馬県の人たちは弥生時代中期から親子代々数百年をかけ井野川流域を開拓し、農耕社会を作ってきたのである。さらに付け加えれば、弥生時代後期に群馬県域内でしっかりした社会構造、供給網、経済網が発達成立していたことは間違いない。もし入植民が来て新たな社会を築き上げたのであれば、道中のすべての戦闘に勝ち抜かなければならぬ。何故350kmから400kmを歩きぬき、入植を果たしたのかを証明しなければならぬ。入植民説はすでに群馬県内で浸透し、一般の人にも伝わっている。県史や市町村史に書いてある。しかし、筆者はいまだに入植民の存在を証明する事実はないと指摘できる。入植民説が出されて50年以上が過ぎた。当時は樽式土器と石田川式土器は並立する弥生土器とされていた。樽式土器は榛名山、赤城山麓に分布し、石田川式土器は、群馬県南東平野部に分布する全く異なった、並立する異文化社会であるとされていた時代に生まれた説である。

両土器文化は全く接点、共通性や共伴例もないとされ、石田川式土器の出自は、群馬の地以外にあるとされていた。当時はS字状口縁台付甕が東海の土器とわかっておらず、九州で確認された例があるという時代であった。このため石田川遺跡報告書では入植民の故地は朝鮮半島をも視野に入れるべきとされていた時代である。古式土師器の研究は五領遺跡の発掘後、議論が活発化し、古墳時代が始まる前には、土師器と弥生土器が混在する時期があることを多くの研究者が示していた(岩崎卓也・玉口時雄1966等々)(註8)。その後群馬県内では関越自動車道、上越新幹線、上信越自動車道、北関東自動車道の大規模開発や県内道路整備等々の発掘調査に伴い、樽式土器と石田川式土器の共伴例が爆発的に増え、両土器文化は弥生時代から古墳時代へと継続して行く土器文化の過渡期であることが分かったのである。しかし、入植民説は継続した。筆者は新しい事実が発見されたときに新しい考えをだすべきと考えている。新しい事実を受け入れ、常に新しい方向に軌道修正すべきと考える(石川日

出志2013)。

筆者の考えは、当時の群馬地域の社会は広い通婚圏を持つ平和な社会であり、鹿角製の柄を持つ鉄剣を供給している社会である。それが戦闘の無かった根拠である。入植民説に立つのであれば、井野川流域にどれほどの人数が入ってきて、どのような社会を創立したという証明をする必要があると筆者は考える。井野川流域を基盤とした入植民はそこに建国したという新しい国の形を示すべきである。

8. 入植とは

1. 「開拓する土地や植民地にはいつて生活すること」『岩波国語辞典』第四版 西尾 実 岩淵悦太郎 水谷静夫編 岩波書店 1989 ①

2. 「植民地・開墾地にはいつて生活すること」『大きな活字の三省堂国語辞典』見坊豪紀(主幹) 金田一京助 金田一春彦 柴田 武 飛田良文編 三省堂 1992 ②

3. 「開拓・植民のために他国または他郷に入ること。『広辞苑』第三版 新村 出編 岩波書店 1983 ③

植民とは

1. 「本国以外の土地に移住・定着し経済的に開発すること。また、その移住民。(出典①)

2. 「外国の新しい土地に移住して(イジュウ)して経済的に開拓すること(ひとびと)。「一政策」(出典②)

3. 「ある国の国民または団体が本国と政治的従属関係にある土地に、永住の目的で移住・開拓し、経済的活動をすることまた、その移住民。」(出典③)

植民地とは

1. 「ある国に(本土)からの移住者によって、新たに経済的に開発された土地。特に、新領土となって本国に従属する地域」(出典①)

2. 「新しく属領となった外国の地域」(出典②)

3. 「ある国の海外移住者によって新たに経済的に開発された地域。本国にとって原料供給地・商品市場・資本輸出地をなし、政治上も主権を有しない完全な属領。『広辞苑』第三版

新村 出編 岩波書店 1983 (出典③)

では、移住とは

1. 「よその土地に移り住むこと」(出典①)

2. 「よその土地・(海外)へうつりすむこと「ブラジル一民」」(出典②)

3. 「①他の土地または国へ移り住むこと。「一者」②開拓・征服などの目的で種族・民族などの集団が或る土地から他の土地へ移動・定住すること。」(出典③)

「開拓する土地」の指すものは、これから開拓する場所、つまり未開拓地や原野の事を指していることが分かる。

植民地を辞典で引いてみると、上記の通り、「特に、本国に従属する地域」・「新しく属領となった外国の地

域」・「②開拓・征服などの目的で種族・民族などの集団が或る土地から・・・」となる。従属する国とは属国である。

植民地の入植民とは他国に移り住み、開拓・征服を行い、経済開拓を行う。本国と属国の関係。

辞書を引くとこのようになる。つまり入植民とは本国と属国という意味が入ってくるのだ。

井野川流域は、弥生時代中期から古墳時代前期にかけて、水田耕作を継続して開拓してきた土地で、多くの遺跡が分布する場所である。何も無いところを開拓するわけではなく、多くの水田や集落があり、「市」があり、管理者やリーダーがいて、卜骨を執り行う人間たちの社会が存在している場所である。そこに定着するには相当な軍事力、武力、更に大勢の人も必要である。群馬県域全体は藤岡、伊勢崎、高崎、前橋、沼田、渋川を含めた現在の群馬県域全体を網羅する供給流通網を想定させる社会構造がある。その中心地に入植するには当時の群馬県域の人口・武力、武器すべてを凌駕するほどの大軍勢が必要である。井野川流域だけではなく、供給網に囲まれた群馬県域全体には、鉄剣を腰に下げた多くの人がおり、入植民が井野川流域を奪うには在地の人口を超過ほどの人間が必要であると筆者は考える。さらに属国とした場合、治安維持等の警察力も必要であろう。軍隊も必要だろう。本国との行き来もしなくてはならない。入植民があったとする立場はそれを肯定し、東海の土器と同じ変遷をすると従前より主張する。そのためには不断で密接なる本国との連絡、土器の搬入や行き来をしなければならぬ。卑弥呼が亡くなって「相誅殺」の中でその作業をしなくては新たな国の建国は維持できないだろう。筆者は入植とは極めて重大な用語であり、簡単に使うべきではないと理解している(註9)。

9. 小結

ここまで群馬県域の当時の社会背景と、入植民の存在の可能性を述べてきた。現在のように群馬県に東海西部から多くの入植民が来て、群馬県が誇る古墳王国の基を作ったという説には、未だに承服できないでいる。現在の群馬県民も自分たちの古墳文化は東海から来た人が、作り上げたという説には承服できかねると考える。しかし、この話は群馬県の研究者たちが説いている説なのである。しかも50年を超え、今でも定着している説である。その根拠が「S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器」である。入植説が生まれた時は、群馬県の弥生時代後期の樽式土器と同じ弥生時代の石田川式土器は並行して存在し、発掘調査例も少なく、共伴する例がなかった時代にできた説である。またS字状口縁台付甕が、どこの土器かも分っていなかった時にできた説である。現在では古墳時代前期に様々な地域の土器が共伴することは、汎

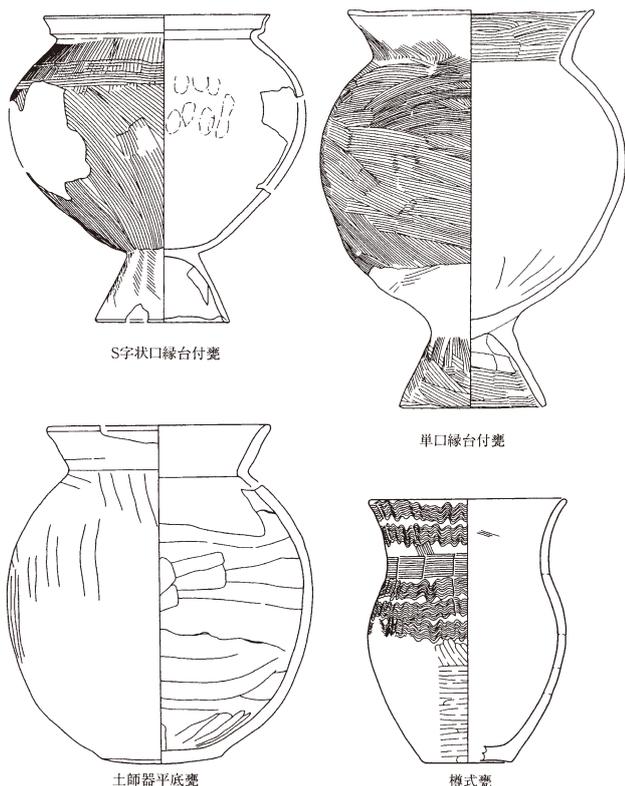
日本で当たり前のこととして受け止められている。東海の土器が群馬にあることは、普通のこととして受け入れられている。隣県の長野県でも東海系土器だけでなく、様々な地域から土器が混入している。中居が指摘したように、滋賀県の受口状土器も京都、日本海側や石川県にも波及し、三重県や愛知県にも達して在地化し、群馬県でも出土している。秋山が指摘した畿内の生駒山系の人に移住をしたとの可能性を示しているが、それはそれ以前からの密接な交流・交易の存在があったからこそ可能なのである。一方群馬県の入植民は350kmから400kmの距離を徒歩で歩き、様々な場所で戦闘を繰り返し、そのすべてに勝利しなければこれなかった人達である。全く次元の違う話である。入植民の存在の根拠が東海の土器がある、ということで理解できるのだろうか。戦乱の最中、『魏志倭人伝』にあるように、前を歩く人が見えないほどの草木が繁茂し、更に「倭の道は獣道のような道だ」という道を、何千何万の人々は1列になって歩いてきたのだろうか。また弥生時代の戦闘を研究した橋口は戦闘には弓を射かけ傷を負わせ、刃物で殺傷するということを提示した。これは青谷上寺地遺跡の多数の殺傷人骨の出土から井上が証明した。青谷上寺地遺跡出土の頭蓋骨の損傷から弓の矢先傷や鋭利な刃物で殺傷された人骨が証明している。さらに橋口が説くように道の両側から矢を射かければ、ひとたまりもないだろう。新保地域の「市」には弓が保管され、石鏃、骨鏃が保管されていたのである。群馬の人々は鉄剣を持っている人もいたのである。また入植民は男だけなのだろうか、群馬の地に来て新たな古墳文化を作り上げた人々には、家族はいなかったのだろうか。文化やS字状口縁台付甕を持ってきた人々は群馬で結婚したのだろうか。筆者はすでに通婚域が想定できる社会も指摘した。そんな社会にきて結婚することは略奪しかないだろう、そして戦争になる。入植民は「相誅殺」の世界の中を、なぜ井野川流域にきたのだろうか。東海西部の平野部の未開拓の土地を開拓した方が安全であり、大和のように周辺の交流している人々ともうまくやっていけばよかつたはずであろう。

入植説では東海西部と定期的に連絡を取っているという説もある。その理由は群馬県のS字状口縁台付甕が東海西部地域と同じ変遷を持つという理由である。しかし、そんなに遠いところからきて土器を運んだりすることも命がけの作業である。350kmから400km離れた本国から、命をかけて土器を運ぶのである。さらに故地の土器変遷をおなじくするならば、毎日でも人が行き来しなければならぬ。それは数人では成り立たない、他国の領土を侵犯すれば、殺傷されるか、捕まれば奴隷にされる。入植後土器を取りに行くなら、毎日が戦争になってしまう。土器を運ぶために連日戦争を繰り返していたら体は疲弊し、もともと群馬に住んでいた人たちとの抗争も毎日繰

り返すことになる。群馬県域の在地に住んでいた人たちは、すでにS字状口縁台付甕を自分たちで作って使っていたのである。群馬在地の人たちがS字状口縁台付甕を欲しければ、群馬県内で焼いた甕を「市」で入手するか、変わったものが欲しければ、交流のある、科野の「市」に行ってもってくれば安全で、楽であろう。また藤岡産S字状口縁台付甕、波志江産S字状口縁台付甕、榛名山系の粘土のS字状口縁台付甕を「市」に行き手に入れば問題は無い。なぜなら新保地域の「市」は健在で弥生時代から古墳時代前期にかけて健全に機能していたのである。入植民が存在したことと「市」が途切れず、機能したことは大いに矛盾してしまう話である。350kmから400km歩いて運ぶ必要はない。群馬の地にはS字状口縁台付甕があふれていたのである。入植民説には、群馬県の樽式土器文化の人々は井野川流域を手放し、山麓地に集落を移動したとする研究者もいる。しかし、よそ者の入植民たちが粘土や木、鹿や猪を狩りに来たら、耕地を奪われただけでなく森も奪われ、どうしていたのか。群馬の人たちはよそ者が来たら、耕地を捨て、水利権を捨て、森を奪われ、隠れて逃げていたのだろうか。この間も新保地域の「市」では猪、鹿の肩甲骨は備蓄され、卜骨が行われ、鹿角も備蓄され、鉄剣の柄、木製農具も作られていたのである。

入植民たちはどのような社会階層の人々なのか、井野川流域を奪い、群馬に古墳文化を築くためには首長、文化人、権力者、奴隷、戦士、土器・工具職人、市の管理者等々様々な階層の人間が必要となる。そして東海西部と同じ土器変遷を維持し、S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器を構成するためには、かなり頻繁に行き来し、S字状口縁台付甕をもってくるか、職人層をも連れてきて作らせねばならない。他人の土地で山に入り粘土を取るためには職人を守る戦士や警備する人がいなければ仕事はできない。他国の土地を侵犯し、歩き回り、土器を作ったり、焼いたりすれば在地の人に襲われる覚悟も必要である。入植民は群馬県域の社会構造や「市」の供給網の管理権を奪ったのだろうか、一体どれほどの人間と様々な社会階層の人間が来て社会経済を奪ったのだろうか。もし、それを可能とするならば、社会構造内の人間がすべて入れ替わらなければ不可能と筆者は考える。新保地域の「市」は弥生時代中期から古墳時代前期に継続していた。「市」の管理者・リーダーは殺傷されたのだろうか。それを証明しなければならぬ。当時の社会の中でそのようなことが起こったのなら、「相誅殺」の社会では戦争しかありえないと筆者は考える。戦争は農耕社会の常道であり、当たり前の選択である。

入植民存在の唯一の根拠である、『S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器』の存在を再度検証しよう。第6図にあるように調理器具であるS字状口縁台付甕しかもたない住居跡は井野川流域では13%、単口縁台



第6図 甕4種の例

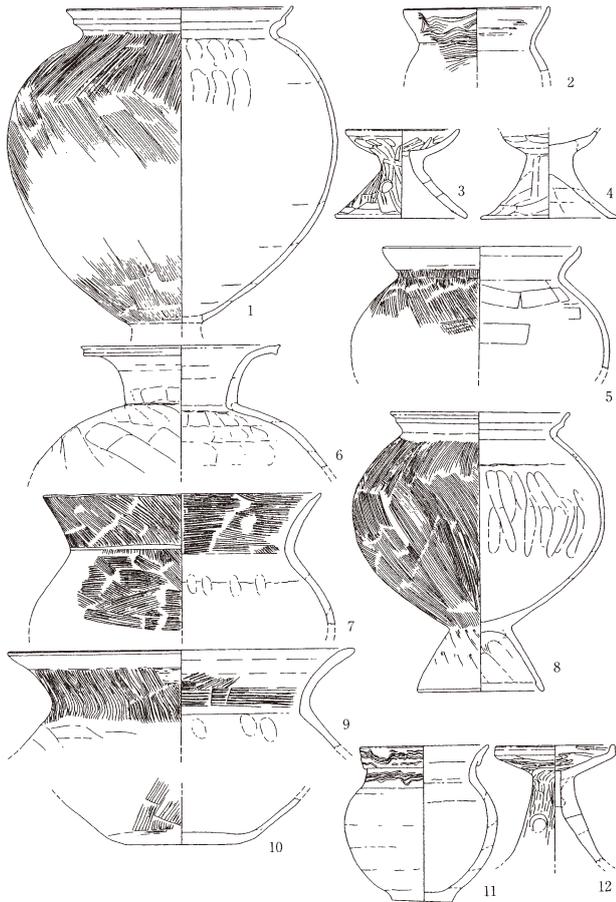
付甕 1 %、土師器平底甕 3 %、樽式土器甕 2 %である。つまり井野川流域全体の竪穴建物では 81%の住居跡に住む人間が複数器種の甕を所有している(註10)。入植があったとされる、井野川流域内での統計である(第2・3表)。入植民の唯一の根拠である『S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器』この事実が示す構成の土器群は、井野川流域にはほとんど存在していない事実を示している。入植民の集落は存在していないという証明である。さらに群馬県内でS字状口縁台付甕がつくられ、さまざまな粘土が使用されている。東海西部と同じ変遷をたどることもない。また樽式土器の混在使用も認められる。甕はここに示した4器種が混在して出土しているのである。群馬県内で出土する土器は、汎日本的な、他地域同様多器種の土器群が混在する普通の社会であった。

結論は群馬に入植民は存在せず、人が入れ替わることはなかったのである。人が入れ替わったのでなければ、『S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器』にならない。当然群馬県古墳社会・文化はもともとの群馬県内の弥生社会を維持していた樽式土器文化の在地社会の発展であり、群馬県域の人たちが作り上げた社会構造が「市」を中心として、交流・交易をしていた社会の上に成り立っているのである。群馬在地の土器、樽式土器は弥生土器から土師器と混在し、古墳時代を迎える。樽式土器は徐々に土師器化している。

さらに第2表井野川流域最大のS字状口縁台付甕を出土した遺跡下佐野遺跡を見よう。37棟の竪穴建物が確認されている。S字状口縁台付甕のみを持つ竪穴建物が15棟確認され、遺跡内で40.5%である。このうちS字状口縁台付甕だけが出土甕で、共伴遺物が無い竪穴建物が3棟ある。他に北陸系土器と共伴する竪穴建物が6棟、16号竪穴建物からは北陸系甕5の字口縁甕が共伴している。さらに畿内系小形埴と共伴する竪穴建物が4棟ある。そしてS字状口縁台付甕を持たない竪穴建物が2棟存在している。下佐野遺跡では129個体のS字状口縁台付甕が報告書に掲載されているが、7区45号竪穴建物から25個体、A区74号竪穴建物で7個体、B区12a号竪穴建物で9個体、C1号竪穴建物から15個体のS字状口縁台付甕が出土し、この4棟の総計は56個体になる。4棟だけで下佐野遺跡内のS字状口縁台付甕の43.4%になる。4棟の平均は1棟で14個体になる。この4棟の共通する特徴は他の器種の甕、壺や他の土器の量も多いということである。4棟を抜かした33棟のS字状口縁台付甕の1棟平均は2.2個体、日常生活には充分である。ではこの4棟は、なぜこんなに持っているかという、筆者の考えでは井野川流域の新保地域としての機能をもっていると考えている。集落内にある「市」である。したがって下佐野遺跡集落内「市」の備蓄品である。つまりS字状口縁台付甕は群馬の人たちにとって、人気があったのである。しかし、S字状口縁台付甕をもたない人もいるし、単口縁台付甕、樽式土器甕、北陸系甕様々な系譜の土器が混在するのである。さらに墓出土土器にも触れておきたい。入植民たちが東海西部から来て、群馬の土器が『S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器』に変えたということが入植民存在の根拠となるが、日常生活の土器が一変させられたとする。そこまでこだわった入植民たちがいるとすれば亡くなった時に供献された土器を示したい。第7図は入植民が入植した、井野川流域最大のS字状口縁台付甕が出土した下佐野遺跡7区3・4号周溝墓の土器である。S字状口縁台付甕、土師器平底甕とともに、樽式土器が出土している。かつて五領遺跡で多くの考古学者が指摘した前代の弥生土器と新たな土師器が共伴している。日常生活の土器にこだわるが、死に及んで在地の樽式土器を捧げたということであろうか。入植者は死に及んで故地の土器を持たされなかったのだろうか。筆者は被葬者が井野川流域で生まれ、亡くなった在地の人と考える。これが入植地とされた井野川流域での土器出土状態の実態である。

S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器を持つといわれている集落の実態である。

元総社西川遺跡では4棟の弥生時代から古墳時代前期の竪穴建物を確認した。しかしS字状口縁台付甕をもつ竪穴建物は3棟で、6号竪穴建物から11個体のS字状口



(2と11が樽式土器)

第7図 下佐野遺跡7区3号周溝墓(1~10)・4号周溝墓出土遺物(11・12)(1/6)

緑台付甕が出土し、8号竪穴建物から1点、そして入植があったことを指摘した12号住居跡から2点、共伴遺物は樽式土器の壺である。筆者は入植民の集落ではないと考える(第4図)。

ここまで土器の出土状態を確認してきた。県内最終的甕の集計は第8図である。S字状口縁台付甕と土師器平底甕は拮抗するが、土師器平底甕が42%、S字状口縁台付甕が38%、単口緑台付甕10%、樽式土器甕が10%である。これを数量ではなく出土した甕別に延べ軒数を見ると土師器平底甕が43%、S字状口縁台付甕32%、単口緑台付甕15%、樽式土器甕が10%になる。S字状口縁台付甕より土師器平底甕が数量、延べ軒数がまさっている。「S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器群」は存在していない。

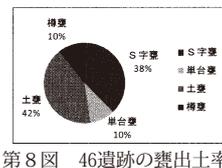
各集落内での備蓄品としての存在はあるが、実用品としての甕は伝統的な土師器平底甕が主体と言える。これが入植民がいたとされる群馬県域の実態である。つまり、井野川流域に住んでいる人たちは決してS字状口縁台付甕のみの生活をえらんでいない。S字状口縁台付甕以外

表2 下佐野遺跡の住居跡出土土器

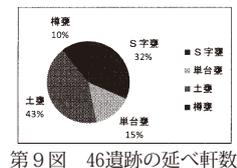
住居跡	S字甕	単台甕	土甕	樽甕	壺	高坏	器台	埴	他	総数	備考
A 35号	3		4		1	1				9	土甕の1つはS字九底甕
36号	2		1						1	4	
38号	2									2	
39号	2									2	
72号	2						2			4	北陸系器台
73号	1									1	
74号	7		2		3	5			4	21	戴河壺・小形高坏・稜高坏
B区4C号	1		1			2				4	
4 d号	2	1								3	
6号	4									4	
8号	2		2							4	
9 d号	2	1								3	
10 a号	3		4		3	5	1		1	17	ひさご壺
12 a号	9				3		3			15	北陸系器台
12 b号	2		2		1					5	ひさご壺
16号	3		2		3	2	1			11	北陸甕5の字
17号	1							1		2	小形埴
24号	2									2	
25号	3		2							5	
28号			4		1	1			2	8	赤井戸壺
31号	3				1					4	
41 a号	6				1					10	
C 1号	15				4	3	4			26	稜高坏
2 b号		1	1							2	
10号	5		1		3		2	1		12	北陸壺・小形埴
13号	2							1		3	ひさご壺
II地区											
6区9号	4				3	3				10	玉造住居跡
7区22号	1		1		1					3	壺赤彩・玉造り
24号	3	1	2		6	1	3			16	玉造り・北陸器台
30号	1				2	1	1	1	1	8	S字鉢・小形埴・玉造り
41号	1		1		3	1			1	7	小形埴
6区20号	2		1		2	1				6	ひさご壺
22号	1		1		2	2	1			7	二重口縁壺
7区25号	2				2	2	1			7	ひさご・パレス壺
45号	25		10		17	8	6	2	2	70	ひさご・小形埴・北陸器台
48号	4		1		6	1			1	13	二重口縁壺(東海)
56号	1				2		1			4	赤彩器台
37軒	129	4	43		70	42	26	8	12	334	
延べ軒数	35	4	19	0							

表3 46遺跡集計

遺跡名	S字甕	単台甕	土甕	樽甕	壺	高坏	器台	埴	他	総数	集積率	S率	単台率	土率	樽率
龍野堂・雨堂遺跡	6	12	13	8	39	70	10	55.7	15.3	30.7	33.3	20.5			
新保遺跡	43	16	44	12	115	229	24	50.2	37.9	13.9	38.2	10.4			
新保田中村前遺跡	24	1	19	15	59	111	14	79.3	27.3	1.1	21.6	14.7			
八幡遺跡	44	9	28	12	93	178	19	52.2	47.3	9.6	30.1	12.9			
高崎情報団地遺跡	35	4	16	2	57	126	25	45.2	61.4	7	28	3.5			
保渡田遺跡Ⅶ	11	8	10	7	36	72	9	30.5	22.2	27.7	2	17.9			
倉賀野万福寺遺跡	19	1	4	0	24	48	5	79.1	4.1	16.6	0	0			
下野田・滝川遺跡	11	11	25	0	47	99	3	47.5	23.4	23.4	53.1	0			
下佐野遺跡	129	4	43	0	176	334	37	52.7	73.2	2.2	24.4	0			
舟橋遺跡	11	0	5	0	16	33	6	48.5	68.7	0	31.2	0			
元総社西川遺跡	14	3	2	1	20	32	4	62.5	70	15	10	5			
勝島川端遺跡	72	4	45	16	137	266	43	66.5	52.5	2.9	32.8	11.6			
内堀遺跡	23	21	61	46	151	376	50	40.1	15.2	13.9	40.4	30.4			
荒砥上ノ坊遺跡	5	9	69	21	104	269	28	38.6	4.8	8.6	66.3	20.2			
荒砥原遺跡	1	8	14	0	23	61	7	37.7	4.3	34.8	60.9	0			
荒砥島原遺跡	8	3	4	0	15	31	7	48.3	53.3	20	26.6	0			
荒砥上ノ塚遺跡	26	7	6	0	39	72	12	54.1	66.6	17.9	15.4	0			
飯土井上組遺跡	7	2	7	0	16	51	2	31.4	43.8	12.5	43.8	0			
芳賀団地遺跡	35	8	38	0	81	194	37	41.7	43.2	9.8	46.9	0			
横後遺跡	14	19	73	2	108	298	32	36.2	13	17.6	67.6	1.8			
柳久保遺跡	19	3	28	0	50	102	10	49	38	6	56	0			
村主・谷津遺跡	0	5	29	20	54	161	20	33.5	0	9.3	57.7	37			
縮谷遺跡Ⅱ	0	0	1	1	3	25	2	12	33.3	0	33.3	33.3			
北田下遺跡	0	1	22	7	30	97	11	30.9	0	3.3	73.3	23.3			
下野Ⅰ・Ⅱ	26	28	112	3	169	401	41	42.1	15.4	16.6	66.3	1.8			
荒砥諏訪西I遺跡	54	42	30	0	219	512	29	42.8	24.7	19.2	56.2	0			
東原B遺跡	2	3	31	10	46	91	9	50.5	4.3	6.5	67.4	21.7			
御正作遺跡	246	11	64	0	321	624	30	51.4	76.6	3.4	19.9	0			
下田中遺跡	54	7	46	0	107	206	25	51.9	50.5	6.5	43	0			
中津遺跡	73	6	74	0	153	291	46	52.5	47.7	3.9	48.4	0			
三和工業団地遺跡	87	40	128	0	255	572	88	44.6	34.1	15.7	50.2	0			
赤堀村鹿島遺跡	0	6	6	0	12	43	3	27.9	0	50	50	0			
五日牛清水田遺跡	30	2	4	0	36	67	7	53.7	83.3	5.5	11.1	0			
波志江中野面遺跡	51	2	28	1	82	204	25	40.1	62.2	2.4	34.1	1.2			
光仙房遺跡	18	7	23	0	48	111	8	43.2	37.5	14.6	47.9	0			
有馬遺跡	2	3	70	43	118	198	23	59.6	1.6	2.5	59.3	36.4			
石墨遺跡	1	0	5	15	21	42	3	50	4.7	0	23.8	71.4			
見立井遺跡	0	0	10	13	23	49	5	46.9	0	43.5	56.5	0			
糸井宮前遺跡	22	1	46	17	86	170	26	50.6	25.6	1.2	53.5	19.8			
戸神諏訪遺跡	13	7	77	54	151	299	40	50.5	8.6	4.6	50.1	35.8			
戸前橋・舟橋戸遺跡	2	0	5	27	34	81	7	41.9	5.9	0	14.7	79.4			
北町遺跡	273	5	131	61	470	890	42	53.9	58	1	27.9	13			
東八木阿曾南権現堂遺跡	1	7	14	21	43	91	11	47.2	2.3	16.3	32.6	48.8			
堀ノ内遺跡	16	10	8	0	34	75	13	45.3	47	29.4	23.5	0			
上之手八王子遺跡	27	3	3	0	33	79	16	44	81.8	9	9	0			
舞台遺跡	88	89	209	0	386	932	94	41.4	22.8	23	54.7	0			
46遺跡計	1644	438	1823	435	4340	9303	1018	46.6	37.6	10	41.7	10.6			



第8図 46遺跡の甕出土率



第9図 46遺跡の延べ軒数

の複数種の甕を所有していることがわかる。さらに畿内系小形埴、北陸系甕、南関東系単口縁台付甕、樽式土器甕が混在して出土している。

入植民の歩いてきた道を考えてみよう。入植説にはどの道を通り、井野川流域にきたという道すじは示されていない。『魏志倭人伝』にあるように、道を歩けばどこかの国へ出てしまう。道なき道では迷ってしまうし、獣に襲われる。350km以上離れた井野川流域をめざすには道案内もいるだろう。何日かかったのか、どこで食料や水を調達したのか他国の「市」で調達はできないだろう。大勢の人が歩いていけば地域の集団のリーダーに連絡が入るだろう。すぐに矢が飛んでくるかもしれない。入植民は何人いたのか、構成員は男だけなのか、子供や家族はどうしたのか。もし家族がいたとすれば入植のために出発したら、一緒に来ないと一生会えなくなるわけである。一緒に歩いてきても、途中親が獣や戦闘で殺傷されれば子供や家族はどうなるのか。「相誅殺」の最中である。他国の人と出会えば、当然戦闘になり、命のやり取りである。逆に考えると井野川流域の人が東海西部に行く道を知っているだろうか。安濃川は現在の三重県津市にある。筆者がネットで調べると歩いていくには約380kmである。現代のルートは長野県に入り、長野を南東に向かい愛知へ入り、名古屋を抜け三重県津市に到達する。これは最短の道である。道というのはすべて国道、県道を歩く道である。舗装された国道・県道を歩いても時間は約80時間と出る。当時は1700年前、全く国道・県道は無い時である。誰か井野川流域への行き方を承知していたのだろうか。当然道は存在していないはずだ。入植前に何度も下見に来ていたのだろうか。名古屋は愛知県である、白石が言う狗奴国を抜けなくてはならない。長野は群馬とは交流があるところであり、武器を持った入植民が通れば、すぐに群馬のリーダーに連絡があるはずであろう。それ以前に狗奴国との戦闘、抗争が始まるはずである。入植民は地図もなく何故井野川流域を目指すことが出来たのか。その後も長期にわたり継続的に交流を維持できたのか。その都度、戦闘を繰り返さねばならないのである。筆者は今、津へ歩いて行けと言われれば地図を頼りに、コンビニを頼りに何日かかるであろうか。途中で、何度も道を聞き、携帯電話、スマホ、ホテルが無ければ行くことはできない。食料や洗濯も必要であろう。1700年前どれほどの人が列を組み昼夜を問わず獣と対峙し、他国民と戦闘を繰り返す敵地を歩くことが出来たのだろうか。1700年前、獣相手の戦い、他国との戦争を繰り返し井野川流域に到達することは不可能であると考え。また梅澤が指摘した、現在の東京湾から舟で利根川を遡上し、群馬の地に来たというのはどうであろう。愛知から東に向かい狗奴国、高尾山古墳の領地、静岡の沼津で交戦し、次は中里遺跡の集落そして小倉が指摘した神奈

川の環濠集落群を制覇しなければならない。また東京近辺で舟を調達しなければならない。船を持つ集落を攻撃して奪わねばならない。そうでなければ安濃川から舟で行くか、舟を担いでこななければならない。舟で来れば東京湾に入る前、神奈川県三浦半島にある赤坂遺跡の領海を侵犯することになる。赤坂遺跡の集団は、舟を使い海の交流を行っていたと考えられ、その最盛期は弥生時代後期後半にある。彼らは入植民たちよりも操船に熟練している。東京湾につく前にも海岸には海の民の集団もいたはずである。東京湾にたどり着いた後も川を遡上すれば川で漁をする集団もいたはずである。更に現在の利根川はなく、平野部を多くの小河川が乱流していれば、舟の航行が可能であったのが問題になる。大きな船は進まないであろう。そうなれば何隻の船が必要なのだろうか。迷路が広がる河川のどの流れを行けば、井野川流域に到着するのかわかっていたのだろうか。もし当時の群馬の人たちが東海西部に行くとしても一度国を出れば、交流のある科野の「市」へはいけるだろう。しかし、それから先は交流の少ない国や他集団の中を進まねばならない。すべての戦闘に勝利し、突破しなくてはならない。当時の群馬の人々は東海西部の土地を目指さずに、目の前の周りの人と交流がある群馬の地で新たな土地を見つけ、開拓した方が安全であり、常道である。自分の集団の周辺を新たに開拓する選択をすれば、危険に身をさらさず、命を奪われることもない。

井野川流域に集落を構成していた人たちの土器様式は「S字状口縁台付甕を主体とする東海系土器群」ではない。これがここでの結論である。結果はここに示した。従来言われていたような入植後も母集団がいる東海地方西部と密接に関係を保ち、S字状口縁台付甕を運んできたということも「相誅殺」の中、命がけのことになる。またすでに群馬ではS字状口縁台付甕は在地に定着し、様々な場所で作られていたのである。ここまで検討したように、やはり群馬には入植民はいなかったし、入植という行為は存在していない。弥生時代中期に一気に井野川流域の平野を耕し始めた群馬領域の人間を含め、弥生時代からの人々が築き上げた社会なのである。群馬県に古墳王国を建国したのは他国の民ではない。

10. さいごに

筆者は長い間入植という問題を考えてきた。入植があった前提で検討もして来たが、それは成功しなかった。交流の結果、「モノ」や技術などに伴う人の行き来も当然あったとは思いますが、近隣の国や交流の密な集団同士だけである。また邪馬台国と狗奴国の抗争から逃れるという説もある。しかし、周囲は「相誅殺」の最中である。ここまで述べたように、他国の集団と出会えば今までより、危険が自分の身に降りかかるわけで、さらに危険な

場所に身をさらすことになる。農耕社会の中で自分の集団から離れることは、死ぬまで死の危険にさらされることを覚悟しなければならない。一度集団から離れば、武器を持たねばいつ矢が飛んでくるか、あるいは狼やクマに襲われることになる。新しい集団にも簡単には入れない。これは難民説で入植とは言わない。

入植という言葉は現代社会の中で考えると、極めて恐ろしいことだと思いつながら、群馬で生きてきた。自分では入植民はいなかったと考え、様々な拙文の中で主張してきたが、入植民説は群馬では今も定説となっている。

筆者は常に冷静に考えてきたつもりである。周りの人や他県の方々にも拙文を読んでいただいた。それなりの感想もいただき、ある程度の評価も受けた。しかし、入植民説は50年以上をかけ、いまだに一般の県民の方たちにまで深く浸透し、受け入れられている。

筆者は有馬遺跡の調査を担当した。井野川流域の新保田中村前遺跡の調査も担当した。両遺跡とも弥生時代から古墳時代へ継続していく遺跡である。弥生時代後期から古墳時代前期への竪穴建物、周溝墓や土器の自然な継続変換を目の当たりにした。勿論樽式土器は土師器と混在し、ゆっくりと土師器化していた。無文化した樽式土器も存在していた。

また筆者は金井東裏遺跡・金井下新田遺跡の現場担当者として定年を迎えた。この間、金井東裏遺跡の古墳人の人骨を調査し、弥生時代中期の再葬墓も掘った。金井では弥生時代中期の再葬墓から後期の礫床墓に継続し、ここでも後期に入植を受けて混乱した様子は伺えなかった。金井東裏の未盗掘の1・2号古墳の主体部を開けた。小札甲や馬具も目の当たりにした。金井東裏遺跡を終了させ、下新田遺跡の囀状遺構検出の場にもいたし、調査を毎日続けた。感動の毎日であった。金井東裏遺跡、金井下新田遺跡でも弥生時代から古墳時代へと蹂躪され混乱した痕跡はなく、土器が一夜にして変換した様子もなく、何ら他県と異なる時代変換の形態を認めることはできなかった。

従って、自分としては渋川市の黒井峯遺跡、中筋遺跡、前橋市の天神山古墳、高崎市の観音山古墳、金井東裏遺跡・金井下新田遺跡という群馬を代表する古墳文化、群馬県の古墳王国を築いた人たちが、かつて東海西部から400kmを歩いてきた人たち、他国からの入植民の末裔との理解はできていない。

本小文は、平成29年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動事業を受けたものである。

(註1)筆者は以前から新保遺跡、新保田中村前遺跡、日高遺跡を合わせて新保地域とよんでいる。それは3遺跡が隣接し、新保遺跡と新保田中村前遺跡では両遺跡で同じ溝が確認された。日高遺跡では角座骨が付く鹿角が出土し、鹿狩りが認められた。新保田中村前遺跡では鹿角が大量に出土している。鹿や猪の肩甲骨もまとまって出土している。日高遺跡では新保田中村前遺跡同様、木器が出土している。これらのことから筆者は同じ集団のムラであると理解している。(友廣2003a・2015等)

(註2)榎は群馬の植生の中で希少で、筆者は交易品と考えている。県内の遺跡報告書を見て榎の植生は極めて低いことがわかる。木材も加工した痕跡が伺え、備蓄してある。

(註3)井野川流域には弥生時代中期から後期につながる遺跡が多数確認されている。県内では新保地域同様の「市」をもつ集落もさらに増える可能性がある。

(註4)新保地域では鹿角や鹿角製柄の未製品も多数出土し、製品には柄と中子を合わせる目釘穴も存在し、鉄剣が無いと穴の位置が合わず、鉄が管理されていた可能性が高いと考えられる。

(註5)井上が指摘したのは隣り合う骨が異なる人体であるという。さらに殺傷の痕跡が骨にあること、これは死者が平和な社会で、埋葬されたのではないことを示している。戦争による死者と言える。

(註6)前半でも述べたように農耕社会内では常に戦闘が起こる。しかし、群馬の現在の伊勢崎市、藤岡市の土でできたS字状口縁台付甕が前橋市の遺跡内で出土する。新保地域から鉄剣の供給や土器が運ばれていた。そのど真ん中の井野川流域の耕地に全く知らない入植民の集団が入ってくれば、在地の人は耕地を守るため、水路を守るため、「市」に備蓄した弓矢を持ち、鉄剣を持ち、自分達の土地を守るため戦うだろう。農耕社会では当然のことである。筆者は戦争が起きるのは必至であると考えている。

(註7)大木は詳細に土器の技法を検討し、S字状口縁台付甕の技法は樽式土器のものとは大きく異なることを指摘した。しかし、検討したS字状口縁台付甕は在地の土で作られた、在地化した土器である。交流は「モノ」だけではなく、ト骨の習慣や技術の伝播もあると筆者は考える。

(註8)五領遺跡調査が始まり古式土師研究が大きく進化した。土師器研究者の多くは、古墳時代への胎動としてまず弥生土器と土師器が共存する時期を設定した。この意見は多くの研究者が賛同した。

(註9)1993年太田市で「石田川遺跡を考えるシンポジウム」があった。当時私も出かけ岩崎卓也先生の講演を聞かせていただいた。その時の話の中で先生が『考古学者たるもの入植という言葉を経々しく使ってはならない』とおっしゃったのを覚えている。

(註10)群馬の古墳時代前期に出土する煮炊き具甕の種類である(第6図)。筆者は4種に分け、S字状口縁台付甕東海系、単口縁台付甕南関東系、土師器平底甕、樽式土器の系譜をひく弥生土器の伝統の甕、そして樽式土器である。つまり樽式土器と土師器平底甕が群馬の弥生時代の伝統を持つ甕と考えている。

引用・参考文献

- 秋山浩三2017「弥生時代のモノとムラ」新泉社
石川日出志2013「考古学研究の近現代史・学史を！」みずほ別冊『弥生研究の群像』一七田忠昭・森岡秀人・松本岩雄・深澤芳樹さん選歴記念—大和弥生の会 20~30頁
石丸淳史2005「上野地域の古墳時代前期における土器制作の様相」『古文化談叢』54九州古文化研究会 51~78頁
井上唯雄・梅澤重昭・松島榮治・松本浩一他1990「第4章 弥生時代・第5章 古墳時代」『群馬県史』通史編1 163~174頁
井上貴央2009「鳥取発！青谷上寺地遺跡の弥生人—その骨や脳が語るもの」プレストレスコンクリート技術協会第18回シンポジウム論文集(1)~(3)頁
岩崎卓也・玉口時雄1966「土師器」『日本原子美術』6 講談社 146~148頁
内野那奈2016「受傷人骨からみた縄文の争い」『立命館文学』立命館大学人文学会 472~485頁
梅澤重昭1971『土師式土器集成』
大木紳一郎1980『庚塚・上・雷遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
大木紳一郎1994「2号河川出土弥生土器について」『新保田中村前遺跡IV』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団272~274頁
大木紳一郎2001「第5章 まとめ [1]元総社西川遺跡出土の古墳時代前

研究紀要37

- 期の土器について』『元総社西川遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団105～117頁
- 大塚初重・小林三郎1967「群馬県高林遺跡の調査」『考古学集刊』第3巻第4号 東京考古学会 57～76頁
- 小倉淳一2017「弥生時代中期の南関東地方における環濠の造営期間」『法政考古学』第43集1～40頁
- 尾崎喜佐雄1971「弥生文化」『前橋市史』第1巻
- 柿沼恵介1999 新編『高崎市史』資料編1 原始古代I 高崎市史編さん委員会
- 金子浩昌1986「新保遺跡出土の脊椎動物依存体・骨格牙製品」『新保遺跡IV』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 神戸聖語1989『八幡遺跡』高崎市教育委員会
- 齋藤利昭2001『横手早稲田遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 下城 正1994『新保田中村前遺跡IV』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 仁藤敦史2016「卑弥呼の「共立」と魏王朝・公孫氏政権」『纏向発見と邪馬台国の全貌』角川文化振興財団92～119頁
- 高橋龍三郎2001総論：「村落と社会の考古学」『現代の考古学6』株式会社朝倉書店
- 高橋龍三郎2016「縄文後・晩期におけるトーテミズムの可能性について」『古代』第138号 早稲田大学考古学会 75～141頁
- 田口一郎1981『元島名将軍塚古墳』高崎市教育委員会
- 友廣哲也2003「古墳社会の成立—北関東の弥生・古墳時代の地域間交流—」『日本考古学』第16号 日本考古学協会 53～92頁
- 友廣哲也2015『土器変容にみる弥生・古墳移行期の実相』同成社
- 友廣哲也2017「群馬に入植民はいなかった」『研究紀要』35 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団49～61頁
- 豊島直博2005『弥生時代鉄製刀剣』奈良文化財研究所
- 豊島直博2010研究論集16『鉄製武器の流通と初期国家形成』奈良文化財研究所
- 中居和志2016「丹後半島周辺の受口状口縁土器の動態」『京都府埋蔵文化財論集』第7集143～152頁
- 野島 永2010「弥生時代における鉄器保有の一樣相—九州・中国地方の集落遺跡を中心として」『公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター』41～54頁
- 野島 永2014「研究史からみた弥生時代の鉄器文化—鉄が果たした役割の実像」『国立歴史民俗博物館研究報告』第185集 183～212頁
- 橋口達也2007『弥生時代の戦い』雄山閣
- 橋本博文2016「越後平野南東部の古墳時代」『新潟県考古学講演会(第2回)』発表要旨
- 深澤敦仁1999「石田川遺跡」『群馬県遺跡大事典』20～21頁 上毛新聞社
- 藤根 久・今村美智子2001a「土器の胎土材料と粘土探掘坑対象堆積物の特徴」『波志江中宿遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 262～277頁
- 藤根 久・今村美智子2001b「S字状口縁台付甕胎土材料」『元総社西川遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 95～104頁
- 藤根 久・今村美智子2001c「波志江中野面遺跡出土土器および粘土類の材料分析」『波志江中野面遺跡(1)』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 355～365頁
- 増井義巳1958「いわゆる古式土師器の問題」『考古学手帖』5 3～4頁
- 松島榮治・尾崎喜佐雄・今井新次1967『石田川』石田川遺跡刊行会
- 水田 稔・石北直樹1985『石墨遺跡』沼田市教育委員会
- 水野 祐1998「魏志倭人伝現代語訳」『魏志倭人伝と邪馬台国』武光誠編 読売ぶっくれっとNo.10
- 宮崎重雄1993「新保田中村前遺跡の獣骨」『新保田中村前遺跡III』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 163～174頁
- 若狭 徹1990「井野川流域を中心とした弥生時代後期遺跡群の動態」『群馬文化』220 群馬県地域文化研究協議会 55～70頁
- 若狭 徹1998「群馬の弥生土器が終わるとき」『人が動く・土器も動く』41～43頁 かみつけの里博物館
- 若狭 徹2007『古墳時代の水利社会研究』学生社

東北及び九州出土古代刻書紡輪 の歴史的意義について

高 島 英 之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 刻書紡輪の年代・形状

2. 刻書紡輪の文字

3. 刻書紡輪の用途と機能、意義

4. 刻書紡輪の出土地域

5. 東北及び九州における刻書紡輪の出土事例とそ
れらの歴史的意義

結語

— 要 旨 —

文字が記された古代の紡輪は、現在までのところ、全国的に見ても出土範囲が非常に限定されており、胆沢城隣接遺跡である岩手県奥州市伯済寺遺跡、佐賀県小城市丁永遺跡、長崎県大村市竹松遺跡などからの出土資料3点以外は、いずれも関東地方からの出土に限られ、とりわけ上野国南西部から武蔵国北西中部にかけての地域に集中するという極めて特徴的な出土状況を呈している。

旧稿を発表して以来、その後も継続して資料の収集に努めてきたが、依然として上野国南西部から武蔵国北西中部の地域から集中的に出土する状況には変わりはなく、特定地域における生活習慣に基づくものであるという基本的特質は、さらに強固に指摘できるようになったように思われる。

坂東以外の地域から出土した刻書紡輪は、東北の城柵か九州北部という、坂東在住の人々が鎮兵や防人などで赴任していたことが歴史的に明らかな地域からの出土であり、祭祀等にあって紡輪に文字を記す風習を持った坂東の民からの直接・間接の影響によってそれらの地に存在するものと考えることが出来る。それらが普遍的に出土する地域が極めて限定されているため、普遍的に出土する地域以外から出土した事例については、それらの地域への坂東民の移動を具体的に証明する好個の物的資料となり得るものとする。

小稿では、近年相次いで出土した九州北部出土の2件の刻書紡輪の事例を踏まえて、それらの意義や歴史的背景について考察し、併せて、特定地域からの出土が際立った資料である古代の刻書紡輪全般の史的価値の高さをアピールしたいと考える。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 日本

研究対象 刻書紡輪

はじめに

古代の刻書紡輪については⁽¹⁾、現在のところ、全国的に見ても出土範囲が非常に限定されており、岩手県奥州市に所在する胆沢城跡に隣接する伯濟寺遺跡出土の資料(水沢市教育委員会編2002・奥州市教育委員会編2013)と佐賀県小城市丁永遺跡出土の資料(小城市教育委員会編2014)の2点以外は⁽²⁾、いずれも関東地方にのみに限られ、とりわけ上野国南西部から武蔵国北西部にかけての地域を中心に集中して出土する極めて局部分布を呈する遺物であることをすでに指摘した(高島2004・2006・2008・2012・2014a・2014b)。

旧稿の発表以後も継続して資料の収集に努めてきたが、近年では埼玉県内からの出土が比較的顕著であるように見受けられる。それでも、2018年10月末現在、管見の限り、群馬県内から出土した刻書紡輪は64点、埼玉県内から出土した刻書紡輪は61点で(表1)、群馬県内出土資料数が埼玉県内出土資料数をごく僅かながらも上回ったような状況にある。依然として上野国南西部～南東部から武蔵国北西部の平野部にかけての地域に、ほぼ局部的に分布しているという状況は、1980年代半ばに刻書紡輪車という出土文字資料が学界に広く認知されるようになってから三十数年を経ても全く変わってはいない⁽³⁾。

近年、長崎県大村市の竹松遺跡から8世紀中葉頃のものと思われる刻書紡輪が出土し(長崎県教育委員会編2017)、佐賀県小城市丁永遺跡出土の資料に次ぐ、九州で2例目の出土事例となった⁽⁴⁾。

刻書紡輪は、墨書・刻書土器のように宮都・官衙・寺院から集落に至るまで普遍的に出土するような文字資料ではなく、民衆レベルに限定できる古代文字資料としての性格が顕著であることから、坂東以外の地域から出土した墨書・刻書紡輪車は3例となったが、東北の城柵と九州北部という、坂東の民が鎮兵や防人として赴任していたことが歴史的に明らかな地域からの出土であり、祭祀・儀礼等の行為に際して紡輪車に文字を記す風習を有していた地域出身とした坂東民からの直接・間接の影響によってそれらの地に存在するものと考えることが出来よう。それら分布の偏在が顕著な遺物であるだけに、それらが、一般的に出土する地域以外からの出土例の発見によって、それらの地域への坂東民の移動を具体的に証明する好個の物的資料となりうるのである。

旧稿でも述べたとおり、この極めて特徴的な出土文字資料である刻書紡輪は、集落遺跡出土の墨書・刻書土器と同様、古代村落におけるある種の祭祀・儀礼等の行為に伴うものと考えられるが、出土範囲がかなり限定されている遺物だけに、それを手がかりとして、出土地域の特色やその地域に特有な何らかの信仰形態や、祭祀や儀礼行為の実相を明らかにすることが可能であると考えられる。

刻書紡輪については、これまでの諸研究によって、それらの用途や機能、紡輪に文字が記されたことの原因などについて、次第に明確にされつつあるが(大沢・茂木1983、内木・中沢・鬼形1987、井上1987、中沢・春山・関口1988、井上・松田1992、関1995、宮瀧2000・2006・2011・2014、鈴木・若松2001、山口2001、山添2001・2002、黒澤2003、岡野2004・2013、門田2005・2006・2007・2008・2012、大川原・黒濟2009、高島2004・2006・2008・2012a・2014abなど)、また、一面において、記載された文字について、かなり恣意的な解釈がなされるようなケースも無いわけではない。

旧稿では、それら刻書紡輪の用途や機能、あるいは紡輪に文字が記されることの意味や背景(高島2004・2006・2008・2012・2014a)、紡輪に年号が記されたものの類例や年号が記されたことの意味などにについて(高島2014b)、若干の私見を述べたので、今回は、改めて、出土する範囲がより限定的な要素が大きくなった墨書・刻書紡輪車について、頻繁に出土する地域以外の地域から出土した資料について、その歴史的な背景を検討し、意義について考えてみたい。

紡輪車そのもの及び刻書紡輪の研究史については、旧稿で既に紹介しているので、小稿では略す。旧稿を参照されたい(高島2006・2008・2014a・2014b)。

1. 刻書紡輪の年代・形状

前述した通り、刻書紡輪の出土遺跡の分布は非常に限られた地域に偏っているものの、それらが出土した遺構も、また、そこに記された文字も各資料でまちまちであり、7世紀後半から10世紀中葉までのおよそ250年間に及んでいる(高島2004・2006・2008・2012・2014a・2014b)。

それらは、集落の中における何らかの祭祀・儀礼等の行為にかかわるものと考えられるが、出土状況から見れば、祭祀や儀礼等の行為に使用されたことが明確に判明するような例は、現在までのところ見あたらない。

刻書紡輪全般について、遺構や相伴して出土した遺物から導き出された年代は、8世紀後半から9世紀にかけての資料が圧倒的多数であり、中心は9世紀代と考えられる(高島2004・2006・2008・2012・2014a)。年号が記された刻書紡輪は、現在までのところ僅か5点のみであるが、7世紀後半(687年)や8世紀前半(714年)という、刻書紡輪全般で見れば、あまり多くはない時期のものが存在していることが特徴的である(高島2014b)。

形態的には、薄台形のものが多いが、これも奈良・平安時代の紡輪の形態についての一般的な傾向と一致している(高島2004・2006・2008・2012a・2014a)。紡輪の重量は、紡輪の機能に関わる重要な意味を有するが、刻書紡輪は

おおむね40～70gの間に収まっており、なかでも50g以上のものが大半を占める(高島2004・2006・2008・2012a・2014a)。生産される糸の太さ・大きさ、あるいは繊維の種類によって紡輪が大小使い分けられていたことにより、大型重量のものや小型軽量のものもそれなりに存在していたと考えられる(中沢1996a・1996b・2008・2013)。

また、材質は、すべて石製である。文字が記される紡輪の材質は、あくまでもその地域において盛行した紡錘車の材質に左右されるとみてよいだろう(高島2004・2006・2008・2012a・2014a)。

刻書紡輪全般にみられる年代的あるいは形態的な特徴は、文字が記されていない他の一般的な紡錘車の全体的な傾向とほぼ一致している。このことは言い換えれば、特段、大型重量あるいはその逆で小型軽量のものや、特殊な材質のものなど、特徴的な紡輪が選ばれて文字が記されたのではなく、ごく一般的な、日常使用されている紡錘車に、ある時点で何らかの必要があって文字が記されていたということを示している(高島2004・2006・2008・2012a・2014a)。

2. 刻書紡輪の文字

文字が記された面や部位・位置・方向などはまちまちであり、記載内容からみて書式として完備していたわけではないようである。この点は墨書・刻書土器の文字の記載方法と非常に共通している要素である(高島2004・2006・2008・2012・2014a)。

しかしながら、記された文字数については、墨書・刻書土器に多い1文字のみ記載のものは却って少なく、複数の文字が記されたものがほとんどであり、この点は、墨書・刻書土器の様相と大いに異なる特徴である。また、同じ遺跡から出土した刻書紡輪に記された文字と土器に記された文字とが共通している例も現在までのところ非常に少ない。この点は、同じ遺跡から出土した焼印の印面の文字や焼印が押された木製品に見られる焼印の印影の文字と、墨書・刻書土器に記された文字とが共通するケースが非常に多いこととは異なる特色である(高島2000)。

同じ集落遺跡出土文字資料と言っても、記された文字数、共通の文字が存在しないことから見れば、墨書・刻書土器と刻書紡輪とは、祭祀・儀礼の主体や、祭祀・儀礼等の行為の中における用途・機能の面で、全く異なる次元に存在する遺物である可能性がある。

記された文字のうち、内容が明らかなものを見ると、人名が記されたものや、地名が記されたものが目立つ。また、単語の羅列のような表現のものがある一方で、明らかに文章の意をなしているような例もある。

刻書紡輪に記載された文言に、人名や地名が多いとい

う点は、すでに早く井上唯雄氏が指摘しておられるが(井上1987)、井上氏の研究が発表された後、約三十数年を経て格段に資料が増加した状況でみると、井上氏が指摘しておられるように、地名の中でも郷名が特に多いということは、必ずしも指摘はできないようである。また、井上氏が言われるように、郷戸主や郷単位で貢進された調庸布の生産・管理に関わる文字だとすると、文字が記されているものの比率が全紡錘車の1割程度に過ぎない点が問題であり、調庸布の生産・管理に関わって記された文字とは考えにくいように思われる。

刻書紡輪が集落内における何らかの祭祀・儀礼等の行為に際して使用されたとみて良いのであれば、記された人名や地名は祭祀や儀礼の行為の主体者・願主に関わるものと考えることができる。

本貫地名から書き出すような事例としては、埼玉県本庄市南大通線内遺跡からは上面に「武蔵国児玉郡草田郷戸主太田マ身万呂」と刻書されたものが(本庄市教育委員会編1987)、また埼玉県本庄市東五十子田端屋敷遺跡からは上面に「大里郡太古郷□直奉」と刻書されたものが(埼玉県埋蔵文化財調査事業団編2005)、東京都国立市の仮屋上遺跡からは下面に「武蔵国多磨」、側面に「羊」と刻書されたものが(国立市教育委員会編1985)、千葉県大網白里町南麦台遺跡からは上下面両面に「下総国千葉郡千葉郷」と刻書されたものが(山武郡市文化財センター編1994)、茨城県水戸市二の沢B遺跡(古墳群)からは側面に「幡田郷戸主君子部大倡麻呂」と刻書された資料がそれぞれ出土しており(茨城県教育財団編2003、黒澤2003)、これらも祭祀・儀礼等の行為の中で、祭祀・儀礼等の行為の主体者たちが祭祀・儀礼等を執り行ったのがどこに住む誰であるということを鬼神や疫神・崇神・悪霊を含むところの神仏に対して明示したものと考えられるだろう。

記載内容がそれぞれにややまちまちではあるが、逆にそのことはこれらの刻書紡輪が、律令制によって公的に規定された負担体系による貢納に伴って記されたようなものではなく、あくまでも集落内における各階層に及ぶある種の単位集団、戸あるいは家、さらには個人単位等における祭祀・儀礼等の行為に伴って記されたものであることを物語っていると考えるのではないだろうか。ただ、いずれも基本的に、国一郡一郷という律令制によって制定された地方行政機構に基づいた表記法がとられており、地名+人名記載の墨書・刻書土器同様、貢進物付札木簡や調庸布墨書銘に類した書式を用いて、祭祀・儀礼を執り行った人物や集団を神仏に対して明示することによって、祈願事の成就や利益の取得、悪霊・疫神・崇神などからの不利益の回避が確実になされるよう願ったためと考えられよう(平川2000)。

その一方で、明らかに人名しか記されないものも存在

している。そのような事例は墨書・刻書土器の事例でもままたに見受けられることであり、墨書・刻書土器の場合でも人名が記される場合は、居住する国・郡・郷名などから記された事例より名前だけが記されたものの方が圧倒的に多い。墨書・刻書土器における記載方法の相違と同様、人名だけが記されたものは、居住する国・郡・郷名から記されたものの省略形と解釈することが可能であり、祭祀・儀礼等の行為を執り行った主体者、あるいはその集団の代表と解釈できよう。群馬県高崎市矢田遺跡出土の「物部郷長」と刻書された紡輪は、人名のみの記載とは言え、人名というよりむしろ「氏族名+職名」という記載であり、郷単位の何らかの祭祀・儀礼等の行為に際して記されたもので、国・郡・郷名などは、その主体者が郷長であるが故に自明のこととして省略されたとみることができる。

このように祭祀・儀礼等の行為を執り行った人もしくは集団を律令地方行政機構の名称を用いて本貫地名から書き出すような事例のみならず、群馬県高崎市吉井町矢田遺跡出土のもののように郷名だけ記すような例もある。これらでは、祭祀・儀礼等の行為を執り行った集団を郷単位と考えればよいだろう。

このほか、記載内容の点から注目されるのが群馬県前橋市前田遺跡から出土した刻書紡輪で(群馬県埋蔵文化財調査事業団2004)、側面に横位で「福道志万家都无」と刻書されている。「都无」とは「紡む」すなわち紡輪そのもののことであり、現在のところ紡輪そのものを示す言葉が記された唯一の資料である(高島2004)。「福道志万」とは「福道」という人物と「志万」という二名の人物を指すのかあるいは「福道志万」あるいは「福道志万呂」という一人の人物を指すのか、明確にはしがたい部分もあるが、おそらくは後者である可能性が高いであろう。ただ単に「都无」=紡錘車の所有を示した記載ではなく、何らかの祭祀・儀礼に当たって使用された紡錘車の所属を示すとともに、祭祀・儀礼の主体者・執行者を「神仏」に対して示すためのものと考えることができよう(高島2004)。なお、この資料に記された「福道」「志万」あるいは「福道志万」「福道志万呂」という人名が、三上喜孝氏が指摘されるように実名ではなく嘉名である可能性も存在しないではないと言えよう(三上2013)。

一方、年号が記された刻書紡錘車5点の書式は、年月日の部分以外の判読が難しい資料をも併せて、いずれも基本的に「年月日+人名」という記載であると考えられる。本来は、人名の前に国・郡・郷名が記されるべきであったものが、紡錘車という小さな物体に記すという物理的な制約によって、名前の前に記されるべき国・郡・郷名が省略されたのだと考えられよう。また、日下に人名を記す書式も公文書の書式に倣っていると見られる。公式様文書、あるいは貢進物付札木簡や調庸布墨書銘などの

現実社会における徴税に際して貢進物に記す書式がここでも書式のモデルとなったと考えられ、律令制による規定の、地域社会への浸透の度合いが伺える好個の資料と位置づけることが出来よう(高島2014a)。

刻書紡輪が、何らかの祭祀・儀礼等の行為に際して使用された可能性が高いことを明確に示している例としては、例えば、群馬県内出土の例では、太田市尾島工業団地遺跡出土の「矢田□人即万呂矢田公子家守状」⁽⁵⁾、同じく太田市東長岡戸井口遺跡出土「太綾神奉奉」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編1999)、玉村町福島曲戸遺跡出土の「村長解申□□召□」のような願文様の文言が記された資料や⁽⁶⁾、沼田市戸神諏訪Ⅱ遺跡出土の仏堂の絵が線刻された資料(沼田市教育委員会編1992)、群馬県高崎市吉井町大字神保字北高原採集の「真佛」の語とその下に蓮弁の線刻画が描かれた資料(高島2014b)、玉村町福島曲戸遺跡の古代遺物包含層から出土した蛇紋岩製紡輪の下面に「虫尼」と女性出家者の名前が刻書された資料⁽⁷⁾、太田市稲荷宮遺跡の9世紀代竪穴建物跡出土の土製紡輪の上面に「法師尼」と刻書された僧と尼僧の存在を示唆する文言が記された資料などがあげられる(群馬県教育委員会編1985)。

また、埼玉県出土の資料では、宮瀧交二氏が仏教信仰を物語る内容の文字や絵画が記された紡輪の例として挙げられた(宮瀧2000・2004・2006・2014)、菩薩形仏像頭部・供花2箇所・須弥山様の絵画が線刻された本庄市大久保山遺跡出土資料、蓮華紋が線刻された熊谷市北島遺跡出土の資料(早稲田大学本庄校地文化財調査室編1980~2000)、上面に「大仏 □ □ □ □ □(布カ)」下面に「卍 卍 卍」と記された吉見町西吉見条里遺跡出土の資料(吉見町教育委員会編2005)、如来形仏像面相・施無畏印相の絵画が線刻された北本市下宿遺跡出土資料(北本市教育委員会編2002)、「祥」という吉祥文字を何箇所にも記した上に人物画と蓮弁状の文様が記された川越市弁天西遺跡出土資料、「奉念随佛道足」という文言が記された春日部市八木崎遺跡出土資料(群馬県埋蔵文化財調査事業団編2002)などの類例がある。

このような仏教信仰を如実に示すような絵画、文言が記載された紡輪は、現在のところ、とくに埼玉県からの出土例に多いが、千葉県千葉市ムコアラク遺跡出土の紡錘車に記された「南無 界 秋 林 如 申 神 ◎ 為」という文言は、意味はあまりよく解釈できないものの「南無」の文字から仏教信仰による何らかの願文とみられる(千葉県文化財センター編1979)。

また、栃木県河内郡上三川町多功南原遺跡の9世紀第3四半期の竪穴建物跡S170からは「多心」「善」「菩」「経」など、仏教的な文言が記された紡輪が出土している(山口2001)。

本来的に糸に撚りをかける道具である紡錘車の一部品

にすぎない紡輪に、仏教思想を反映した文字や絵画が頻繁に見られることの理由については、門田誠一氏の一連の研究によって、次第に明らかにされてきた(門田2005・2006・2007・2008・2012)。

また、宮瀧交二氏が、紡錘車本来の用途とは全く異なる用いられ方をした可能性も想定されている点も甚だ示唆に富む見解と言えよう(宮瀧2006)。また、紡錘車が本来的に有する「回転」の機能が、仏教信仰における輪廻の思想、あるいは寺院における輪蔵などと結びついて、仏教信仰の場における法具として受け入れやすかったという可能性もあるのではないだろうか⁽⁸⁾。

また、従来までの織物生産史研究の成果によれば、織物生産、とくに「糸紡ぎ」は女性労働とされてきたにもかかわらず、刻書紡錘車に記された人名には、これまでのところ女性名は全く見いだしがたい。

長野県千曲市屋代遺跡群出土木簡の中には、「布手」として、男性名が列挙された記録木簡(10号木簡)がある(長野県埋蔵文化財センター編1999、三上2012ほか)。従来、女性労働と考えられてきた織布であるが、この木簡に「布手」として列記されているのは男性名ばかりである。「布手」として男性名が列記されていることについては、男性たちが実際に織布労働に従事したことがあったとも、また、実際に織布労働に携わったのは女性であるが、調庸布の貢進主体としての戸主である男性名が列記されたことを見ることの双方の解釈が可能である。

紡輪という布生産に直接関係する道具でありながら、刻書された紡輪には、女性名が記されているものが非常に僅少なものは、それらが、家父長制が成立し、様々なレベルにおける祭祀・儀礼等の行為の主催者・執行者が男性に集中していく時期である8～9世紀の社会の様相を反映していると解釈することもまた可能であろう(宮瀧2006)。

群馬県太田市尾島工業団地遺跡出土の刻書紡錘車には「矢田□人即万呂矢田公子家守状」という文言が記されている。「矢田□人即万呂」と「矢田公子家守」とが何者かに対して「状す」(申し上げる)ことを意味している。「申し上げる」行為の対象は、神仏と考えて間違いないだろう。

また、群馬県太田市東長岡戸井口遺跡出土の刻書紡錘車の側面には「太綾神奉奉」と記されていて、「太綾神」に奉納されたことを物語る(群馬県埋蔵文化財調査事業団編1999)。この紡錘車自体を「太綾神」に奉納したのか、それともこの紡錘車は願文の表示だけの機能であったのかは、資料それ自体やこの紡錘車の出土状況からは明確にはしがないが、いずれにしても神仏に供献する儀式・祭事に際して使用されたものであることが記された文面から明白である。上面に記された「中村田□盛長□」は、一部に判読不可能な文字があるため全体の文意は明確にはしがないが、「太綾神」に奉納する行為の主体者であり、

祭祀・儀礼を執り行った人物かあるいは祭祀・儀礼を主宰した集団の代表人物の名と考えられる。記されている文言が2人分の名であるのか、あるいは居住地などの地名+人名の表記であるのかは、現段階では定かではない。「太綾神」なる神についても詳細は不明であり、「太綾」がその神が鎮座するあるいは守護する場所の地名を指すのか、あるいは文字通り繊維製品としての「太綾」を意味するのも現段階では不明とせざるを得ない。ただ、「太綾」の語が繊維製品を意味しており、「太綾神」が紡織・織物生産に関わる神であれば、紡錘車という糸紡の道具に記された内容としては甚だ整合性に富むことであろう。あくまでも可能性の一つに過ぎないが、紡錘車に刻書された神名としては示唆的な名称と言える。

また群馬県玉村町福島曲戸遺跡出土の刻書紡錘車は(群馬県埋蔵文化財調査事業団編2002)、判読不能な文字が多く全体の文意は不明ながらも「村長が(神仏に対して)申し上げる」という内容であることは間違いなく、これも願文を表記したものと考えられる。

このような神仏への願文、あるいは神仏への供献などの文言が記された紡錘車の例は、群馬県内出土のこれらの資料に限らない。

埼玉県内出土の資料では、上面に「大里郡太古郷□直奉」、側面に「締カ国細□□」、下面に「有大有路直奉」と記された埼玉県本庄市東五十子田端屋敷遺跡出土資料(東五十子遺跡調査会編2002)、埼玉県深谷市熊野遺跡から出土した下面に「道乙朋道具伏状」と祈願文が記された資料があり(岡部町教育委員会編1997、埼玉県埋蔵文化財調査事業団編2002)、さらに仏像とは考えにくい、埼玉県本庄市枇杷橋遺跡出土の石製紡錘車のように、文字とともに、人面墨書・刻書土器に描かれているのによく似た人面が刻画された資料も出土している⁽⁹⁾(埼玉県遺跡調査会編1973)。人面墨書・刻書土器との関連を考えれば、この紡錘車に刻画された人面も祭祀に関わるものと考えられる。

3. 刻書紡輪の用途と機能、意義

このような祭祀・信仰に関わるとみられる文言や絵画が記されたり描かれたりしている紡錘車の存在からも、それらが呪術・祭祀・信仰等に関わるものであり、祭祀・儀礼等の行為に際して使用されたことが明白である(高島2006・2008・2014a・2014b)。

具体的な祭祀・儀礼の内容については、紡織という紡錘車本来の用途に関わるものであるのか否か、明確にしがないものがほとんどである。群馬県内出土の資料では、「太綾神奉奉」と刻書された太田市東長岡戸井口遺跡出土の資料が(群馬県埋蔵文化財調査事業団編1999)、わずかに紡織との関わりを類推できる程度に過ぎない。

しかしながら、宗像・沖の島の出土例に見られるよう

に(宗像大社復興期成会編1958・1961)、紡錘車そのものがその他の紡織具・織機具とならんで祭具として奉納されている事例もあり、また、『肥前国風土記』基肄郡条に引かれた伝承には、「臥機」「絡塚」が女神に関わる祭具的存在として見える点や⁽¹⁰⁾、神話等の記載に女神のシンボルとして紡織具が多く見られる点からみても(関)、紡錘車それ自体が祭祀と密接に結びつくものであったわけである。

千葉県市川市下総国分寺跡出土の石製紡輪(SI008竪穴建物跡出土、8世紀代)のように、上面に文字と併せて紡錘車で糸を紡ぐ様を表現した絵画が刻画された例も存在する(市立市川考古博物館編1995)。

以上のような点をもみても、刻書紡輪が紡織に関わる祭祀・儀礼等の行為に際して使用される場合があったことは、それらの用途の一例としては間違いのないところであろう。それは、日常的な紡織行為の中で、あるいはまた神衣を織るなど特別な繊維製品の紡織に伴う祭祀・儀礼の場での使用、あるいはさらに、その一方で、紡錘車本来の用途を離れた祭祀・儀礼の場で使用されるような場合すら存在しえた可能性も全く否定することは出来ない。

回転させるということや、紡織・織物に関わるという紡錘車が本来的に有する用途や機能からは離れるが、推測できる刻書紡輪の祭具としての用途の一案として、紡輪に形態が極めて類似する古代・中世の遺物の一例に円盤状土製品・鉄製品がある。これらの中でとくに墓壙や地鎮遺構から出土したものについては、銭貨と相伴している場合が多く、秋山浩三氏がすでに指摘しておられるように、銭貨の代用品ないしは模造品と考えられている(秋山2007)。実際、これまで墓壙や地鎮遺構から刻書紡輪が出土した例はなく、また、紡輪が明らかに銭貨の代用品として使用されたことが明確な事例も見出せないことから考えれば、現時点ではまだかなり説得力に欠けるきらいがあるが、形態の類似性や、祭祀・信仰・儀礼等の行為の中での使用という機能面から考えれば、呪術・祭祀・信仰等に関わる儀礼行為の中における銭貨の代用品としての用途・機能も、可能性の一つとして考慮に入れておく必要があるかもしれない。

埼玉県鴻巣市に所在する新屋敷古墳群は、5～7世紀の古墳群であるが、その中の6世紀前半の19基の古墳から23点の紡輪が出土しており、その多くが周溝を掘り残して設けられた土橋の右脇側から出土しているということ、6世紀の前半にこの地を墓域とした人々の間に、葬送儀礼の中で、紡輪を使用しないしは周溝に埋納するような何らかの祭式が存在した可能性を報告書では指摘している(埼玉県埋蔵文化財調査事業団1998、宮瀧2006)。埼玉県内では、古墳周溝から紡輪が出土した事例として、他にも鴻巣市生出塚1号墳、東松山市古凍根岸裏遺跡検

出古墳、蓮田市椿山1～3号墳、さいたま市白楸宮腰遺跡2号円形周溝墓、草加市蜻蛉遺跡検出古墳などの例が存在していると言うことであるが、宮瀧交二氏が指摘されておられるように(宮瀧2006)、古墳における葬送儀礼の中で、何らかの形で紡輪が使用されたと考えられるような事例が、時代が下ると刻書紡輪が頻出する埼玉県内にいくつか見られる点は、非常に示唆的である。

年月日が記された刻書紡輪では、記された年月日個々について調べてみても、各資料が出土した地域における特定の政治的・軍事的な事件、あるいは記録に遺るような大きな災異の存在等は全く確認できない(高島2014b)。もちろん、たまたま現在までに伝わる記録に遺らなかった当該地域における激甚災害や疫病の猖獗などが全く無かったとまでは言い切れないが、むしろそうした災異に結びつけて考えるよりは、村落内における日常的な呪術・祭祀・信仰に関わる何らかの儀礼・行事を執り行った日付と考えた方がよいだろう(高島2014b)。

墨書・刻書土器でも、祭祀等を執り行った日付が明記されている資料が、房総半島の印旛郡周辺地域でとくに多く出土する甕型の多文字墨書土器に見られるが、墨書・刻書土器全体に占める割合は極めて僅少である。年月日が記された刻書紡輪の僅少さも同様に考えるべきであろう(高島2012)。

刻書紡輪の分布自体が、地域ごとの出土量の多寡はあるとは言え、北海道南部から南西諸島に至るまで、列島各地にほぼ満遍なく分布する墨書・刻書土器と比べて極めて限定されるため、刻書紡輪の僅少さが、一見、より際だって見えるかに思われなくもないが、両者は共通するコンセプトのもとに記された文字資料として考えることが出来よう。また、そのことによって、刻書紡輪の祭具としての用途・機能を、より明確に証明できることになる。

また、これは墨書・刻書土器における年月日記載資料の類例についても言えることであるが、年月日を記するという行為が行われていること自体、記した人物が、律令国家が定めた時間軸の中における現在位置を明確に理解しているということを示すことに他ならない。地方官衙への暦の頒布・書写の実態や、あるいは末端の官衙にもたらされた暦から知り得る時間軸の民衆社会への浸透など、国家による時間の支配が、末端にどのように、いかなる形で浸透していたのかということをも具体的に示す画期的な資料でもあると位置づけられよう(高島2014b)。

現在までの当該資料の僅少さからみるならば、国家が定めた時間軸の概念を知り得た人物があってはじめて、呪術・祭祀・信仰等の場において紡錘車に文字を記入する行為の中に、年月日の記載という行為が取り入れられ、その浸透度は高くなかったと言わざるを得ない。このことは、墨書・刻書土器の出土例の多さが、直接、古

代の村落社会における識字層の拡大と結びつくものではないという従来からの説を補強するものと言えよう(高島2014b)。

4. 刻書紡輪の出土地域

先述したように、管見の限り、2018年10月末現在、群馬県内から出土した刻書紡輪は67点、埼玉県内から出土した刻書紡輪は64点を数える。

群馬・埼玉両県以外では、管見の限り、現在のところ東京都内から6点、茨城県内から15点、栃木県内から5点、千葉県と神奈川県から各2点ずつ、山梨県から1点である。

刻書紡輪が数多く出土している群馬県の北側に隣接する新潟・福島両県、群馬県の西側に隣接する長野県などでは、管見の限り刻書紡輪の出土は報じられていないようである。

関東甲信越地方以外からは前述したように岩手県、佐賀県、長崎県から各1点ずつの出土である。

何分にも個人による集成のため、遺漏も少なくないと思うが、偏在が顕著であることは動かしがたい。

群馬県内では北部から中央部、東部、西部の山間部以外において、地域や遺跡ごとに多寡の違いは存在するものの、比較的広範に出土が見られるが、現在のところ東毛地域における出土量は概して少なく、大泉町、館林市、邑楽町、板倉町からは1点の出土もなく、北側の桐生市やみどり市からも全く出土していない。

また、一見、西部に多く偏在しているかのように見受けられなくもないが、それは、高崎市吉井町の矢田遺跡から纏まって出土しているからである(群馬県埋蔵文化財調査事業団編1990～1997)。同遺跡からは古墳時代から平安時代にかけての紡輪の出土が114点に及んでおり(中沢2012)、それに伴って必然的に文字が刻書されたものも多くなっている。鎭川流域でも、甘楽町、富岡市、下仁田町等からの出土は、現段階においては皆無であり、県西端部の安中市域からの出土も現在のところ皆無である。このように、群馬県南西平野部に偏在しているわけではなく、寧ろ矢田遺跡という一つの遺跡に偏在しているわけである。

埼玉県内においては、群馬県に近い児玉・本庄・深谷・熊谷地域とその周辺地域の平野部にほぼ集中するような傾向が顕著に認められる。埼玉県東部は平野部が広く展開し、遺跡の分布も濃密で、なおかつ隣接する栃木県南部や茨城県西部の地域からも刻書紡輪の若干の出土が報じられているにも拘わらず、埼玉県東部地域からの刻書紡輪の出土は、現時点においては極めて僅少である(宮瀧2012)。

このような刻書紡輪出土地域の偏在が、具体的に何に起因するものであるのか、その理由については私には未

だに明確には出来ていない。現段階においては、刻書紡輪が出土する地域は、集落内における様々な段階における祭祀・儀礼等の行為の中で、紡輪に文字を記入し、何事かを祈念した祭式・儀礼・風習が伝播していた地域であると解釈するしかないと考えている。

群馬県東部、埼玉県東部、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県など、刻書紡輪が数点ないし十数点程度しか出土していないような地域については、紡輪に文字を記入し、何事かを祈念した祭式・儀礼・風習を有する人々の直接的な移動・通交・交流等が存在した場所・地域であると解釈出来よう。そのような風習を有していたのは、あくまでも上野国平野部西部～中央部～武蔵国平野部北西部～中北部にかけての地域に居住した人々の中の一部、あるいは一部の集団であったと、現時点においては解釈しておきたい。

このような、刻書紡輪出土地域偏在の状況から見れば、東北及び九州から出土した計3点の刻書紡輪は、これらの地域に居住していた人々が直接あるいは間接的に関わった結果、祭祀・儀礼等の行為に際して紡錘車に文字を記す風習がその地にもたらされたものであると言い切ってしまうても良いように思われる。

地域的にも、また場所的にも、ほぼ普遍的に存在する墨書・刻書土器とは異なり、刻書紡輪の特定地域における偏在と、盛行地域以外における圧倒的な僅少さは、仮に移住者によって、祭祀・儀礼・信仰に関わる風習が移住先に持ち込まれることがあったとしても、移住先地域の民衆には全く浸透することは無かったということを示しているように思われる。

その僅少さ故にこそ、東北・九州出土の3点の刻書紡輪の存在は、現在の群馬県～埼玉県北西部地域出身者あるいは居住者による直接的な関与の可能性が却って高いように感じられるのである。

5. 東北及び九州における刻書紡輪の出土事例とそれらの歴史的意義

ここで、東北及び九州における3例の刻書紡輪について出土遺跡や出土状況を含め、簡単に整理した上で、それら個々の歴史的意義について検討したい。

(1) 岩手県奥州市伯濟寺遺跡出土刻書紡輪

岩手県奥州市伯濟寺遺跡は、鎮守府が置かれた城柵・官衙である胆沢城外郭の南約400mに位置する官衙関連遺跡である。周知の通り、胆沢城は延暦21(802)年に創建され(『日本紀略』延暦21年1月9日条)、大同3(808)年7月までの間に多賀城から鎮守府が遷され(『日本紀略』大同3年7月4日条)、律令国家の陸奥国北部における軍事・行政拠点として機能し、古代城柵としての胆沢城の施設は10世紀後半頃にはすでに廃絶していたことが

発掘調査によって判明している。

遺跡は岩手県の南東部から南中部に位置する奥州市域の東寄り、岩手県の南部中央に位置しており、北上川に東流れる胆沢川によって形成された胆沢扇状地の北東橋、水沢段丘高位面に立地している。

1986年から2013年まで13次に亘る発掘調査によって、胆沢城存在期の遺構として、四面廂付大型建物を含む掘立柱建物跡21棟、竪穴建物23棟、竪穴状遺構7基、井戸跡1基、鍛冶遺構1基、柱穴列21条、溝18条、土坑104基などの遺構が検出されている(奥州市教育委員会編2013)。

本遺跡の総括報告書によれば(奥州市教育委員会編2013)、この時期の特筆すべき出土遺物として大量の施釉陶器があり、その出土量は胆沢城郭内からの出土量に次いでいるということである。大量の施釉陶器の出土は、一般集落では在り得ない現象で、城柵・官衙関連遺跡としての本遺跡の性格を、出土遺物の面からも如実に示していると言えよう。

他には鉄製品、銅製品、鑄造関係遺物、漆製品、繊維製品などが出土しており、報告書ではこれらの遺物の出土と検出された遺構の状況とを根拠に、遺跡東側を鎮守府官衙もしくは鎮守府上級官人居宅に付随する工房及び付属施設と解釈している(奥州市教育委員会編2013)。

また、瓦の出土は見られるものの、瓦葺建物の存在を明確に示すには程遠い出土量であるということである(奥州市教育委員会編2013)。

文字資料は、体部外面に正位で「政所」と墨書された須恵器杯(土坑SK122、2層出土)、外面に「守」と墨書された須恵器杯底部片(土坑SK34埋土中出土)、底部外面に「御奉」と墨書された完形の須恵系土器杯(土坑SK016、3層出土)、体部外面に「忍齊」と墨書されたほぼ完形の須恵器杯(竪穴建物SI03埋土中出土)、「水」と上面に墨書された須恵器蓋片(遺構外出土)など、判読不能のものを含めて、墨書土器は16点出土している。(奥州市教育委員会編2013)。

本遺跡の総括報告書では、遺跡西側から検出された、東西棟の廂付大型建物を中心とし、その周囲に南北棟の側柱・総柱の掘立柱建物や竪穴建物群が配された施設について、胆沢城郭外に設置された官衙施設、あるいは鎮守府の鎮守府上級官人居宅と想定し、「政所」と記された墨書土器との関連を想定している(奥州市教育委員会2013)。首肯すべき見解と言えよう。鎮守府官衙の政所ないしは鎮守府上級官人居宅に設けられた家政機関としての政所、双方の想定が十分に可能であろう。

また、同じく本遺跡の総括報告書では、「忍齊」と記された墨書土器について、僧名が記されたものと解釈し、1次調査において検出された東西3間×南北2間以上の仏堂風の四面廂付掘立柱建物SB030との関連性を想定し

ている(奥州市教育委員会2013)。

鎮守府胆沢城には、当然、多賀城における観音寺(多賀城廃寺)、秋田城における四天王寺などと同様の附属寺院が存在していたことは想像に難くない。現在までのところ、胆沢城附属寺院の明確な遺構は全く検出されておらず、また、史料上にも関連記事は見えないが、総括報告書においてすでに指摘されているように、延暦21(802)年正月、胆沢城造営のために派遣された坂上田村麻呂に僧1名を賜っており(『類聚国史』巻187延暦21年正月20日条)、また、『類聚三代格』巻2所引の貞観18(876)年6月19日付け太政官符に、鎮守府胆沢城において金光明最勝王経の講読や吉祥悔過が国府に准じて行われていたことが見えるなど、鎮守府胆沢城と僧侶との関係は史料上も確認できるところである。土器に記された「忍齊」の文字は僧名である可能性は高いと見て良いだろう。なお、関東地方においても僧名を記したと考えられる墨書土器はしばしば出土している。

さらに本遺跡の総括報告書では、「守」と記された墨書土器について、陸奥守の部内巡行や鎮守府將軍の陸奥守兼帯に関わるものとの想定をしているが(奥州市教育委員会2013)、悪霊や疫神・鬼神からの守護という、一般的な辟邪の意味において記された文字である可能性も排除できないところではないだろうか。

刻書紡輪は、第5次調査において検出された9世紀末葉から10世紀の前半頃と考えられる約4.2m前後四方の隅丸方形形状を呈する竪穴建物SI01の南東隅付近の東壁に掛かるピット7の埋土下層から1点出土した(水沢市教育委員会編2002、奥州市教育委員会編2013)。調査担当者は竪穴建物SI01と一体の遺構と見ている(水沢市教育委員会編2002)。総括報告書によれば、刻書紡輪が出土したSI01から出土した土器の全てが在り地産であり、他地域から搬入されたものや、他地域の特徴を備えたものは皆無とのことである(奥州市教育委員会編2013)。

刻書紡輪は、径5.1cm・厚さ1.4cm・孔径0.4cm・重さ35gで、断面は扁平な長方形形状を呈している。断面が台形状を呈していないため、上面と下面の区別はつきがたい。砂岩製である。

文字の記載は1面のみであり、5文字が反時計回りに刻書され、4文字目と5文字目は上下に記されているが、字画の重複はない。報告書では平川南氏によるものとして「金見□秋[]」との釈文が掲載されているが、私が2007年11月に奥州市埋蔵文化財調査センターにおいて実見させていただいたところ、あくまでも私見ではあるが、「金見長秋女」という女性人名として釈読可能なように思われた。いずれにしても人名であることには間違いあるまい。

総括報告書によれば、古代の史料に見える金見氏の人物として、正倉院文書の天平宝字4(760)年8月2日御

願経奉写等雑文案(『大日本古文書(編年文書)』14巻406頁)に「仕丁金見宮身」が、同じく正倉院文書の天平宝字6(762)年間12月29日雇人功給歴名帳(尾闕)(『大日本古文書(編年文書)』16巻178頁)に「日雇夫金見乙万呂」が、また、長徳2(996)年大間書(『大日本史料』2編2冊511～546頁)に「但馬権掾金見宿祢隆光」らの名が挙げられている(奥州市教育委員会編2013)。総括報告書では、紡輪に記された金見氏の人物が、この紡輪の所有者あるいは記名者と何らかの関連を有する人物であろうと想定しておられるが、首肯すべき見解と言えよう。

なお、金見氏に関連する古代の人名としては、総括報告書で挙げられている既存の史料上に見える3名の他に、但馬国府・国分寺周辺の遺跡から近年発見された3点の古代の木簡に「金見部」(兵庫県豊岡市日高町祢布ヶ森遺跡41次調査出土(前岡・宮村・中村2009)、「金見大国」及び「金見部大国」(兵庫県豊岡市日高町但馬国分寺跡5次調査出土(加賀見2014))が見える。いずれも8世紀代の木簡と考えられている。

史料上に見える金見氏の人名は非常に少ないので、金見氏の本貫や分布については不明な点が多い。総括報告書では、先述した古代史料に見える3人の金見氏の人物について畿内周辺かあるいは但馬国出身の人物であるとし、刻書紡輪の出土が多い坂東における分布が確実視出来ない点に若干の疑義を呈しておられる(奥州市教育委員会編2013)。

「金見部」氏の人物名が記された3点の木簡も、いずれも但馬国府・国分寺周辺遺跡からの出土であり、現在までのところ、これら以外に金見氏・金見部氏の人名が記された古代の木簡の出土はない。長徳2(996)年大間書に見える「但馬権掾金見宿祢隆光」からは約200年以上も遡るものではあるが、3点の8世紀の木簡に記された金見氏・金見部氏の人名も、長徳2(996)年大間書に見える「金見宿祢隆光」も、いずれも但馬国という点では共通している。

いずれにしても、権掾に任官するような人物を出していることから見ても、金見氏は、それ以前からの但馬地域における在地首長であったと考えられる。8世紀には但馬国内の民衆の中に「部」姓を称する人々が存在していたという点からも、このことは確実視出来るであろう。

現在のところ、資・史料上に見える古代の金見氏あるいは金見部氏の人物が僅か6人に過ぎないので、仮に彼らの本貫が但馬国にあったにしても、坂東に金見氏ないし金見部氏が全く存在しなかったとまでは言い切れないところであろう。言うまでもなく律令国家の対蝦夷政策の中で、多くの坂東の民が鎮兵として、あるいは柵戸として東北に移配されていたことは史料からよく知られるところであり、紡輪に記された人名である金見氏・金見部氏の出自が仮に畿内や但馬だとしても、多くの坂東の民

が柵戸として移配され、あるいは鎮兵として徴兵されて赴任したことが史料上確実である胆沢城周辺の地において、坂東でも特定の地域にのみ偏在する刻書紡輪が出土していることは、坂東の民との関わりを想定しなければ説明が付けられない現象と言えよう。

(2) 佐賀県小城市丁永遺跡出土刻書紡輪

佐賀県小城市丁永遺跡は、佐賀県のほぼ中央部、有明海の最も奥まった地域に面する佐賀平野北西隅部に位置する小城市の中央からやや西寄りに位置し、市域の北側に連なる脊振山系から張り出した丘陵部の先端が平野部に接した地点に位置する古墳時代から平安時代に至る集落遺跡で、竪穴建物9棟、溝2条、土坑3基、ピット多数などの遺構が検出された(小城市教育委員会編2010)。

刻書紡輪は、2区から検出されたピットP070の埋土上層から1点出土した。このピットは平面形態は北西-南東方向に長い楕円形状、断面は逆台形状を呈し、底面は平坦であるが、やや北側に寄った位置に一段深く掘り窪められた小穴がある。長径0.51m・短径0.42m・深さ0.18m・最深部までの深さは0.31mである。埋土中からは他に土師器甕小破片が6点出土した(小城市教育委員会編2010)。

出土した刻書紡輪は径4.58cm・厚さ0.75cm・孔径0.77cm・重さ27.5gで、先述した岩手県奥州市伯濟寺遺跡出土紡輪と同様、断面は薄く扁平な長方形を呈している。断面が台形状を呈していないため、上面と下面の区別はつきがたい。

報告書によれば片状蛇紋岩製であり、出土地である小城市内の荻町岩蔵焼山の丘陵部からも産出するという点である(小城市教育委員会編2010)。ただし、坂東地域、とくに刻書紡輪の出土が偏在する群馬県から埼玉県中西部にかけて出土する奈良・平安時代の紡輪にも蛇紋岩製のものが多く(中沢1996a・1996b・2008・2013)、確かに、出土地近辺に当該刻書紡輪石材の産出地が存在することは事実ではあるが、当該刻書紡輪が出土地周辺において作成されたものであることの証左を得るには、より詳細な科学的分析によって、使用された石材そのものの組成を明らかにした上で同定する作業が必要であろう。現時点においては、地元産であるのか、あるいは坂東で作成されたものが同地に持ち込まれたものであるか、形状や材質の面からは、いずれとも決し難いところである。

文字の記載は1面のみであり、13文字が時計回りに縦方向に刻書されている。字画の重複はない。一部、不明瞭な文字を含むが、「丁亥年六月十二日 □〔亦カ・赤カ〕堤十萬呂」と記され、「丁亥年六月十二日」という年月日と「亦(赤)堤十萬呂」という人名が記されている。「丁亥年」は木簡などの表記に見られる大宝令制以前の干支による年号の表記方法によるものと見られる。径が僅か

5 cmにも満たない蛇紋岩製の小さな 紡輪に刻書しているため、書風の正確性をどこまで指摘して良いものか忸怩たる部分もあるが、記された文字からは7世紀特有の古体の書様が看取出来るように思われる。本資料を大宝令制以前のものと見て良いとすれば、紡輪に記された「丁亥年」は持統元(687)年となる。共伴遺物がいずれも土師器甕小片で、土器の年代が明確に出来ないのが、伴出遺物の年代観からの傍証が出来ない点が難点であるが、報告書によれば、調査区全体から出土した土器の年代観は、7世紀中葉～後半期のものが主体で、一部に7世紀後半～8世紀前半のものが含まれるということなので(小城市教育委員会編2010)、本資料に刻書された「丁亥年」は持統元(687)年であることが確実と考えられる。

2018年9月末段階までに出土が把握できた年号が記された刻書紡輪は、年代順に、当該資料(「丁亥年」=持統元年=687年)、東京都日野市落川遺跡出土資料(「和銅七年」=714年)、埼玉県川越市仲遺跡出土資料(「大同元年」=806年)、群馬県太田市間之原遺跡出土資料(「天長七年」=830年)、埼玉県上里町若宮遺跡出土資料(「天安二年」=858年)の僅かに5点に過ぎない(高島2014b)。それらの出土遺跡の分布、出土遺構、記された年号、いずれも各資料まちまちであり、7世紀後半から9世紀中葉までの約170年間に及んでいる(高島2014b)。

刻書紡輪は8世紀後半から9世紀代にかけての資料が圧倒的多数であり、中心は9世紀代と見られるのに対して(高島2006)、年号が記された刻書紡輪は、現在までのところ僅か5点に過ぎないとは言え、7世紀後半(687年)や8世紀前半(714年)という刻書紡輪全般ではあまり見られない時期のものが見られることは特徴的である。また、形態的には、断面は薄台形のものが多いが、この点については奈良・平安時代の紡輪の一般的な傾向と一致する(中沢1996a・1996b・2008・2013)。

当該刻書紡輪が出土した小城市は、先述したように有明海に面した地ではあるが、九州北部に位置しており、古代の九州北部と坂東との関連と言えば、防人の存在が想起されるところであろう。

佐賀県唐津市中原遺跡からは甲斐国から赴任した防人を意味する「甲斐国□〔津カ〕成□〔人カ〕」と記された木簡(8号木簡)が出土しており、これまで防人の配置が知られていた筑紫、壱岐、対馬の各地域に加え、肥前国にも配置されていた可能性が出てきたわけである(佐賀県教育委員会編2009)。なお、この唐津市中原遺跡出土の8号木簡に見える「甲斐国津成人」が、肥前国に配置された甲斐国からの防人であるという考え方一方で、従来から防人の配置が知られる壱岐・対馬へ向かった甲斐国からの防人のことで、出土地周辺は壱岐・対馬へ向かう防人の中継地、ないしは交通の要衝であって、必ずしも

この木簡が肥前国に防人が配置されていたことの証左にはならないという解釈も成り立たないわけではない(田中2007)。但し、中原遺跡からは相模型杯に酷似した特徴を有する土器が出土しており、また、当時の唐津湾岸が対外的要地であったことを勘案すれば、肥前国にも防人が配置されていた可能性は極めて高く、同地に坂東からの人の移住があったことは確実視出来るだろう(田中2007、佐賀県教育委員会編2009)。周知の通り、現在の佐賀県三養基郡基山町から福岡県筑紫野市にかけての基山には、白村江の敗戦後の国土防衛のため、天智4(665)年に椽城(後に基肆城)が築城されていることから(『日本書紀』天智4(665)年8月条、「築_二大野及椽_一二城_一」)、肥前国内への防人の配置は容易に想像できるところである。

さらには、本遺跡の近くを西海道駅路肥前路が通っていたことが想定出来る点も、交通上の要地である当地と他地域からの移住・赴任者との密接な関連を想定する上で、重要な要素となろう。

さらに、『日本書紀』によれば、紡輪に刻書された丁亥年=持統元年の2年後に当たる持統3(689)年2月には、筑紫の防人の年限に満ちた者の交替を命じており(『日本書紀』持統3年2月甲申条、「詔、筑紫防人、満_二年限_一者替。)、当該期における防人制の定着が知られるのである。

佐賀県小城市丁永遺跡における丁亥年銘刻書紡輪の出土は、それが有明海側からの出土とはいえ、九州北部全域や、肥前国における防人をめぐる諸状況を背景として考えれば、十分な必然性が存すると言えるのである。

なお、本遺跡からは、刻書紡輪の他には古代の文字資料の出土は報じられていない。

(3)長崎県大村市竹松遺跡出土刻書紡輪

長崎県大村市竹松遺跡は、長崎県のほぼ中央部、大村市街地中心部の北西約4 km、大村湾最深部に程近い位置にあり、市域の東側の多々良山系から大村湾へと流入する郡川と大上戸川が形成した長崎県内最大の扇状地である大村扇状地の扇端部分、郡川の左岸平地に立地する。

縄文時代早期の遺物包含層と弥生時代後期から中世に至る遺構が検出されているが、古代・中世の遺構は、小規模な掘立柱建物群と竪穴建物群などからなる集落遺跡である。検出された古代の主な遺構は竪穴建物7棟、溝5条などであった(長崎県教育委員会編2017)。

刻書紡輪はTAK201202調査区1区8256グリッド1層から1点出土した(長崎県教育委員会編2017)。遺構外、遺物包含層中からの出土であるが、出土層位が古代の遺物包含層であり、また、紡輪そのものは、材質・形状・加工などの面から年代を特定することが難しい遺物ではあるものの、全体的な形状や大きさ、材質、文字の記され方

や文字の書体・書風などを総合的に判断すれば、古代の遺物であることは確実である。

径4.8cm・厚さ1.1cm・孔径0.9cm強・重さ43.1gで、先述した岩手県奥州市伯濟寺遺跡出土刻書紡輪や佐賀県小城市丁永遺跡出土刻書紡輪と同様、断面は薄く扁平な長方形を呈している。本資料についても前2例と同様、断面が台形状を呈していないため、上面と下面の区別はつきがたい。

伴出遺物の年代観からの傍証が出来ず、紡輪自体の確実な年代については不明と言わざるを得ない。報告書では、坂東でも限られた地域に偏在する刻書紡輪が、殆ど例外的にこの地から出土していることを根拠に、坂東地域から赴任した防人との関連を真っ先に想定し、史料上から伺える防人の配置と停廃・再開の各年代との関連から、この紡輪の年代を搾り込もうとしているが(長崎県教育委員会編2017)、防人との関連が想定出来る点については全く同感ではあるが、この紡輪の年代を、史料上見える防人の制度の変遷から推定しようとされた点については、些か本末転倒であると言わざるを得ない。

報告書によれば滑石製であり、文字の記載は前2例と同様1面のみであり、紡輪の孔が穿たれた中心からやや端に寄った位置に「木」と「都」の2文字がそれぞれ逆向きに対置されている。

報告書では、其々の文字が意味するところについて、解釈の案として、「木」については所在郡名である彼杵郡の「杵」との関連や、九州北部各地に国土防衛のための軍事拠点として築かれた山城の「城」との関連を、また「都」については、大村湾に面した港湾としての「津」を指しているとか、官衙としての求心性や地方都市としての郡家の存在を「都」の文字で表現したもの等の解釈が提示されているが(長崎県教育委員会編2017)、率直に言ってあまり説得力を感じない。各説とも、些かの無理が存するように思われるのである。記された文字の意味については、現時点では不明であると言わざるを得ないところであろう。

仮に郡名「彼杵」を通音文字で表現したとしても、それを1文字で表記する場合、後字を以て表現することは考えにくいように思われる。また、「都」の文字は、確かに「津」とは通じる可能性はないわけではなく、港湾施設としての「津」を、通音の「都」という文字によって表現した可能性自体は必ずしも否定できない。

当該刻書紡輪が出土した大村市は、先述した佐賀県小城市と同様、肥前国内に位置しており、先述した通り、近年における肥前国と防人の制度との密接な関連を示す新資料の出土から勘案すると、やはり当該紡輪についても防人の存在との関係が想起されることであることは言を俟たない⁽¹¹⁾。

また、佐賀県小城市丁永遺跡同様、本遺跡の周辺には、

西海道駅路肥前路が通っていたと考えられており(長崎県教育委員会編2017)、大村湾に面し、海上と陸上のそれぞれの交通の結節点としての要衝の地であった可能性が高い。

古代の九州北部全域、及びその中の肥前国における防人をめぐる諸状況や、交通路の結節点・要衝の地であることなどを背景として考えれば、佐賀県小城市丁永遺跡出土刻書紡輪と同様に、この長崎県大村市竹松遺跡における刻書紡輪の出土にも、相応の必然性が存するのである。

なお、本遺跡からは当該刻書紡輪の他に「有家」と体部外面に横位で墨書された9世紀後半の完形の土師器杯、「見」と底部外面に焼成前に刻書された古代後期の土師器皿底部片、内面に「王」と焼成後刻書された器種器形不明土師器小片、底部外面に判読不能の墨痕が見られる古代後期の土師器杯底部片をはじめ、墨書土器4点、焼成前刻書土器7点、焼成後刻書土器1点等、8世紀のものを主体とする計13点の文字資料と焼成前刻画土器1点(水鳥の絵)が出土しているが(長崎県教育委員会編2017、柴田2018)、刻書紡輪との関連が考えられるような内容のものは存在していない。

結語

先述したような群馬県から埼玉県西・中部にかけての刻書紡輪の偏在が、具体的に何に起因しているのか、その理由について未だ確たる成案があるわけではないが、現段階においては、刻書紡輪が出土する地域・場所については、「村」「戸」「家」「個」など村落内における様々な集団内における祭祀・儀礼等の行為において、何某かの理由によって紡輪に文字を記すことを必要とした祭儀・風習を有した人ないしは集団が存在した地域あるいは場所と解釈するしかないと考えている。

このような祭儀や風習を有していたのは、あくまでも上野国西～中部の平野部から武蔵国北西～北中部の平野部に居住していた人々の一部ないし一部の集団であり、刻書紡輪が数点ないし十数点程度しか出土していないような地域や場所は、村落内における祭祀・儀礼等の行為において、何某かの理由によって紡輪に文字を記すことを必要とした祭儀・風習を有した人ないしは集団が、何らかの形で関与した地域や場所である考えるべきであろう。現在までの刻書紡輪の出土地域の状況から見れば、まさに例外的と言うべき陸奥国胆沢城付近と肥前国内からの計3例の出土は、上野国西～中部の平野部から武蔵国北西～北中部の平野部に居住していた人々の一部ないし一部の集団による直接的な関与の結果、たまたま生じた現象と見るより無いと考える。

これら刻書紡輪と全く同時期に存在・盛行し、刻書紡輪とは同じ遺跡、さらには同じ遺構から共伴して出土す

ることすら少なくない墨書・刻書土器は、地域や出土遺跡の種類や性格による出土量の多寡の相違こそあるものの、刻書紡輪とは全く対象的に、ほぼ全国的に、出土遺跡の種類や性格を超えて普遍的に出土する文字資料である。言うなれば、墨書・刻書土器を用いた祭儀や祭祀・信仰上の風習や習慣は、その多寡や軽重・大小の相違はあれども、律令制下の全国の民衆層にほぼ普遍的に受容されたが、刻書紡輪の祭儀や信仰上の風習・習慣は、盛行地域以外の民衆の間には全く浸透することがなかったということになる。

このことは、墨書・刻書土器と刻書紡輪とが、同じく文字を何らかの呪符・呪句として使用する祭儀や信仰上の風習・習慣のもとに成立した現象であったにせよ、ある種、何らかの両者の異質性がそこに示されているように思われるのである。そうした中で、上野国西～中部の平野部から武蔵国北西～北中部の平野部に居住していた人々の一部ないし一部の集団は、呪術・祭祀・信仰等に伴う何らかの儀礼の中で、土器以外に、紡輪にも文字を記入するという風習・習慣を有していたということになる。敢えて憶測するならば、恐らくは、その行為は、土器に文字を記入する祭儀や信仰上の風習・習慣から派生したものではないか。

上野国多胡郡矢田郷の一部を構成していたと考えられる古代の大集落が検出された群馬県高崎市吉井町の矢田遺跡からは、先述したように合計114点にもものぼる古墳時代から平安時代にかけての紡輪が出土している(中沢2012)。同遺跡からは炭化した絹織物の断片も出土しており、同地で絹織物生産が行われていたことが判明している(群馬県埋蔵文化財調査事業団編1990～1997)。それが縲であった可能性も当然考えられる。

また、周知の通り、上野国多胡郡内には「織裳」の名を有する郷が存在していることから、同地における織物生産の盛行は容易に想像出来るところである。矢田遺跡出土の古墳時代～平安時代の合計114点に上る紡輪の出土も、同地域における織物生産の盛行を実証する物的証拠の一つと位置づけられる。

周知の通り、『延喜式』にみえる調絹の輸貢国は、伊賀・伊勢・尾張・三河・遠江・近江・美濃・若狭・越前・加賀・能登・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・筑前・筑後・肥前・豊前・豊後の34箇国、調絹の輸貢国は、駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・美濃・上野・下野の11箇国、交易絹の輸貢国は、伊賀・伊勢・尾張・三河・遠江・駿河・近江・美濃・越前・加賀・能登・越中・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・出雲・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・讃岐・大宰府の27箇国と1地域、交易縲の輸貢国は、武蔵・上総・常陸・上野の4箇国と、絹の貢進

国はほぼ全国各地に及んでいるのに対して、縲の貢進国は東国に集中しているものの、わが国の古代には、非常に広範囲に養蚕を前提とした絹・縲の生産が行われていた訳である⁽¹²⁾。

上野国や武蔵国は、『延喜式』によれば縲の貢進国とされているが、刻書紡輪の出土が偏在する現在の群馬県西～中央部の平野部から埼玉県北西～中部にかけての地域は、言うまでも無く、近代に至る一大養蚕地帯である。当然のことながら、当該地域において近代まで盛行した養蚕が、古代まで遡り得るか否かという問題があり、また、刻書紡輪と養蚕・絹織物生産ないし養蚕に関わる祭祀と安易に結びつけることは慎むべきであろうが、良く知られているように、縲は10世紀中葉頃から東国においても「縲」の表記は消え、「絹」に一本化されていくということ(『別聚符宣抄』所引天録2(971)年太政官符、三上2013)、古代村落における織物生産の主体は麻布であったと考えられるが、近世・近代の群馬・埼玉両県における養蚕の盛行が、さらに古代まで遡る可能性は高い。

紡輪という、布生産に直接関係する道具に文字を記入する行為が、祭祀・信仰に関わる儀礼に伴うものであると仮定したとしても、なお、その背景として、まずは布生産との関連を想定しておく必要があり、次いで布生産からはかけ離れたマジカル・アイテムである可能性をも併せて追求していくべきであると考えられる。

今後も、群馬県から埼玉県にかけての刻書紡輪頻出地域以外の地における刻書紡輪の出土に注目していくことによって、既存の史料からは判明し得ない、古代の民衆層の移動や定住、通交・交流の実態を解明していく上での契機の一つになり得るものと確信している。

非常に小さな、目立たぬ遺物ではあるが、古代民衆社会諸相の解明の緒となり得る可能性を秘めた、歴史的意義は決して低くはない考古資料であることを最後に強調して、この貧弱な小論を擲筆することにした。

なお、小稿は平成30年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動指定研究「古代刻書紡錘車出土の意義と歴史的背景について」による成果の一部である。

註

(1) 当該資料については、これまで「線刻紡錘車」あるいは「刻字紡錘車」などと言われることが多かったが、かつて旧稿では文字が記された紡錘車の総称として「墨書・刻書紡錘車」の語を使用してきた。但し、現在のところ、墨書の類例は皆無に近く、その全てが刻書であるのが実態である。「線刻紡錘車」という概念の中には、当然、文字ばかりでなく記号や絵画が記されたものもあり、中には放射状や鋸歯紋状など明らかに紋様と考えられるものが記されているものもあるので、そのような資料と文字が記された資料とを明確に区別する必要があると考えたことや、また、墨書・刻書土器に対応する用語として「墨書・刻書紡錘車」の語が相応しいとの理由からであった。

しかしながら、紡錘車を構成する部品である紡茎と紡輪のうち、文字が記されている部分は、全てにおいて紡輪部分であるので、このような遺物は「墨書・刻書紡錘車」と呼称するよりも「墨書・刻書紡輪」と称した方が考古資料としての名称としては妥当であり、整合性が高いと感じるので、今後はこの種の遺物のことを墨書・刻書紡輪と称し、今回取り扱う資料は全て刻書であるので、小稿では「刻書紡輪」の語を用いることにしたい。(2) かつて、私は、長岡京跡右京6条2坊7坪出土の「石上朝」の文字が2列に記された須恵器杯底部転用の墨書有孔円盤の事例も墨書紡輪の1例として考え、墨書・刻書紡輪類出地域からかけ離れた地域における墨書紡輪出土例の重要な1例として考え、旧稿でもその点について積極的に言及してきたところである。出土遺跡が長岡京という都城であり、歴史的にも、坂東の民衆が徴発・徴兵・運脚などで赴く機会があり、坂東の民衆の足跡が滞在しているも何ら不審な点がない場所であるので、古代坂東の一部地域で盛行した刻書紡輪と何らかの関連を有したり、あるいは影響を受けた遺物である可能性が高いように思えたからである。

しかしながら、当該資料は紡輪としては些か矮小・軽量に過ぎ、糸紡ぎ作業に使用するスピンドルを回転させる錐としての重量に欠け、紡輪としての機能を十分に果たし得ない可能性が高いように思われる。それ故、紡輪としては認定しがたいとの結論に達し、今回小稿で取り上げた、坂東以外の地から出土した文字が記された紡輪の類例として取り上げることを控えた。とは言うものの、それでもなお、この、紡輪によく似た形状の須恵器杯底部転用有孔円盤が、刻書紡輪盛行地域から都に上番した坂東の民の関与、ないしは彼らの直接・間接の影響を受けて作られたものである可能性は全く捨てきれないように思われる。

なお、この資料の初出は、2001年12月1・2日に奈良文化財研究所において開催された木簡学会第23回研究会における渡辺晃氏による口頭報告「2000年度出土の木簡」であり、最近では2018年9～10月に向日市文化資料館において開催された公益財団法人向日市文化財センター創立30周年記念展示「埋もれた文字～長岡京の墨書土器～」でも出展された。なお、2001年12月に長岡京市埋蔵文化財センターにおいて同所の小田桐淳氏並びに中島皆夫氏の御厚意により実見させていただいた。さらに、多胡碑記念館特別展図録『紡む』44p(2009)にも写真が掲載されている。

また、岩手県奥州市佐倉河伯濟寺遺跡出土の刻書紡輪は、2007年11月に奥州市埋蔵文化財調査センターにおいて、同所の伊藤博幸氏並びに高橋千晶氏の御厚意により実見させていただいた。

さらに、佐賀県小城市小城町丁永遺跡出土の刻書紡輪は、2010年3月に小城市教育委員会文化財課において、同課の古庄浩明氏並びに太田正和氏の御厚意により実見させていただいた。

(3) 大沢末男・茂木由行1983「吉井町黒熊第4遺跡出土の刻字ある紡錘車について」(『群馬文化』196)、内木真琴・中沢 悟・鬼形芳夫 1987「吉井町矢田遺跡出土の文字資料について」(『群馬文化』209)、井上唯雄1987「線刻をもつ紡錘車について」(『古代学研究』115)、中沢 悟・春山秀幸・関口功一1988「古代布生産と在地社会—矢田遺 跡出土紡錘車の分析を通して—」(『群馬の考古学』、群馬県埋蔵文化財調査事業団)などが初期の研究として挙げられる。

(4) 長崎県大村市竹松町竹松遺跡出土刻書紡輪は、2016年12月に長崎県教育庁新幹線文化財調査事務所において、同所の堀内和宏氏の御好意により実見させていただいた。

(5) 尾島町編『尾島町誌』通史編(上)1993では、「矢田人即世矢田公子家宇弔」と釈読し、「矢田衆人という人が亡くなり、それを矢田公の子家宇という人が弔った」と解釈しているが、2000年8月に宮瀧交二氏と私とが、尾島町教育委員会(当時)の須永光一氏の御 厚意で実見させていただいたところ、本文で示したように釈読可能と判断し、同行された宮瀧氏の同意

も得られたので、私の責任に於いて、旧稿以来、私案としてここに挙げた釈文を提示している。

(6) 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『福島曲戸遺跡・上福島遺跡』2002。なお、報告書には平川南氏による釈読として小稿で示したものと別の釈文を掲載しているが、実物資料にあたった結果、私にはここに掲げたように判読できるので、私の責任において旧稿以来、私案としてここに挙げた釈文を提示している。

(7) 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『福島曲戸遺跡・上福島遺跡』2002。なお、報告書には平川南氏による釈読として小稿で示したものと別の釈文を掲載しているが、実物資料にあたった結果、私にはここに掲げたように判読できるので、私の責任において旧稿以来、私案としてここに挙げた釈文を提示している。

(8) 輪蔵とは経文を収納した円形状の回転式書架で、俗に、経蔵を回転させるとそれだけで経典を読誦したのと同等の功德が得られるものと信じられ、その起源については、中国・梁の傅大士による発明と伝えられている。後世、主にチベット仏教で用いられる仏具であるマニ車の機能とも共通する。

マニ車は円筒形で、側面にはマントラが刻まれており、内部にはロール状の経文が納められている。大きさは様々で、手に持てるサイズものから造り付けで数mに及ぶものまでである。輪蔵と同様、回転させた数だけ経を唱えるのと同じ功德があるとされているが、携帯を前提とした小型のものが主であることが特徴である。

マニ車の初源は不明であり、わが国で出土する奈良・平安時代における墨書・刻書・刻画紡錘車との前後関係や、あるいは直接の影響などについては全く不明であり、それらを直接結び付けることは出来ないが、刻書・刻画紡輪には墨書・刻書土器の類例よりも仏教信仰に関わる絵画や文言が格段に多く見られるという事実と、紡錘車が本来的に有する「回転」という機能からみれば、寺院や仏教信仰の場におけるこの種の回転機能を有する法具の存在は示唆的と言える。

(9) 2002年1月、宮瀧交二氏と私とが埼玉県埋蔵文化財調査センターにおいて実見したおり、この枇杷橋遺跡出土の紡錘車に刻画された人面の上から傷を付けて抹消しようとしたような痕跡が看取できた。

人面墨書土器を含む祭祀関連墨書土器で、祭祀に際して使用した後に明らかに粉砕して廃棄している事例がまま見受けられることがあるが、紡輪に刻画された人面に上から傷を付けて抹消する行為は人面墨書土器における祭祀終了後の粉砕廃棄に相当する祭祀終了後の行為とみなすことが出来る。このことは、この刻書・刻画紡輪を祭祀関連の資料と考える上での有力な傍証の一つであり、この紡輪が祭祀に際して使用されたものであることの蓋然性が高い。

(10) 其夜、夢見、臥機絡土朶、舞遊出来、墜、驚珂是古、於、是、亦識、女神、即立、社祭之。

(11) 佐賀県教育委員会編『中原遺跡』Ⅲには、地元周辺に残る防人に関わる大変興味深い伝承が数編紹介されている。確実に古代まで遡るような伝承であるのかどうかは全く不明であるが、唐津周辺に防人に関わる伝承が複数残っていることは非常に示唆的である。

(12) 絹と緋の違いについては諸説あり、必ずしも明確にされているわけではないが、基本的には糸質の差によるべきではないかとする説が主流である(榮原永遠男1992、三上2013)。

参考・引用文献

秋山浩三2007「古代日本における銭貨のイミテーション」(同『日本古代社会と物質文化』青木書店、pp.170～192、初出1994)

井上唯雄1987「線刻をもつ紡錘車について」(『古代学研究』115、pp.1～11)

井上唯雄・松田 猛1992「出土文字資料と文字の普及」(群馬県教育委員会編『群馬県出土の墨書・刻書土器集成』2、pp.131～138)

茨城県教育財団編2003『二の沢A遺跡・二の沢B遺跡(古墳群)・ニガサワ古墳群』

奥州市教育委員会編2013『伯濟寺遺跡発掘調査報告書』

大沢末男・茂木由行1983「吉井町黒熊第4遺跡出土の刻字ある紡錘車について」(『群馬文化』196、pp.50-52)

大河原竜一・黒瀧玉恵2009「資料紹介:川越市仲遺跡出土刻書紡錘車の調査」(『明治大学古代学研究所紀要』10、pp.21～25)

岡野秀典2004『山梨県出土の紡錘車』(『山梨県考古学論集V—山梨 県考古

- 学協会25周年論文集』、pp.53～78)
- 岡野秀典2012「山梨県出土の紡錘車再考-集成作業を通じて」(山梨県考古学協会編『紡織の考古学-紡ぐ・織る・縫う-資料集』、pp.113～134)
- 岡部町教育委員会編1997『熊野遺跡発掘調査報告書』
- 小城市教育委員会編2010『北小路遺跡1・2区、丁永遺跡1・2・4・5区』
- 尾島町編1993『尾島町誌』通史編(上)
- 加賀見省一2014「1977年以前出土の木簡-兵庫・但馬国分寺跡」(『木簡研究』36、pp.194～203)
- 川畑敏則・堀内和宏2016「大村市竹松遺跡の調査概要(古代～中世)」(長崎県考古学会編『9～11世紀における大村湾海域の展開 東アジア世界の中の竹松遺跡 平成28年度長崎県考古学会大会(大村大会) 発表要旨集・基本資料集』、pp.1～20)
- 黒澤秀雄2003「水戸市二の沢B遺跡(古墳群)出土刻書紡錘車について」(『婆良岐考古』25、pp.69～78)
- 国立市教育委員会編1985『仮屋上遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編1990-1997『矢田遺跡』I-VII
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編1999『東長岡戸井口遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編2002『福島曲戸遺跡・上福島遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編2004『前田遺跡』
- 埼玉県遺跡調査会編1973『枇杷橋遺跡発掘調査報告書』
- 埼玉県教育委員会編2011『埼玉県史料叢書11 古代中世新出重要史料1』
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団編2002『熊野遺跡』
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団編2005『下田町遺跡』II
- 佐賀県教育委員会編2009『中原遺跡』III
- 市立市川考古博物館編1994『下総国分寺跡-平成元～5年度発掘調査報告書』
- 柴田博子2018「竹松遺跡の出土文字資料」(第46回古代史サマーセミナー事務局編2018『第46回古代史サマーセミナー資料集・竹松遺跡と平安期の対外関係』、pp.46～55)
- 鈴木孝之・若松良一2001「信仰資料としての紡錘車-呪文や宗教絵画を刻んだ石製紡錘車-」(『埼玉県文化財調査事業団研究紀要』16、pp.37～80)
- 山武郡市文化財センター編1994『南天台遺跡』
- 柴原永遠男1992『奈良時代流通経済史の研究』塙書房
- 関 和彦1995「古代の養蚕」(『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、pp.180～188、初出1991・1992)
- 第46回古代史サマーセミナー事務局編2018『第46回古代史サマーセミナー資料集・竹松遺跡と平安期の対外関係』
- 高島英之2000「古代の焼印」(同『古代出土文字資料の研究』東京堂出版、pp.286～317、初出1992)
- 高島英之2004「前田遺跡出土の文字資料」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『前田遺跡』、pp.335～339)。
- 高島英之2006「古代の墨書・刻書紡錘車-上野国域内出土資料の検討を中心に-」(同『古代東国地域史と出土文字資料』東京堂出版、pp.212～259、初出2001)
- 高島英之2008「文字が記書かれた紡錘車-群馬検出度の資料を中心に-」(多胡碑記念館編2009『第32回企画展図録 紡む』、pp.44～52)
- 高島英之2012a「群馬県高崎市吉井町神保出土の刻書紡錘車について」(同『出土文字資料と古代の東国』同成社、pp.237～255、初出2004)
- 高島英之2012b「古代印旛と多文字墨書土器」(同『出土文字資料と古代の東国』同成社、pp.39～88、初出2009)
- 高島英之2014a「伊勢崎市関遺跡出土刻書紡錘車」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『本関町古墳群・関遺跡(2)』、pp.230～240)
- 高島英之2014b「紀年銘刻書紡錘車の基礎的研究」(吉村武彦編『日本 古代の国家と王権・社会』塙書房、pp.473～494)
- 多胡碑記念館編2008『第32回企画展図録 紡む』
- 田中史生2007「中原遺跡出土木簡とその周辺」(『木簡研究』29、pp.237～245)
- 千葉県文化財センター編1979『千葉東南部ニュータウンムコアラク遺跡』
- 内木真琴・中沢 悟・鬼形芳夫1987「吉井町矢田遺跡出土の文字資料について」(『群馬文化』209、pp.38～40)
- 中沢 悟1996a「紡錘車の基礎研究」1(『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』13、pp.81～126)。
- 中沢 悟1996b「紡錘車の基礎研究」2(『専修考古学』6、pp.67～95)
- 中沢 悟1997「矢田遺跡における紡錘車の所有形態について」・「群馬県内出土紡錘車の編年」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『矢田遺跡』VII、pp.487～498)。
- 中沢 悟2008「矢田遺跡と紡錘車-矢田遺跡の発掘を振り返って-」(多胡碑記念館編2009『第32回企画展図録 紡ぐ』、pp.38～43)
- 中沢 悟2012「紡錘車について」(山梨県考古学協会編『紡織の考古学-紡ぐ・織る・縫う-資料集』、pp.20～35)
- 中沢 悟・春山秀幸・関口功一1988「古代布生産と在地社会-矢田遺跡出土紡錘車の分析を通して-」(『群馬の考古学-群馬県埋蔵文化財調査事業団創立10周年記念論文集-』pp.356～394)
- 長崎県教育委員会編2017『竹松遺跡』1
- 長崎県考古学会編2016『9～11世紀における大村湾海域の展開 東アジア世界の中の竹松遺跡 平成28年度長崎県考古学会大会(大村大会)発表要旨集・基本資料集』
- 長野県埋蔵文化財センター編1999『屋代遺跡出土木簡』
- 東五十子遺跡調査会編2002『東五十子・川原町・児玉郡市広域市町村圏組合小山川クリーンセンター・湯かっこ建設工事関係発掘調査報告書』
- 本市市教育委員会編1987『埼玉県本市市南大通り線内遺跡発掘調査報告書』
- 前岡孝彰・宮村良雄・中村由美2009「2008年出土の木簡-兵庫・祢布ヶ森遺跡(第41次)」(『木簡研究』31、pp.43～52)
- 三上喜孝2012「古代日本における織布の生産と流通-文字資料を手がかりに-」(山梨県考古学協会編『紡織の考古学-紡ぐ・織る・縫う-資料集』、pp.83～92)
- 三上喜孝2013「古代地域社会における祭祀・儀礼と人名」(同『日本古代の文字資料と地方社会』吉川弘文館pp.293～313、初出2005)
- 宮瀧交二2000「日本古代の民衆と『村堂』」(野田嶺志編『村のなかの古代史』岩田書院pp.49～72)
- 宮瀧交二2006「刻書紡錘車からみた日本古代の民衆意識」(国士館大学考古学会編『古代の信仰を考える』六一書房、pp.203～216)
- 宮瀧交二2011「埼玉県出土刻書・刻画紡錘車集成」(埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書11 古代中世新出重要史料1』、pp.38～51)
- 宮瀧交二2014「古代北武蔵地域における藕(蓮)糸織物生産」(吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、pp.495～511)
- 宗像大社復興期成会編1958『沖の島』
- 宗像大社復興期成会編1961『続沖の島』
- 山口耕一2001「多功南原遺跡出土の文字資料について」(『とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター研究紀要』9、pp.259～278)
- 山添香苗2001「線刻入り紡錘車の性格と変遷-常総地域を中心に-」(『祭祀考古』20、pp.37～42)。
- 山添香苗2002「線刻入り紡錘車から見た古代の地域社会-関東地方出土の事例から-」(『土壁』6、pp.49～64)。
- 山梨県考古学協会編2012『紡織の考古学-紡ぐ・織る・縫う-資料集』
- 水沢市教育委員会編2002『水沢遺跡群範囲確認調査平成13年度発掘調査概報 林前南館跡(第19次)・伯濟寺遺跡・正法寺』
- 門田誠一2005「東国古代の出土文字資料にみる仏教語-集落における経典と信仰の実相」(『佛教学アジヤ宗教文化情報研究所研究紀要』1、pp.1～44)
- 門田誠一2006「古代東国出土の線刻文字資料に関する一解釈-古代集落における経典読誦の実態」(『佛教学アジヤ宗教文化情報研究所研究紀要』2、pp.123～136)
- 門田誠一2007「古代東国出土紡錘車刻書の仏教的願文-埼玉県樹原遺跡出土資料の釈義」(『佛教学文学部論集』91、pp.23～33)
- 門田誠一2008「奈良・平安時代の仏教関係遺物とその意味土器・陶製遺物・石製品を中心として」(『佛教学アジヤ宗教文化情報研究所研究紀要』4、pp.1～35)
- 門田誠一2012「古代東国の出土文字資料にみる仏教の普及」(春日井市教育委員会編『この国の歴史と形-東海学を視座にすえてII-第20回春日井シンポジウム2012』資料集、pp.81～93)。
- 平川 南2000「墨書人面土器と文字」(同氏著『墨書土器の研究』吉川弘文館、pp.初出1991)
- 早稲田大学本庄校地調査室編1980～2000『大久保山』I～VIII

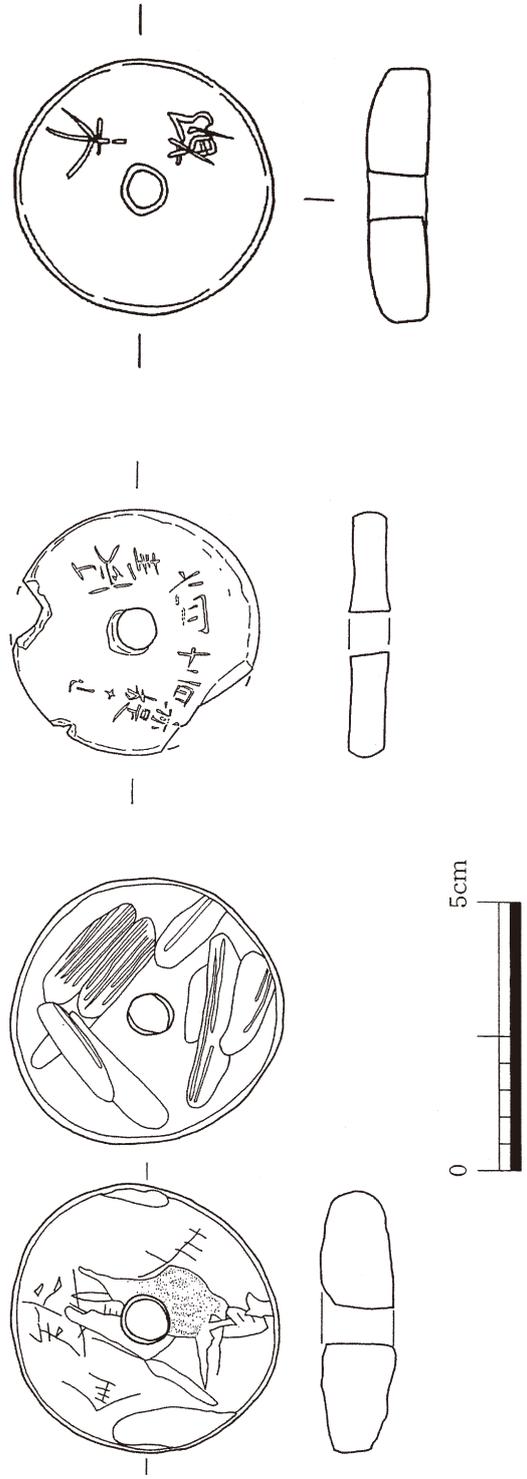


图1 東北及び九州出土刻書紡輪(各資料図版の出典は各報告書による)

1. 岩手県奥州市伯耆寺遺跡出土、2. 佐賀県小城市丁永遺跡出土、3. 長崎県大村市竹松遺跡出土

番号	遺跡名	出土遺構	材質	断面形	上径cm	下径cm	厚さcm	孔径cm	重量g	残存	年代	刻書面	釈文
33	群馬県高崎市 矢田遺跡	50号竪穴建物	蛇紋岩	厚台形	4.6	2.3	1.9	0.7	49.2	完形	11C前	側・正	「八田郷」「八田郷」「八田郷」「冢郷」
34	群馬県高崎市 矢田遺跡	79号竪穴建物	蛇紋岩	厚台形	4.7	2.3	1.9	0.7	52.3	完形	11C前	側・正	「八田郷」「八田郷」「八田郷」「大」
35	群馬県高崎市 矢田遺跡	83号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	7.1	5	1.8	0.8	145.9	完形	8C後	上	「牝馬 馬手 為嶋名」
36	群馬県高崎市 矢田遺跡	189号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5.1	3.1	1.6	0.8	54.8	完形	8C前	上、側	(上)「× 田」、(側)「×」
37	群馬県高崎市 矢田遺跡	12号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.6	3.4	1.4	0.9	51.5	完形	11C前	側・横	「物部郷長」
38	群馬県高崎市 矢田遺跡	679号竪穴建物	滑石片岩	薄台形	5.2	3.6	1.7	0.8	44.1	完形	9C後	上、下	(上)「物P」「 八田」、(下)「万」
39	群馬県高崎市 矢田遺跡	61号竪穴建物	滑石	薄台形	4.4	2.6	1.6	1	41.5	完形	8C後	下	「土」
40	群馬県高崎市 矢田遺跡	88号竪穴建物	滑石	長方形	5.4	5.2	1	0.9	55.6	完形	8C前	上下不明	「万」「万」「万」「八」
41	群馬県高崎市 矢田遺跡	496号竪穴建物	滑石	厚台形	4.9	2.6	2	0.7	65	完形	8C前	下	「八」
42	群馬県高崎市 矢田遺跡	728号竪穴建物	滑石	薄台形	5	2.7	1.8	0.7	62.1	完形	8C後	側・正	「八田」
43	群馬県高崎市 矢田遺跡	526号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.6	3.1	1.7	0.9	70.5	完形	9C後	上	「万」
44	群馬県高崎市 吉井町大字神保字北高原	表採	滑石	厚台形	4.85	2.35	2	0.9	60	完形	不明	上	「真佛」(蓮弁様の絵画的表現)
45	群馬県高崎市 福島曲戸遺跡	遺物包含層	蛇紋岩	厚台形	4.8	3.4	1.5	0.9	52	完形	9C	側・横・正	「村長解申□□□□」「九□□□□」
46	群馬県高崎市 福島曲戸遺跡	遺物包含層	蛇紋岩	厚台形	4.8	3.1	1.5	0.8	36	完形	9C	側・正	「上野国 迎 路 剣 路」
47	群馬県高崎市 福島曲戸遺跡	遺物包含層	蛇紋岩	薄台形	4.8	3.4	0.9	0.8	16	完形	9C	下	「虫尼」
48	群馬県伊勢崎市 書上上原之城遺跡	43号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5.1	3.6	1.5	0.8	66.3	完形	9C後	側・正、上	側面「福」「美」「□」「□」
49	群馬県伊勢崎市 上植木老町田遺跡	地下式土坑跡	蛇紋岩	厚台形	3.6	2	1.8	0.6	30.6	完形	不明	側、下	判読不能
50	群馬県伊勢崎市 上植木光仙房遺跡	36号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5.2	3.6	1.5	0.9	67.4	完形	9C後	側・正	「王」
51	群馬県伊勢崎市 上植木光仙房遺跡	37号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5	3.6	1.5	0.9	56.7	完形	9C後	側・横	「天」「矢」「未」「天」「夫」
52	群馬県伊勢崎市 上植木光仙房遺跡	91号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5.4	4	1.5	0.9	68.3	完形	10C後	側・正	「山毛」
53	群馬県伊勢崎市 三和町	表採	角閃石安山岩	薄台形						完形	不明	側・生	「生」「玉」
54	群馬県伊勢崎市 十三宝塚遺跡	10号竪穴建物	滑石	薄台形	2.6	3.8	1.6			完形	不明	側・倒、上	(側)「萬眼目□□□朝周家」、(下)「東」「妙」
55	群馬県伊勢崎市 上武士・堀北遺跡	Ⅱ区2号溝	蛇紋岩	薄台形	5.5	5	1.5	0.8	57.6	1月2日	9C前	上、側・横、下	(上)九、(側)「犬甘」「人麻呂」、(下)「大」「中」「臣」
56	群馬県伊勢崎市 関遺跡	4区5号竪穴建物	滑石	薄台形	4.4	2.7	1.5	0.8	39.1	完形	8C後	側・正・倒	「丈」「木」、「佐位」「郡」「作力」「有」
57	群馬県太田市 尾島工業団地遺跡	竪穴建物	滑石	薄台形	5.5	4	1.6			完形	9C中	上	「矢田□人即万呂矢田公子家守状」
58	群馬県太田市 台遺跡	62区2号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5	3.4	1.5	1		完形	9C後	上、下	(上)「越中国」、(下)「甲」「人」
59	群馬県太田市 稲荷宮遺跡	1号竪穴建物	土製	薄台形	4.1	5.7	1.4			完形	9C中	上	「法師尼」
60	群馬県太田市 東長岡戸井口遺跡	110号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.5	3	1.4	0.8	46	完形	8C末	上、側・横位	(上)「中村田□盛長□□、(側)「太綾神奉奉上」
61	群馬県太田市 向矢部遺跡	21号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.4	4.4	1.6	0.9	48.9	完形	9C後	上	「米」「毛」
62	群馬県太田市 間之原遺跡	小ピット	蛇紋岩	薄台形	4.1	3.3	1.28	0.95	33.9	完形	830年	上、側、下	(上)「日奉マ」、(側)「三カ川カ」、(下)「天長七年正月三日」
63	群馬県太田市 楽前遺跡	3区5号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5.2	4.2	1.4	0.7	69.7	完形	9C前	上	「大林」
64	群馬県太田市 楽前遺跡	4区表土	蛇紋岩	薄台形	5.2	3.2	1.8	1.0	75.5	完形	9C前	側・横	「富寿」

番号	遺跡名	出土遺構	材質	断面形	上径cm	下径cm	厚さcm	孔径cm	重量g	残存	年代	刻書面	釈文
96	埼玉県深谷市 熊野遺跡	C区18号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	5.2	4	1.3	0.8		完形	9C初	上	「弓(符録カ?)成」
97	埼玉県深谷市 台耕地遺跡	49号竪穴建物	緑泥片岩	薄台形	5.3					完形	9C後	下	「□□(日カ)」
98	埼玉県深谷市 台耕地遺跡	60号竪穴建物	凝灰質砂岩	薄台形	4.6					1月2日	9C中	上	「大カ」
99	埼玉県深谷市 宮ヶ谷戸遺跡	19号竪穴建物	蛇紋岩	厚台形	5.2	3.6	1.6	1.8	74.6	完形	9C後	上	「原郡[]」
100	埼玉県深谷市 宮ヶ谷戸遺跡	44号竪穴建物	滑石	厚台形						完形	9C	側	「田」
101	埼玉県深谷市 宮西遺跡	162号竪穴建物	滑石	厚台形						完形	9C	側	「米」
102	埼玉県深谷市 北坂遺跡	13号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.9					完形	9C	側	「□□□□□」
103	埼玉県深谷市 大寄遺跡	60号竪穴建物	石製	薄台形						完形	9C	上	「山」「山」「山」「山」
104	埼玉県深谷市 北島遺跡	28号竪穴建物	須惠器転用	長方形						完形	9C	上下不明	「□」
105	埼玉県深谷市 北島遺跡	46号竪穴建物	滑石	薄台形	4.3	3.2	1.2	0.7	37.1	完形	9C中	上、側・横、 下	(蓮華紋刻画)
106	埼玉県深谷市 北島遺跡	59号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形						完形	9C	側	「□」
107	埼玉県深谷市 下田町遺跡	412号土坑	安山岩	厚台形	4.4	3.3	2.2	0.9		完形	9C前	上	「占部豊川」
108	埼玉県深谷市 大林遺跡	3号竪穴建物	石製	薄台形						完形	9C	側	「□」
109	埼玉県行田市 小針遺跡	23号竪穴建物	石製	薄台形	4.6	3.6		0.8		完形	9C中	上、側・正	(上)「私物私物私物」、(側)「私物(水鳥の絵画)」
110	埼玉県行田市 小針遺跡	54号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.8					完形	9C前	側・横	「支那島麻呂」
111	埼玉県行田市 原遺跡	2号竪穴建物	滑石	薄台形	5					完形	9C	側・横	「有」
112	埼玉県嵐山町 六丁遺跡	3号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形						完形	9C	上	「有有」
113	埼玉県吉見町 西吉見条里遺跡	遺構外	石製	薄台形	4.6					完形	9C	上、下	(上)「大私 正 正 正」 (下)「正」
114	埼玉県北本市 下宿遺跡	189号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形	4.51	3.14	1.49	0.7	47.6	完形	9C	上	「牛甘」「百」(如来形佛像面相、施無畏印相、 絵画線刻)
115	埼玉県坂戸市 若葉台遺跡	15号竪穴建物	滑石	薄台形						完形	9C	側	「□□」
116	埼玉県坂戸市 若葉台遺跡	遺構外	蛇紋岩	薄台形	4.8					完形	不明	下	「山繼カ」
117	埼玉県坂戸市 御門遺跡	2号竪穴建物	石製	薄台形	4.1					完形	9C	側・横	「キ」(「#」記号カ)
118	埼玉県鶴ヶ島市 富士見一丁目遺跡	1号竪穴建物	絹雲母片岩	厚台形	4.5					完形	8前~9中	下、側・横	(側)「大田大部」、(下)「大」
119	埼玉県東松山市 下山遺跡	A3号竪穴建物	滑石	薄台形						完形	9C	上、下	(上)「麻」、(下)「里」
120	埼玉県東松山市 沢口遺跡	12号土坑	滑石	薄台形						完形	8後~9中	上	「佐太人」
121	埼玉県川越市 仲遺跡	表探	滑石	薄台形	5.4	5.3	1	1		完形	806年	上	「大同元年七口(月カ)十四日」
122	埼玉県川越市 弁天西遺跡	15次4号竪穴建物	滑石	厚台形	4	2.8	1.4	0.8		完形	9C後	上、側・倒	(上)「祥(人物線刻画)」、(側)「祥 祥 祥 祥 (問 に蓮弁線刻画)」
123	埼玉県川越市 龍光・新田屋敷遺跡	4号竪穴建物	蛇紋岩	薄台形						完形	9C	上、側	(上)「祥」(人物線刻画)、(側)「祥祥祥祥」(問に蓮 弁線刻画)
124	埼玉県春日部市 八木崎遺跡	6号竪穴建物	石製	薄台形	4.85					完形	9C前	上面	「奉念随佛道足」
125	埼玉県加須市 水深遺跡	8号竪穴建物	蛇紋岩	厚台形	4.8	2.6	1.8	1		完形	9C中	側・横	「生」
126	埼玉県蓮田市 御林遺跡	1号竪穴建物	絹雲母片岩	薄台形	4.5					完形	9C前	上	「武藏」

文献

1. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『後田遺跡』Ⅱ 1988
2. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『大釜遺跡・金山古墳群』1983
- 3～5. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『戸神諏訪遺跡』1990
6. 沼田市教育委員会『戸神諏訪Ⅱ遺跡』1992
7. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『有馬条里遺跡』Ⅱ 1991
8. 富士見村教育委員会『富士見遺跡群—田中田遺跡・窪谷戸遺跡・見眼遺跡—』1986
9. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『荒砥天之宮遺跡』1988
- 10～11. 前橋市教育委員会『荒子小学校校庭2. 3遺跡』1989
12. 前橋市教育委員会『柳久保遺跡群』6 1988
13. 前橋市教育委員会『芳賀東部団地』1 1984
- 14～17. 前橋市教育委員会『芳賀東部団地』Ⅱ 1988
18. 群馬県教育委員会『荒砥北部遺跡群』1984
19. 前橋市教育委員会『鶴谷遺跡群』Ⅱ 1982
- 20・21. 群馬県教育委員会『上西原遺跡』1999
- 22・23. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『前田遺跡』2 2004
24. 吉岡町教育委員会『熊野・辺玉遺跡』1995
- 25・26. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『熊野堂遺跡』2 1990
27. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『融通寺遺跡』1991
28. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『大八木屋敷遺跡』1996
29. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『下佐野遺跡Ⅱ地区』1989
30. 井上唯雄「線刻をもつ紡錘車—群馬県における事例を中心に—」(『古代学研究』115 1987)
31. かみつけの里博物館『ゲンマはクルマからはじまった』2001
32. 吉井町教育委員会『黒熊遺跡群発掘調査報告書』3 1984
- 33～43. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『矢田遺跡』Ⅰ～Ⅷ 1990～1997
44. 拙稿「群馬県多野郡吉井町大字神保北高原出土の刻書紡錘車について」(『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』22 2004)
- 45～47. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『福島曲戸遺跡・上福島遺跡』2002
- 48・49. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『書上下吉祥寺遺跡・書上上原之城遺跡・上植木老町田遺跡』1988
- 50～52. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『上植木光仙房遺跡』1989
- 53・54. 井上唯雄「線刻をもつ紡錘車—群馬県における事例を中心に—」(『古代学研究』115 1987)
55. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『上武士・堀北遺跡』2013
56. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『本関町古墳群・関遺跡2』2014
57. 尾島町誌『尾島町誌 通史編』上 1994
58. 新田町教育委員会『台遺跡』1988
59. 群馬県教育委員会『渡良瀬川流域遺跡群発掘調査概報』1985
60. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『東長岡戸井口遺跡』1999
61. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『向矢部遺跡』2012
62. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『間之原遺跡・間之原東遺跡』2015
- 63・64. 群馬県埋蔵文化財調査事業団『学前遺跡』2009
65. 上里町教育委員会『田通遺跡』1997
- 66・67. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『中堀遺跡』1997
- 68～71. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『若宮台』1983
72. 上郷町教育委員会『臺遺跡』1980
- 73～80. 梶原・檜下遺跡調査会『梶原・檜下遺跡』Ⅲ・Ⅳ 1991・1992
- 81・82. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『沼下・平原・新堀・中山・お金塚・中井丘・鶴巻・大久保・猪久保遺跡』1982
- 83～86. 早稲田大学本庄校地文化財調査室『大久保山』Ⅰ～Ⅷ 1980～2000
87. 本庄市教育委員会『埼玉県本庄市南大通り線内遺跡発掘調査報告書』1987
88. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『下田町遺跡』Ⅱ 2005
- 89・90. 東五十子遺跡調査会編『東五十子・川原町・児玉郡市広域市町村圏組合小山川クリーンセンター・湯かっこ建設工事関係発掘調査報告書』2002
91. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『地神・塔頭』1988
92. 本庄市教育委員会『将監塚・古井戸歴史時代編』2 1988
93. 埼玉県遺跡調査会『枇杷橋遺跡発掘調査報告書』1978
94. 児玉町遺跡調査会『阿知越遺跡』Ⅰ 1983
- 95・96. 岡部町教育委員会『熊野遺跡発掘調査概要報告書』1997、埼玉県埋蔵文化財調査事業団『熊野遺跡』20012
- 97・98. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『台耕地(Ⅱ)』1984
- 99～101. 深谷市教育委員会『砂田・天神・宮ヶ谷戸遺跡Ⅱ』199
102. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『清水谷・安光寺・北坂』1981
103. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『大寄遺跡』1 2000
- 104～106. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『北島遺跡』Ⅳ 1998
107. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『下田町遺跡』Ⅱ 2005
108. 119・120 埼玉県史編纂室編『新編埼玉県史資料編 古代Ⅰ奈良・平安』1984
- 109・110. 行田市教育委員会『小針遺跡発掘調査報告書—B地区』1980
111. 行田市教育委員会『原遺跡発掘調査報告書第3次調査』1984
112. 嵐山町遺跡調査会『六丁遺跡』1995
113. 吉見町教育委員会『西吉見条里遺跡』2005
114. 北本市教育委員会『下宿遺跡第4次調査, 荒久保遺跡下宿遺跡』2007
- 115・116. 坂戸市教育委員会『若葉台遺跡発掘調査報告書』4・6 1997・2005
117. 坂戸市教育委員会『坂戸市遺跡群発掘調査報告書』3 1991
118. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『鶴ヶ島市富士見一丁目遺跡』1998
121. 大川原竜一・黒済玉恵「資料紹介：川越市仲遺跡出土刻書紡錘車の調査」(『明治大学古代学研究所研究紀要』10、2009)
122. 川越市遺跡調査会『弁天西遺跡第15次調査』2002
123. 川越市遺跡調査会『天王・山王久保遺跡第2次調査、龍光・新田屋敷遺跡第5次調査』1999
124. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『春日部市 八木崎遺跡』2002
125. 埼玉県教育委員会『水深』1972
126. 埼玉県教育委員会『宿上貝塚・御林遺跡・里浜貝塚群』1987

天正18年の上野国松井田城攻めと周辺陣場

飯 森 康 広

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに	(2)土塩陣場道
1. 史料から見た松井田城攻めの経過	(3)松井田西城
2. 松井田攻めに関連する遺構群	(4)松井田城
(1)松井田上之山と陣場・大将陣	まとめにかえて

— 要 旨 —

群馬県の戦国史において、日本史上に大きな影響を及ぼした事件に、天正18年(1590)の豊臣政権による小田原合戦がある。中でも同年3月から4月にかけて、前田利家を総大将とする北国勢が松井田城(安中市)を落城させたことは、その後の形勢を決定づける豊臣勢の勝利であった。しかし、その具体的な状況は、未だ検討が不十分なまま残されているに等しい。

本稿では松井田城攻めにおいて、従来比定地が不明であった陣所「松井田上之山」の位置を特定した。あわせて前田軍に関連する周辺遺構として「大将陣」を紹介するとともに、その行軍ルート上にある大字「土塩^{ひじしお}」で発見した土塩陣場道を紹介し検討した。また、周知の城館である松井田西城についても、新たな略測に基づいて検討を加え、北国勢の付城である可能性を検討した。以上の検討を経た結果、松井田城西端部の遺構が、前田家に残る記録に一部一致することを指摘した。

キーワード

対象時代 戦国
対象地域 安中市
研究対象 松井田城・陣城・陣場

はじめに

群馬県の戦国史において、日本史上に大きな影響を及ぼした事件がいくつかある。中でも戦国時代の最終局面となる天正18年(1590)の豊臣政権による小田原合戦は、県内最大の出来事である。同年3月から4月にかけて、前田利家を総大将とする北国勢が松井田城(安中市)を落城させたことは、その後の形勢を決定づける豊臣勢の勝利であった。しかし、その具体的な状況は、未だ検討が不十分なまま残されているに等しい。関係する城館についても、記録類による伝承が無批判のまま史実となっているケースもある。近年活況を呈している文献史学でさえ、同様な状況にあると思われる。

こうした中、平成28年に碓氷峠道(中山道)の山中で未周知の陣城が発見され、一定の評価を得て話題となった¹⁾。この陣城は小田原合戦の際、北国勢が築城したものというのが、現在の有力候補となっている。その検証は今後も続けていく必要があるが、県内の枠を超えて城館研究に一石を投じたものと評価されよう。

さて、本稿は天正18年の松井田城攻めをより具体的に解明する試みであり、従来比定地が不明であった陣所「松井田上之山」の位置を特定し、あわせて関連する周辺遺構を紹介するものである。その上で、少ないながらも存在する文書・記録類を使用して、攻城戦を具体化しようとする。

現在、縄張図などを利用する城館研究は、山崎一氏の成果が到達点となり、研究の深化が滞っていると言わざるを得ない。平成元年に群馬県教育委員会によって刊行された『群馬県の中世城館跡』以降、いくつかの自治体が補足的な調査を行い、埋蔵文化財包蔵地の周知には貢献しているが、研究的な意義では疑問を残している。公的機関による調査は、文化財行政として財政的な理解を得られていないのが実情であろう。しかし、太陽光発電施設の敷設など、新たな開発が活発化している昨今、現状に甘んじている猶予はなく、個人レベルでも解明を進めなければならない。本稿は、具体的な争乱に特化してフィールドワークを進めていく一例であり、方法論の提示でもある。

1. 史料から見た松井田城攻めの経過

天正18年(1590)豊臣秀吉の命により進められた小田原合戦の際、碓氷口から関東に攻め入った北国勢の侵攻は、第1表のとおり経過をたどる。北国勢の構成は、前田利家軍18,000人、上杉景勝軍10,000人、真田昌幸軍3,000人、松平(芦田)康国軍4,000人である²⁾。しかし、文書史料の残存数は限られており、詳細な経過までたどることは難しい。そこで、記録類で補うことにより、もう少し経過の把握に努めたい。

攻城戦の緒戦とも言うべき、真田氏による「碓氷峠合

戦」については、『真田家御事績稿』(天保14年成立)に『滋野世記』の記事が記載されている。

坂本宿のはずれで真田信之の家人吉田政助が北条方与良氏と戦い、富沢主水が与良氏を鉄砲で撃ち落としたこと。次いで、碓氷峠道の羽根石^{ほねいし}で合戦があり、信之の命で坂上に撤退したこと。松井田攻めでは葎原(比定地不明)に陣取り、近辺を放火したこと等が記されている。これらの内容は、第1表10号文書の内容を補足するものとなる。

次いで『石川忠総留書』に松平康国の記載がある。

史料1 『石川忠総留書』³⁾

(前略)松井田の城に大道寺その外寄合侍八百有余にして籠城せしめ候。初手に芦田勢にて肥前守先手横川一の木戸を打ち破り、氏直方において与良兵衛物頭に罷り出で、彼を討ち捕り同首四拾三、芦田が手へ弾正に与す、その後松井田城各の勢にて取り詰め、日数二拾二日攻む。荷沢来橋肥前守乗り落として、さて松井田城を攻め落とし、大道寺を半途へ偽って引き出し切腹せしむ(後略、筆者判読、読み下し文)

また、松平康国については、『寛政重修諸家譜』清和源氏依田の記載もある。

史料2 康国⁴⁾

(前略)四月康国・康真兵四千余人をしたがえ、小諸を発して上野国に至り、利家にさきだち碓氷の山路をのぼる。北条予め大道寺駿河守政繁をして、松井田の城を守らしむ。九日すすみて打越平城北の地に陣し、直ちに城を攻むとす。利家も歩卒三十余人をしたがえ、松井田城を巡見し、康国が陣に来たる。上杉景勝・真田昌幸来会す。互いに軍事を議し、各攻口を定め、利家は城西に陣し、景勝は城南、昌幸は城東、康国・康真是城北に軍を張るべしと約す。十日諸手竹把をもって頻りにすすむ。しかれども城兵きびしく鉄砲をもってこれを防ぐ、諸勢あえてすすむ事あたわず、日をふること十日ばかり、(後略)

さて、城攻めについて、もう少し具体的な記録もある。前田家臣の家伝である。

史料3 立川次左衛門伝話⁵⁾

(前略)関東松枝之城大納言利家卿御攻め成さるの時、二の丸・出丸に火を懸け、何れも押し寄せける処、右出丸より鉄砲打ち懸け候ゆえ、竹束を付けかね居たる処、我等一人上之段まで竹束を持ち上り候て、後惣人数竹束を附けたり。(後略、読み下し文)

史料4 横山山城守覚書⁶⁾

(前略)関東御陣之時、大道寺駿河守楯籠もり候松枝之城、御攻め成さるの砌、私手之鉄砲頭共仕寄り、本丸堀下迄取り詰め申し候処、利長様如何と思し召され候や、拙子ニ御先手へ相加え、大納言様御鉄砲頭共仕寄場より先へ竹把を付け申すべき由、仰せ聞こしめされ候に付き、大納言様御鉄砲頭長田権左衛門つき申し候、竹把より二間程屏きわへ押し寄せ、竹把を付け罷り帰り候、その時の仕寄場今に御座あるべくと存じ候事、(後略、読み下し文)

史料5 横山山城守家士武功書⁷⁾

四百石 木村権兵衛

(前略)関東御陣之刻、大納言様上野之内松枝之城御取巻成され候処に、長殿・石見殿をして丸壺ツ御取り成され候、其丸取堅兼申し候処、拙者罷り出で、一番に竹たば付け申すに付き、其丸取堅申し候、ケ様之仕合、笠間平馬丞殿能々存じ成され候御事、(後略、読み下し文)

第1表 史料による松井田城攻めの経過

天正18年	内容	日付	発給者	受給者	形式	資料名	刊本
1	1月8日	秀吉が真田昌幸に2月10日頃出馬を命じる。	1月8日付け	豊臣秀吉	真田昌幸	書状写	長国寺殿御事績稿所載文書
2	1月10日	前田勢の先勢出立	2月2日付け	前田利家	伊達政宗	書状写	伊達家文書 群 3587
3	1月20日	前田勢の本隊出立					
4	3月上旬	真田勢、小県を進発	4月20日付け	真田昌幸	浅野長吉・石田三成	書状案	真田家文書 群 3616
5	3月8日	北国勢が進軍を仰せつかったので、見巡りとして越え通り(先勢として)、碓氷峠筋途中で陣取ったのは尤もなことだと伝える。	3月8日付け	豊臣秀次	真田信幸	書状	真田家文書 群 3594
6	3月9日	秀吉は1日出陣なら15・6日に着陣。葦山・山中・足柄城は備えは万全で大軍も防げること、利根川も満水のため、沼田城に敵は及ばないこと、利根川西の鉢形・松井田・箕輪城も堅固なので敵が攻めてきても援軍に動かなくて済むと伝える。	3月9日付け	北条氏政	猪俣邦憲	書状	東京大学史料編纂所所蔵猪俣文書 群 3595
7	3月12日	真田勢、軽井沢に参陣。	4月20日付け	真田昌幸	浅野長吉・石田三成	書状案	真田家文書 群 3616
8	3月15日	芦田・真田信州衆が碓氷峠に登ってくる際を、迎撃し追い崩して破る。	3月18日付け	北条氏直	宮寺源二郎	感状	漆原文書 群 3601
9	3月16日	前田利家を北陸道の大將とし、上杉景勝・丹羽長秀・木村定光・真田信幸を命令下とする。	3月16日付け	豊臣秀吉		朱印状写	国書遺言 群 3599
10	3月中旬以降	真田信幸、近習約130人と碓氷峠を乗り越え、松井田城下町へ攻め入る。松井田勢7・800騎が三方から詰めて戦い、坂本民屋を焼き退路を断つが、与良を討ち取り勝利す。	4月20日付け	真田昌幸	浅野長吉・石田三成	書状案	真田家文書 群 3616
11	4月7日	碓氷で討ち取った首が、佐藤氏から氏邦に届く。	4月9日付け	北条氏邦	佐藤蔵人佑	朱印状	佐藤庄司家文書 戦国遺文真田関連 186
12	4月初旬	松井田の根小屋を撃墜し、陣詰めし仕寄を命じる。	4月7日付け	真田昌幸	石田三成	書状写	長国寺殿御事績稿 群 3605
13	4月初旬	真田・上杉景勝・前田利家に松井田城への付城を申しつける。	4月7日付け	豊臣秀吉	鍋島直茂	朱印状	鍋島文書 群 3606
14	4月初旬	真田信幸の長々の張陣をねぎらう。	4月9日付け	豊臣秀次	真田信幸	朱印状写	真田家文書 群 3608
15	4月上旬	豊臣秀吉が、松井田表で、景勝・利家と相談して、油断せず働くよう命じる。	4月14日付け	豊臣秀吉	真田昌幸・真田信幸	朱印状	真田家文書 群 3610
16	4月上旬	碓氷を越した敵(北国勢)は、松井田上之山に陣取る。	4月11日付け	北条氏邦	欠	書状	宮城県片野文書 群 3611
17	4月14日	7日の書状で、松井田根小屋を悉く焼き払ったことを聞き、冷静に討ち果たすよう、景勝・利家と相談し、油断しないよう命じる。	4月14日付け	豊臣秀吉	真田昌幸・真田信幸	書状	真田家文書 群 3613
18	4月中旬	松井田城の既に水の手まで取り詰める。ゆるゆると攻めるよう申しつける。	4月16日付け	豊臣秀吉	上杉景勝・前田利家	書状写	旧記集 群 3615
19	4月20日	松井田城の大道寺降人となる。	4月22日付け	守谷柏齋	人々	書状	伊達家文書 群 3617

※群：『群馬県史』史料編7

以上を整理すると、3月15日に先勢であった芦田軍・真田軍は碓氷峠に向かう長野県側で、大道寺軍に迎撃され敗れる。その後碓氷峠を越えて攻め込み、真田信之は坂本(安中市)辺りで前哨戦後峠道に戻り、羽根石で合戦し一度撤退。その後、体制を整えて侵攻。芦田軍も横川一の木戸を突破して松井田に進んだ。おそらく、緒戦は芦田軍・真田軍が主力で、徐々に松井田城周辺に参陣したのではないかと推測される。

4月初旬には北国勢総勢による松井田城攻めが始まる。張陣した場所として、真田軍が蓐原、芦田軍が打越平、また北国勢として松井田上之山がある。前2者は比定地不明であるが、上之山については後述する。城西は前田軍、城南は上杉軍、城東は真田軍、城北は芦田軍というのも参考になる。また、秀吉からは付城構築の命も下されていた(第1表13号文書)。

前田軍は城西側から攻めたというおとり、二の丸、更に本丸堀際まで仕寄せで攻め上っている。

以上が文書・記録類から判明する松井田城攻めの過程であるが、次章では地図の検討やフィールドワークにより判明した状況について、前田軍を中心に検討する。

2. 松井田攻めに関連する遺構群

(1) 松井田上之山と陣場・「大將陣」

松井田上之山は、第1表15号文書に記されている北国勢陣地である。比定地については、管見の限り知られていない。

まず、『郡村誌』の「上野国碓氷郡松井田駅」⁸⁾には字名として、「上山」がある。場所は耕地図で特定できないが、その位置の記載により推測すると、第1図①付近となる。立地としては松井田城の東に位置する台地の崖端に位置するが、遺構もなく関係を示す要素は見いだせない。

次に明治初期の壬申絵図「高梨子村」⁹⁾記載の字として「上ノ山」がある。位置は第1図②である。松井田城下町の南方に隣接する裏山であり、松井田城の大手筋に位置する。場所としても申し分ないが、やはり遺構はなく積極的に比定地とする材料に欠ける。しかし、候補地の1つとなるだろう。

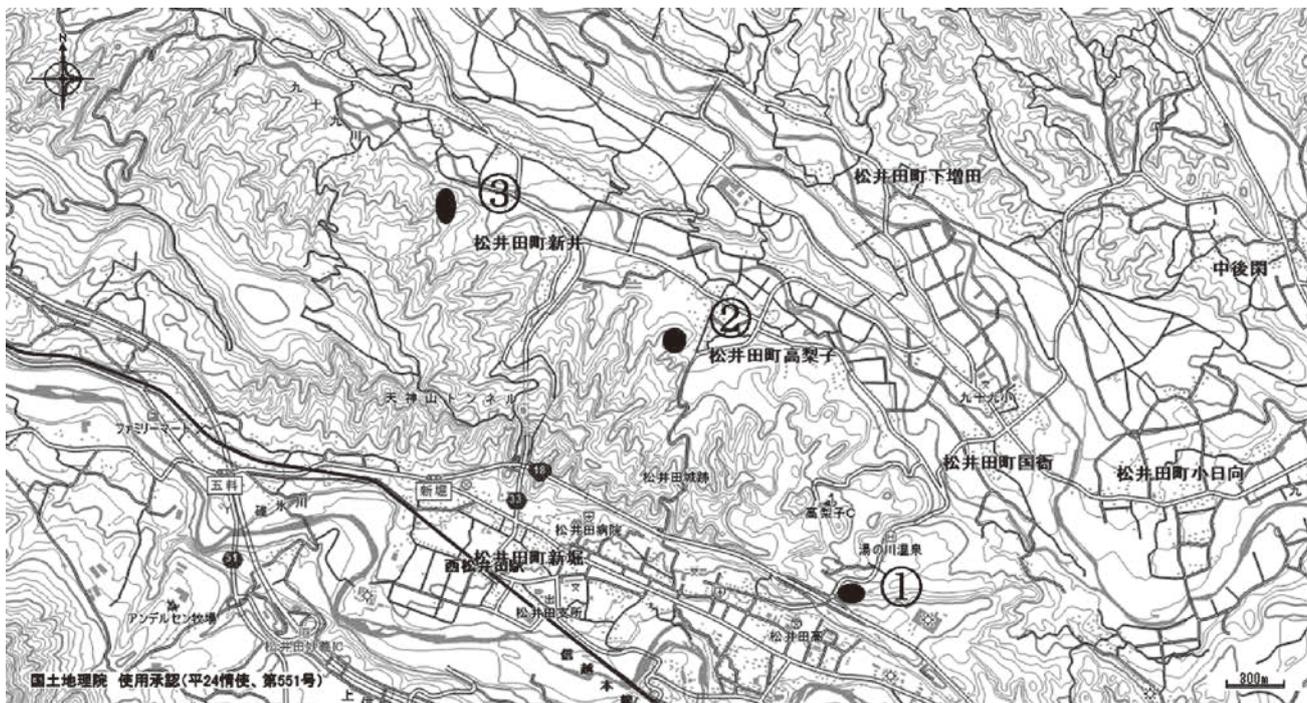
最後に同じく壬申絵図「新井村」記載の字として「上ノ山」がある。位置は第1図③であるが、ここについても確実な遺構は見いだせず、現況は概ね山林である。ただし、周辺状況を総合的に判断すると、最有力候補地とすることができる。

第2図は壬申絵図「新井村」のほぼ西半部の該当箇所をトレースした図である。網掛けした部分に第1図③とした「上ノ山」がある。しかも隣接地に「陣場」・「大將陣」が見える。なお、空欄は判読不明である。

これについては、天保2年(1831)成立の『安中志』¹⁰⁾「新井村」旧跡の項に記述がある。

「字陣場 天正十八庚寅年大道寺駿河守を攻る時、松平加賀守利家の陣営の跡也とぞ、今は畑となる。」

「字大將陣 同時利家本陣の跡なりとぞ、其後畑となりたるを天明三年の砂降以後今は木立となる。」



第1図 「上ノ山」地名分布図(「マッピングぐんま」森林計画図1/50,000使用)

前章で見たとおり、城西に張陣したのは前田軍であることから、『安中志』の記載内容と一致する。

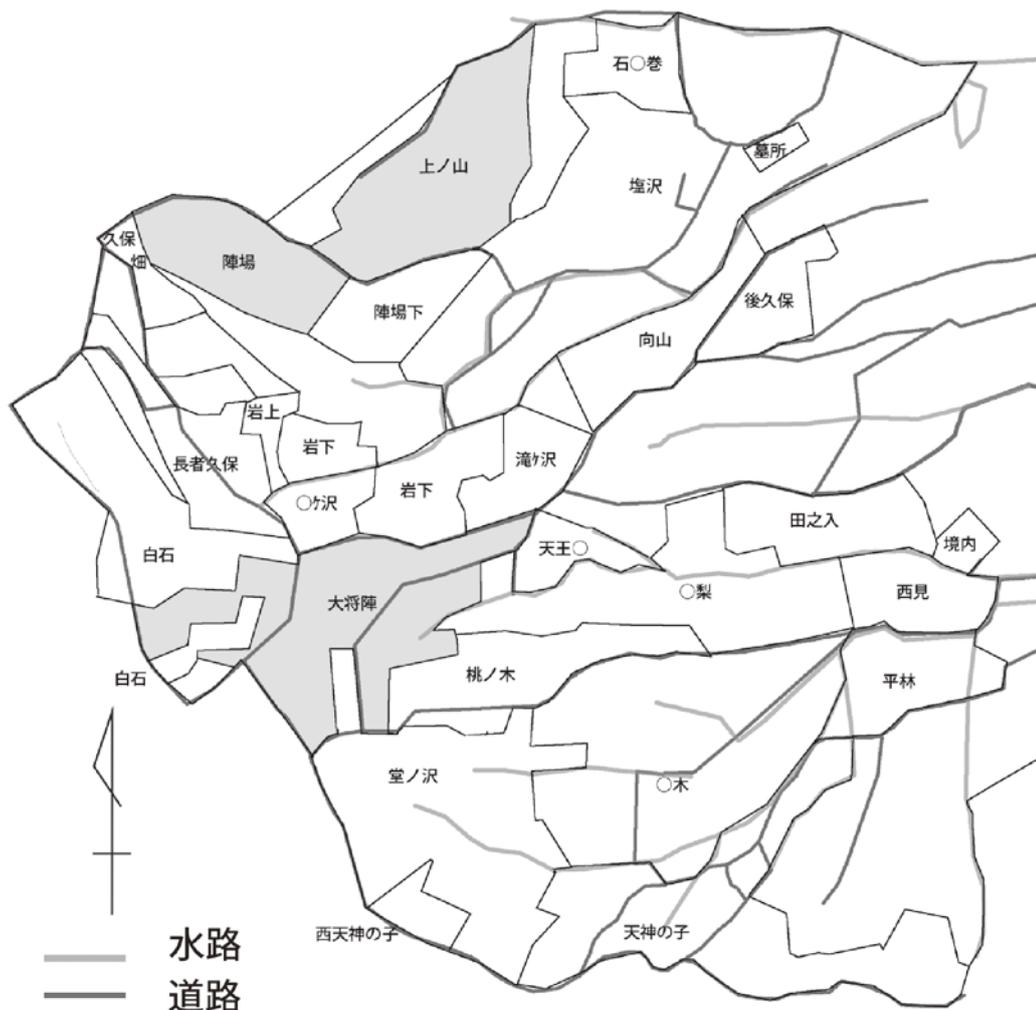
第3図は測量精度の低い壬申絵図の範囲を耕地図に置き換えた上で、地形図に重ねたものである。したがって、多少の誤差を含んでいる。「上ノ山」の位置として注目されるのは、東山道に直結していることであり、東山道から「陣場」、「大将陣」へと登っていく入り口に当たることであろう。また、第3図に土塩陣場道と記載したが、この辺りは大字「土塩」に同じく字名として「陣場」を見ることができる。ただし、壬申絵図では図化が欠落しており、確認することはできない。

「上ノ山」について遺構が見られないと記したが、新井村の「陣場」及び「大将陣」にも遺構を見つけることができない。特に「大将陣」はやや広い山中の平坦地ではあるが、現況で眺望に優れているわけでもなく、積極的に陣地とする要素が見いだせない。

(2)土塩陣場道

すでに第3図に示したとおり、大字「土塩」字「陣場」に興味深い遺構が残っている。第4図は土塩陣場道と名付けた遺構である。①は西方の乾窓寺方面から小川を渡り、山中に登る道である。ちなみにこの寺は寛永9年(1632)創建と伝えるので、当時は存在していない。また、その西南方の山側に「信濃道」という地名があるので、主要街道が通じていた可能性が高いだろう。①の道は細尾根の西端を削り込んで通じ、やがて尾根を直登している。この部分は豎堀状の地形をいわゆる堀内道として進んでいる。

②は大規模な堀切で、東側の幅広い尾根続きを切り離している。現在は舗装された林道が東方の集落から開かれ、土橋状に堀切を埋めて渡っているが、本来は切り離されていたもので、東西の連絡は絶たれていたものと推測する。堀を渡った西側も現在は切り通し道となってい



第2図 壬申絵図「新井村」小字図(群馬県立文書館保管図より作成)



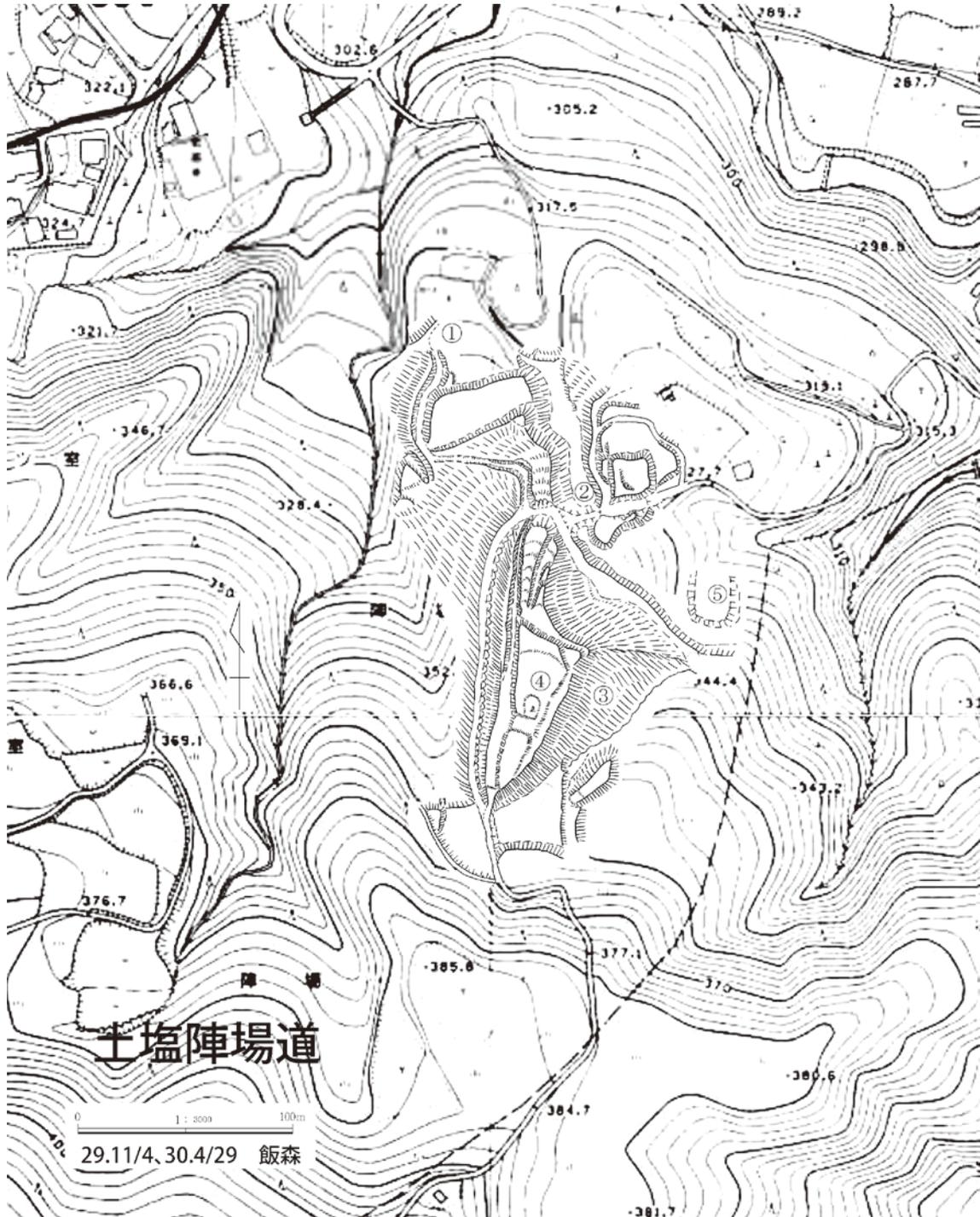
第3図 松井田城周辺陣場等の位置図(1/10,000、下図『安中市遺跡分布図』2011使用)

るが、元来は細尾根がそのまま北方へ下っていたと考える。

本遺構が東方からの来攻に備えていたことは、③の切り立った切岸によっても判明する。④は少勢が駐留するには十分な広さがある。石碑が残る高まりは、過去にお

堂等があったものだろう。南側の窪みは、そこを盛り上げるために掘り込んだ可能性がある。

本遺構の東下には、⑤を含めて3カ所の廃土山がある。大きな杉も生えており、最近のものではないだろう。重機がある時代であれば、構築は容易だが時期は特定でき



第4図 土塩陣場道略測図(1/3,000)、下図『安中市遺跡分布図』2011使用)

ない。可能性として、②の堀切を掘った廃土がそのまま残されていると考えるのは考えすぎだろうか。

本遺構は軍勢の駐留地としては小さく、大将陣とも離れすぎている。おそらく補給路を確保する意図で構築されたと考える。このため、名称も陣場道とした次第である。

(3) 松井田西城

第3図にも示したとおり、「大将陣」に近い南方の尾根上には、松井田西城の要害城がある。ただし、下図とした『安中市遺跡分布地図』¹¹⁾の記載からも分るとおり、安中市教育委員会が松井田西城として付番したU1515の範囲に、この要害城は含まれていない。それでは未周知の城館かと言えば、平成元年刊行の『群馬県の中世城館跡』¹²⁾では縄張図付きで記載されている。松井田西城に

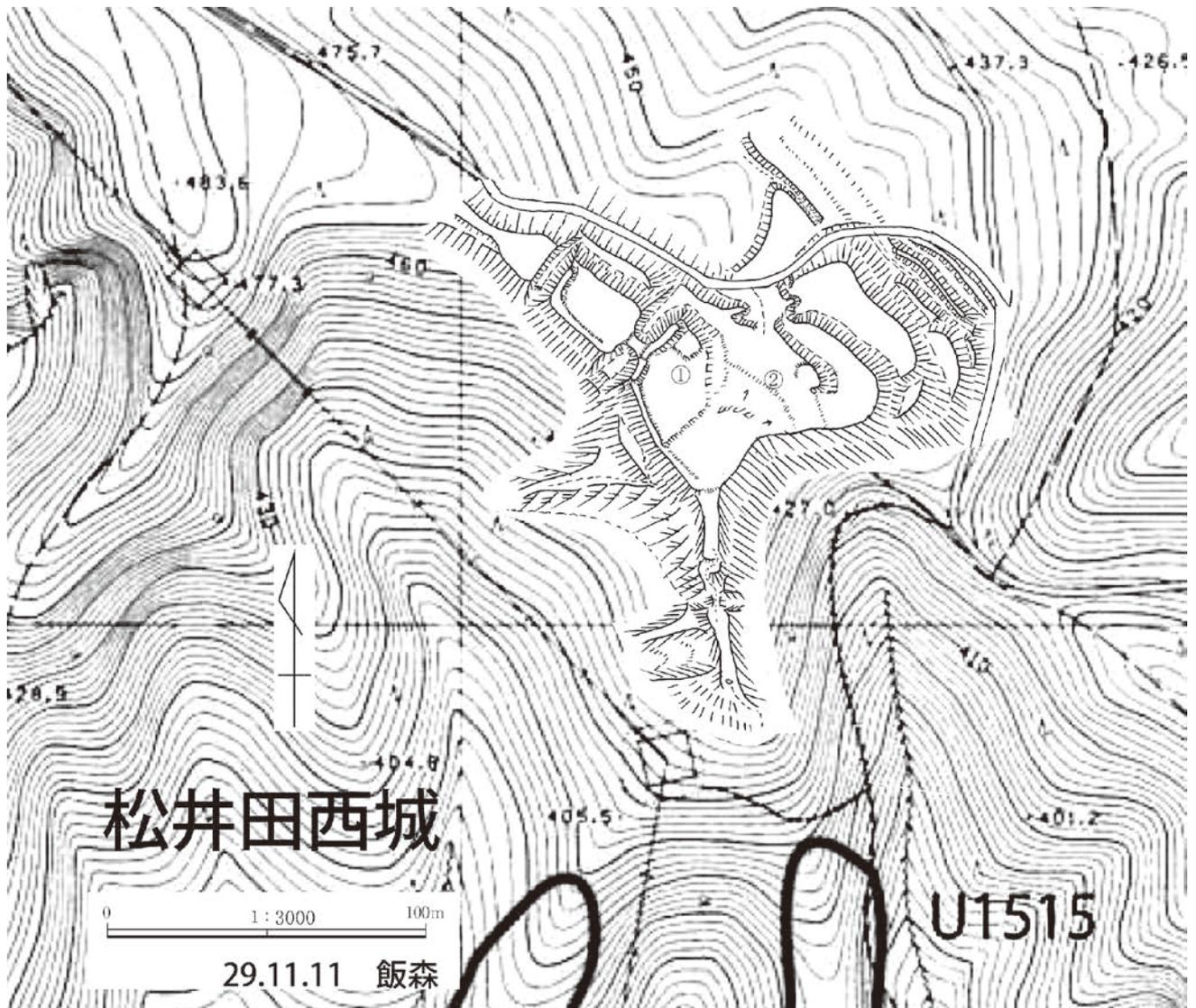
含めるか否かは別にしても、安中市教育委員会の扱いは明らかに遺漏である。文化財行政面で不具合が生じる前に、早急に是正が必要であろう。

さて、この松井田西城については、いくつかの伝承がある。まず、『上野国郡村誌』「碓氷郡新堀村」¹³⁾の項に、社として諏訪社があり、以下の記述がある。

「諏訪社(前略)創建ハ永正七庚午年諏訪但馬守本郷ノ西城ニ居住ノ時、信濃国諏訪神社ヲ勧請シ建御名方命、八坂刀売神ヲ祀レリ(後略)」。

この諏訪氏は松井田周辺の戦国領主として知られているが、詳細は不明である。また、諏訪城は永禄4年(1561年)に武田信玄が攻略目標として落とせなかった城で¹⁴⁾、この松井田西城に当てる説もあるが、遺構規模も小さく、疑問視する向きもある。

次に、『安中志』「新堀村」補陀寺の項に、以下の記述



第5図 松井田西城の要害城縄張図(1/3,000、下図『安中市遺跡分布図』2011使用)

然であろう。

この城の向きを考えると、東から南向きとなるだろうが、北側への備えがやや中途半端である。この方向には「大将陣」がある。前田軍が使用したすれば、北側への防御が弱くても問題ないだろう。「大将陣」に明確な遺構がない状況では、まさにここが本陣と言ってよいと思える。陣城として急遽築かれたと考えれば、内部の削平が半端であるのもうなずける。

ここで想起されるのが、第1表の13号文書である。秀吉が申しつけた付城は現在比定地が想定されていないが、状況からすればこの要害城が最有力となるだろう。②が中途半端なのは、想定外に早く開城となったため、作事が途中であったのではないだろうか。したがって、付城としては未完成のままというところであろう。

(4) 松井田城

第6図は松井田城の二の丸より西側のみを作図したものである。「大将陣」や松井田西城等との位置関係は第3図で確認できよう。比較的大きく深い谷を挟むとはいえ、非常に近い位置で対陣していた状況がわかる。

①は二の丸西側の平場に施された連続土塁群であり、管見の限り県内の他の城郭では見られない希有な遺構である。西側2条と東側の数条の軸が異なるのも興味深い。史料3・4に記された仕寄場のイメージとして、真っ先にこの部分が思い浮かんだが、北斜面に深い堅堀も施されており、守城側の作事であることは明かであろう。ただし、攻防の中で現状の遺構状況となった可能性は残る。

史料3の二の丸・出丸に対して、竹束を持ち上る状況に照らすと、②辺りが出丸を想起させる。ただし、二の丸の北側尾根筋にも多くの遺構が点在しており、本遺構は前田軍との攻防の一側面を示しているにすぎないことも事実であろう。

まとめにかえて

本稿は天正18年の松井田城攻めに関して、地図と文献資料を手がかりに、フィールドワークを行い、関連する遺構を把握し考察を行った。結果として、前田軍のみの動向を探ることとなったが、資料の残存から必然的なものであった。とはいえ、ほとんど不明であった攻城の様子を再現できたのは、一定の成果と言えよう。

さて、群馬県の城館研究は、平成元年に刊行された『群馬県の中世城館跡』の悉皆調査が一つの到達点として意識されてきた。しかし、必ずしも網羅できていないことは明かであるが、同じ方法を繰り返すことも有意義ではないだろう。今日的には3Dレーザー測量等の新たな技術による悉皆調査が最も有効とも思える。ただし、潤沢な資金も望めない時代である。こうした観点で、紛争に特化しながら、城館を再評価し、フィールドワークを進

めていくことが目下のところ有効と考えている。大方のご批判を賜りたい。

末尾ながら、フィールドワークに同行し共に調査をしている廣津英一氏、また日頃より助言や情報をいただいている齋藤慎一氏に感謝申し上げる次第である。

なお、本稿は平成25年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究指定研究「藤岡地域城館の縄張り研究」の成果の一部である。

註

- この陣城は長野県軽井沢町で城館を研究されている遠藤丘氏が偶然発見されたもので、当時群馬県教育委員会文化財保護課に勤務していた筆者が、廣津英一氏とともに個人的な調査を行い、齋藤慎一氏の指導を得て、平成29年5月13日付けで新聞各紙に報道されたものである。なお、筆者の作成した縄張図は、同年6月6日の群馬テレビ報道番組で示したほか、同月15日に開催された上毛新聞創刊130周年記念講演会「ぐんまの城と戦国のロマン」を初めとして、逐次発表の際に資料として一般配布し周知に努め、遺構の保護保全と普及について理解を求めているところである。
- 黒田基樹氏の集計による(黒田基樹『小田原合戦と北条氏』158頁 吉川弘文館2013年)。
- 宮城県図書館叡智の杜Web古典籍類所蔵資料『石川忠総留書』六巻。
- 『信濃史料』第十七巻 天正十八年四月十四日の條
- 「立川次左衛門伝話」『金澤古蹟志』卷十二 金沢市図書館HP
- 「横山山城守覚書」『温故集録(一)』金沢市図書館叢書第四巻。
- 竹井英文「史料紹介 石川県立図書館所蔵「横山家土武功書」」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第四十八号 2016年。竹井英文氏ご教示による。
- 『上野国郡村誌』10碓氷郡 群馬県文化事業振興会1984年
- 群馬県立文書館が所管する明治6年頃作成された「地券発行にかかる字引絵図」である。
- 『安中志』群馬県史料集第一巻風土記篇I 1965年
- 『安中市遺跡分布地図―市内遺跡詳細分布調査報告書―』群馬県安中市教育委員会 2011年
- 『群馬県の中世城館跡』群馬県教育委員会 1988年
- 註8に同じ。
- 永禄4年11月4日付け武田信玄願文(群馬県史資料編7-2133号文書)
- 正徳3年(1713)成立の『上州大泉山補陀寺統伝記』による(企画展図録『西上州の中世』安中市学習の森ふるさと学習館2010年)。
- このほか同書では、上杉本陣を不動寺、真田昌幸陣を碓村神社辺りと推定しているが、その根拠は示されていない(『松井田町誌』松井田町誌編さん委員会 1985年)。

<研究ノート>

信州産陶器製縹糸鍋の基礎的検討

— 丸千組と林工業を中心に —

大西 雅 広

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 生産地に残された縹糸鍋
2. 消費地に残された縹糸鍋

3. 成果と今後の課題

おわりに

要 旨

現在、縹糸鍋を生産した窯跡を訪れても、調査可能な縹糸鍋の数は極めて少ない。このため、信州丸千組製および信州林工業製縹糸鍋について、消費地に残された縹糸鍋を調査し、両製品の広がりとその特徴把握を行う。また、製造所を示す押印のない製品について、製造所同定の新たな根拠としての職工印や特許・実用新案、カタログを資料として用いることの可能性を探る研究ノートである。

キーワード

対象時代 大正時代～昭和時代

対象地域 東海、関東甲信地方

研究対象 信州産陶器製縹糸鍋

はじめに

陶器製線糸鍋の主な生産地は、滋賀県甲賀市と長野県である。長野県内では長野市篠ノ井、上伊那郡辰野町、伊那市高遠町、飯田市大字龍江、上田市古里で陶器製線糸鍋が生産もしくは生産されていたとされる¹⁾。長野県内で生産された線糸鍋に関しては、2011年に松本 明氏が丸千組の『㊦線糸鍋型録』について内容を紹介すると共に群馬県内に残る信州産線糸鍋について触れている。松本氏がこの論考においてカタログと実用新案を用いた点は注目される(松本2011)。信楽焼の線糸鍋や煮繭鍋に関しては、2015年に滋賀県立陶芸の森 信楽産業展示館で開催された「信楽焼の近代とその遺産展」において展示された。また、同時に刊行された『岡本太郎、信楽へー信楽焼の近代とその遺産ー』という書籍中において、畑中英二氏が「糸取鍋」を焼成した窯場や鍋に押された印、更には明治初年から昭和30年代をⅦ期区分して変遷についても触れた(畑中2015)。この業績は、窯業史的視点から「糸取り鍋」を捉えた初の試みである。

信州において、大正時代から昭和時代に線糸鍋と煮繭鍋を生産していたのは、現伊那市高遠町の合資会社丸千組²⁾(以下、丸千組と略す)と現上伊那郡辰野町の林工業株式会社(以下、林工業と略す)である。それ以前の窯場は、不明な点が多いうえに製造所を示す押印(以下製造所印と略す)も知られていない。更に、各地の博物館・資料館などに所蔵される線糸鍋は、製糸工場終了時点で残されたものが多く、必然的に導入年代の古い製品が寄贈される可能性は低くなる。これに対し、丸千組と林工業製線糸鍋には製造所印が存在し、製造所の特定が可能である。従って、信州産陶器製線糸鍋の調査対象を丸千組と林工業に限定し、複数のカタログが存在する丸千組



図1 側面に押された「信州㊦組製」と「㊦」押印 縮尺1/2

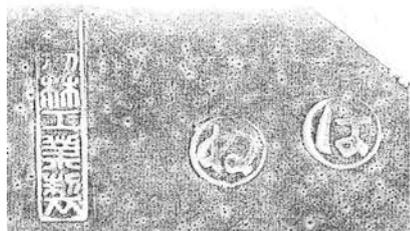


図2 側面に押された「信州林工業製」と「㊦、㊧」押印 縮尺1/2

から調査を開始した。なお、林工業窯跡資料については今後の調査予定であり、期を改めたい。煮繭鍋は、対象とする時代には煮繭分業が進み、線糸鍋に比して量が少なく、結果的に線糸鍋が中心となった。

地域名の信州であるが、製造所印銘が「信州」であることからこれを用いた。「信楽」については煩雑となるため、現甲賀市甲南町深川(増

澤商店製)を含め「信楽焼」という意味で使用した。「線糸鍋」と「線糸釜」の名称については、特許・実用新案で主体的に用いられる「線糸鍋」を用い、引用する場合にのみ「線糸釜」を用いた。

本稿は丸千組と林工業の窯跡や東海、関東甲信地方で使用された線糸鍋の調査により、信州産陶器製線糸鍋の特徴と分布把握を行うと共に、特許・実用新案³⁾やカタログを資料として用いる試みの中間報告である。

1. 生産地に残された線糸鍋

(1) 合名会社丸千組(伊那市高遠町)

① 窯跡資料

丸千組に関しては、上伊那誌や高遠町誌にもわずかな記載しかなく、上伊那誌人物篇(伊藤金太郎の項)によると「明治35年に丸千組を創始、始めは日用陶器の鉢、徳利、茶碗などを造っていたが、大正6年...中略...合名会社丸千組を組織し、美篁村笠原の地に製糸用線糸鍋に適した陶土のあることを知り、工場を増設して専心窯業に当たった」(上伊那誌編纂会1970)とされている。

丸千組窯跡(橋本2011)には、今も線糸鍋が多く残されているが、そのほとんどが土留め(鍋垣)に使用され、形状を確認できるものは極めて少ない。しかし、その中に



写真1 丸千組窯跡に積まれた線糸鍋(鍋垣)

「八二五五七特許YD式八二五五九」と記された線糸鍋(写真2)や「特許群工式」と記された線糸鍋(写真3)、外面に鉄泥で「尺四」と書かれた半月形線糸鍋(以下半月鍋と略す)(写真4)、を確認できた。また、父親が丸千組最後の職人であった方のお宅には、縁に鉄絵具で「群工式」と記した線糸鍋(写真5)や排水部脇に「㊦」押印のある半月鍋が所蔵されている(写真6)。窯跡で確認した側面の職工印と推測される押印(以下職工印と略す)は、「MA、MK、ス、㊦、伊、山、㊦、岡、阪、平、田、國、田、



写真2a 索緒箒用YD式線糸鍋



写真2c 側面の「㊦、㊧」押印



写真3a 「特許群工式」線糸鍋



写真3c
側面の「MA」
押印



写真2b 縁の文字と数字



写真3b
「特許群工式」
文字



写真4a 「㊦」押印半月鍋



写真4b 側面の「尺四」文字

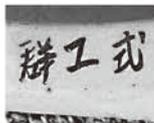


写真5b
「群工式」文
字

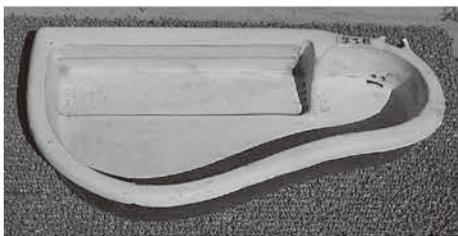


写真5a 「群工式」線糸鍋



写真6b
「㊦」押印



写真6a 半月鍋



写真6c 半月鍋側面の「二」
号筆書き



写真7～10 窯跡の「MK、ス、㊦、㊦」職工印

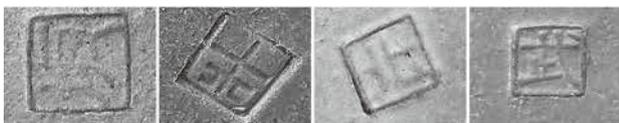


写真11～14 窯跡の「囧、囧、囧、囧」職工印

因)、多条線糸機に伴うと考えられる製品には円形枠内に「中山」印がある。半月鍋の側面に書かれた「尺四」は規格と考えられ、直線部の内法が、1尺4寸であった。これは後述するカタログに記載される5条線の規格である。

②高遠町歴史博物館、伊那市民俗資料館所蔵資料

高遠町歴史博物館所蔵のYD式線糸鍋(写真15)は、縁に鉄絵具による「八二五五七特許YD式八二五五九」の文字が記され、側面には「囧」と推定される押印がある。

伊那市民俗資料館所蔵線糸鍋には、長方形線糸鍋(写真16)があり、側面に「信州㊦組製」と「囧」の押印が認められた。他にも丸千組製と推定される線糸鍋が所蔵されるが、窯跡資料の確証がない。その中に、製造所印がなく、林工業製に特徴的な蒸気管2段、蒸気孔4段の線糸鍋(写真17)があり、円形枠内に「橋本」印が認められた。4段蒸気孔は、現時点で丸千組製と特定できる線糸鍋には認められない。他に『㊦線糸鍋型録』が高遠町歴史博物館に所蔵されるが、筆者所蔵のカタログと同一であった(㊦組 刊行年不詳b)。



写真15a 索緒常用YD式線糸鍋



写真15b
「昌」カ押印



写真16a 丸千組製の長方形線糸鍋



写真17b 円形
枠内に「橋本」押
印



写真16b 2箇所の「信州㊦組
製」押印と「囧」押印

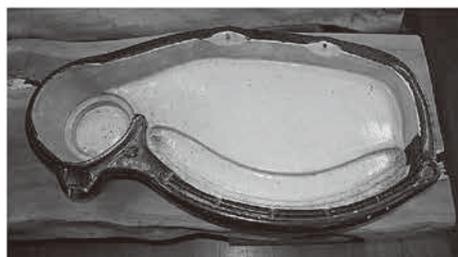


写真17a 蒸気
管2段、蒸気孔
4段の線糸鍋、
無銘で製造所不
詳

(2)林工業株式会社(上伊那郡辰野町)

辰野町誌によれば、林工業は大正13年に林豊次郎が創設し、豊次郎の長男、林 芳人が家業を継ぎ林陶社を設立⁴⁾して苦心の末、多条線糸鍋を発明したとされる(辰

野町誌1988)。無銘製品に林陶社製が含まれる可能性はあるが、「林陶社」印が現時点で確認できないため、本稿では林工業のみとして扱う。林豊次郎は合名会社丸千組を設立した際の一人でもあり、丸千組に比して後発である。丸千組の窯跡同様、石垣のように繰糸鍋を伏せて積んだ鍋垣が多く、形状が確認できる繰糸鍋の数は少ない。

鍋垣として積まれた繰糸鍋の中には、「信苧林工業製」の製造所印、側面には「㊦」、「㊧」職工印が認められる(写真19・20)。また、縁に「特許林式」の浮き文字も認められた(写真21)。辰野美術館所蔵資料でも同様の製造所印



写真18 林工業窯跡付近の繰糸鍋を伏せて積んだ鍋垣



写真19・20 「信苧林工業製」と「㊦」、「㊧」押印

と「㊦」、「㊧」職工印を確認している。辰野美術館には他にも繰糸鍋が所蔵され、窯跡を含め、調査を開始したところであり、詳細については期を改めたい。



写真21 「特許林式」文字

2. 消費地に残された繰糸鍋

(1) 長野県

①松本市歴史の里所蔵資料

昭和初期から平成7年まで下諏訪町で操業していた昭和興業製糸場が移築されている(松本市2008)。製糸場の諏訪式繰糸機に使用されている繰糸鍋は信州産で、縁に「㊦」押印(写真22)や「特許林式」(写真23)の浮き文字が認められる。設置された状態であり、側面の押印は確認できない。他には純水館で使用された繰糸鍋が1点存在し、縁に「㊦」、側面に「㊧」押印が認められた。また、側面には鉄泥で「純」と出荷先が記される(写真24)。諏訪式以外では、使用工場不詳の織田式10条繰糸機があり、5点の織田式繰糸鍋が存在する。これらのうち、繰糸機か

らはずれた状態(1点のみ)の鍋縁に「㊦」、「㊧」の浮き文字が認められる(写真25)。この繰糸鍋は、無銘の4点と形状や釉調が一致しており、「㊦」マークと釉調を根拠として丸千組製と判断した。なお、「㊦」マークがある繰糸鍋側面に押印は認められない。



写真22a 丸千組製半月鍋

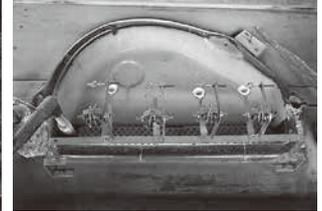


写真23a 林工業製半月鍋

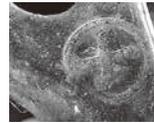


写真22b 「㊦」押印



写真23b 「特許林式」文字



写真24b 「㊦」押印



写真24c 「㊧」押印



写真24a 純水館使用半月鍋



写真24d 「純」文字



写真25b 「㊦」、「㊧」浮き文字



写真25a 丸千組製織田式10条繰糸鍋、「㊦」浮き文字がある

②須坂市立博物館、ふれあい館 まゆぐら所蔵資料

須坂市立博物館の常設展示に諏訪式繰糸機があり、繰糸鍋2点が設置されていた。いずれも排水部脇に「㊦」押印が認められ、1点の側面には「㊧」の押印が認められた。他に繰糸鍋が15点あり、6点は内法約1尺で、所蔵資料中最も古いと考えられる。いずれも押印はない。信州産であろう。次に古いと考えられるのは写真26で、内法尺2寸五分の鍋である。側面には長方形枠内に「山崎製」と「〇」押印が認められる。製造所は確認できていないが、松代焼の可能性はある。外吹き込み外排水の白釉半月鍋は2点あり、1点の側面に「信州㊦組製」と、「ス」と推定される押印がある(写真27)。縁に黒色釉又は青色釉を用いた半月鍋は6点あり、1点は信州産で製造所不明、2

点は丸千組製、3点は林工業製であった。製造所不明の鍋は、側面にヘラで入れたような「○」印が認められる。



写真26a 半月鍋

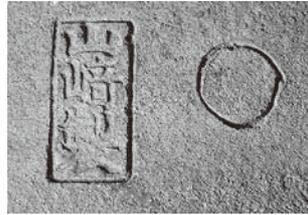


写真26b 長方形枠内に「山崎製、○」押印



写真27a 半月鍋
右 写真27b 側面の押印



写真28a 丸千組製半月鍋



写真28b・c 「㊦」と側面の円形枠内不明押印



写真29a 丸千組製半月鍋



写真29b・c 「㊦」と側面の「㊦」押印



写真30a 林工業製半月鍋



写真30c 側面の「信苧林工業製」と「○」押印



写真30b 「特許林式」文字

また、蒸気管は2段で蒸気孔は4段である。2点の丸千組製は共に排水部脇に「㊦」押印があり、側面には



写真31 煮繭鍋と押印

「㊦」と円形枠内に漢字一文字の押印が認められる(写真28・29)。林工業製の3点は、排水部脇に「特許林式」の浮き文字を施し、同一形状である。蒸気管は2段で蒸気孔は4段である。1点の側面には「信苧林工業製」、「○」の押印が認められる(写真30)。分業用煮繭鍋は信州産で製造所は不明である。長方形枠内に「㊦仕上」印を押している(写真31)。

ふれあい館 まゆぐらには、半月鍋2点、索緒部付き1点の計3点の線糸鍋が展示されている。写真32は縁に注水溝を有する半月鍋で、側面に「信州篠ノ井町 小松組 糸釜工場」、長方形枠内に「職工三津田」押印が認められる。側面に押される押印が職工印である可能性は従前から指摘されていたが、この印の存在は、新たな根拠となる。なお、『大正拾参年度版窯業銘鑑 全』には「更級郡篠ノ井町」「小松生糸取鍋製造所」が掲載されており(團1924)、両者の関係を含めて今後の調査が必要である。写真33は縁に黒釉を用い、蒸気管2段、蒸気孔4段である。製造所印はなく、側面に円形枠内に「長瀬」押印がある。この種の職工印で製造所が明確な資料がなく、今後の課題である。写真34は索緒部付きで、縁に鉄泥で「専売特許二二五七五」と筆



写真32 半月鍋と側面の製造所と長方形枠内に「職工三津田」押印



写真33b 円形枠内に「長瀬」押印



写真33a 製造所不詳の半月鍋



写真34a・c・d 線糸鍋と側面「チ、㊦」押印



写真34b 縁の「専売特許二二五七五」文字



書きされる。しかし、この番号は現時点で確認できていない。側面には「信州㊦組製」と「㊦、チ」印を押す。

③旧常田館製糸場（笠原工業株式会社）所蔵資料

25点を観察した。観察順に付した仮番号で紹介する。3と4は直線部内法が尺2寸7分ほどの半月鍋である。4の側面には「林」押印がある（写真35）。信州産と考えられるが製造所は不明。1・2・5～14・22は排水部脇に「㊦」又は側面に「信州㊦組製」押印が認められる。職工印は「㊦、國、圈、匱」のほか、方形枠内に判読不能文字が存在する（写真36）。

15～17・20は索緒部付きの鍋で、吹き込み口付近に鉄絵具で「〇二」と記される。3点の側面に「㊦、匱」印が押される。印銘と大きさ、形状から丸千組製と判断される（写真37）。18・19も索緒部付きの鍋であるが、1点の側面に「信苧林工業製」の製造所印と「㊦」、「㊦」の職工印が押される。他の1点に押印はない（写真38）。21は織田式10条線糸鍋で、縁に「田」カ、と菱形枠内に不明マークの浮き文字がある。側面には長方形枠内に「信苧林工業製」と「㊦」印が押される（写真39）。25も織田式10条線糸鍋であるが、縁はやや丸味を帯び、両側の縁は中央部で傾斜して手前側が低くなる。側面には方形枠内に漢字と推定される押印がある（写真40）。職工印や縁形状の特徴から丸千組製であろう。23の半月鍋は、信楽産の可能性を考えている。押印は認められない。24は増澤式多条線糸機用と考えられる鍋で信楽産である。



No. 71

特許満留安式2号型線糸鍋

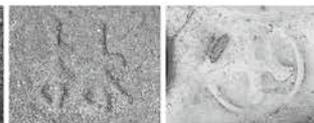
- A 四條線用 1.3尺
- B 五條線用 1.4尺
- C 六條線用 1.5尺

図3 満留安カタログの規格、1.4尺は5条線用

常田館製糸場では、大正14年に「一部5緒に改造」しており、昭和7年に「座線4緒は改良され5緒一部6緒」となっている。また、昭和11年には「座線全部6緒」となっている（百周年記念刊行委員会2000）。半月鍋1・2・5～14・22の直線部内法は1尺4寸である



写真35a 半月鍋No.4



左 写真35b 「林」押印
右 写真36b No.2の「㊦」押印



写真36a 半月鍋No.5～9

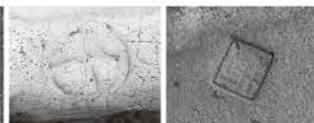


写真36c・d 「㊦」と側面の「匱」押印

（写真36）。この寸法はカタログの記載から5条線りであることが分かるので（図3）、これらは大正14年から昭和



写真36e 側面の「信州丸㊦組製」と「匱」押印



写真36f 「信州㊦組製」と「匱」押印



写真36g 出荷先の文字



写真37c 側面の「㊦」押印



写真37a 線糸鍋 No.20



写真37b 縁の「〇二」文字

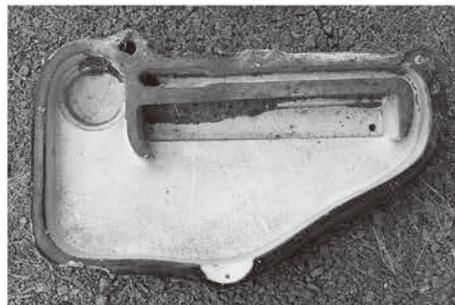


写真38a 線糸鍋 No.18



写真40b 側面の方型区画内に不明文字押印



写真38b 側面の押印



写真39b 林工業製線糸鍋No.21縁の浮き文字

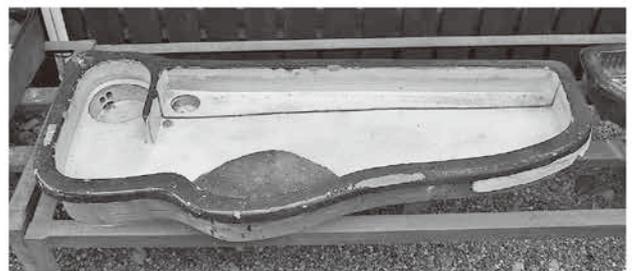
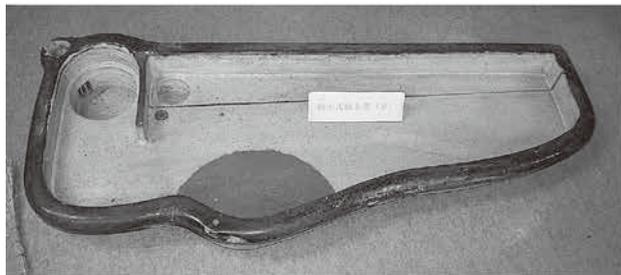


写真39a 林工業製織田式10条線糸鍋 No.21

7年の間に導入された可能性が高い。3・4の半月鍋は昭和7年以前に使用されなくなった4緒用であろう(写真35)。6緒の時代は索緒部付の15~17・20が使用されて



ていたと推測される。なお、18・19(写真38)については5緒か6緒か判断しかねるが、全体として同一会社における導入年代をうかがい知ることができる資料群である。



上 写真39c 林工業製織田式10条線糸鍋 No.21の側面押印
下 写真40a 織田式10条線糸鍋 No.25

④丸子郷土博物館所蔵資料

YD式線糸鍋の調査を中心とした。YD式は旧丸子町に所在した依田社によって考案された製糸品に付された名称である。

写真41は内面から縁にかけて白釉を施す。蛹溝は認められない。縁に「特許YD式」、排水部付近の側面に「㊦」の押印。索緒部と蒸気吹き出し部との隔壁を設けない。写真42は全体形状と使用釉は41と同じである。索緒部と蒸気吹き出し部間に隔壁を設ける。索緒部目皿受けを作出する。41との違いは蛹溝と縁の「八二五五七特許YD式八二五五九」筆書きである。側面2箇所に「㊦」印を押す。写真43は42とほぼ同じ形状であるが、蛹溝側に目皿を受ける段を設ける。縁の番号等は汚れて判読できないが、形状からYD式線糸鍋である。側面に「ス ス」と考えられる印を押す。写真44は42とほぼ同じ形状で、「八二五五七特許YD式八二五五九」の筆書きがある。側面の押印は認められない。写真45は蛹溝を有し、内面から縁まで白色釉を施す。縁に「八二五五七特許YD式八二五五九」と記載する。側面の2箇所に「㊦」押印がある。写真46は縁に「八二五五七特許YD式八二五五九」の印を押し、黒釉をかけている。また、拡張部を設け、索緒部も奥側に若干張り出し、排水部を右手前側に設置するなど、白色釉のみの鍋と形状が異なる。側面に「㊦」の押印がある。写真47は形状が46と同じである。縁の押印銘は不鮮明であるが、「八二五五七特許YD式八二五五九」であろう。写真48は全体形状が46・47に似るが、手前左側縁の注水溝がない点が異なる。縁に鉄絵具で「八二五五七特許YD式八二五五九」と記す。側面の押印はない。煮繭鍋は分業

用(写真49)と兼業用(写真50)各1点を調査し、信州産と推定される兼業用の側面には長方形枠内に「四十四年製」印があり、明治44年製と考えられる。分業用煮繭鍋の側面には「信州㊦組製」印が逆位と正位で押されている。また、「せ戸」押印も認められる。鉄泥による筆書きで「尺一」と内法尺1寸という分業用の規格を記している。

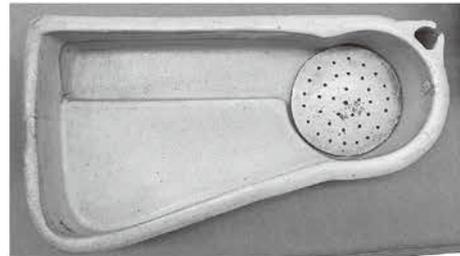


写真41a 索緒帯用YD式線糸鍋



写真41c 側面の「㊦」押印

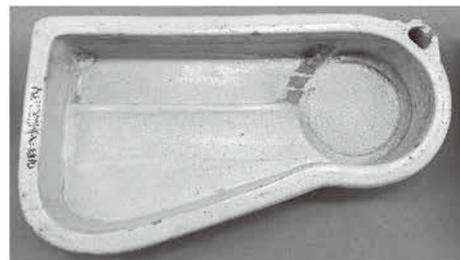


写真42a 索緒帯用YD式線糸鍋



写真41b 「特許YD式」押印

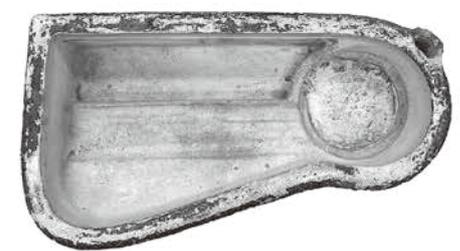


写真43a 索緒帯用YD式線糸鍋

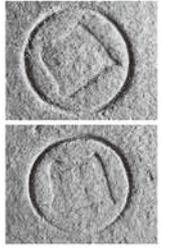


写真42c・d 「㊦」押印

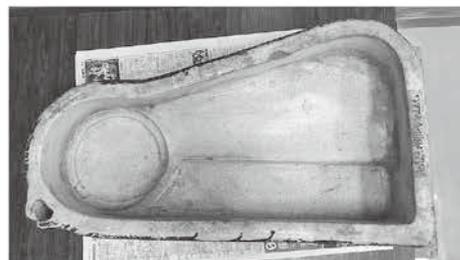


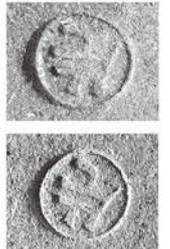
写真44a 索緒帯用YD式線糸鍋



写真43b 「ス、ス」押印



写真45a・c・d 索緒帯用YD式線糸鍋と側面「㊦、㊦」押印



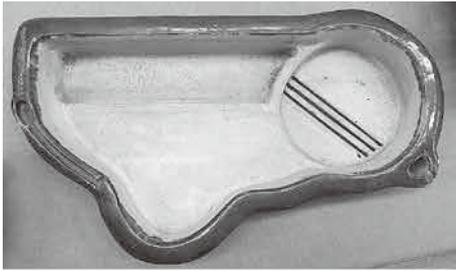


写真46a 索緒機用YD式繰糸鍋



写真46c 「園」 押印



写真42b YD式文字



写真44b YD式文字



写真47a 索緒機用YD式繰糸鍋



写真47c 「園」 押印



写真50a 兼業用煮繭鍋



写真48a 索緒機用YD式繰糸鍋



写真50b 長方形枠内に「四十四年製」押印



写真49a 分業用煮繭鍋



写真49c 「せ戸」押印

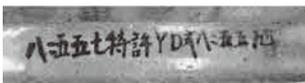


写真45b YD式文字



写真49b 「信州⑤組製」押印



写真46b YD式押印



写真47b YD式押印



写真48b YD式文字

鍋類以外では、丸千組の『繰糸鍋型録』や丸子工業株式会社(以下丸子工業と略す)のパンフレット、YD式に関する写真が所蔵される。

⑤岡谷蚕糸博物館 シルクファクトおかや所蔵資料

所蔵数が多く、資料調査は今後も継続する予定であるが、一部を紹介する。常設展示品の織田式10条繰糸機の鍋は、丸千組製と判明する資料とは細部が異なるが、林工業製鍋とは明らかに異なる。基準資料が各1点しかない状態であるが、現時点では丸千組製の可能性を考えたおきたい(写真51)。同じく展示品の「諏訪式6条繰糸機」に設置される鍋は、排水部脇の「㊦」押印から丸千組製であることがわかる(写真52)⁹⁾。

他には、平成30年1月から4月に行われた繰糸鍋収蔵品展で展示された資料中に、張り出しの弱い自動索緒機用YD式繰糸鍋(写真53)があり、側面に「園」印が押される。増澤商店の深川製陶所製と考えられる繰糸鍋も存在し写真54は増澤商店製「44号繰糸鍋半沈繰六條繰用」(図4)と同型である(増澤商店 刊行年不詳b)。また、写真55は「3063」の実用新案番号から、増澤亀之助(増澤商店)を出願人・考案者として昭和4年に出願公告がなさ



写真51 織田式10条繰糸機の陶器製繰糸鍋

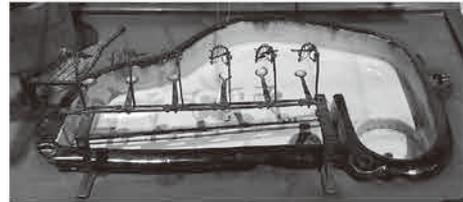


写真52a 諏訪式6条繰糸機の鍋



写真52b 諏訪式6条繰糸鍋の「㊦」押印



写真53a 自動索緒機用YD式繰糸鍋



写真53c 「園」 押印



写真53b YD式繰糸鍋の文字と数字



写真55b 「実用新案第三〇六三号」

れた線糸鍋であることが判明した⁶⁾。



写真54 増澤商店新カタログに掲載される線糸鍋と同型の線糸鍋



写真55a 縁に実用新案番号が記される変形半月鍋



図4 増澤商店新カタログ掲載の「44号線糸鍋半沈線六條線用」

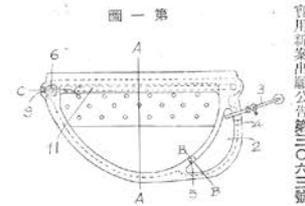


図5 写真55の実用新案図と実物とは細部が異なることがある

⑥市立岡谷図書館所蔵資料

大正6年から「滋賀県甲賀郡寺庄村深川駅前」の深川製陶所で鍋類を生産していた増澤商店のカタログが所蔵されている(増澤商店刊行年不詳a)(以下旧カタログと略す)。このカタログには発行年が記されないが、大正11年に開催された平和記念東京博覧会の記載があること、掲載される大正10年施行の国有鉄道貨物運賃及料金規則が、大正15年7月には新たな国有鉄道貨物運送規則が制定され、同年10月には施行されている。従って、刊行は大正11年から大正15年の間である。

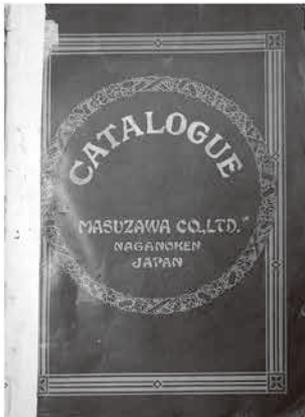


図6 カタログの表紙

(2) 山梨県

①南アルプス市所蔵資料

旧花輪製糸場で使用されていた線糸鍋2点が所蔵されている。1点は半月鍋で、排水部脇に「特許林式」の浮き文字がある。蒸気管は2段で蒸気孔は4段である。側面には長方形枠内に「信岳林工業製」と「㊀」の印を押す(写



写真56a 特許林式半月鍋



写真56b 「特許林式」文字

真56)。もう1点は索緒部を有する鍋である。製造所印や職工印は認められないが、信州産の可能性を考えている(写真57)。



写真57 索緒分業線糸鍋



写真56c 側面の製造所と職工印

②南岳荘清水製糸場 清水禎次郎氏所蔵資料

現南アルプス市の南岳荘清水製糸場(昭和20年～昭和43年頃⁷⁾)で使用されていた半月鍋3点(写真58～60)、煮繭鍋2点を観察した。細部は異なるが、3点共に外吹き込み、外排水の半月鍋である。製造所印や職工印は認められない。信州産の可能性が高く、蒸気管2本、蒸気孔4段という特徴は林工業製に認められる。無印の4段蒸気孔を有する線糸鍋は、丸千組製か林工業製か、それとも林工業から林陶社へと社名変更した後の製品かが問題となる。これらの資料は、使用開始年代が新しく、製造所や職工印を省略する時期を考えるうえでも重要である。



写真58～60 製造所印と職工印のない半月鍋

②中央市豊富郷土資料館所蔵資料

線糸鍋は2点所蔵され、写真61は個人収集品で使用場所不詳の半月鍋である。内法は尺3寸で、側面に「信州㊀組製」印と不明押印がある。写真62は韮崎市内で使



写真61a・b 半月鍋と「信州㊀組製」と「XK」押印



用されていた半鍋型で、内法が尺9寸ほどの大型品である。側面には円形枠内に「橋本」印を2箇所を押している。蒸気管は2段、蒸気孔は4段である。信州産で製造所の特定が今後の課題となる製品である。また、線糸鍋以外に増澤商店のカatalogが所蔵されている(増澤商店 刊行年不詳b) (以下新カタログと略す)。このカタログには発行年が記載されないが、大正15年7月制定、同年10月施行の国有鉄道貨物運送規則の抄録が掲載されていること、昭和4年12月にはメートル法を用いた貨物運送規則が制定、翌5年4月に施行されていることから、発行は大正15年から昭和4年未頃の間である。



図7 増澤商店のカタログ表紙



写真62a 製造所不詳半月鍋

写真62b ふたつの円形枠内に「橋本」押印

(3) 東京都

①羽村市郷土博物館所蔵資料

昭和6年創業の西玉社で使用された線糸鍋2点以外に線糸鍋1点、分業用煮繭鍋1点の計4点が所蔵されている。西玉社で昭和10年頃使用されていたとされる索緒付き線糸鍋(写真63)には「特許林式」の浮き文字があり、蒸気管は2段、蒸気孔は4段である。側面の押印はない。写真64は西玉社で使用されたとされる半月鍋である。側面には「信州⓪組製」と「⓪」と「⓪」押印がある。写真65は緑に黒釉をかけた半月鍋で排水部脇に「⓪」の押印があ



写真63a 「特許林式」線糸鍋

写真63b 「特許林式」



上・右 写真64a・b 半月鍋と押印

写真64c 「⓪」押印

る。側面には「⓪」職工印を押す。煮繭鍋は内径尺5分の分業用で、側面に「信州⓪組製」、「K」の押印がある(写真66)。



写真65a 丸千組製半月鍋

写真65b・c 「⓪、⓪」押印

写真66a・b・c 分業用煮繭鍋、「信州⓪組製」と「K」押印

②東京農工大学科学博物館所蔵資料

実習機として使用された線糸機2釜が展示されている。膳台横に「長野県岡谷 合資会社 増澤商店製作」のプレートがある。線糸鍋は釉調から信楽産と推定され、深川製陶所製と考えるのが妥当であろう。側面をスコープカメラで観察した結果、1点に「⓪」、「⓪」、方形枠内に「⓪」押印を確認できた⁸⁾。今回調査対象とした地域において、確認できた数少ない増澤商店製線糸鍋である。



写真67a 増澤商店製線糸機に設置された線糸鍋

写真67c 側面の「⓪」押印



写真67b 膳台横に取り付けられた増澤商店のプレート

写真67d 側面の「⓪、⓪」押印

(4) 群馬県

①安中市所蔵資料

碓氷社で使用されていた線糸鍋と煮繭鍋各1点(佐野

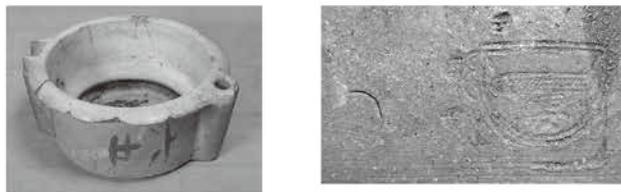


写真69a 煮繭鍋

写真69b 側面の鍋マーク

2014)と使用工場不明の線糸鍋 1 点が所蔵される。碓氷社で使用されていた線糸鍋は 4 条線りと考えられる。側面に「信州㊦組製」と「㊦」押印が認められる(写真68)。写真69の兼業用煮蕪鍋側面には鍋マーク印が押され、信楽産である。側面には鉄泥により「六五」と筆書きされる。他の 1 点は縁に黒色釉をかけ、側面には「信州㊦組製」と「T」の印を押す(写真70)。



写真68a 丸千組製半月鍋



写真70a 丸千組製半月鍋



右・中央
写真68b・c
側面の
「信州㊦組
製」2箇所
と「㊦」押印
左
写真70b
「信州㊦組
製、T」押
印

②藤岡市所蔵資料

宏文館製糸場で使用された 2 点のうち、1 点は自働索緒機用 YD 式線糸鍋で、縁には「八二五五七 特許 YD 式 八二五五九」と筆書きされる(写真71)。側面の押印は「TK」である。もう 1 点は、昭和16年に実用新案出願公



写真71a 索緒機用 YD 式線糸鍋



写真71c 側面の「TK」押印



写真71b 文字と数字



写真73c 「田、田」押印

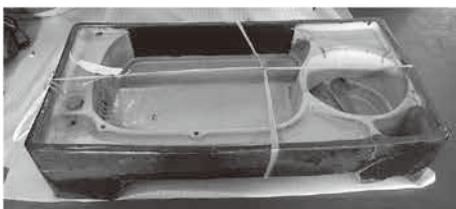
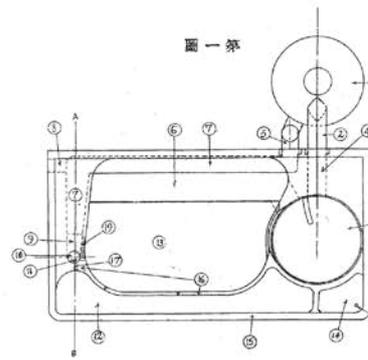


写真72a 信楽産の線糸鍋



写真72b 側面の鍋マーク押印



昭和十六年實用新案出願公告第四三七一號

図8 写真72線糸鍋のものと考えられる実用新案公告第4371号第1図

①は湯沸器、写真72aは図の下側方向から撮影している



写真73a 「崎」と記された線糸鍋



写真73b 縁に鉄絵具で筆書きされた「崎」の文字

告がなされた線糸鍋(写真72)で、出願人・考案者は長田桃蔵である。この線糸鍋は湯沸器に連結する構造で、側面には不鮮明な鍋マークが認められ、信楽産であることは間違いない。使用工場不詳の線糸鍋 1 点は索緒部脇に鉄絵具で「崎」と筆書きされる(写真73)。側面の印は「田」を 2 箇所に押す。釉調と職工印の特徴から丸千組製の可能性を考えている。

③甘楽町歴史民俗資料館所蔵資料

1 点所蔵され、使用工場は不明である。索緒部付きの鍋で、索緒部脇の縁に「㊦」印を押す。側面の押印は認められない。全長は内法で約 2 尺 3 寸である。蒸気管は 1 段で蒸気孔は 2 段である。

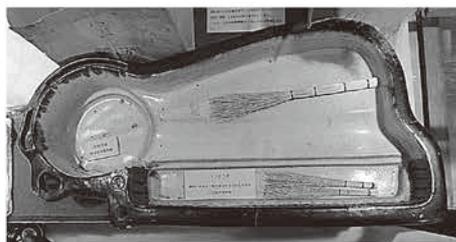


写真74a 丸千組製線糸鍋



写真74b 縁の「㊦」押印

④富岡市(旧富岡製糸場出土資料)所蔵資料

詳細は発掘調査報告書等(片野2013、今井ほか2014、片野ほか2016、塚越2018)に譲るが、側面に鉄泥による筆書きで出荷先「原」を記した半月鍋が知られている(写真75)。1 部の不明品を除き信楽産である。なお、未発表資料中に 1 点増澤商店製の半月鍋が存在し(写真76)、側面の長方形枠内に「増澤製貳」押印が認められる。また、縁には「〇」押印が認められる。底面全体に目皿を置くタイプで、カタログに沈線用鍋と記されるものである

(増澤商店 刊行年不詳a・b)。内法尺2寸と小さく、他地域で調査した繰糸鍋に比して導入年代が古い可能性が高い。信楽産比率が高い理由については今後の課題である⁹⁾。



写真75a 信楽産半月鍋



上 写真76a
信楽産半月鍋

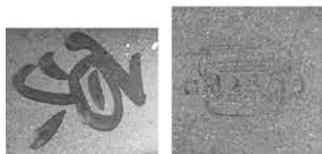


写真75b・c 側面の鉄泥による「原」文字と鍋マーク押印



左 写真76b
「増澤製貳」押印

(5) 埼玉県

①入間市博物館所蔵資料

石川組製糸と関係のあるところから寄贈された繰糸鍋3点(三浦ほか2017)と石川組製糸との関係がなく、製糸工場も営んでいなかった方からの寄贈品1点が所蔵される。石川組製糸関連の繰糸鍋では、索緒部脇に鉄絵具による筆書きで「石川」と記されたものが1点存在する(写真77)。製造所印はないが、側面に「㊟」と円形枠内に不

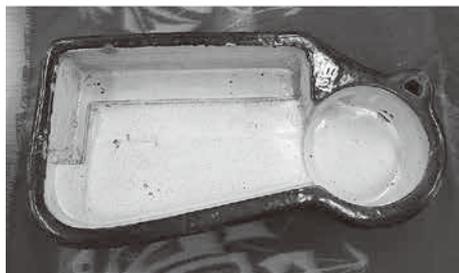


写真77a 「石川」と記された繰糸鍋



写真77b 縁に記された「石川」の筆書き



写真77c・b 「㊟」と不明印

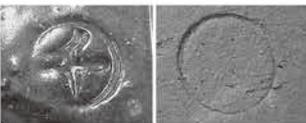


写真78b・c 「㊟、○」印



写真78a 丸千組製繰糸鍋



写真79b・c 二つの「㊟」押印

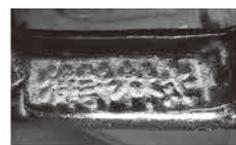


写真80b 「特許林式」浮き文字



左上 写真79a
繰糸鍋

左 写真80a
林工業製繰糸鍋

鮮明で判読不能文字印が押される。写真78は索緒部脇に製造所印「㊟」が押される。側面には「○」が押される。蒸気管、蒸気孔共に1段である。写真79は他と異なる形状である。金属の蒸気管を索緒部から挿入したようである。製造所印はないが、職工印は丸千組製品に認められる「㊟」が2箇所押されている。

使用工場不明の写真80は縁に「特許林式」の浮き文字があり、蒸気管、蒸気孔共に1段である。全長は内法で2尺7寸弱と大型品である。側面の押印は認められない。

②片倉シルク記念館所蔵資料

2種3点の繰糸鍋と1種2点の煮繭鍋が所蔵される。埼玉県内で使用されたものである。写真81は索緒部付きの鍋で、製造所印は認められないが、側面に「㊟」押印が認められる。釉調や職工印から丸千組製と考えられる。他には玉糸用繰糸機が2釜存在する。繰糸鍋2点の形状は異なるが、少なくとも写真82は釉調と重ね焼き痕から信楽産である。セットされた状態のため側面は観察不可能で、隙間から観察した範囲内に押印は認められない。玉糸製糸の兼業用煮繭鍋は、使用時の付着物があり生産地不明である。



写真81a 丸千組製と考えられる繰糸鍋



写真81b 側面の「㊟」押印

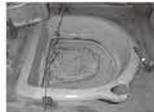


写真82 信楽産玉糸繰糸鍋

(5) 栃木県

①新井家ふるさと記念館所蔵資料

旧新井製糸所(熊倉1987)。で使用された繰糸鍋4点と兼業煮繭鍋1点が所蔵される。写真83の半月鍋は内法尺4寸で5条繰りである。押印は認められないが、丸千組



写真83 半月鍋

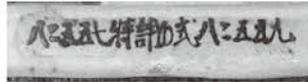


写真85b YD式等の文字



写真86b YD式等の押印



写真84a 丸千組製繰糸鍋



写真84b 縁の「㊦」押印

製の可能性がある。写真84は索緒部脇に「㊦」の製造所印がある。蒸気管は1段、蒸気孔は2段である。他の2点はYD式繰糸鍋である。写真85は縁に鉄絵具による筆書きで「八二五五七特許YD式八二五五九」と記される。蛹溝があり、金属製目皿をはめ込む溝がある。写真86も蛹溝があるが、目皿を乗せる突起を持つ点が異なる。縁に「九一三三五特許YD式八二五五九」の印が押される。煮繭鍋は兼業用1点で側面に鍋マークなどの押印があり、信楽産である。

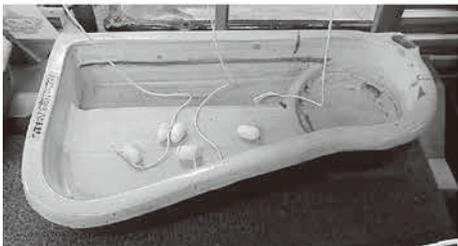


写真85a 索緒部用YD式繰糸鍋



写真86a 索緒部用YD式繰糸鍋

(6) 愛知県

①豊橋市民俗資料収蔵室(豊橋市美術博物館)所蔵資料総数を確認していないが、繰糸鍋と煮繭鍋数十点のほとんどが玉糸製糸用である。展示品の繰糸鍋と収蔵庫内の半月鍋2点を中心に調査した。隅丸方形の玉糸用繰糸鍋の生産地は不明であるが、円形の玉糸用繰糸鍋はすべて信楽産である。押印には「ナベヨ枝町工場」、「江州信楽 ナベヨ製」、鍋マーク内に「要」、鍋マーク内に「江州信楽長野 日」がある。側面には鉄泥による筆書きで「五分深」と規格が記される資料もある。また、側面に鉄泥により「六五」と筆書きされる煮繭鍋が複数ある。不明品を除くすべての玉糸用鍋が信楽産であり、大正から昭和

にかけての玉糸用鍋生産は信楽主体であったと考えられる¹⁰⁾。半月鍋の2点はいずれも押印がなく、信州産の可能性を考えているが、再検討が必要である。写真92は側面に鉄泥による筆書きで「尺七」と規格が書かれ、採寸でも尺7寸であった。



左から 写真87~90a 玉糸用繰糸鍋



写真90b 「ナベヨ枝町工場」押印



写真91 信楽産玉糸用繰糸鍋の押印
左上は88、左は89の押印



写真92 無銘半月鍋



写真93 無銘半月鍋

②岡崎市美術博物館所蔵資料

三龍社旧製糸工場解体時に工場床下から発見された繰糸鍋5点が収蔵されている。5点のうち3点が半月鍋、2点が索緒部付き鍋である。3点の半月鍋は、林工業製で、排水部脇の縁に「特許林式」の浮き文字がある(写真94~96)。蒸気管数は確認しづらく不明であるが、蒸気孔は2段のようである。1点の側面には長方形枠内に「信苧林工業製」、「㊦」押印がある。他の1点は長方形枠内に「信苧林工業製」押印のみ、残る1点は側面の押印なしであった。

2点は自動索緒機用の繰糸鍋である。細部が異なる



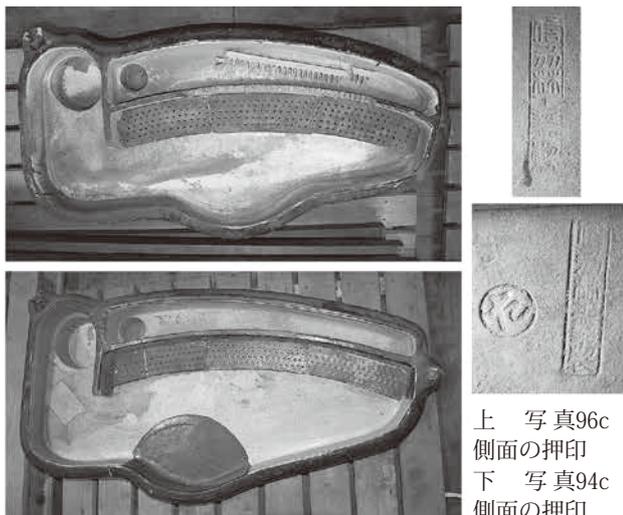
写真94a・95a 「特許林式」半月鍋



上から写真94b~96b 「特許林式」浮き文字



写真96a 「特許林式」半月鍋



上 写真96c
側面の押印
下 写真94c
側面の押印

写真97・98 「中原式」とされる繰糸鍋

が、同じ繰糸機の鍋と考えられる(写真97・98)。『三龍社旧製糸工場に関する産業遺産の調査研究報告』によると「昭和27・8年頃に使用していた中原式のもの」(三龍社1992)とされる。信州産の可能性が高い。

③豊田市近代の産業とくらし発見館所蔵資料

加茂蚕糸で使用されていた繰糸鍋2点が所蔵される。写真99の半月鍋は押印がないが、釉調から丸千組製の可能性を考えている。写真100は押印のない織田式10条繰糸鍋である。釉調と縁の形状が松本市歴史の里所蔵品に近似し、丸千組製の可能性が高い。

加茂蚕糸関係では、『織田式十條立繰機械 繰糸技術の手引』という小冊子も所蔵される。奥付によると、著述が織田吉蔵で、昭和31年に諏訪市のタカセ商会が発行している。これにより、織田式導入に際し、諏訪の業者が関わっていたことが判明する。また、考案者自身が特徴や索緒、接緒、繰湯温度、釜加減などについて述べてい



写真99 無銘半月鍋



写真100 丸千組製の可能性が高い織田式10条繰糸鍋

る(織田1956)。そのため、特許明細書¹¹⁾と共に織田式に関する基本文献といえる。加茂蚕糸の製糸工場では、昭和31年に「織田式多条繰糸機二十四釜」を増設しており、その際の手引き

であろう。また、昭和29年に「増澤式座繰機より、織田式多条繰糸機に改造(九十五釜)」しており(加茂蚕糸の歩み1995)、昭和29年以降の導入が確認できる点も重要である¹²⁾。

④石川繊維資料館

豊橋市内や東三河で使用された資料である。索緒部付きの繰糸鍋(写真101)に押印は認められないが、胎土や釉調から信楽焼であろう。蒸気管1段、蒸気孔共に1段である。繰湯温度調節の水を縁から取り入れ、目皿下へ出口を設ける構造である。写真102の半月鍋は直線部の縁に黒釉を施している。底面全面を目皿で覆う沈繰用とされる繰糸鍋である。側面には信楽の「ナベヨ枝町工場」印が押される。写真103は玉糸用か沈繰用繰糸鍋であるが、側面の押印から信楽産と判断される。



写真102b 側面の押印



写真103b 側面の押印

写真101 押印のない繰糸鍋



写真102a 信楽産繰糸鍋



写真103a 信楽産繰糸鍋

3. 成果と今後の課題

(1) カタログ

今回の調査で丸千組の繰糸鍋カタログ2種、満留安合資会社(以下満留安と略す)のカタログ1種、丸子工業のカタログ1種、同社のパンフレット1種、増澤商店のカタログ2種を確認した。

丸千組のカタログでは、刊行年順に丸子郷土博物館所蔵『繰糸鍋型録』(㊦組 刊行年不詳a)、高遠歴史博物館と筆者所蔵の『㊦繰糸鍋型録』(㊦組 刊行年不詳b)となる。前者のカタログには、改良半月鍋9種とYD式繰糸鍋1種の計10種の略図が掲載される。このカタログの前文には、煮繭は兼業煮繭より分業煮繭に、繰糸は4条繰りから5条、6条へと時代の要求が変わってきていて、旧式品は一扫されねばならぬ時期が到来したと記している。掲載している改良半月鍋の特徴は以下の5点となる。

1. 曲線部側を拡張したり狭めたりした変形半月形。

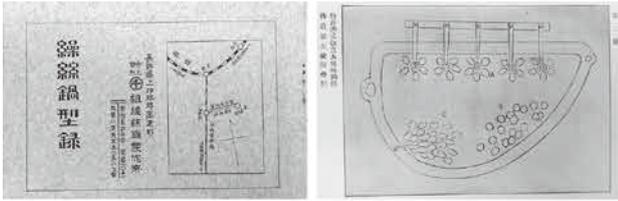


図9 ④組「線系鍋型録」表紙と改良線系鍋

2. 曲線部側を上げ底として、旧来の4条線り相当の湯量で5条線りが可能。(燃料の節約)
3. 長形目皿の傾斜設置により、落緒繭を集中させる。
4. 蛹溝の設置。
5. 注水溝を設け温度調節を容易にする。

カタログの刊行年代は大正末から昭和初期頃と推定され、記載内容から改良型主体へと生産が移行した時期と考えられる。上記改良点の開始時期は不明であるが、大正3年の有賀春太郎線系鍋製造所広告写真(中央蚕糸新聞社1914)には、内吹き込み内排水の半月鍋が3点写っており、他の1点は外吹き込み外排水に見える。いずれも変形ではなく、縁の黒色釉は認められない(図10)。

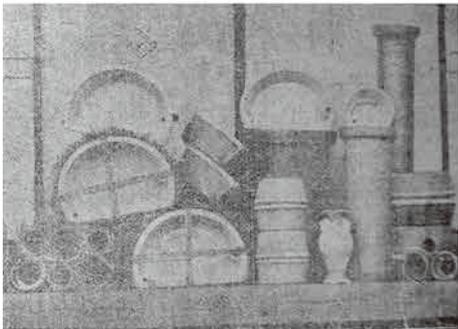


図10 『諏訪製糸工業地案内』(大正3年)に掲載された線系鍋製造所の広告写真

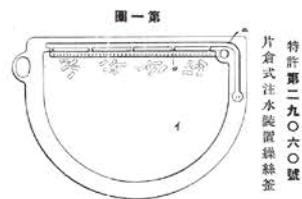


図11 「片倉式注水装置線系釜」



図12 大正11年「滋賀県」の出品物

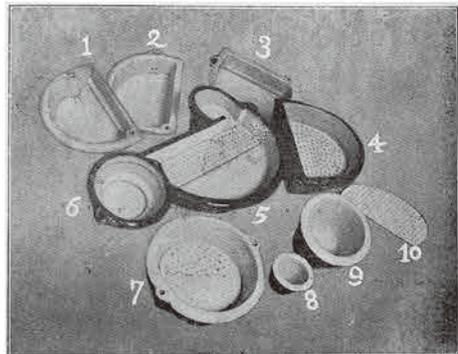


図13 増澤商店旧カタログ掲載の線系鍋と煮繭鍋



図14 増澤商店新カタログ掲載の線系鍋(1点は煮繭鍋)

溝は後述するYD式線系鍋の大正12年出願の実用新案に記載がある。半月鍋の縁に設ける注水溝は、片倉直人が大正5年に特許を取得した「片倉式注水装置線系釜」に認められ(図11)、この頃が開始時期であろうか。信楽産では、大正11年に開催された平和記念東京博覧会の出品写真帖(平和記念東京博覧会1922)に分業用煮繭鍋や縁を黒ない茶色に塗った半月鍋が写っている(図12)。

増澤商店では同様な体裁で新旧2種のカatalogが存在する。旧Catalog(増澤商店 刊行年不詳a)に掲載された線系鍋は、半月鍋5点、丸鍋1点の計6点で、丸形は玉糸製糸用である。半月鍋は3点が浮線用、目皿付き2点が沈線用と記される。沈線用2点の縁は黒か茶色釉を施している(図13)。これに対し、新Catalog(増澤商店

刊行年不詳b)では、陶器製23点、金属製線系鍋2点の25点と増加している。陶器製の内訳は、浮線用半月鍋4点、半沈線用半月鍋(半目皿付)3点(方形に近い鍋1点含む)、沈線用半月鍋(目皿付)4点、玉糸線系鍋2点、索緒分業用陶器製線系鍋10点、同金属製2点である(図14)。増澤商店においても、新Catalogでは半月形の変形鍋が新たに掲載されている。また、半沈線用半月鍋と索緒分業用線系鍋(索緒部付き)が新たに加わると共に、

注水溝を有する鍋も掲載されている。

増澤商店の新旧カタログにみる線糸鍋の形態と数量変化は、丸千組の『線糸鍋型録』記載とも一致し、大正10年頃から昭和十桁頃の間が索緒分業線糸鍋や改良半月鍋生産の本格化、半月鍋を含む線糸鍋の種類増加(多様化)という点において、線糸鍋の歴史における画期と言えるのではないだろうか。

話を丸千組に戻すが、満留安のカタログには、『㊦線糸鍋型録』と同じ写真を掲載して「弊社陶器製作部 高遠工場」(満留安 刊行年不詳)としている(図16)。このカタログは、丸千組が満留安線糸鍋をOEM的に供給していたことの証しとなる。この事実を示すように、カタログ掲載の「満留

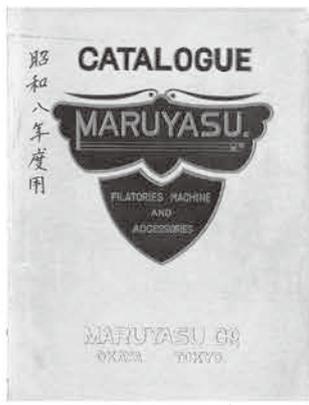
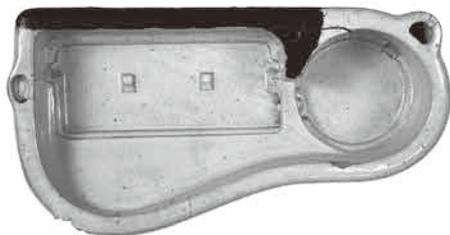


図15 満留安カタログの表紙



図16 左が丸千組作業場1部、右が満留安高遠工場1部



左 写真104a丸千組窯跡で確認した線糸鍋

左下 図17 満留安式10号型線糸鍋



No. 77
特許満留安式10号型線糸鍋
内径 1.9尺乃至 2.0尺



写真104bc 側面の「信州㊦組製」と「㊦、㊧」押印

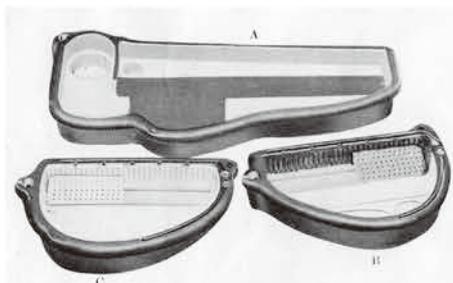


図18 ㊦線糸鍋カタログの1部、上は織田式10条線糸鍋、半月鍋は左右を広げたものとなっている

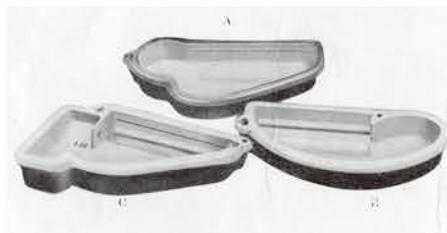


図19 ㊦線糸鍋カタログの1部、中央上が群工式、右が㊦式、左が特許島工式



図20 ㊦線糸鍋カタログの1部、中央上が特許島工式、右が群工式、左が特許出願㊦式

安式10号線糸鍋」と同型品が窯跡に残っていた(写真104、図17)。他に『㊦線糸鍋型録』には索緒部の位置が異なる2種の「群工式」線糸鍋が掲載されるが、窯跡では文字の違いはあるものの、1種確認できたのみである。このカタログには、島工式や㊦式、KC式などの線糸鍋も掲載されるが(図18~20)、現時点で窯跡、消費地共に確認できていない。このように、窯跡で確認できる数量が少ない現状にあって、カタログは窯跡資料の不足分を補完しうるのみでなく、OEM的供給の実態把握には不可欠な資料といえる。

また、カタログを調査する中で、線糸鍋や煮繭鍋の規格についても確認することができた。図3には満留安のカタログに記された半月鍋の規格を示したが、増澤商店の新カタログにも同様の規格が記されており、代表的な規格を列記すると以下ようになる。

- 半月鍋：4条線用 内径 1尺3寸
- 5条線用 内径 1尺4寸
- 6条線用 内径 1尺4寸
- 分業煮繭鍋：寸法内径 1尺0.5分乃至1尺1寸
- 兼業煮繭鍋 (並型)：寸法内径 5寸5分乃至6寸
- 兼業煮繭鍋 (両外付)：寸法内径 6寸乃至7寸



図21 増澤商店新カタログ掲載の半月鍋、煮繭鍋等の部分

冷鉢：内径6寸深さ5寸

先に紹介した繰糸鍋や煮繭鍋のなかにも、これらの規格に合致する寸法が記された製品があり、実測値とも一致している。また、この規格が記された製品を信楽町地内でも確認しており、信楽産と信州産は共通の規格表示も存在したようである。

(2) 丸千組と林工業の比較

林工業は現時点でカタログが確認できず、同一レベルでの比較ができない。そこで、特許・実用新案で両者の違いを比較してみたい。昭和15年以前の繰糸鍋では、丸千組と林芳人(林工業)が取得した実用新案出願公告年と名称は以下ようになる。

- ・丸千組
昭和7年：「繰糸鍋」
昭和9年：「集緒機台取付装置を有する繰糸鍋」
 - ・林 芳人(林工業)
昭和2年：「繰糸鍋」
昭和3年：「電熱用繰糸鍋」・「検液装置付製糸鍋」・「繰糸鍋」・「蒸気挿入管と接続すべき口具付繰糸用鍋」・「製糸用鍋」
昭和4年：「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「補充湯加熱装置付繰糸鍋」・「補充湯加熱装置付繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」
昭和5年：「電熱繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」
昭和6年：「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」・「自動的に落緒繭と蛹の分離移送装置」・「繰糸鍋」・「繰糸鍋」
昭和14年：「多條繰糸鍋」
- 以上であるが、昭和17年にも「煮繭装置付き繰糸鍋」がある。

これは実用新案出願公告数の単純比較であるが、両者の経営戦略が現れている可能性がある。すなわち、丸千組は、複数社にOEMの供給を行っており、自社ブランド中心の生産ではなかったのではないだろうか。これに対し、林工業は自社ブランド比重がより高かった可能性がある¹³⁾。現段階では仮説の域をでないが、今後の調査によって検証を進める予定である。

(3) YD式繰糸鍋

加藤宗一氏は、著書の中で「佐藤金六によって発明された「YD式繰糸鍋」(大正13年実用新案)とこれに結びつく「自動索緒装置」(大正14年実用新案)」と記している(加藤1976)。その後、松本 明氏は、丸千組のカタログ記載から、YD式繰糸鍋は丸千組が製造していたことを指摘すると共に、大正13年に「佐藤金六がYD式を開発し、

実用新案を取得した」として実用新案出願公告第572号を紹介した。また、藤岡市所蔵のYD式繰糸鍋を紹介する際に、『㊦繰糸鍋型録』を根拠にYD式索緒機を使用するものと指摘した(松本2011)。しかし、両者共にYD式繰糸鍋の種類や特徴を示す可能性が高い82557、82559という数字との関連や意味について触れていない。そこで、YD式繰糸鍋の特徴とそこに記された数字の意味を探ってみよう。

先に紹介したYD式繰糸鍋は、内面から縁に白色釉をかけた鍋と縁に黒色釉をかけ、手前側2箇所には拡張部を設けた鍋の2種に大別できる。更に、後者は拡張部の大(写真46~48等)小(写真53・71)に細分できる。前者は、『㊦繰糸鍋型録』による「特許YD式索緒箒ヲ仕用」するYD式繰糸鍋(図22左)、後者で拡張部が狭いものは「YD式自動索緒器用繰糸鍋」(図22右)に対応する。拡張部が大きい鍋も、特徴から自動索緒機用と考えられる。「特許YD式索緒箒」は、丸子工業のカタログによると(丸子工業刊行年不詳)、手動で使用する。カタログの「使用法」では索緒箒を鍋の傍らに置くが(図23)、掲載される写真では紐状のもので吊り下げている(図24)。この状態は、丸子郷土博物館所蔵絵はがきにも認められる(図25)。また、丸子郷土博物館所蔵写真でも紐状のもので吊り下げられ、紐状のものを取っ手先端のリング部分に取り付けている(図26)。これに対し、丸子郷土博物館HPに「依田社(YD)式繰糸鍋」として紹介されている写真(丸子郷土博物館所蔵)には自動索緒機が写っている。そして、繰糸鍋は自動索緒機用で拡張部が広いタイプである(図27)。

それでは、カタログに記載される「特許YD式索緒箒」や「特許YD式繰糸鍋」の特徴は如何なるものか。丸子工業が昭和4年正月に発行したパンフレット(丸子工業1929)のYD式繰糸鍋部分に、「実用新案第82557」、「実用新案第82559」の記載がある。前者は、大正13年実用新案出願公告第936号で、名称は「半沈繰索緒箒」、考案者が中山つね、出願人が依田社である(図28)。そして、後者は大正13年実用新案出願公告第572号で、名称は「繰糸釜」である。この考案者は佐藤金六、出願人は依田社である。

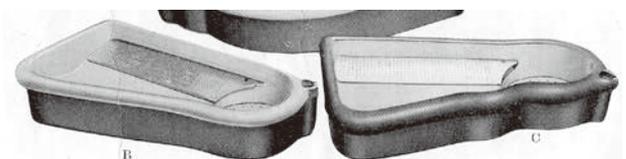


図22 『㊦繰糸鍋型録』掲載のYD式繰糸鍋、左がYD式索緒箒用、右がYD式自動索緒機用



図23 丸子工業カタログ掲載のYD式索緒箒使用法の1部

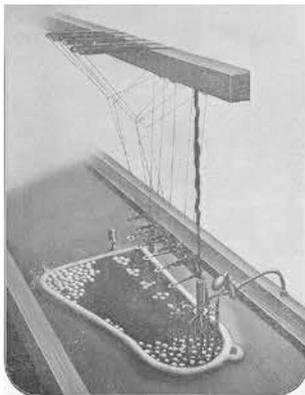


図24 丸子工業カタログ掲載のYD式繰糸鍋

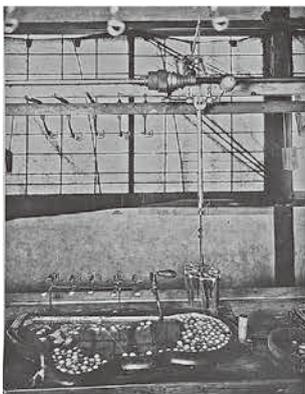


図25 繰糸風景絵はがきの部分拡大

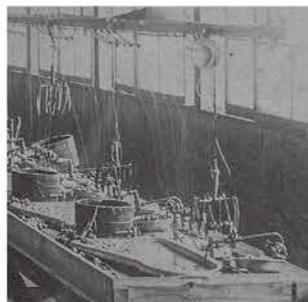


図26 繰糸場写真の部分拡大

左 図27 YD式繰糸鍋と自動索緒機の写真、先端にYD式索緒箒を使用している、繰糸鍋は拡張部の大きいタイプである

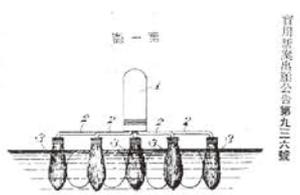


図28 実用新案出願公告第936号「半沈繰索緒箒」第1図

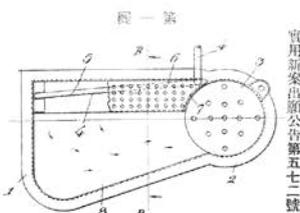


図30 実用新案出願公告第572号「繰糸釜」第1図

出願公告に付された図(図30)と説明によると、蛹溝がなく写真41の繰糸鍋の特徴とほぼ一致する。しかし、この繰糸鍋には実用新案番号が記されていない。一方、実用新案番号82559が記された繰糸鍋には蛹溝が存在する。

依田社(佐藤金六考案)は大正12年12月に「索緒分業半沈繰糸釜」も実用新案の出願を行い、同14年に公告番号14605号を取得(登録番号は91335)している。この実用新案公告によると、先の82559号「繰糸釜」との違いは、「蛹集溜用円弧状凹溝」(本稿では蛹溝と記載)と「落緒繭集溜用円形部の取付位置を索緒側に向け突出」させた点である(図31)。この実用新案番号を記載したYD式繰糸鍋

が栃木県野木町の新井家ふるさと記念館に残されている(写真86)。しかし、実用新案図のように円形部を索緒側に突出させておらず、目皿受の形状が異なる程度で他との大きな違いは見いだせない。この繰糸鍋に、異なる二つの繰糸鍋に関する実用新案番号を付した理由は不明である。しかし、自動索緒機用を含め、ほとんどのYD式繰糸鍋に82557、82559と記していることは、半沈繰用YD式索緒箒の使用と実用新案図やカタログ掲載の作用図(図32)に示される矢印方向の緩やかな流れによって浮遊物や落緒繭などが円形部に集まる点がYD式繰糸の根幹をなす部分として意識されていたことの現れであろう。

自動索緒機用YD式繰糸鍋にもYD式半沈繰索緒箒の実用新案番号が記される点であるが、大正14年の特許第64493号「自動索緒装置」明細書の「発明相互の関係」には「実用新案第八二五五七号を実施す」と記されている。また、昭和2年の実用新案公告第4454号「自動索緒箒働作用契合装置」と同年の実用新案公告第4904号「自動索緒用箒昇降装置」の説明にも「実用新案第八二五五七号を実施す」と記されており、自動索緒機においてもYD式索緒箒を使用するからであろう。

YD式繰糸鍋が丸千組で生産された可能性については、『①繰糸鍋型録』の記載を根拠として既に指摘されている。加えて、今回、丸千組窯跡で1点確認していることは先に述べたとおりである。それでは、カタログに記載されているように、「一手製作ヲ引受ケ」であったのかどうか、追加資料や異なる観点からも検討を加えることにする。

既に紹介されている『①繰糸鍋型録』以前に発行された丸千組の『繰糸鍋型録』にも「YD式繰糸鍋考案販売者 丸子工業株式会社」、「YD式繰糸鍋一手製造元 合名会社①組索取鍋製作所」(マ)と記されている(①組 刊行年不詳 a)。また、丸子工業が昭和4年正月に発行したパンフレットには、「陶製は長野県高遠町より鋳鉄製は東京川口町夫々の製造部より発送する事有」と記されている(丸子工業1929)。更に、現時点で林工業製繰糸鍋にYD式を確認しておらず、増澤商店のカタログにも掲載されていない。また、今回確認したYD式繰糸鍋に押し

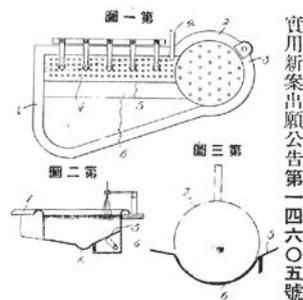


図31 大正14年実用新案出願公告第14605号第1～第3図



図32 丸子工業カタログに掲載された「特許YD式繰糸鍋作用説明図」

れた職工印の特徴は丸千組製線糸鍋との共通点が認められると共に、同じ職工印が在することも、陶器製YD式線糸鍋が丸千組でのみで生産されていたことの根拠に加えることができる。

以上、簡単に成果と課題を述べてきたが、現段階では丸千組と林工業両窯跡に残る線糸鍋調査も不十分な状態であり、視点が定まらない時期に調査を行った線糸鍋については観察項目の不備も存在する。今後はこれらの調査や再確認を進めると共に、丸千組や林工業以前の線糸鍋窯跡調査や、より広範囲の線糸鍋調査を行う必要を感じている。

おわりに

加藤宗一氏は『日本製糸技術史』の中で「線糸鍋の変遷は、そのまま線糸技術の発展のあとである。したがって、昔から線糸鍋を一堂にあつめ、これに系列をつけるとそのままが明治・大正・昭和の線糸技術を語りつくせると云ってよいほど、両者の関係は不可分なのである。」(加藤1976)と述べている。これは、線糸鍋研究の到達点を示すものであるが、現状では残された資料が極めて少なく、その道のりは遙かに遠い。しかし、今後も調査を継続し、ごく僅かでも到達点に近づくことができればと考えている。

本稿は、紙数の関係で記述や写真・挿図の割愛や縮小をせざるを得ない部分もあった。これらの点については、別稿において改めて提示したいと考えている。

本稿は平成28年度から30年度の当事業団自主研究活動事業「信州産陶器製線糸鍋の生産と消費」として助成を受けた成果の一部である。また、下記の方々や機関・組織にご教示や調査協力をいただいた。記して感謝いたします。敬称略、50音順。

新井家ふるさと記念館、安中市教育委員会、石川繊維資料館、伊那市民俗資料館 高遠なつかし館、入間市博物館、岡崎市美術博物館、岡谷蚕糸博物館 シルクファクトおやか、片倉工業株式会社、片倉シルク記念館、甘楽町歴史民俗資料館、旧常田館製糸場、笠原工業株式会社、国立国会図書館、滋賀県立陶芸の森 信楽産業展示館、市立岡谷図書館、新增澤工業株式会社、須坂市立博物館、須坂市ふれあい館 まゆぐら、諏訪市図書館、高遠町歴史博物館、辰野美術館、中央市教育委員会、中央市豊富郷土資料館、東京農工大学 科学博物館、富岡市教育委員会、豊田市近代の産業とくらし発見館、豊橋市民俗資料収蔵室、豊橋市美術博物館、羽村市郷土博物館、藤岡市教育委員会、松本市歴史の里、丸子郷土博物館、南アルプス市教育委員会

赤羽義洋、阿部里美、新井元之、石川 明、伊藤久美子、今福律子、今村直樹、内城秀典、大竹良夫、垣塚はつえ、葛西志耕、笠原一洋、片野雄介、久住祐一郎、黒澤照弘、小池裕貴、小西恭子、齊藤有里加、清水禎次郎、鈴木 功、千賀康孝、高木美奈、高林千幸、田野倉武男、角田 茂、徳竹 楓、中山誠二、橋本多美雄、長谷川善文、畑中英二、林久美子、福澤浩之、星野伸男、松井孝宗、三浦久美子、水谷貴之、三ツ井芳恵、八木瑞希

注

- 1) 信楽は(畑中2015)、長野市篠ノ井は(窯業銘鑑出版部1924)、上伊那郡辰野町は(赤羽義洋2006)、伊那市高遠町は(橋本多美雄編2011)、(馬島律司1975)、飯田市大字龍江は(岡田正彦2005)、上田市古里は(上田小県誌刊行会編1968)による。
- 2) カタログの表紙には「合名会社丸千組線糸鍋製作所」と記載されるが、本文中に「合名会社千組糸取鍋製作所」とも記載されているため、本稿では「合名会社丸千組」と表記する。
- 3) 特許・実用新案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)で検索した。なお、本稿に掲載した特許や実用新案図は、掲載にあたり切り抜きや文字と図の間を詰める加工を行った。しかし、図や文字は縮小したのみで、改変は行っていない。
- 4) 商工省編纂 1947『昭和22年度版 全国工場通覧』工業新聞社 604頁に林陶社が掲載されている。代表は林 芳人で製造品目は「代用鍋」と記される。従業員数は30名から100名未満の「D」表記である。丸千組の従業員数も「D」表記で製造品目は「陶器鉢」とされている。
- 5) この資料が丸千組製であることは、既に(橋本2011)で紹介されている。
- 6) 展示の際は縁の押印を「判読不能」と判断していたが、原稿提出後、線糸鍋の再確認をさせて頂く機会を得た。その際、林久美子氏から「◎」のご教示をいただき、縁の押印が増澤商店の「◎」であることが確認できた。
- 7) 南アルプス市ふるさと文化伝承館のブログによる。
- 8) 原稿提出後、「岡谷蚕糸博物館 シルクファクトリーおやか」において排水部縁付近に「◎」押印がある半月鍋を実見させて頂く機会を得た。「◎」は増澤商店のマークで胎土、釉調は信楽産の特徴を有しており、深川製陶所の製品と考えられた。その半月鍋の側面に「◎」押印が認められた。
- 9) 底面全体に目皿を敷くタイプの半月鍋は、丸千組のカタログには「陶器製総目皿入」として掲載されているが、現時点において信州産で未確認である。しかし、信楽産には多く認められ、このタイプを選択的に導入した結果の可能性もある。今回紹介しなかったが、県内の発掘調査で信楽産兼業用煮瀨鍋が出土している例があり、他の製糸工場でも導入年代によっては信楽産が一定量導入されていると考えられる。
- 10) 丸形の玉糸製糸用鍋は、糸徳製糸で「大正の終わりから昭和の初めにかけて」使用されたものである。玉糸用線糸鍋は、増澤商店の新旧カタログには掲載されるが、丸千組や満留安のカタログには掲載されていない。
- 11) 織田式10条線糸機に使用される「連続自動索緒機」は昭和5年に特許第87329号を取得し、この内容は(農林省蚕糸局編 1934)にも掲載されている。しかし、掲載にあたり明細書本文も「摘録」であり、一部は改変されている。このため、引用にあたっては特許明細書と同一でない点に注意する必要がある。
- 12) 収蔵場所が異なるため今回は実見しなかったが、松井孝宗氏から、挙母城跡の発掘調査で鉢状の糸取鍋が出土しているのご教示を頂いた(松井孝宗ほか2015)。底面の重ね焼痕から信楽産であると判断できる。また、形状から玉糸用か沈線用と考えられる。
- 13) 『製糸機に関する特許発明及実用新案摘録』の「線糸鍋」(農林省蚕糸局編 1934)には、明治40年から昭和7年までの実用新案が275件で、大正10年以前は11件にすぎず、大正10年以降、急激に増加するとされている。また、その内容は大正10年以前は簡単な鍋構造であったが、同11年以降は索緒部を設けた線糸鍋や落緒繭の移送、注水装置に関するものが多いと指摘している。また、最近では自動線糸機や多条線糸機用の線糸鍋の考

案が比較的多いとの指摘もしている。

今回は対象としなかったが、林 芳人は昭和2年に索緒箒で特許を取得、昭和6年に索緒箒の柄で実用新案、昭和7年に自動索緒機で実用新案を取得しているが、丸千組は索緒機に関する特許・実用新案を取得していない。増澤商店や満留安のような製糸機械や用具、構造物など総合的に扱う会社ではなく、陶器製鍋類の生産会社が自動索緒機の実用新案を取得するのは「特許林式」の索緒部付き繰糸鍋との関係があるかもしれない。ただ、織田式10条繰糸鍋生産も確認しているので、今後の調査で多少の変更は生じるであろう。

引用・参考文献

- 赤羽義洋 2006『赤羽焼の近代遺跡』『伊那路』第50巻10号 上伊那郷土研究会
- 今井幹夫、片野雄介 2014『史跡 旧富岡製糸場 内容確認調査報告書 2 遺構編』富岡市教育委員会
- 上田小泉誌刊行会編 1968『上田小泉誌』第3巻社会編 小泉上田教育会 pp.817・892
- 岡田正彦 2005「飯田・下伊那地方の窯業の歴史」『飯田市美術博物館 研究紀要15』飯田市美術博物館
- 織田吉蔵 1956『織田式十條立繰器械 繰糸技術の手引』タカセ商会（豊田市近代の産業とくらし発見館所蔵）
- 加藤宗一 1976『日本製糸技術史』製糸技術史研究会 pp.135・136
- 片野雄介 2013『史跡 旧富岡製糸場 内容確認調査報告書1』富岡市教育委員会
- 片野雄介ほか 2016「富岡製糸場出土の陶製系取鍋について」『日本考古学協会第82回総会研究発表要旨』一般社団法人日本考古学協会
- 上伊那誌編纂会 1970『上伊那誌 第4巻 人物編』上伊那誌刊行会
- 「加茂蚕糸の歩み」編集委員会 1995『大正・昭和・平成3代 加茂蚕糸の歩み』加茂蚕糸販売農業協同組合連合会 PP.241
- 熊倉一見 1987「新井製糸所について―栃木県県是製糸第二工場―」『野木町史年報』第3集 野木町
- 合資会社増澤商店 刊行年不詳 a『CATALOGUE MASUZAWA CO.,JTD』(市立岡谷図書館所蔵)
- 合資会社増澤商店 刊行年不詳 b『CATALOGUE MASUZAWA CO.,JTD』(豊富郷土資料館所蔵)
- 合名会社①組繰糸鍋製作所 刊行年不詳 a『繰糸鍋型録』(丸子郷土博物館所蔵)
- 合名会社①組繰糸鍋製作所 刊行年不詳 b『①繰糸鍋型録』(筆者所蔵)

- 佐野享介 2014『碓氷社―安中市の蚕糸業の過去と現在―』安中市学習の森ふるさと学習館
- 三龍社旧製糸工場調査団 1992『三龍社旧製糸工場に関する産業遺産の調査研究報告』三龍社旧製糸工場調査団 PP.53～54
- 辰野町誌編纂専門委員会 1988『辰野町誌 近現代編』辰野町誌刊行委員会
- 中央蚕糸新聞社編輯局 1914『諏訪製糸工業地案内』中央蚕糸新聞社（諏訪市図書館所蔵）
- 團 正助編 1924『大正拾参年度版窯業銘鑑 全』窯業銘鑑出版部 ねノ四農林省蚕糸局編 1934『製糸機に関する特許発明及実用新案摘録』農業と水産社
- 日本国有鉄道 1971『日本国有鉄道百年史』第8巻 pp.131～267及び付表2
- 橋本多美雄 2011『城下町高遠 故郷諸町の歴史と文化を後世に』故郷諸町の歴史と文化を残す会
- 畑中英二 2015『岡本太郎、信楽へー信楽焼の近代とその遺産―』信楽焼振興協議会 pp.29～60
- 百周年記念刊行委員会 2000「上田工場の設備及び略史」『笠原工業(株)上田工場百年のあゆみ』笠原工業(株)上田工場
- 平和記念東京博覧会出品写真帖発行所編 1922『平和記念東京博覧会出品写真帖』赤誠堂出版部 196コマの1部を国立国会図書館ウエブサイトから転載。
- 馬島律司 1975『高遠焼』高遠焼研究保存会
- 松井孝宗、児玉文彦 2015『製糸用鍋について―挙母城跡発掘調査補遺―』『豊田市郷土資料館だより』No.91 豊田市郷土資料館
- 松本 明 2011『陶器製・糸繰り鍋の変遷について―鍋製作所・「丸千組」等の業績及び群馬県内の調査を中心に―』『群馬文化』第308号 群馬県地域文化研究協議会
- 松本市教育委員会編 2008『松本市歴史の里整備報告書』松本市教育委員会
- 丸子工業株式会社 刊行年不詳『Y.D式煮繭機』(筆者所蔵)
- 丸子工業株式会社 1929『謹賀新年』(丸子郷土博物館所蔵)新年のあいさつを兼ねたパンフレット
- 満留安合資会社 刊行年不詳『CATALOGUE MARUYASU』(「昭和八年度用」の書き込みあり。筆者所蔵)
- 三浦久美子ほか 2017『石川組製糸ものがたり』解説ガイドブック 入間市博物館

金井東裏遺跡出土遺物のX線CT画像解析

— 出土鉄製品に伴う紐等低密度の有機物痕跡の形状把握と可視化への試み —

関 邦 一

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. はじめに | 3. X線CT画像解析 |
| 2. X線CT撮影 | 4. おわりに |

— 要 旨 —

群馬県渋川市金井東裏遺跡は国道353号金井バイパス建設に伴い平成24年9月から発掘調査開始され、同年11月19日に6世紀初頭の榛名二ツ岳渋川テフラの降下火山灰(Hr-FA)中から鉄製小札甲(1号甲)を着た状態の人骨が発見された。さらにその周囲から2号甲・矛をはじめ多数の遺物が出土、甲着装人骨等詳細調査検討委員会が発足し詳細な調査が実施された。この詳細調査ではこれら出土遺物のうち1号甲本体・1号人骨頭部と下部の鉄製品(冑)・2号甲・鉄製矛のX線CT撮影が実施され、小札甲の2000枚近くにも及ぶ小札の配列や硬い鏽に覆われた金属製品の内部構造のCT画像解析について「金井東裏遺跡 甲着装人骨等詳細調査報告書」(平成29年3月、群馬県教育委員会)においてその成果が報告されている。この解析に用いたCT画像の量は膨大であり、上記金属製品の細部構造を究明するための重要な情報がまだ残されている可能性が高い。本稿は、このX線CT画像の中から鏽や火山灰中に存在する空洞もしくは極めて密度の低い紐等の有機物痕跡に着目し、その実態(構造・形状)を立体的にとらえようとした研究の報告である。

キーワード

対象時代 古墳時代
対象地域 群馬県渋川市
研究対象 鉄製品・有機物痕跡・X線CT画像
解析

1. はじめに

金井東裏遺跡の小札甲はほぼ完形の状態出土(写真1・2)。その表面には小札甲を構成する要素紐・布等の有機物痕跡が観察され、さらにその錆に覆われた内部にも痕跡が内包されていると考えられた。金属製品は金属単体で成り立つものではなく、小札甲では鉄製の小札とともにこれらを繋ぐ紐や着装に必要な布・皮等の有機物素材と一体となって機能する。本研究では表面に現存する有機物痕跡の観察するとともに、X線CT画像解析を組み合わせて有機物の痕跡等を調査(把握・具現化)しようとした。

2. X線CT撮影

1号人骨・甲は小札甲を着装した状態で出土していることから小札甲とともに人に係る有機物情報を内包している可能性があった。この小札甲および付属する有機物と人体に係る3次元的情報を非破壊で取得するために、調査当初から人骨および小札甲を一体としてX線CT撮影することが検討された。X線CT撮影にあたっては国内最大級のX線CT撮影装置でも撮影可能範囲は直径80cmの円筒形・重量100kgの制限があることから、分割してX線CT撮影を行うこととなった。X線CT撮影にあたっては、まず甲の背側部分を調査したのち甲背側破片を一旦取り外し、その後人骨を調査・取り上げた後胴部分を土ごと切り取り、背側の破片をもとの位置に戻しX線CT撮影を実施した(写真3・4・5・6・7・8)。

3. X線CT画像解析

甲着装人骨のX線CT撮像は、株式会社日立製作所に1号甲、2号甲を持ち込み、同社の有するHiXCT-9M-SPを用いて行った。撮像に関わる緒言については表1に示す。撮像後のデータは、画像再構成ソフト(日立製作所製)により後再構成を行ったのち、VGStudio MAX2.1 (Volume Graphics GmbH)を用いて遺物の記録情報として甲の全体構造の3次元画像化を行った。一方、構造解析にあたっては、ExFact2.0 (日本ヴァジュアルサイエンス)を用いて、後再構成データを改めて3次元画像化した。これはアプリケーションごとの動作特性を考慮したもので、データ精度を変更せずに作業時間の短縮を目的としたためである。それぞれの画像解析作業については、奈良文化財研究所・村田泰輔氏に協力を頂いた。

構造解析にあたっては、大きく二通りの3次元画像を構築した。一つは甲全体を3次元化した画像であり、遺物の状態や構造解析の部位特定を目的としている。これはX線CTにより撮像されたすべての情報を積算させて構築しているため、実物と同様の形状が確認できる(写真9背面：出土上面、写真10右側面、写真11下側：草摺側)。一方でデータ容量および解析時間が膨大化するため、X線撮像時の解像度(0.3mm/pixel)をダウンサイズ(0.6mm/pixel)させて構築している。加えてこの全体画

像については、構造の積層変化が認めやすい適度な層厚(1号甲の場合、3.4mm/slice)で画像を切り、立体構造を手前から奥に向けて画像を切り取っていくデータも作成した(写真12-14)。CT断層画像はX線による面撮像でしかなく、並べても立体構造として把握が難しいのに対し、この手法では立体構造と断面の位置関係が理解しやすく、遺物の状態確認や詳細な構造解析にむけた部位確認に活用した。

もう一つの画像は詳細な構造を解析するための部位ごとの画像である。この鉄製小札甲に残存する緘紐等の有機物痕跡は、物質として密度が低いことからX線を透過しやすく、強いX線透過撮像では物体として捉えにくい。一方、観察対象とする緘紐等の痕跡は、より密度の高い鉄錆や錆化した土砂に覆われ、遮蔽された状況にある。そこで前述した全体構造の中から観察対象となる部位を特定し、可能な限り観察対象の画像情報のみを抽出し、構造の解析を試みた。

(1) 1号甲草摺(写真8のA部分)の解析

草摺部分のCT 3次元画像を高さ・角度を変え観察し(写真15・16・17・18)、その結果から解析に適した部分を見つけ詳しく調査をすすめる。写真19・20の上端部に並ぶ紐状の構造はその位置と方向から上下の小札と小札をつなぐ緘紐とみられ、上下方向に弛んだようにカーブし並んでいる。写真21・22・23で詳しく観察すると、そのカーブした紐の断面は「勾玉」状に凹む形が観察され、威し紐の形状を示すものと推測された。ただし、この部分は錆に覆われており、この形状はCT画像解析で観察できるのみである。しかし別の部位(写真24)の長側第一段右部分1箇所(金井東裏遺跡詳細調査報告書告書100頁158の右側の破片に対応)に上下の小札と小札を繋ぐ緘紐が錆化残存していることが確認され(写真25・26)、その欠けた断面を観察すると同様な「勾玉」状の凹みが観察される(写真27)ことから、CT画像解析により観察された上記形状も緘紐の形状を反映しているものと判断される。

(2) 1号甲堅上(写真8のB部分)の紐状凹み・空洞の解析

背側の堅上部分では、一次クリーニングの段階で背に沿って縦に幅3mmほどの浅い溝状の凹みが並んでいることが観察されている。この凹みを詳しく観察すると凹み内部に綾杉状の微細な構造が見られ、組紐の痕跡と判断した。この溝は小札上下端で消滅したり錆の中に潜り込む形で見えなくなる場所もある(写真28)。この錆に潜り込んだその先にも紐の痕跡は続くと考えられることから小札を上下方向に連ねる緘紐と認定されよう。

草摺部分の解析と同様に、全体から解析範囲を絞り画像を取り込んで解析を行った。

草摺に対し堅上部分は比較的平坦なため広い範囲を取

り込み解析した(写真29)

その中からさらに3次元の構造を捉えるため、該当部分を切り取り解析をすすめる。

X線CT画像の3次元画像を任意の方向でカットしその断面の構造を検証した。写真30と31および32と33は縦方向をずらしてカットした平面と断面で両者とも断面に6の字を横にしたような形の暗色部分が見られる。この痕跡は縦に延びる緘紐痕跡の延長上に位置し、規則的に配置している。この部分は空洞または非常に密度の低く火山灰・鏽の中に潜り込んだ形で存在した緘紐が劣化消失・空洞と化した痕跡と推定される。また写真34は横方向にカットした像を斜め方向から観察した画像で写真35はその断面で鏽中に上下(縦方向)に延びる緘紐とその緘紐断面を観察できる。

(3) 2号甲下部の火山灰中の不明空洞

1号甲の西から出土した2号甲は(写真36)、下部の火山灰中に遺物が見つかり(これは後に鹿角製小札と判明)、これを内包したままX線CT撮影を実施した。写真37はX線CT撮影後に上部のウレタンを除去した状態である。

2号甲のX線CT撮影を実施したところ、そのX線画像から鹿角製小札の近くの火山灰中に火山灰より密度が低くほぼ空洞に近い「ナツメ」形の部分が検出された。この空間については、鹿角製小札の調査時に慎重に調査・掘削を行ったが乾燥しサラサラの火山灰のためその形状を肉眼視することは出来なかった。そのためこのCT画像からこの不明空洞の画像解析を行った。写真38と39はCT画像解析中の2号甲の全体画像である。そこからさらに不明空洞部分に的を絞って解析した画像が写真40・41で火山灰中には根の痕跡とみられる不規則に曲がる空洞や火山灰粒子間の空洞や、密度に近い鹿角製小札の並びが見られる。そのため、さらに範囲を絞り不明空洞付近を切り出し詳細な解析を行い空洞の形状を捉えた(写真42・43・44)。この空洞の画像を観察すると、植物根の痕跡とみられる空洞とも交わることはなく、その形状から植物由来の痕跡の可能性は低いが、人為的加工物の確証もないため、結果としては不明空洞として報告せざるを得ない。

4. おわりに

本研究では、空洞に近い低密度の有機物痕跡を一部ながら解析することが出来た。しかしながら対象物周囲の高密度部分や、密度に近い植物根・火山灰の空間等の画像を不明瞭にする障害物の影響等の課題もあった。金井東裏遺跡出土遺物のX線CT撮影は鏽・土砂の除去を控え出土状態に近い状況でX線CT画像データを取得しており、今後さらに多くの情報を引き出すことが可能であり更に分析研究を続ける必要があると考える。末筆ながら、本研究でX線CT画像解析に協力頂いた独立行政

法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター、埋蔵文化財センター長高妻洋成氏、直接解析作業を実施して頂いた同センター遺跡・調査技術研究室研究員村田泰輔氏に深く感謝申し上げます。なお、小稿は平成29年度群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究助成「金井東裏遺跡出土甲X線CT画像の解析」の成果の一部である。

本稿に使用した写真1～8は筆者撮影、写真9～44は奈良文化財研究所村田泰輔氏が撮影したものである。

参考文献

公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団2017「金井東裏遺跡甲装着人骨等詳細調査報告書」群馬県教育委員会

表1 X線CT撮像条件

	1号甲	2号甲
X線CT装置	HiXCT-9M-SP	
X線最大エネルギー	9MeV	
撮像方式	第2世代	第3世代
CT画像サイズ	2,666×2,666pixel	1,500×1,500pixel
画素サイズ	0.3mm/pixel	0.4mm/pixel
スライス厚	1.0mm	1.0mm
撮影ピッチ	1.0mm	1.0mm

写真1 遺物出土状態 右奥1号甲 左手前2号甲



写真2 1号取り上げ作業



写真3 1号甲作業室内搬入後



写真4 1号甲背側一次クリーニング後



写真5 1号甲背側の取り外し作業



写真6 1号甲背側及び人骨を外した前側



写真7 1号甲背側の破片



写真8 1号甲前側を切り取り背側破片を元に戻したCT撮影状態

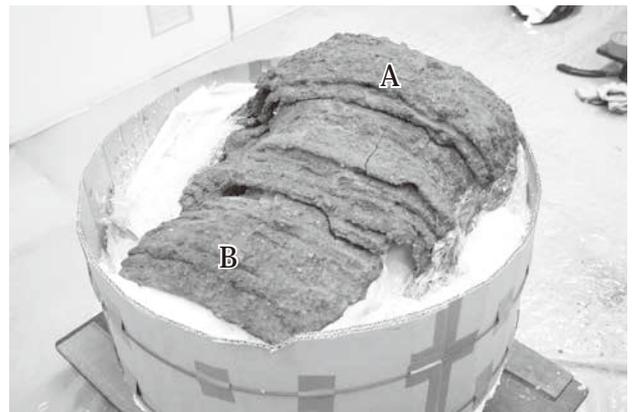


写真9 1号甲X線CT画像解析中の画面 甲の上面(背)

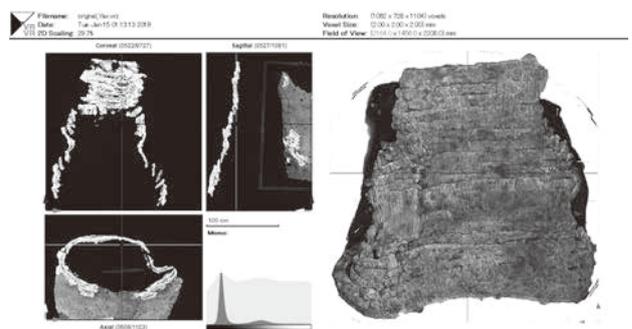


写真10 1号甲X線CT画像解析中の画面 甲の右側面

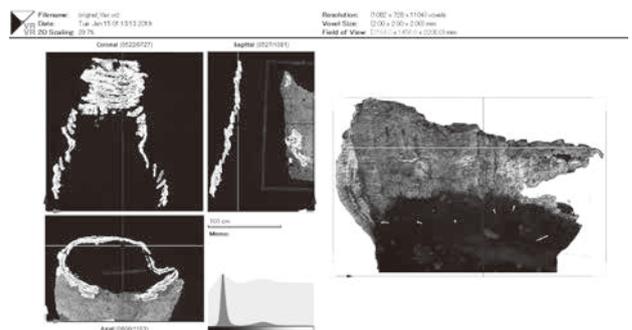


写真11 1号甲X線CT画像解析中の画面 甲の下(草摺側)

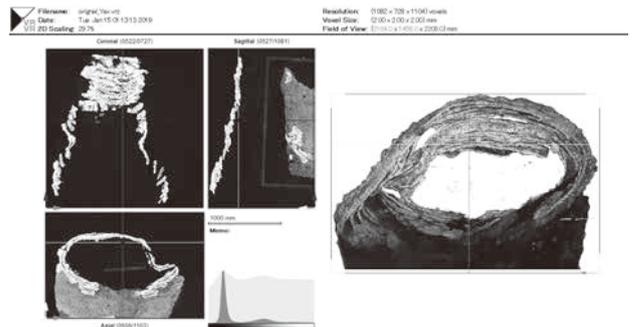


写真12 1号甲X線CT解析画像VR001



写真16 1号甲X線CT解析画像 草摺部分



写真13 1号甲X線CT解析画像VR031



写真17 1号甲X線CT解析画像 草摺部分

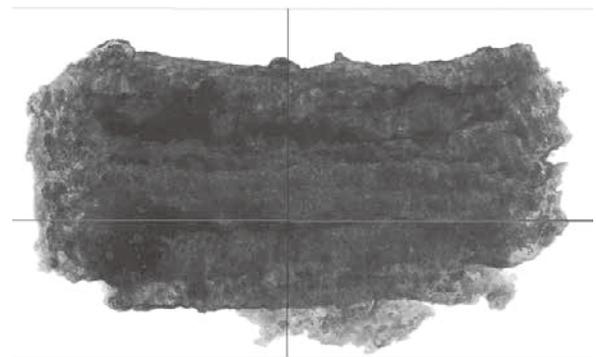


写真14 1号甲X線CT解析画像VR091

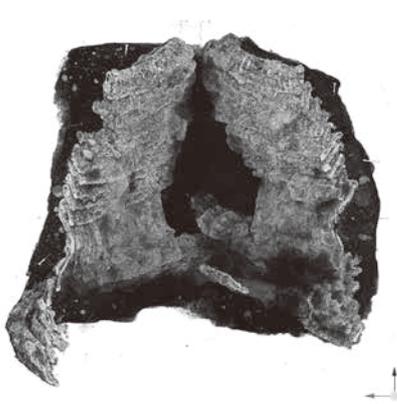


写真18 1号甲X線CT解析画像 草摺部分

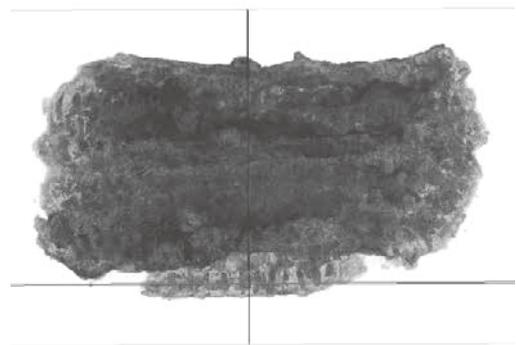


写真15 1号甲X線CT解析画像 草摺部分を斜め下から見た状態



写真19 1号甲X線CT解析画像 草摺部分を斜めから見た状態

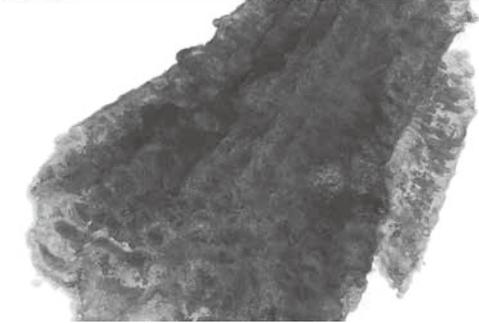


写真20 1号甲X線CT解析画像 草摺上端

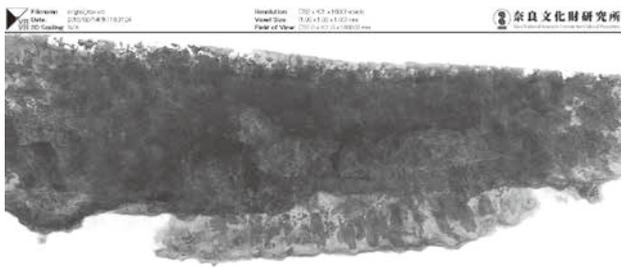


写真21 1号甲X線CT解析画像 草摺上端を拡大



写真22 1号甲X線CT解析画像 草摺上端を断面拡大

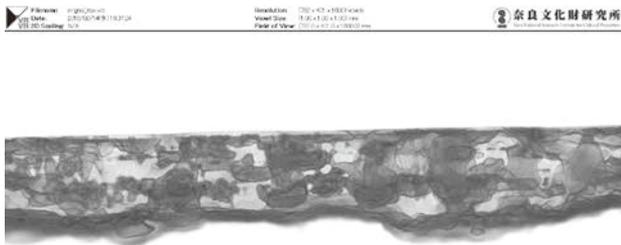


写真23 1号甲X線CT解析画像 草摺上端を拡大

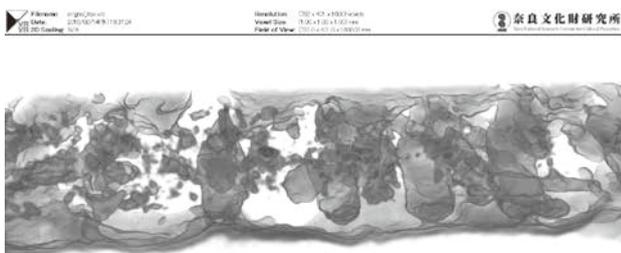


写真24 1号甲長側第一段右側部分破片



写真25 1号甲長側第一段右側部分破片の紐(表面)拡大 保存処理前のため接合位置に置いて撮影

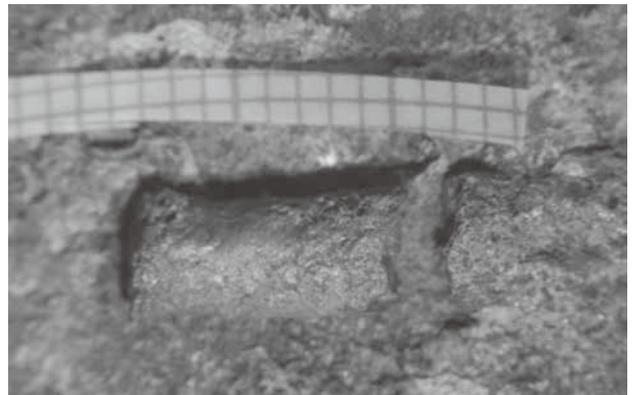


写真26 1号甲長側第一段右側部分破片の紐(裏面)拡大 保存処理前のため接合位置反転状態に置いて撮影 目盛りは1mm

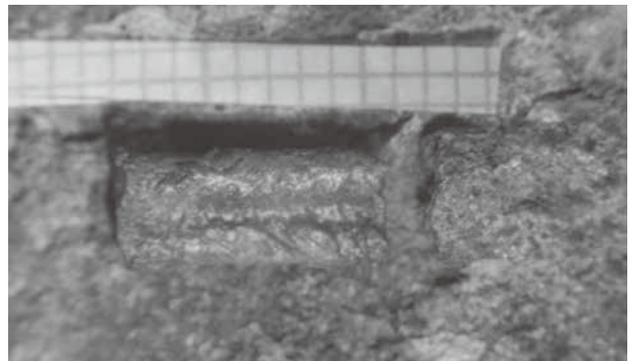


写真27 1号甲長側第一段右側部分破片の紐断面



写真28 1号甲豎上外面の組紐痕跡



写真29 1号甲X線CT解析画像 豎上付近全体像

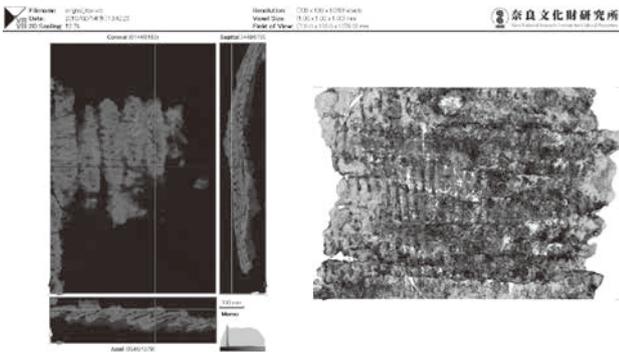


写真30 1号甲X線CT解析画像 豎上一部平面画像

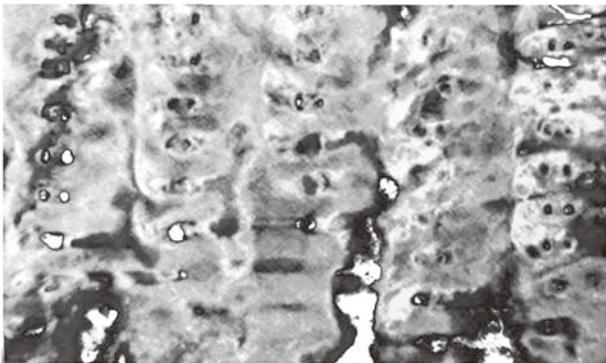


写真31 写真30画像のたて方向断面

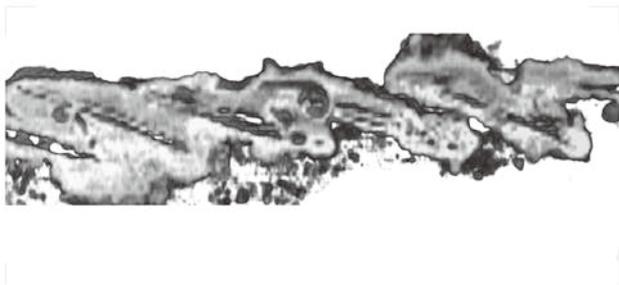


写真32 1号甲X線CT解析画像 豎上一部平面画像

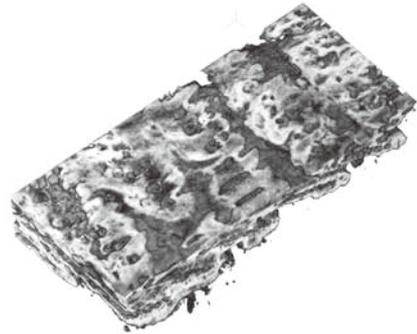


写真33 写真32画像のたて方向断面



写真34 1号甲X線CT解析画像 豎上一部平面画像

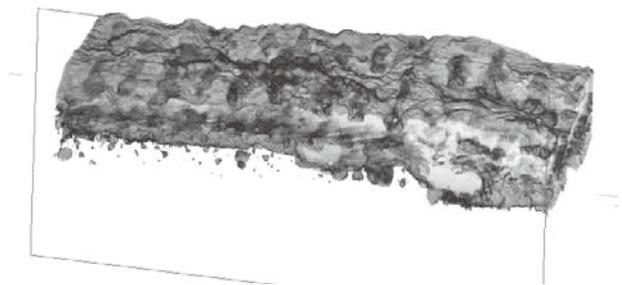


写真35 写真34画像のよこ方向断面



写真36 2号甲出土状態



写真37 2号甲X線CT撮影後ウレタン梱包除去状態



写真38 2号甲X線CT画像解析中の画面 甲の出土上面全体

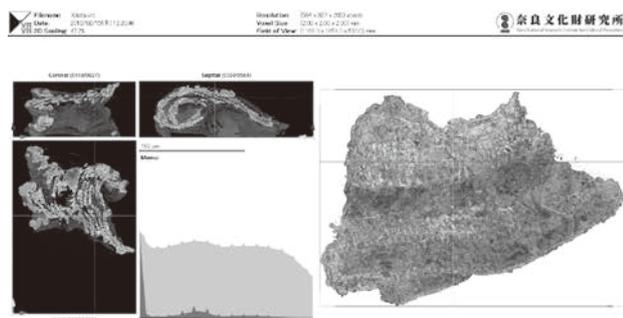


写真39 2号甲X線CT画像解析中の画面 甲の下側(草摺側)全体

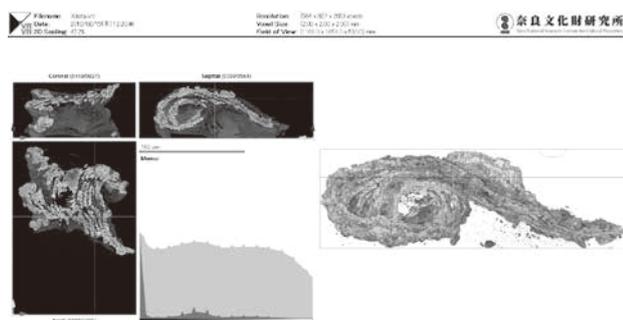


写真40 2号甲不明空洞X線CT画像解析中の画面(草摺側から)左側は鹿角製小札断面

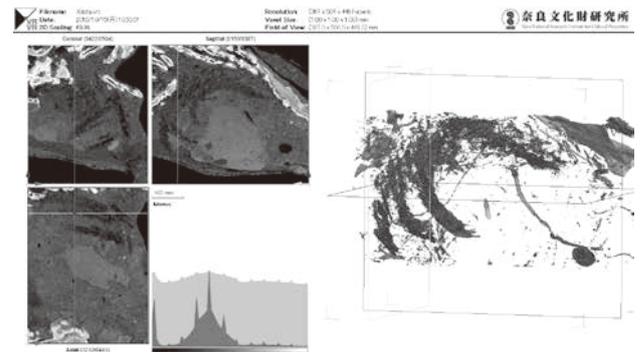


写真41 2号甲不明空洞X線CT画像解析中の画面(出土下側から)上方は鹿角製小札1-1・2-1・3-1

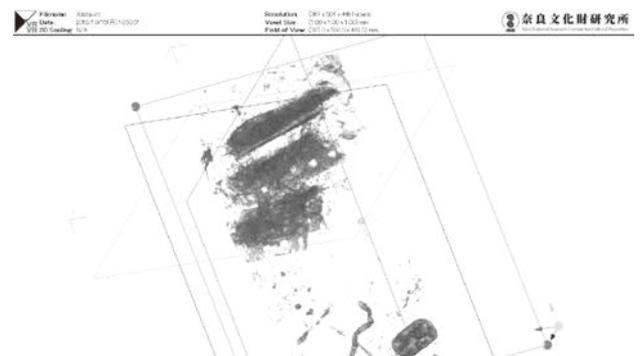


写真42 2号甲不明空洞X線CT画像解析中の画面 空洞部抽出

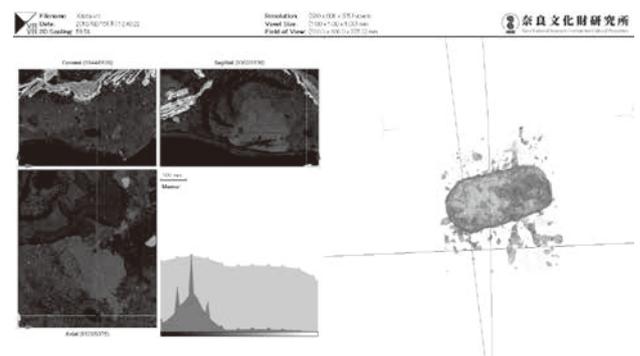


写真43 2号甲不明空洞X線CT画像解析中の画面 空洞部縦断面

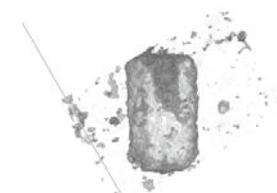
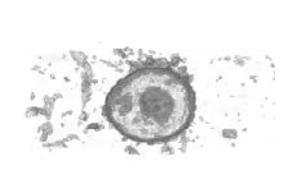


写真44 2号甲不明空洞X線CT画像解析中の画面 空洞部横断面



投稿規定

- 1 執筆者：投稿できるのは、本事業団職員及び年報・紀要委員会（以下、委員会という）が認める者とする。
- 2 提出及び掲載：投稿原稿は当該年度の委員会が定める期日までに提出し、委員会が定める査読を経た上で掲載する。
なお、掲載の採否及び掲載順序は委員会が決する。
- 3 種類：原稿は埋蔵文化財及び関連する諸分野を含む内容の論文・研究ノート・資料紹介とする。
なお1号内で完結することを原則とする。既発表のものは受理しない。
- 4 頁数及び件数：1編あたりの分量は20頁以内、1人1件を原則とする。

執筆要項

（平成28年12月改訂）

A 締切

- 1 当該年度の年報・紀要委員会が定める。

B 内容

- 1 冒頭に要旨・キーワードを付ける。キーワードは対象時代・対象地域・研究対象を各10文字・3点以内とする。
- 2 学術的内容を維持するため、提出後、査読を行い、投稿原稿の加筆・修正等を要請することがある。
- 3 題名は簡潔なものが望ましい。また英文タイトルを付ける。
- 4 本文は日本語使用を原則とするが、文末に外国文要約を付けることができる。

C 体裁・表現

- 1 本文体裁はA4版

- 1-1 要旨を含め全体を偶数頁とする。
- 1-2 本文は25字×48行×横2段組、註は34字×63行×横2段組、要旨は44字×20行程度×横1段組(版型は53字×48行×横1段組)とする。
- 1-3 提出原稿は原則としてワードで作成すること。本文・図版等をフル・デジタル入稿する場合も含めてCD等のほかに、必ず本文・図版等の位置をレイアウトした打ち出し原稿も添付する。
- 1-4 本文・図版等をデジタル入稿する場合は、原稿作成に際して使用したOS名及び使用編集ソフト名等を明記する。

- 2 文章表現は次のようにする。

- 2-1 原則として現代仮名遣い・「である」体・常用漢字を使用する。
- 2-2 外国関係固有名詞はカタカナ書きで[]内に原文表記とする。
- 2-3 註は通し番号右肩付き片括弧、文末参考文献前は一括記載とする。
- 2-4 本文中と註での参考文献は(小林1998)のように表記する。引用箇所が明確な場合は頁数も表記する。
- 2-5 参考文献配列は原則50音順ないし、欧文が入る場合にはアルファベット順でも可とする。
- 2-6 参考文献表記の例

論文・報告書部分表記 群馬太郎 2015「論文名・引用か所」『文献名』号名 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団pp.1-10

報告書単著表記 群馬次郎 2014『文献名』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

報告書共著全体表記 群馬三郎・利根四郎 2013『文献名』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

ただし、共著者3名以上の場合代表編者のみを表記し、群馬三郎(編)と表記。

- 3 図・写真図版の体裁

- 3-1 版面は1頁大 縦238.25mm×横172.25mm 左右半頁 縦238.25mm×横81.25mmとする。
- 3-2 図および写真はデジタル・データを原則とする。異なる場合、事前に委員会に相談し、その了解を得るものとする。
- 3-3 写真および図版データの仕様については、委員会が定めるものによる。
- 3-4 印刷は原則として単色印刷とする。カラー図版掲載の場合、本紙と異なる用紙を使用する場合には当該執筆者に印刷経費の個人負担を求める場合がある。また原則として折込・別刷り等は認めない。
- 3-5 図版などのキャプションは「図○」「表○」「写真○」のように表記する。

D その他

- 1 上記以外は当該年度の年報・紀要委員会が定める。
- 2 当事業団職員自主研究活動指定研究による成果の投稿は優先して取り扱う。
- 3 掲載料の徴収や原稿料の支払いはなく、抜刷の作成費用は個人負担とする。印刷部数の上限は原則200部とする。
なお、執筆者が希望する場合に限り、執筆部分のPDFデータを無償で提供することができるものとする。
- 4 図版などの引用については、著作権に留意し、執筆者の責任において行うものとする。

執 筆 者

谷藤保彦(たにふじ やすひこ)	当事業団職員
石守 晃(いしもり あきら)	当事業団職員
大木紳一郎(おおき しんいちろう)	当事業団職員
友廣哲也(ともひろ てつや)	当事業団職員
高島英之(たかしま ひでゆき)	当事業団職員
飯森康広(いもり やすひろ)	当事業団職員
大西雅広(おおにし まさひろ)	当事業団職員
関 邦一(せき くにいち)	当事業団職員

[掲載順。所属は、平成30年4月現在]

平成30年度年報・紀要委員

木津博明(調査部長：委員長) 高島英之(編集長) 板垣泰之・小原俊之(年報座長) 谷藤保彦(紀要座長)
梅村唯斗(ハッ場ダム調査事務所) 鈴木真理子(経理課) 西田健彦(普及課)

デジタル編集担当

齊田智彦(資料1課)

[所属は、平成30年4月現在]

研 究 紀 要 37

平成31年3月1日発行

編集・発行 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
〒377-8555 群馬県渋川市北橘町下箱田784-2
電話 0279(52)2511 (代)
FAX 0279(52)2904

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>
印刷 杉浦印刷株式会社